

昭和四十五年六月十五日

四日市市議定会定例会会議録（第一号）

四日市市議定会

昭和四十五年 四日市市議会定例会会議録 第一号

昭和四十五年六月十五日（月曜日）

○議事日程 第一号

昭和四十五年六月十五日（月）午後二時開会

第一 議席の一部変更について

第二 会議録署名議員の指名について

第三 会期の決定について

第四 報告第一号 専決処分について

第五 報告第二号 専決処分について

第六 報告第三号 昭和四十四年度四日市市繰越明許費について

第七 報告第四号 昭和四十四年度四日市市事故繰越しについて

第八 報告第五号 財団法人四日市市開発公社並びに霞ヶ浦土地株

式会社の経営状況について

第九 議案第五七号 昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算

報
告

〃

〃

〃

〃

(第一号)

議案説明

- 第一〇 議案第五八号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について
- 第一 議案第五九号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について
- 第二 議案第六〇号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
- 第三 議案第六一号 四日市都市計画事業浜田第二土地区画整理事業施行規程の制定について
- 第四 議案第六二号 昭和四十五年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について
- 第五 議案第六三号 財産の出資について
- 第六 議案第六四号 土地の取得について
- 第七 議案第六五号 町の区域の変更について
- 第八 議案第六六号 町及び字の区域の変更について
- 第九 議案第六七号 市道路線の認定について
- 第二〇 議案第六八号 市道路線の廃止について
- 第二一 議案第六九号 市道路線の一部廃止について

議案説明

- 第二二 議案第七〇号 工事請負契約の締結について
- 第二三 議案第七一号 工事請負契約の締結について
- 第二四 議案第七二号 工事請負契約の締結について
- 第二五 議案第七三号 工事請負契約の締結について
- 第二六 議案第七四号 工事請負契約の締結について
- 第二七 議案第七五号 工事請負契約の締結について
- 第二八 議案第七六号 工事請負契約の締結について
- 第二九 議案第七七号 工事請負契約の締結について
- 第三〇 議案第七八号 工事請負契約の締結について
- 第三一 議案第七九号 工事請負契約の締結について

○本日の会議に付した事件

- 日程第一 議席の一部変更について
- 日程第二 会議録署名議員の指名について
- 日程第三 会期の決定について
- 日程第四 報告第一号 専決処分について
- 日程第五 報告第二号 専決処分について
- 日程第六 報告第三号 昭和四十四年度四日市市繰越明許費について

日程第七 報告第四号 昭和四十四年度四日市市事故繰越について
 日程第八 報告第五号 財団法人四日市市開発公社並びに霞ヶ浦土地株式会社の経営状況について
 日程第九 議案第五七号 昭和四十五年四日市市一般会計補正予算（第一号）
 日程第一〇 議案第五八号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について
 日程第一一 議案第五九号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について
 日程第一二 議案第六〇号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
 日程第一三 議案第六一号 四日市都市計画事業浜田第二土地区画整理事業施行規程の制定について
 日程第一四 議案第六二号 昭和四十五年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について
 日程第一五 議案第六三号 財産の出資について
 日程第一六 議案第六四号 土地の取得について
 日程第一七 議案第六五号 町の区域の変更について
 日程第一八 議案第六六号 町及び字の区域の変更について
 日程第一九 議案第六七号 市道路線の認定について
 日程第二〇 議案第六八号 市道路線の廃止について
 日程第二一 議案第六九号 市道路線の一部廃止について
 日程第二二 議案第七〇号 工事請負契約の締結について

日程第二三 議案第七一号 工事請負契約の締結について
 日程第二四 議案第七二号 工事請負契約の締結について
 日程第二五 議案第七三号 工事請負契約の締結について
 日程第二六 議案第七四号 工事請負契約の締結について
 日程第二七 議案第七五号 工事請負契約の締結について
 日程第二八 議案第七六号 工事請負契約の締結について
 日程第二九 議案第七七号 工事請負契約の締結について
 日程第三〇 議案第七八号 工事請負契約の締結について
 日程第三一 議案第七九号 工事請負契約の締結について

○出席議員（四十二名）

伊	伊	伊	伊	荒	天	味
藤	藤	藤	藤	木	春	岡
信	太	泰	金	武	文	一
一	郎	一	一	治	雄	郎
君	君	君	君	君	君	君

吉	山	山	山	安	六	宮	松	増	前	藤	日	日	早	服	長	野
垣	本	中	口	垣	平	田	島	山	川	井	比	沖	川	部	川	崎
照		忠	信		豊		良	英	辰	泰	義	武	正	昌	鐸	貞
男	勝	一	生	勇	司	勇	一	一	男	郎	平	男	夫	弘	元	芳
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

生	坪	辻	高	志	坂	後	小	小	訓	北	喜	川	加	笠	大	大	岩
川	井		橋	積	上	藤	林	林	霸	村	野	村	藤	田	谷	島	田
平	妙	誠	力	政	長	藤	喜	哲	也	与			定	七	喜	武	久
蔵	子	二	三	一	郎	郎	夫	夫	男	市	等	潔	男	衛	正	雄	雄
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○欠席議員（二名）

○議事説明のため出席した者

谷	豐
口	田
專	
九	稔
君	君

市 助 役	市 助 役	収 入 役	市長公室長	総務部長	税務部長	産業部長	厚生部長	衛生部長	土木部長	建設部長	副収入役													
鬼久男	喜久男	見齊	寛嗣	良一	文男	清三	涼一	輝彦	忠臣	英郎	喜代己	和己	浦輪	木浦	沢井	平井	伊藤	阿南	小西	中山	中輪	三輪	園浦	村木

教育委員長	龍池清真君
教 育 長	西 川 棟 伍 君

市立四日市
病院事務長
山村了君

水道事業管理者 城井義夫 君

次 長 菊 地 英 也 君
技術部長 加藤 弘 君

消防次長 金田妙弘 君	消防次長 富山光三 君
-------------------	-------------------

○出席事務局職員

書	書	議	次	事
		事		務
		係		局
記	記	長	長	長
板	柴	小	森	鷺
崎	田	坂		野
大	静		正	正
之			太	
丞	良	靖	郎	和
君	君	君	君	君

午後二時開会

○議長（山中忠一君） ただいまから昭和四十五年六月、四日市市議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、四十二名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第一号により取り進めたいと思いますから、よろしくお願い申し上げます。
要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました要求書写のとおりであります。

永年在職議員表彰状伝達の件

○議長（山中忠一君） 会議に先立ちまして、去る五月二十六日、東京都において開催されました第四十六回全国市議会議長会定期総会におきまして、日比、笠田の両議員が十五年以上の勤続議員として表彰されましたので、表彰状の伝達を行います。

代表で、日比議員お願いします。

〔日比義平君登壇〕

○議長（山中忠一君）

表 彰 状

四日市市議会議員

日 比 義 平 殿

あなたは、市議会議員として十五年、市政振興につとめられた功績特に著しいものがありますので、第四十六回定

期総会に当たり、本会表彰規定により記念品を贈呈してこれを表彰いたします。

昭和四十五年五月二十六日

全国市議会議長会会長

仙 台 市 議 会 議 長

笠田議員、以下同文でございます。

〔表彰状授与〕（拍手）

藤 井 勝 雄

○議長（山中忠一君） これより会議を開きます。

日程第一 議席の一部変更について

○議長（山中忠一君） 日程第一、議席の一部変更についてを議題にいたします。

議員の所属会派の異動により、議席の一部を変更いたしたいと思ひます。

おはかりいたします。味岡一郎君、天春文雄君、荒木武治君、伊藤金一君、岩田久雄君、笠田七衛君、加藤定男君、川村 潔君、小林喜夫君、坂上長十郎君、志積政一君、谷口専九君、服部昌弘君、安垣 勇君、山中忠一の議席をただいまご着席のとおり変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、議席の一部を変更することに決定いたしました。

日程第二 会議録署名議員の指名について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第二、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において志積君及び訓覇君を指名いたします。

日程第三 会期の決定について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第三、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から六月二十二日までの八日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は八日間と決定いたしました。

日程第四 報告第一号専決処分について、及び

日程第五 報告第二号専決処分について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第四、報告第一号専決処分について、及び日程第五、報告第二号専決処分についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君）

ただいまご上程の各報告について、ご説明申し上げます。

報告第一号は、昭和四十四年度一般会計における都市計画事業資金、公営住宅建設事業資金及び義務教育施設整備

事業資金に対する融資額が、年度末に至り増額決定を見ましたので、歳入予算の補正を専決処分により行なったものであります。

報告第二号は、昭和四十四年度基金特別会計の予算補正でありまして、報告第一号に関連いたしましたので、一般会計への繰り出しをとりやめましたのと、預金利子の増額分を財政調整基金に積み立てたものであります。

以上、報告申し上げ、ご承認をお願いするものであります。

○議長（山中忠一君） ご質疑がありましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 別段ご質疑ありませんので、報告第一号ないし報告第二号は承認することにいたしました。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、報告第一号専決処分について、及び報告第二号専決処分については、これを承認することに決しました。

日程第六 報告第三号昭和四十四年度四日市市繰越明許費について、及び

日程第七 報告第四号昭和四十四年度四日市市事故繰越しについて

○議長（山中忠一君） 次に、日程第六、報告第三号昭和四十四年度四日市市繰越明許費について、及び日程第七、報告第四号昭和四十四年度四日市市事故繰越しについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君）

ただいまご上程の各報告についてご説明申し上げます。

報告第三号は、昭和四十四年度一般会計予算の繰越明許費繰越計算書でありまして、去る三月の定例市議会において、次年度に繰り越しを予定されるものとしてご決議いただきました、一般公営住宅建設事業費八百八十三万円を四十五年度へ繰り越したものであります。

報告第四号は、昭和四十四年度一般会計予算及び西浦士地区面整理事業特別会計予算における事故繰り越し繰越計算書でありまして、一般会計予算では、北大谷火葬墓地公園建設事業ほか九件で一億五千二百八十八万七千八百八十円と、西浦士地区面整理事業特別会計予算では、家屋等移転補償費一千九十五万二千円を繰り越したものであります。これらの事故繰り越しにかかるものは、四十四年度中に事業を完了する予定でありましたが、各種の事情により、同年度中に完了するに至らず、やむを得ず四十五年度へ繰り越したものであります。

以上、予算の繰り越しについてご報告申し上げますが、よろしくご承認賜わりますようお願いを申し上げます。

○議長（山中忠一君） 質疑がありましたらご発言願います。

伊藤君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 この事故繰り越しの中で、山手中学校改築事業が、この議案の説明によりますと、天候不順等による工事遅延のためと、こういうふうに記載されておりますけれども、私の聞いたところでは、そういうことでなくて、

水重組の倒産によって工事が遅延したというふうに承っておりますが、このことについて一応ご質問申し上げます。なお、これに関連いたしました、こうした公共事業の入札という問題について、請負者に対しての内容の調査、そういうものが十分検討されておるかどうか、その点についても伺いたいと思います。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 建設部長。

〔建設部長（園浦和己君）登壇〕

○建設部長（園浦和己君） お答えいたします。

ただいまお話にございましたように、山手中学校の工事は、請け負いました水重組の経営内容が急速に悪化いたしましたことがおもな原因かと思いますが、年度内に完成することができなくなりまして、やむを得ず繰り越しさせていただきましたわけでございますが、当初入札をいたしまして、水重組が請負業者に決定いたします時点で、役所のほうに届け出られました前年度の会社の決算書その他から見まして、大きな不安を抱くような経営状況でないように判断ができたのでございますが、いろいろと業者の経営の内部におきまして問題が発生したようでございまして、年度内に完成することができなかったわけでございます。

役所といたしましては、建設業者と契約いたしますときには、その業者と契約をいたします条件として、完工保証人会社というのが、工事の完成保証人会社というものをつけておりますので、水重組の山手中学の建設の場合には、その時点で契約を解除いたしました、完成保証人会社である木下建設と再契約をいたしまして、鋭意工事の完成をはかっておりまして、もうあと一週間ぐらいで完成するというふうな状況でございます。

業者の発注のときの条件でございますが、役所といたしましては、契約課を中心として、その年度契約を行なう

とする、入札を行なおうとする直前までの会社の経営状況を、主として指名願いという役所に出されました書類を根拠といたしまして調べて、十分注意をしておるつもりでございますが、このように経済状態が非常に激しく移り変わります時代でございますので、特に最近、金融機関の金融引き締め、及び企業間信用の不安定というふうなことが原因といたしまして、急速に悪くなる業者も今後とも考えられますので、十分慎重を期してやっていきたいと思ひます。

○議長（山中忠一君） 伊藤君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 ただいまの部長の説明で納得できませんので、続いてご質問申し上げます。

朝鮮事変のときのように、突発事項があって、経済が大きく動くような場合にあってはやむを得ないというふうに私は感じますけれども、今日のように、経済は変動いたしておりますけれども徐々の変動でありまして、急変な変動はございません。しかも、この水重組の清算書を見ましたところが、すでに三千万円以上の赤字がある。しかも、今度の事業が千何百万、はたしてその三千何百万の赤字のある会社が、これが経営できるかどうかと、その判定はですね、私は専門家でございせんからわかりませんが、公共事業である以上は、もっと慎重にやるべきではないかというふうに思ひます。それが一つ。

それからもう一つ、こういう事業がありながら、いかにもこの報告の中には、ああいうような説明がしてあるということは、言いかえれば議会軽視もはなはだしい表現であります。

その二についてお尋ねいたします。

〔「答弁」「どうした」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 建設部長。

〔建設部長（園浦和己君）登壇〕

○建設部長（園浦和己君） 重ねてのご意見に対しまして、お答え申し上げます。

水重組の経営内容が、先ほど申し上げましたように、四十三年度における業績が芳しくなかったけれども、いままでの建設業者の動き方から考えまして、今日のような事態になるといふふうには考えなかったところに私たちの落ち度がございます。四十五年度からは、今年度からは、前年度の経営が赤字決算であるところには一切指名を停止するという処置を、本件を契機といたしまして改めまして、そのようなつもりで、いまお話がございましたように、公共事業を発注する市の態度として、一段ときびしい姿勢で臨んでいこうというふうに考えておりますので、ご了承願ひたいと思ひます。

○議長（山中忠一君） 伊藤君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 ことばじりを取るようで非常に申しわけないと思ひますけれども、大事な問題でございますから、再度お尋ねいたします。

水重組の決算が芳しくなかったけれども云々ということばと、今後は赤字の決算は入札させないと、こういうことばがございましたが、そうすれば、そのことばから考えてみて、これまでは赤字であっても入札をさしておったのかということを一応お伺ひいたします。

〔「早くやれ」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 建設部長。

〔建設部長（園浦和己君）登壇〕

○建設部長（園浦和己君） いままでは、ご承知のように、地元建設業者の育成、中小企業の育成ということを強く建設業協会から役所に向かって要望されておりましたいきさつ等もございまして、経営の、各業者の経営の内容に深く私たちは入っていくわけにはいきませんが、指名願いという書類によって、提出されました内容を拝見いたしました、前年度の完工、その業者が一年間に完成をした工事量、資本金、利益率、及び技術者の内容等をいろいろと契約課のほうで検討いたしました、業者のランク表というものを、四日市市の各業者のランクをつけておりまして、工事の大きさ、それから建設する建物等の内容、及び工期等の役所が要求いたします条件と、それに合ひ、その事業に見合ひ業者を指名審査会で十分検討いたしましたして発注をしておるといのが現状でございますが、本件の場合は、資本金に対する経営、前年度の利益率等は必ずしも良好ではなかったけれども、今日のような事態になるというふうな判断ができなかった状況でございまして、したがって、ランク表に基づきまして指名をいたしました。そういうふうな状況でございました。

○議長（山中忠一君） 伊藤君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 ただいまの部長の説明で、地元業者の育成ということばがございましたが、これは非常にけっこうでございます。しかし、口のうえでは地元業者の育成というておりながら、内容においては、むしろ地元業者をいじめようようなことが多いんじゃないかと。

たとえば、くぎを買い、くぎを買いというより、くぎの予算書を出す、その前に問屋に電話をかけて、問屋で値段を聞いて、問屋の値段から計算して、そして計算をする。板を、三尺板を使わなきゃならない、当然それは六尺の板

分も持たなきゃならない、ところが。三尺だけの計算。こういうような、こまかいことでございますけれども、地元業者の育成とは言っておりながら、むしろ地元業者を泣かせておるといようなことが多いいんじゃないかと。これは余分でございますけれども、ただ地元業者の育成ということばに惑わされて、われわれはこうしたようなあやまちをおかしておる。

特に、今日のこの問題は、学校でございます。予定の時間に、予定の期日にこれを仕上げなければ、子供は学習できない。私は、この問題が学校でなかったならば、二へんも三へんもこの壇上に立ちません。しかし、勉強する子供のできないような仕事をさせて、はたして、いまのような説明で納得できるかどうか。

もう一度この問題について、建物が学校であるということを考えて、ご答弁をいただきたい。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

このような事態になったことは、まことに申しわけない次第であると存しておりますが、ただいま建設部長が申し上げましたように、何と申しましたも、地元の業者は、資金的にも、また技術的にもたいへん弱い面がございしますが、しかしながら、やはり育成しなきゃならないということは、一つの強い要望でもございます。

ただいま、くぎだとか板の例がございましたが、まあそれはやはり、そのときの相場によって判断しなきゃならない問題であって、役所が高いものを買っておるといことであってはならない配慮から、そういうことをしておるのであると思いますが、しかしながら、何も地元業者をいじめておるといわけではございませんので、少なくともほとんどの学校の建物、まあ塩浜中学というような一本でまいったものは例外的にはございますが、大体二、三千

万から六、七千万円ぐらいまでの学校は、全部地元の業者をお願いをいたしておるわけでございまして、何と申しましても、建築工事は、期日と仕様書に従うところのでき上がりの可否によってそれが判断されなければならないものでございます。したがって、まあ期日も間に合わない、でき上がりも非常に悪いということであれば、業者を育成するといっても、そういう方をお願いすることは非常にむずかしいんではないかと、さように考えます。大体、大業者は、期日あるいはでき上がりというのもないへんよろしゅうございます。

また、ご指摘のような朝鮮事変というような変動に対しましては、弱小業者というものは非常に弱りございますが、私は地元の業者育成のためには、多少の赤字があっても、その業者が、非常に健全に育成され、運営されておるといふ状態ならば、少々赤字を私は心配する必要はないのではないかといいようにも判断をいたしております。

したがって、ご指摘のように、今後の工事につきましては、特に学校の校舎は永久建造物でございまして、大ぜいの生徒の教育に当たる施設でございしますので、今後十分配慮をいたしまして、ご期待に沿うような努力をいたしたいと思ふ次第でございします。

○議長（山中忠一君） 伊藤君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 責任者の市長からご答弁いただきましたので、一応この質問は打ち切りますが、最後に、初めに申し上げましたように、事実と異なる説明で糊塗をしようとしたこの議案の出し方について問題がございますので、差しかえを要求いたします。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後二時三十二分休憩

午後三時五十五分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（山中忠一君） 岩野助役。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） 私の不行き届きから、ご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

事故繰り越しの繰越計算書のうち、山手中学校の項の説明欄は、「請負業者の経営状況の悪化等による」とご訂正をお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 伊藤君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 先ほどの問題につきましては、岩野助役からご説明がございましたので、了といたします。引き続き、質問を続けさせていただきます。

次に、高花平幼稚園の工事の事故繰り越しでございしますが、この議案を手に入れましたとき、先ほどの山手中学校の問題と高花平の幼稚園の工事について、教育民生委員として、もう少し詳しく知っておきたいと思うので、電話で教育委員会の管理課長に聞いたんでございます。ところが、管理課長にお聞きしたことは、「どこが工事をしていいのか」と、こういうふうに聞きましたところが、「さあ」ということでございましたので、「わかりませんか」、「ちょっといまいちわかりません」と、それじゃ教育委員会の責任者がわからぬのでは困るからといって、電話を切って、

調達課長に電話をしたのでございます。ところが、調達課長に聞きましても、数が多いから「さあ、どうか調べてみなわかりません」というので、高花平の幼稚園といえは、相当われわれは教育民生委員会としても非常に重視しておるので、こういう大きな工事が、責任者がはっきりわからないと困ると思つたので、それで加藤助役に電話をしたのでございます。それで加藤助役に、管理課長に聞いても、こうこうだ、調達課長に聞いても、こうこうだ、「それはおかしいじゃないか」ということでございましたけれども、どうも調達課と、それから教育委員会と、それから建築課の連携が非常に不十分じゃないかというふうに私はまあ感じたのでございますが、そのときに、加藤助役には、直接の責任者である教育委員会がもう少し責任を持ってこれを見ていく方法はないかということも申し加えたんでございますけれども、まあその辺にしておいて、すぐにその電話をまた教育委員会へ戻しまして、管理課長を呼び出したんでございます。そうしたら、初めて曉建設ということがわかったわけでございます。別に私は、建設会社を知る必要はなかったけれども、どういう理由でおくれたかということを、もう少し詳しく知りたいので電話をしたわけでございます。

ところが、そこで私は思いがけない発見を、発見というよりむしろことを聞いたわけでございますけれども、高花幼稚園の敷地が変更されておるんでございます。

昨年、たしか高花平幼稚園を見学したときに、水沢街道の、こちらから行って右側の敷地を見て、私はそこで工事を進めておるんだというふうに解釈をしておったわけでございます。ところが、説明を聞いてみると、そうじゃなくて、保育園の面に工事をしておると、「おかしいじゃないか、まだ聞いておりませんが」、「いやあ、先生知りませんか」と、「知らん、聞いたことない」、ということであらう一応終わりましたけれども、今度のまあ管内視察で一応敷地を見せていただいて、非常にいい場所であり、私はその位置のことについては云々するんではございませんけれども、

ども、ただ気にかかることは、その変更する際に、開発公社の土地であるので、しかも、それが何かくぼ地になって、急に埋め立てしてどうこうというので、工事費が高つくというような話がありまして、まあその分だけは開発公社が負担するというので、何がしか負担をしておるようでございます。

ところが、まあその問題はまあ別といたしましても、その敷地を変更したことを、何らその教育委員会に説明もせずなされた。そのことについて一応私は問題を持っておるわけでございます。

その点について、教育委員長からの説明を伺いたいと思います。

○議長（山中忠一君） 教育委員長。

〔教育委員長（龍池清真君）登壇〕

○教育委員長（龍池清真君）

お尋ねの高花平の幼稚園でございますが、あの敷地の変更につきましては、委員会のほうにはかられましたので、委員会のほうでいろいろ審議をいたしました結果、これが変更したほうがよろしいというような意見が多数でございましたので、私ちょっといま失言いたしましたですが、たしか昨年の暮れごろかと思いますが、委員会の議を経て変更に決定をいたしました。

○議長（山中忠一君） 伊藤君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 ただいまの委員長の説明は、ちょっと見当が違ふと思ひますけれども、これはもちろん教育委員会で決定する事項であつて、われわれの関知することではございませんが、ただ、決定したことを、なぜ教育民生常任委員会に連絡なりあるいは報告しなかつたかということでございます。

もう一度ご答弁願います。

○議長（山中忠一君） 教育長。

〔教育長（西川棟伍君）登壇〕

○教育長（西川棟伍君） いまのお尋ねでございますけれども、これについては、再三審議の結果、委員会を経て、そして、ちょっと時を忘れましたですけれども、いつかの教育常任委員会でお話を申し上げたと、こう考えておるわけでございます。どうぞ。

○議長（山中忠一君） 伊藤君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 ただいまの教育長の答弁は、どうも信じることはできませんので、本来なら、前の教育民生常任委員会にご集合をいただきまして確かめたいと思いますけれども、私の言わんとするところはほかにございますので、これはもう省略いたしておきます。しかし、確かに私は聞いておりませんし、ほかの方も聞いておらぬ人が多数ございますので、教育長が思い誤っておるんじゃないかというふうに私は解釈しております。

先ほどの、山手中学校の問題にいたしましたも、この高花幼稚園の敷地の問題にいたしましたも、議會を輕視する一つのあらわれてございます。この際、議長に、今後議會を輕視するようなことのないよう、理事者とよく連絡をとって、十分の体制をとっていただくことを要望して、終わります。

○議長（山中忠一君） 他にご質疑ありませんので、報告第三号及び報告第四号は承認することにいたしました。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、報告第三号昭和四十四年度四日市市繰越明許費について、及び報告第四号昭和四十四年度四日市市事故繰越しについては、承認することに決定いたしました。

日程第八 報告第五号財団法人四日市市開発公社並びに霞ヶ浦土地株式会社の経営状況について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第八、報告第五号財団法人四日市市開発公社並びに霞ヶ浦土地株式会社の経営状況についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の報告について、ご説明申し上げます。

報告第五号は、財団法人四日市市開発公社並びに霞ヶ浦土地株式会社の経営状況についての関係書類を、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき、提出するものであります。

○議長（山中忠一君） ご質疑がありましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 別段ご質疑ありませんので、報告第五号を了承することにいたします。

日程第九 議案第五十七号昭和四十五年四日市市一般会計補正予算（第一号）、なし

日程第三十一 議案第七十九号工事請負契約の締結について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第九 議案第五十七号昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし日程第三十一、議案第七十九号工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の各議案について、ご説明申し上げます。

議案第五十七号昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算第一号案は、霞ヶ浦海没地埋立復元工事費の追加をお願いしたものであります。この埋め立てにつきましては、運輸省第五港湾建設局及び四日市港管理組合の行なり四日市港の航路及び泊地の浚渫土砂を埋め立てに転用することで、去る昭和四十三年十一月、工事費二億三千五百万円をもって着工、昭和四十五年三月末完成を目標に工事を進めてまいりましたが、途中、土質の関係から浚渫土の埋立歩どまりが当初予定を下回り、約十三万立方メートル程度の土量が不足することになりましたので、関係企業等と種々協議の結果、完成に要します追加工事費四千万円は、全額指定寄附金の増額により処置することに話し合いがまとまりましたので、ここに予算計上したものであります。

議案第五十八号農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正案は、本年三月三十一日及び四月十四日、新しい町として県知事の告示がなされました羽津地区の霞一丁目を第一選挙区に、また、八郷地区及び大矢知地区のあかつき台一丁目、あかつき台二丁目、あかつき台三丁目及び南垂坂町をそれぞれ第二選挙区に加えようとするものであります。

議案第五十九号市役所出張所設置条例の一部改正案は、さきに新しく町の設定を見ました霞一丁目、あかつき台

一丁目、あかつき台二丁目、あかつき台三丁目及び南垂坂町の所管について定めるとともに、かねてより地元から要望のありました橋北及び海蔵出張所の所管区域を町界により整備するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第六十号国民健康保険条例の一部改正案は、地方税法の一部を改正する法律等が施行されましたことに伴い、所要の改正をしようとするもので、改正のおもな内容は、保険料算定の基礎となる所得及び固定資産税の適用年度区分の明確化、保険料の減額対象世帯の範囲の拡大並びに延滞金の計算を年利建てに改めることのほか、税法上分離課税することとなった譲渡所得について、保険料の計算上従前どりの扱いとするよう条文の整備を行なおうとするものであります。

議案第六十一号四日市都市計画事業浜田第二土地区画整理事業施行規程の制定案は、本市浜田地区の一部約六十四ヘクタールの土地区画整理事業を実施したいと存じ、かねて準備を進めてまいりましたが、八月には事業認可を得る見通しとなりましたので、土地区画整理法の定めるところにより、当該事業の実施に必要な事項を規定しようとするものであります。

議案第六十二号は、昭和四十五年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特別措置についての条例案でありまして、期末手当の支給率は、給与条例で定めておりますが、諸般の事情を考慮し、増額分として基本給の〇・一三カ月分一律四千円を加えた額、ただし、その額が九千五百円に満たないものについては、九千五百円を期末手当の増額分として、在職期末手当の率に準じて支給しようとするものであります。

なお、この特別措置に要する経費につきましては、一応既決予算をもって立てかえ支出し、後日補正予算を計上するえ、ご審議をわずらわしいと存じますので、あわせてご了承賜われますようお願い申し上げます。

議案第六十三号財産の出資につきましては、現在の四日市船員会館が老朽狹隘のため、このたび、財団法人組織により近代的な船員会館を建設、運営するに当たり、その資産の一部に現在の船員会館の敷地の一部を出資しようとするものであります。

議案第六十四号土地の取得につきましては、本年度建設予定の市営住宅百四十戸分の建設用地を、市内坂部が丘三丁目及び同四丁目地内において、四千五百三十四万七千二百円をもって四日市市開発公社から取得しようとするものであります。

議案第六十五号は、昭和四十一年度に住居表示整備事業を実施いたしました日永地区のうち、このたび、子酉八王子線の道路工事完成に伴い、日永三丁目と日永四丁目の町界について、お手元の別図一に示す区域を別図二に示す区域に変更しようとするものであります。

議案第六十六号町及び字の区域の変更は、中川原土地改良区が実施する土地改良事業により、菅原町字南川原、智積町字二反田及び同町字東川原の各一部について、町及び字の区域を変更しようとするもので、区域は、お手元の図に示すとおりであります。

議案第六十七号市道路線の認定は、朝明団地の完成に伴い、四日市市開発公社から引き継ぎを受けた同団地内の道路、及び本市が日永地内に建設した登城山改良住宅にかかる進入道路を、それぞれ市道として認定しようとするもので、所在につきましては、お手元の図に示すとおりであります。

議案第六十八号市道路線の廃止は、本市が垂坂町地内に建設する北部清掃団地内に介在する市道、及び四日市市開発公社が西坂部町地内に建設する三重平団地（仮称）地内に介在する市道を、それぞれ廃止しようとするもので、所在につきましては、お手元の図に示すとおりであります。

議案六十九号市道路線の一部廃止は、本市が垂坂町地内に建設する北部清掃団地内に介在する市道、東洋曹達株式会社及び大協和石油化学株式会社が別名三丁目及び別名六丁目地内に建設する社員住宅に介在する市道、及び四日市市開発公社が西坂部町地内に建設する三重平団地（仮称）内に介在する市道の一部を、それぞれ廃止しようとするもので、所在につきましては、お手元の図に示すとおりであります。

議案第七十号工事請負契約の締結案は、市公営住宅第一工区（第一種鉄筋コンクリート造四階建一棟二十四戸）の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額三千六百四十万円をもって、市内石原町一番地、石産建設工業株式会社（以下略）に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

議案第七十一号工事請負契約の締結案は、市公営住宅第二工区（第二種鉄筋コンクリート造四階建二棟四十八戸）の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額六千九百四十万円をもって、市内大治田町字荻町七二三番地の一角田建築株式会社に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

議案第七十二号工事請負契約の締結案は、市公営住宅第三工区（第一種コンクリートプレハブ造平家建三棟十六戸、二階建二棟十二戸）の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額三千万円をもって、市内浜旭町一番地 合資会社伊藤組に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

議案第七十三号工事請負契約の締結案は、市公営住宅第四工区（第二種コンクリートプレハブ造平家建四棟二十二戸、二階建三棟十八戸）の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額四千七十万円をもって、市内小浜町三番地の一 株式会社第一工務店に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

げるものであります。

議案第七十四号工事請負契約の締結案は、市立労働福祉会館新築工事の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額六千四百二十万円をもって、市内稲葉町一一番二七号 中日本建設株式会社に落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

議案第七十五号工事請負契約の締結案は、養護施設、乳児院新築工事の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額七千八百万円をもって、名古屋市中区丸の内一丁目八番二〇号 安藤建設株式会社名古屋支店に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

議案第七十六号工事請負契約の締結案は、北消防署庁舎改築工事の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額四千五百万円をもって、市内石原町一番地 石産建設工業株式会社に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

議案第七十七号工事請負契約の締結案は、市立大矢知興譲小学校改築工事の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額六千二百六十万円をもって、三重郡川越町南福崎二九四番地 松岡建設株式会社に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

議案第七十八号工事請負契約案は、市立富田小学校改築工事の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額五千四百八十万円をもって、市内日永二丁目一番二九号 多田建設株式会社に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

議案第七十九号工事請負契約の締結案は、市立常磐小学校改築工事の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額五千八百六十万円をもって、市内南起町一番五号 株式会社高木組に落札決定いたしましたので、同社と工事請

負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げます。

どうかよろしくご審議をいただき、ご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提案理由の説明、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従いまして、本件に関する審議を留保いたします。

○議長（山中忠一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、来たる十七日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時二十分散会

昭和四十五年六月十七日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

四日市市議会

昭和四十五年 四月 四日 市市議定会定例会会議録 第二号

○議事日程 第二号

昭和四十五年六月十七日(水) 午前十時開議
第一 一般質問

○本日の会議に付した事件
日程第一 一般質問

○出席議員(四十三名)

伊	伊	伊	伊	荒	天	味
藤	藤	藤	藤	木	春	岡
信	太	泰	金	武	文	一
一	郎	一	一	治	雄	郎
君	君	君	君	君	君	君

吉 山 山 山 安 六 宮 松 増 前 藤 日 日 早 服 長 野 生
垣 本 中 口 垣 平 田 島 山 川 井 比 沖 川 部 川 崎 川
照 忠 信 豊 良 英 辰 泰 義 武 正 昌 鐸 貞 平
男 勝 一 生 勇 司 勇 一 一 男 郎 平 男 夫 弘 元 芳 蔵
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

豊 坪 辻 高 志 坂 後 小 小 訓 北 喜 川 加 笠 大 大 岩
田 井 橋 積 上 藤 林 林 霸 村 野 村 藤 田 谷 島 田
妙 誠 力 政 長 藤 喜 哲 也 与 定 七 喜 武 久
稔 子 二 三 一 郎 郎 夫 夫 男 市 等 潔 男 衛 正 雄 雄
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○欠席議員（一名）

谷口專九君

○議事説明のため出席した者

市	助	助	市	市	市長	総務	税務	産業	厚生	衛生	土木	建設	副
長	役	役	役	長	公室	部	部	部	部	部	部	部	長
九	岩	加	庄	谷	平	伊	阿	小	中	三	園	浦	村
鬼	野	藤	司	沢	井	藤	南	西	山	輪	木	和	喜
喜	見	寛	良	文	清	涼	輝	忠	英	喜	喜	代	代
久	齊	嗣	一	男	三	一	彦	臣	郎	司	己	次	次
男	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○出席市議会事務局職員

教育	教育	次	水道	市	市	技術	消防	消防
委員	委員	長	事業	立	立	部	次	次
長	長	長	管理者	事	事	長	長	長
龍	西	滝	城	村	村	加	金	金
池	川		井	山	山	藤	田	田
清	棟	伝	義			英	光	光
真	伍	之	夫	了	了	弘	三	三
君	君	君	君	君	君	君	君	君

午前十時二分開議

○議長（山中忠一君） ただいまから本日の会議を開きます。
本日の出席議員は、三十三名であります。

梅雨前線豪雨による被害について（報告）

○議長（山中忠一君） 日程に先立ちまして、市長から発言を求められておりますので、この際発言を許します。
市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 一昨日以来の、梅雨前線豪雨による本市の被害状況と、その対策の概況について、ご報告を申し上げさせていただきます。

十四日午前より昨日の午後三時までの降雨量は、約百八十ミリとなり、このため各地区に床下浸水、道路、堤防の決壊、田畑の冠水等の被害を生じ、現在までに連絡を受けました被害状況は、富田地区における床上浸水二十六戸のほか、床下浸水で橋北地区十戸、常磐地区六戸、富洲原地区九十戸、富田地区百五十七戸、羽津地区八戸、大矢知地区二十戸、塩浜地区四百十三戸、四郷地区三戸の、合計七百三十三戸。堤防の決壊は、県地区二カ所、内部地区二カ所、小山田地区一カ所の五カ所。道路の決壊は、八郷地区一カ所、大矢知地区一カ所、内部地区一カ所の三カ所。田畑の冠水は、三重地区で百町歩、羽津地区で八町歩、下野地区百五十一町歩、保々地区六十町歩、河原田地区四十町

歩の合計三百五十九町歩のほか、大矢知地区においてがけくずれにより一名の軽傷者が出ております。

刻々判明いたしております各地区の被害に対し、土木、下水道課、消防団等担当関係者は、全機動を動員して浸水家屋の排水、流失土砂の除去、土俵による仮締め切り等、応急復旧工事につとめております。

これらの各被害に対しまして、床下浸水を受けられた方には、天候の状況を見まして、さっそく無料でくみ取りを実現いたしますとともに、消毒を行ないたいと存じます。また、道路、堤防の決壊復旧並びに田畑冠水による被害対策につきましても、状況に応じ措置をいたしたいと存じます。

以上、被害と対策の緊急の概要を申し上げる次第でありまして、よろしくご了承を賜われますようお願い申し上げます。

なお、今後のこれらの対策につきましては、順次皆さま方ともご相談申し上げます。根本的ないろいろの諸対策を講じる所存でございます。

○議長（山中忠一君） 以上で市長の報告を終了いたします。

○議長（山中忠一君） 本日の議事は、一般質問であります。

お手元に配布の一般質問通告一覧表のとおり、通告がまいっております。発言の順序は、一覧表のとおりであります。

日程第一 一般質問

○議長（山中忠一君） それでは、日程第一、一般質問を行ないます。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 一昨日に引き続いてのような形になりました、非常に恐縮でございますが、若干ご質問を申し上げたいと存じます。

なおまた、先ほども、あまりこまかいこと言うと、常任委員会での検討する余地がないから、まあ簡単にやっておくということでございますが、何ぶんにも頭が悪いので、どうしてもこまかいことを申し上げて恐縮でございますけれども、よろしくお願い申し上げます。

六月の十一日と十二日の二日間、教育民生常任委員会が管内視察を行ないましたので、そのところから得た問題から、要望なりあるいはご質問を申し上げたいと存じます。

まず第一番に、日永、常磐両小学校の、それぞれの第二小学校用の敷地を見せていただいたんでございます。この両小学校が、社会増のため第二小学校建設の必要のあることは、四十三年六月に常磐小学校の問題について、四十三年十二月は日永小学校の問題について、ここでこの問題について私はただしてあります。さらにその際、学区制の検討もつけ加えてあるはずでございます。常磐小学校が、特別教室を廃止したり、あるいは何々したりして、正常な教育も行なわれないような混乱が、学校に起こってくるんじゃないかという気がいたします。だから、こういう問題は早く検討して、早く実施していかねばならないことをご忠告申し上げたはずでございます。

四十三年十二月の日永小学校の発言の際に、市長は、日永小学校につきましては、教育効果がある程度以上になると下がるかと、いろいろ説もありますが、しかし、三千人の小学校になっても、やり方によってはやれぬことはないというふうに考えております。このときの市長の答弁は、何を考えてこう言われたかいまにわかりませんが、現

在の校長やあるいは教頭の能力を考えた場合、小学校の規模は、大きくても三十学級、児童千二、三百人が最高の規模であろうと存じております。理想的な規模といたしましては、三十四学級、八百人前後といわれております。市長も、三千人の小学校でもつくれないことはない、市長らしくない妙な言い方をしないで、来春の子供は学習すら十分できないような心配のあるこの両小学校の建設については、十二分のご配慮をお願いしたいと存じます。

さらに、これもたびたび申し上げておる問題でございますが、社会増でふくれ上がりしました笹川中学校に対処する高花平、三鈴、水沢を考えた中学とか、あるいは常磐中学の独立とか、いずれにしても早急に決定しないと、どうもしょような状態になるのではなからうかと、こう思うのでございます。

これとあわせて、学区制の検討でございますが、これも昨年十二月議会で、この進捗状況をお尋ねいたしました。審議会を一回開いたままだという答弁がございました。この間の視察から見ても、土地取得が学区制の変更に先行していて、まるきり行政がさか立ちしているように感じたんでございます。これについてのお考えも、委員長から承っておきたいと思えます。

さらに、見学視察をいたしました保々中学校の腐朽についてお伺いいたしますが、ああいう状態になるまでに、どうして教育委員会は知らなかったかと、こういう問題でございます。前校長は、この腐朽を教育委員会へ申し出ておったけれども、取り入れてくれなかったとも承っているのでございます。とにかく、取り入れるとか入れないとかは別といたしましても、管理する委員会が知らなかったでは済ませぬ問題ではなからうかと思っております。この責任は明らかに教育委員会にあると思われませんが、委員長のご答弁をお願い申し上げます。

以上は、この間の管内視察から得た問題の提示でございますが、続いて、ご通告申し上げました二項目についてお伺いいたします。

まず最初に、文化財の保存管理でございます。

この問題につきましては、三月、市民クラブの安垣議員からご質問をされておるのでございますけれども、何ら具体的な方策も提案もされておりませんので、あらためてまた私からも申し上げるわけでございますが、これはこの間の視察のときに、イヌナシの保存状況、管理状況、あるいは御池の沼沢を見た場合に、十分に管理されていないので、委員長おまえかわってこの問題を一応ただしておけということでございますので、ただすわけでございますけれども、申し上げるまでもなく、四日市は非常に文化財に乏しい。少しの文化財でありまして、非常に大切にこれを保存していきたいと私は考えておるわけでございます。

それで、国の指定文化財七件、それから国の指定天然記念物三件、それに県の指定文化財が二十二件、市の指定文化財が二十六件という、こういうような乏しさでございますが、そこで、その埋蔵文化につきましては、大谷遺跡とか、あるいは貝野の遺跡とか、あるいは智積廃寺あととか、貴重な遺跡が次々と破壊されて、皆さまもご承知のように、心ある市民から批判されておったのでございます。

しかし、昨年度は、伊坂ダムに隣接した広古墳群を買収して、これを保存することになったことは、まあせめて、罪滅ぼしというべきでありましょう。また、本年は、六百万円を投じて、遺跡館を、出土品などを納める資料館を建てるとか、あるいは写真保存をするとかして、文化財の保存に努力している様子がうかがわれるのでありますが、しかし、本市の埋蔵文化一覧表に登録されたものを調べてまいりますと、まだ二百十一件もございます。これを破壊から守り保存していくことは非常にたいへんなことでございますが、今後これをどうしていくかについて、よいお考えがあれば承っておきたいのでございます。

次に、イヌナシ、アイナシの自生地管理でございますが、そのときの社会教育課長の説明では、いま草を引いてもまたはえるのでいうことでありましたけれども、あんな大きな草を、はえぬように根から抜いてしまおうとか、絶やしてしまおうとか、あるいは天然記念物の標識はあっても、どれがいぬなしかわからぬようでも困りますし、あるいは日当たりが悪いとか、あるいは水はけがどうのと、さくが一方で区切りがわからぬとか、ああこの土地はどこ土地か、そんなこまかいことはまあ別といたしても、一度三重大学の学者の先生に見ていただいて、どうしたらこのイヌナシをいつまでも保存できるかどうか教えていただいて、そうして、それによって善処していただきたい、こう思うんでございます。

また、あの状況では、見ておられた議員さんも笑っておられました。これは、イヌナシについてと同じことがいえるんでございます。

次に、御池の沼沢植物群落でございますが、これは朝日、毎日の両新聞に大きく取り上げておりますので、皆さんすでにご承知のとおりでございます。でありますから、要点だけについてお尋ねいたします。

その一。圃場整備事業をやっている関係者も、県教委と連絡をとりながら、天然記念物を荒らさないように仕事を進めるといふことでございますが、この地点で一番問題になりますのは、水流の変化だということでございます。このことについて、しろうとの私たちではよくわかりませんが、市としても県教委にまかしておくんじゃなくて、やはり学者を呼んで、そうしてこの点について十二分の検討をしていただきたいと、こう思うんであります。

その二は、こんな状態で進んでいったら、おそらくこの天然記念物もついに絶滅してしまふのではないかと、こう思うんであります。この際指定地域を県や国で買収して、この保存をはかっていくという声も聞くようでございますが、この声を理事者はどう受けとめられておるか、これについてもお伺いいたしたい。これについては、市長のお考えもあわせてお伺いいたしたい。

その三、さくも一部しかなくも関係者にいわせると、役に立たないところだけさくがあって、必要なくところなくがないと、こういうことでございますが、それがために心ない人が無断で採集して、この植物群落を荒らしてしまうのでございます。このさくの問題についても、用意があるんでしょうか。

その四。この植物群落は、つくるといっても二度とつくられるものでない貴重なものでございますので、特にこの地域の人々には、この貴重さをわかっていただくPRということが非常に大事だと思っておりますが、そのことについて社会教育課はどういうふうに地元の人たちにPRしておられるか、そのことについても伺いたいと思います。

以上四点について伺います。

その他、現在四日市で問題になっているのは、寺方の大日如来の仏像でございます。これは、市の有形文化財として指定しているのでございますが、これを安置している大日寺の本堂がいたんできたので、この修復をしてほしいとか、あるいは日永の追分の史跡、これは県指定の史跡でございますが、この保存について協力してほしいという陳情も出ております。初めにも申し上げましたように、市としては乏しい文化財でありますから、二度と返らないような状態にならぬよう、できるだけの手ではしていただきたいと思っております。

最後に、土木部長にお伺いしたいんですが、ただいま申し上げました御池の植物群落にいたしまして、あるいは伊坂の広古墳にいたしまして、あるいは追分の史跡にいたしまして、さらに二百何カ所ある埋蔵文化を永久に保存していくためには、これはどうしても都市計画の中でこれを考え、計画していくことがきわめて大切でなからうかと私は思うんでございます。その意味で、今日まで、あるいは今日以後の問題で、こうしたことを考え、やったこと、あるいはやる考えがあるなし、そのことについて簡単でけっこうでございますけれども部長のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、聖母の家に昭和四十三年度から特殊学級が設置されておまして、ここに市教委から二名の教員が派遣されているというところでありますので、これについて若干お尋ねいたしたいと思います。

まず最初に、なぜここへ市教委から教員を派遣したか、そういういきさつについてお伺いいたします。

次に、派遣するについて、両者の交換した約束はなかったかということ。

第三に、この派遣した教師と聖母の家との間に、今日まで問題はなかったかと。あったら、その問題の内容及びどう処理したかについてお伺いいたします。

次に、市教委は、この特殊学級を視察したり、あるいは派遣した教師と話し合ったことがあるかどうか。もし視察したならば、そのときの感想なり、教師から何か訴えてきたことがあったら、その内容についてお伺いしたいと思います。

以上の点についてお伺いいたしまして、さらに質問をお答えによって続けてまいりたいと存じます。よろしく願います。

○議長（山中忠一君） 教育委員長。

〔教育委員長（龍池清真君）登壇〕

○教育委員長（龍池清真君）

非常に多岐にわたったご質問をいただきましたので、私答弁申し上げました残ったところは、また教育長から申し上げます。

順序は変わりますけれども、第一、その聖母の家のことにつきまして申し上げたいと思います。

この聖母の家の特殊学級は、元来内部小学校に設置することになっておるんでありまして、内部小学校の特殊学級

と、こうなっておるんであります。で、最初この聖母の家につくりました、設置しましたことにつきましては、私就任の前でございますので、そのいきさつはよく知りませんが、別に交換公文というようなものがあって行なったのではなくって、話し合いのうえであったと、設けたというように聞いておるんであります。

で、元来この特殊学級は、小学校に併設するのが望ましいことは申すまでもないのでありますが、内部小学校が、人口増のために学校が狭隘になりました結果、これを内部小学校に併設するようなことができません関係から、まあとにかく暫定的というような意味合いで聖母の家につくっておるのであります。

で、こういうふうなことは、四日市ばかりでございせんので、三重県にもほかにも例もございすし、全国的にもそういうふうな例が多々あるのであります。が、しかし、これは好ましい形ではございせんので、将来は学校に併設することにいたしたいと思っております。

で、その聖母の家の特殊学級の状況につきましては、私も二回ほど見にまいっておりますが、別に担任の教師と話し合うというような私はことはよいいたしました。しかし、問題がないわけではございませんので、つまり、聖母の家関係のこういうふうな子供に対する教育理念と、いま一般に考えております、私どもの考えております教育理念との相違ということがぼつぼつ出てまいります。

一例をあげますと、聖母の家におきましては、教えるというよりも、まあからだでこれを感じするというような教育をとっておるようであります。したがって、寝小使した子供は翌日朝食を抜くというような状況だそうでありますので、朝教育を始めしても、その子供は非常に落ちつきがありませんし、また、その子供が落ちつきのないために、いろいろとほかの子供にまで影響して、教育効果が減殺されるというような問題が出てまいりました。

またそれから、一、二問題が起りましたので、今年の一月、課長とそれから指導主事と学校長とまいりまして、

向こうの担任者と懇談をいたしました。意見の交換を行なったんであります。まず第一にこちらから要求いたしましたことは、その特殊学級の児童の父兄との懇談会であります。これも、交渉の結果、本年の一月、その児童の父兄を呼んで懇談することができましたし、また、もう少しいろいろと、こう問題が起ってまいりますために、先方の指導員と保母とこちらの教育委員会との懇談会をもちたいというようになりまして、これはおそらく今月中に実現するような運びになっておるんであります。

まあ、いろいろの点から申しまして、好ましい状況ではないと思っておりますので、内部小学校の余裕ができましたら、こちらのほうへ引き取るというような方針で進めていきたいと思っております。

次に、文化財の管理でございますが、イヌナシ、アイナシあるいは御池の沼沢植物につきましては、ご指摘のとおり非常に不完全なところもあるかと思っております。（「わからぬぞ」と呼ぶ者あり）

大体、四日市の文化財につきましては、毎年一回、消防署と同道して、ずうっと管理の状況を見て回っております。これはまあ有形文化財であります。また、中部電力のほうと協力して、有形文化財の視察はいたしておりますが、この植物関係であります、この植物関係につきましては、イヌナシ、アイナシは三重大学の矢頭教授の指導を受けてまして管理をいたしております。

御池の沼沢植物は、この前の議会で安垣議員からお話がありましたように、非常に特殊な環境で育ったものでありますので、上のほうの大池中学から水泳のプールの水が流れてこないように、また、大池中学の上手のほうにありますところから、（「やかましくて聞こえぬから休憩しよう」「休憩、休憩」と呼ぶ者あり）

大池中学の上手のほうから、道路排水、

○議長（山中忠一君） 委員長、ちよっと待ってください。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午前十時三十五分休憩

午前十時四十四分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育委員長。

〔教育委員長（龍池清真君）登壇〕

○教育委員長（龍池清真君） ご質問いただきましたのは、文化財の点でございますけれども、大体植物関係のものが多うございます。

このイヌナシ、アイナシ、あるいは御池の沼沢植物は、指定になりましたそういうふうな植物は、その土地の自然環境に従ってこれが発生をいたしましたので、その自然環境を、現状のように維持していくということが一番大切かと思っておりますので、三重大学の矢頭教授の指導を受けまして、これが保存をいたしておるような状況であります。

で、ことに、この御池の沼沢植物につきましては、そのうち約一万一千坪が、これが市の所有地であります。そのほかに、八千六百九十九坪の部分がありまして、ちよつと間違えました、一万一千坪が総面積でありまして、そのうち市所有地が、八千六百九十九坪ありまして、この部分につきましては有刺鉄線で囲いをしておるのでありますが、その残りの民有地の部分につきましては、土地の区画が非常にはっきりいたしませんので、そのまゝの状態になっておるんです。であります。で、これは、できれば全部市有地にして保存をするということが望ましいことは申すまでもございせんけれども、現状はそういうふうなことであります。

ここで、一番この植物について心配いたしますのは、その池の水の状態であります。で、これにつきましては、上のほうの大池中学から、今度プールができましたことにつきまして、この排水というふうな問題を考慮いたしました。この大池の堰へは流れ込まないように、何かこう別のみぞをつくって下流のほうへ流すようなことを考えております。また近ごろ、この大池中学の上のほうのほうに、道路と排水路をつくれというふうな希望も出てきておりますので、こういうふうなことをあわせて、また将来その辺にできます家屋なんかのことを考えまして、その辺の排水は、関係の部局と相談をいたしまして、この大池へ注がないように処理をいたしたいと思っております。

それから、その前の視察の結果のことでございますが、このうち、日永、常磐の両小学校の校舎のことにつきましてご視察をいただいたようであります。笹川中学も、これは非常に膨大になりますので、この笹川中学を二つに分けてまして、まあ常磐中学校というふうなものも一つこしらえたいつもりでございまして、いろいろと土地につきましては考慮をいたしております。そういうふうな土地が、早急に確定いたしますれば、非常にありがたいことと思っております。

つきましては、その学区制の変更であります。これは、将来どのくらいの家屋がその辺にできるかというふうなことを考慮しながら、この学区は決定をいたしていかなければなりませんので、あらかじめ学区を決定して、そして校舎を建てるというふうなふうにもいきかねると思うんであります。で、それを両方からみ合せて、いろいろと考慮をいたしていくのがよろしいかと思っております。

それから、保々中学の腐朽のごとでございますが、これは全くこちら知りませんでしたので、實際床をめぐってみて、その実情を知って驚いたようなことであります。で、これにつきましては、老朽校舎としての県の指定も受けなければなりません関係から、その辺の処置をしておるように思っております。

また、答弁漏れのことをごさいましたら、あらためて申し上げます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ご質問のございましたイヌナシ、アイナシ、御池沼沢群等のある場所の地域の買い上げの問題について、どう考えてるかということについてお答えを申し上げます。

ただいま、龍池委員長から詳しい説明がございましたが、このイヌナシ、アイナシにつきましては、あの阿倉川の二カ所の場所に群生をしておる状態というものが、一応保存の、文化財の保存の指定の基準になっておりますが、あの場所がはたしていつまでそういうような自然環境を保存できるかということにつきましても、非常にむずかしい問題がございます。したがって、私は、早晚、あの場所においては、あの植物は枯死をするであろうというように思います。

したがって、指定を受けなくても、もう指定が受けられなくても、あの原種の苗木を伊坂ダムの周辺部のような適当なところに移植をして、そこで育てさせると、そこで群生させるというようなことを考えていくべきじゃないかというように考えております。

それから、大池の沼沢群につきましては、受益面積等が、かなりのあるところの沼がため池であると、面積等につきまして委員長からご報告ございましたが、これを買ひ上げるかどうかというように点につきましても、今後考えなければならぬ点が多々ございます。

それは、龍池委員長も言われましたように、やはり水の問題というものが非常に大きな問題でございまして、流れ込む水質の問題がどうかということ、開発されてくるにつれて地下水というものが非常に変わってまいります。こ

れは、イヌナシ、アイナシの地域につきましてもそうでございますが、舗装されるだけで、非常に自然環境というものが変わってくるということは、科学的にも立証されておりますし、また水はけの問題につきましても、非常な変化がくるというような問題がございます。それからまあ通風、建物ができるとか、あるいは山が削られて風向きが変わるというような通風の問題もございまして、自動車交通等の、あるいは工場等の排気ガスによるものの、大気の問題というものも関係してまいりますので、いずれもこのイヌナシ、アイナシの群生地、大池の地域につきましても、今後はたして、その現状が、自然環境というものが保存できるかどうかというところにつきましては、非常な問題があるのではないかと思いますので、今後こういう問題は、矢頭教授等の話も伺って十分慎重に検討して対策を講じていきたいと、さように考えておる次第でございます。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 文化財についての、土木部長としての考え方を答えたいします。

これにつきましては、いろいろ問題もございまして、が、しかし、昭和四十一年に出ました「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」、いわゆる古都保存法という法律がございまして、これはご承知だと思います。これは、現在これが施行されておりますのは、京都、奈良、鎌倉の三市でございまして、この目的の中で、ちよつと読ましていただきますと、一条でこういうことをいっております。「この法律は、わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もって国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与することを目的とする。」こういう法律が出ております。これは、建設省の都市局の公園緑地課が担当いたしております。したがって、そ

ういうこの法律の目的が、やはり私といたしましては、いわゆる地方の文化財にもこれを準じて考えていかなければならないと、このように思っております。

が、しかし、倉敷市の大原美術館付近、これはご承知と思いますが、この付近におきましては、建築の規制、これを保存するために、あの付近一帯を、たしか風致地区と思いますが、これをかけまして、一般の建築その他、あの風致を害さないように法律で規制いたしておりますが、ただ、たとえばいまご発言の中にございましたような追分の鳥居の付近、あるいは羽津の米洗川付近にあります古いとうろ、あるいはまた並木敷、こういうものが点々とあるんですが、これは、いま申し上げましたような倉敷市、あるいは津の昔の城址、それから姫路の城址、城あと、こういう大きな地区でございますと、そのような制限もかけられるわけでございます。小さいものにつきましては、非常に無理な問題がございます。

したがしまして、都市計画的な、ここで事業を行なう場合に、いま申し上げましたような、いわゆる古墳とかあるいはまた史跡とかいう、いわゆる文化財が出た場合には、できる限りこれを避けて、そのまま保存しておくような考え方で都市計画事業は進めていきたいと、それがこの法律の、古都保存法の目的に沿うんではなからうかと、これを小さくしたものと私としては考えていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔九鬼喜久男君〕 登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 追分の鳥居と大日如来、神前の大日如来の件につきましてお答え申し上げます。

追分の鳥居につきましては、ご承知のように、県の文化財でございまして、いろいろ県並びに地元と話し合いをいたしまして、事業費の大体四〇％ぐらいを市が補助をするというように話し合いになっておりますが、大日如来の仏

像は、市の文化財でございます。

先日、地元の強いご要望がございましたので、市の三役などを見せていただきましたが、だいぶ家屋等もいたんであるようでございますので、地元から強いご要望がございましたら、また十分相談をさせていただきたいと、さように考えておる次第でございます。

○議長（山中忠一君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 それぞれ詳しいご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

文化財の問題につきましては、きわめて懇切にご答弁いただきましたので、これ以上私から申し上げることはございません。ことに、古都保存法の問題とか、あるいは大日如来へ三役の方でご視察いただいたということ、非常に関心を持っていたいて、ありがたく思います。

次に、保々中学校の問題でございしますが、私のお尋ねいたしておりましたのは、これは、なぜいままで放置してあったかという責任の問題を追及してあるのでございますが、何か委員長の答弁では、言いのがれのようなふうに私は感じておりますけれども、さらにこの問題を私は追及していきたいと思いますが、この間の視察のときに、現場で私もただしたんでございますが、危険だと判定した校舎でなぜ学習を許可しているかということでございます。

これは、どっかの新聞もこの問題を取り上げておったようでございますが、万が一にも危険な状態があったとき、だれが責任をもつかという問題よりも、危険でないという、あるいは安全だという保障を、だれが認め何で認めるかという問題がございます。その安全だという保障のない限り、こういう場所で学習をさせて、万が一事故が起こったときは取り返しつかないことになります。このことについて、委員長からのご答弁をお願い申し上げます。

それから次に、聖母の家の問題でございますけれども、そのいきさつについては、当然内部小学校に併設しなければならぬけれどもということばがございましたが、私はそのままでけっこうでございます。

しかし、その聖母の家へ教師を派遣したときに、教師と聖母の家との話し合いについてはですね、教師は聖母の家の生活について干渉しないこと、それから、聖母の家も教師の指導内容については干渉しないという、すなわち、相互の立場を尊重し合うという約束をかわしているということでございます。しかし、こうした相互に干渉しないという約束がありましても、教育というものは、子供の日常生活と切り離して考えられないものであるということ、これは教育の常識でございます。まして、知能の低い子供の教育ということになりますと、日々の生活指導、それが教育であります。教育以前の教育と申しますが、子供の生活の中から教育だけを取り出して、ある時間だけ教育をしても、それは形の教育であって、ほんとうの教育でございませぬ。これは、教育書をひもといいた人はだれしもわかることとでございます。だから、この約束そのものにすでに問題を持つていたのでございますが、しかし、先生は、この聖母の家で子供たちがどんな生活をし、どんな指導をされ、どんなにしつけを受けているかということを理解していないから、これはやむを得なかったと思うんであります。

まして、この子供のしつけに、委員長がたいへんうまいことを言われましたが、からでで感知させるための、からでで感知させるための、めしを食べさせない、こういうことはございましたが、加えて、ベッドの作り方が悪かったから朝めしを食べさせない、寝小便をしたから朝めしを食べさせない、言うことを聞かなかったから青竹でしごく、何々したからなぐる、ける、この子たちの教育には、からでで感知させなければならぬという、ことばだけは非常にきれいでありますけれども、私がいま申し上げたことばを逆に返せば、虐待であります。そういうことがあつたかなかったかは私はわかりません。しかし、どんなに精神が薄弱でありましても、感情だけは人間でございますから

はつきりと働いております。朝めしを与えられなかった子供は、朝から教室のすみで、晴らすうつぶんがございませぬので「うーうーうー」と動物がうなるようにわめいているという話でございます。

いつか、保母さんと一緒にみんながテレビを見ておったそうでございます。行儀よく、こちこちになって見ていたということでございますが、こんな子供がどうしてこんなこちこちになっているのかとふしぎに思ったということとでございます。そこには、こわい保母さんがいたそうでございます。この校長は、すぐ、いますぐ言うことを聞くおとなしい子供にしたいと、こういうことをよく言うそうでございます。私もそう思います。何か言えばすぐ言うことを聞く子供であればけっこうでございます。しかし、子供は、ご承知のように精神薄弱児でございます。この子供の知恵を考えた場合、あるいは年令を考えた場合、おとなしい子供にするには、やはり手順、順序というものがございませぬ。徐々に根気よく導いてやること、これが常道でございます。この人たちは、この手順を省いて、言うことを聞かなければめしを与えない、青竹を使うという、罰則のうえに築かれた教育であるがために、この子供たちはみんなおとなしくなるんでございます。

しかし、このこわい人のところの前ではおとなしくっても、一步ここから離れた場合には、これは強い者勝ちの世界が展開されるということです。ある人がいいましたが、昔の監獄部屋同様というようなことを表現しておりました。たとえば、便所へ行ったら。一人の子供が倒されて、その上から一人の子供が乗っかって、口に両手を入れて、そうして引き裂くようにしておったと。そうしたら、一人の子供がその顔を足で踏みつけたと、見とる間に顔がまっさおになってはれ上がったと。どうしようがない、分けるよりしようがない。この青くはれ上がった顔も、教室で見れば、何かけがしたかなという感じでございますけれども、その内容はそういうたかっこうでございます。心に、平素からたまっておったうつぶんを、弱い者、弱い者へと晴らししていく。その姿は、動物の世界に通じる

ものであります。食卓に着く、ボスがにらんでいる、弱い子供は、御飯のおかわりさえもやらないということを聞いております。

まだ、もっと考えさせる問題がございます。きのうまで、走らせたらおそらくその学級で一番よく走って、しかも元気であった子供が、急に教室にいても毎日眠ったようにぐったりしておる、走らせてもひよろひよろしておる、走れない。どうしてこんなに急になったかと思って調べてみると、この子供が、日永病院へ行ってみてもらって、飲んでゐる白い薬のせいらしいということがわかったんであります。

医者にみてもらったの処方でございますから何も言うことはございませんけれども、なぜこの子供のからだか急にぐらぐらになったか、そこに私は疑問を感じるのでございます。

この四月赴任した先生が、子供たちが動物のようになってゐるので、人間の子を相手にしていきたいと、こういうふうに口癖に言っておられるということも聞いております。また、ある先生、その先生は、きょうも神父と話をしましたが、子供たちのとらえ方が全く違ってどうにもしようがない、こうなれば、私たちがどんなにあせってもむだだということがはつきりわかりましたと、まあ不愉快な思いで毎日ここへ通うこともつらいので、私たちは早くここから解放してほしいと。派遣された教師は悲鳴を上げてるといふ話でございます。

まあこれは聞いた話でございますから、どこまでがほんとうで、うそかわかりませんが、これは捨てておけないことであろうと思います。教育委員会も、あるいは精薄を扱う福祉関係の方も、一度この教師を呼んで、事情を聞いて、そしてその姿を知ってほしいと思うんであります。

次に四日市が、聖母の家建設に二千万円という金を支出いたしております。すでにこれはみなさんご承知のとおりでございます

ところが、この精薄の定員百五十名もまだ十分に充足されていないということも聞いておりますし、また同系統の海の星の幼稚園が、昨年土砂くずれのために、一方的に閉園を宣言したと。これにも、二百数十万の市の補助が出ております。補助金だけとっておきながら、聖母の家にしてもこの幼稚園にしても、何か一方的のような感じがするんでございます。これでは、とうとい市民からいただいた税金に対して、まことに私は申しわけないと思うんであります。

この問題について、部長からこの措置問題、市長から、私がいま申し上げた問題について、何かご感想がございましたら伺いたいしたい。

終わります。

○議長（山中忠一君） 教育長。

〔教育長（西川棟伍君）登壇〕

○教育長（西川棟伍君） いま、保々の中学校の危険校舎のことでございますけれども、あれは二十年前ごろに優良施設として表彰を受けた校舎でございます。それが二十年にしてあそこまで腐朽すると、私も現場へ行って見てまいりましたけれども、意外な腐朽のしかたでございました。

そこで、生徒たちを、各あいた教室とか、それから講堂を仕切ったり、いろいろとして分けたわけでありますけれども、音楽の時間だけが、いまの伊藤議員さんのおっしゃるようなことがございます。で、まあ校長にも注意をしました。が、校長も非常に気をつけておりました、それに対するもの、非常時のときの準備については十分に行なっております、こういうことでございますので、いまのところ、プレハブを早く建てて、そうしてその、いまのような問題を解決したいと、こんなに考えておるわけでございます。

まことに、そういう答弁は恐縮でございますが、校舎がいまのような状態でございますので、よろしくひとつお願いしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） お答えをさせていただきます。

ご指摘のように、聖母の家の国有地を、あそこは国有地でございましたので、国有地を買いますのに二千万の約二千万の補助をいたしております。その使途は、国有地を買うという目的以外には使ってはいけないという条件をつけて補助をいたしております。

これに関連いたしまして、施設の指導の面でございますが、これは県が責任を持っておるものでございまして、ただいまのようなご指摘の点があるとするならば、私のほうから、教育の面と違った面で、中央児童相談所なり、北部児童相談所なりを通じて、県の段階で、その内容がどうなっておるかということを十分に検討いただくように、さっそうく手配をいたしたいと、こう考えております。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 教育長の、保々中学校の問題につきましては、今後事故のないように十分に注意していただくことと、父兄の要望いたしております、日常の教育に差しつかえないように、十分ご配慮をいただきたいと思います。

なお、こういうことを申し上げるのは失礼でございますけれども、保々中学校は、二十年前に優良中学校の校舎と

して表彰を受けておりません。それは朝明中学校でございます。訂正をしておきます、私が。（笑声）

それから、聖母の家の問題につきましては、市長もこれについて何かご答弁をいただこうと思ったんですがございますけれども、やはりこの問題については、市長として発言ができないように私考えますので、私の質問はこれで終わります。

○議長（山中忠一君） 山本君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 通告をいたしております公害問題について二点、それから団地造成に伴う公共施設について質問をいたします。

まず第一番に、公害問題であります。私たちは、大気汚染あるいは水質汚濁などを中心とした公害問題について、機会あるごとにいろんな意見を申し述べ、またあるいは強い要望を申し上げてきたわけでありますけれども、今日になりまして、公害問題については相変わらず大きな社会問題となつて、その緊急性がいまだに強く要望されているわけがあります。当四日市におきまして、公害犠牲者が日に日に増加の一途をたどり、その患者数もついに五百名を突破をいたしました五百六名、こういう結果になっております。行政機関や各企業が、公害対策についていろいろ前向きの形で対策を講じているんだ、その効果も徐々にあらわれているんだということを宣伝をいたしておりますけれども、この犠牲者の増加の数を見てみますと、私たちとしては、公害対策がいまだに一向に進んでいない、こういうことを言わざるを得ないわけでありまして。

私たちが主張をいたします公害対策とは、現に犠牲を受けておる市民がいられておる苦しみから、あるいは暗い生活から明るい生活へ、楽しい生活へと、そういう環境をつくり出す、このことがほんとの意味での公害対策ではな

いかというふうに主張をいたしておるわけです。犠牲者が減少しないばかりか、逆に増加をしていく、こういう段階では、幾ら市長や各企業が口をそろえて、公害対策が向上し、あるいは真剣に取り組んでいるんだと、こういうふうに宣伝いたしても、私としては認めるわけにはまいらないわけでありまして。四日市から、公害患者が一人もいなくなる、また水質汚濁なり、騒音、悪臭、大気汚染などの苦情がなくなるという限りには、公害対策の効果があらわれたというふうに私たちとしては認めるわけにはまいりません。

いま、私たちを取り巻いております公害対策には、数多くあります。そして、私たちは、この公害対策について、一日も早く解決されることを強く望んでいるのでありますが、今回は、公害患者の医療費の問題と、産業廃棄物の海洋投棄について、この二点にしばって質問いたしますので、市長から答弁を願いたいと思います。

まず、医療費の問題であります。本年二月から、私たちが長い間望んでおりました公害救済措置法が実施せられることになりました。国費をもって医療費が支給されることになりました。ところが、実際に支給される段階になって調べてみますと、逆に患者から医療費の一部を支払わなければならない、こういう現象が起っております。

ここに一つの例がありますので説明いたしますが、この方は、塩浜病院に入院をせられておる一人の患者であります。国から指定をされた公害医療費の支給の調書が、二月分ということで設定をされて、計算をされておりますが、ここで計算されております医療点数というのが五千三百四十二点、こういうことで国に申請をされているわけでありまして。ところが、この中身を見てみますと、国の救済措置法が適用されるまで市独自の医療費の支給対象になっておった点数を計算しますと五千八百六十九点、その差が、五百二十七点という差が出ておるわけでありまして。で、この五百二十七点の点数のうち、個人負担分の三割というのが、実際に二月、その患者自身から支出をしなければならぬ、こういう結果になっているのであります。たまたま、この患者の場合は、病名が気管支ぜんそくということであ

ります。で、抹消されたその内容は、高血圧症の部分が医療費の支給対象になっていない。一月まではこの高血圧症の部分も市の医療費の支給対象になっておったものが、二月以降は支給対象になっていない、こういう事実があります。

これは一つの、お一人の例であります。金額の大小を問わずに調べてまいりますと、ほとんどの患者が自費を支出をしなければならぬという現象がこの二月以降に起こっているわけでありまして。ほとんどの患者は、国の公害救済措置法が実施せられた場合には、市独自で医療費が負担をされていたときよりも、より以上の内容の豊富な診察が、診療がされるだろうと、こういうことを希望しておったわけでありまして。けれども、国の法律が施行されるにあたって、逆に自分たちのふところから金を出さなければならないということになったために、いま、何とかならないのか、あるいは、こういうことになるくらいだったら市独自の措置だけのほうがよかったんだと、こういう強い不満を言っているわけでありまして。

こういうことについて、市長として、こういう内容を知っておるかおらないのか。あるいはこのことについては、先般千五百万円の市独自の公害対策費が計上された段階で、私が本会議場でも念を押したと思いますけれども、千五百万円が予算化をしたその後に、その後国で医療費が支給された場合、この千五百万円の予算の使途について、どのように使うのかということを中心として質問したわけでありまして、そのときに強く要望したことは、国が救済法等による措置を講じた場合、市費が余るけれども、その余ったものについては、国の措置に対して不足する部分、あるいはより以上向上させなければならぬ部分にこの予算をぜひ使っていくべきではないか、こういう強い注文をつけてあるわけでありまして。けれども、そのときの私の要望等を踏まえて、いま現在こういう状態が出ているわけでありまして、これについてどのように考え、さらに今後どのように対策を講じていくのかをお尋ねをいたしたいわけでありまして。

救済法に基づく四日市関係の医療費支給の範囲は、気管支炎、ぜんそく、気管支炎、肺炎腫、慢性気管支炎、及びこれらに対する続発性の病氣、こういうことで制定をされておるわけですが、この続発性の中にも、先ほど例を申し上げました高血圧症というのが私たちとしては当然含まれる、このように判断するわけです。当然市としても、本年一月までそういう判断のうえに立って市費を支出しておったというふうに私たちは確信するわけですが、この点についても明確に答弁をさせていただきたいと思います。

続いて、産業廃棄物の海洋投棄などについての処理ですが、第四の公害といわれる産業廃棄物の処理については、いろいろ各企業等におきまして、前向きな形で検討され、対策が講じられていることについては、私も認めるわけですが、特に最近に至っては、各企業とも廃棄物の処理について、日永の共同処理場の建設、あるいは外海への海洋投棄など、こういう措置がとられているわけですが、私は、単にこういうことだけで産業廃棄物の処理が万全だというふうには考えるわけにはまいらぬわけがあります。

さきに、県下の九漁業団体とコンビナート二十二社が協定を結んで、海洋投棄ができるというルールを立てていることが新聞等でも報道されております。で、この海洋投棄のルール化をする前に、先ほど申し上げたように、私としては、当然やらなければならないことが抜けているんじゃないかというふうに考えるわけです。この海洋投棄のルールを、内容を見てもみますと、足摺岬と潮岬を結んだラインより外側九十二・六キロ、黒潮の本流の外へ投棄すると、こういう内容であります。端的に申し上げますと、自分のところで出たものを、自分のところの近くでなければどこへ捨ててもよい、こういうことではないかというふうに考えるわけです。

このルールができてまして、新聞等で報道された直後、実は静岡県の私の友人からも電話がかかってまいりまして、三重県は非常にひどい、四日市は、四日市公害の犠牲を、四日市市民あるいは三重県民だけに押しつけるのではなく

って、他の県民にまで押しつけるんじゃないかと。四日市あるいは三重県で出たものを、黒潮の本流の外へ投棄をされたときには、四日市あるいは三重県の間人だけではなくて、他の県民にもその害というのを及ぼしてくるんじゃないかと。やはり自分のところで出たものは自分のところで処理できるような、そういう措置というのを強く要望してもらいたいんだと、こういうことを訴えてきたわけです。

四日市以上に産業廃棄物の処理について悩んでいる大阪では、専門スタッフを集めまして、産業廃棄物処理対策準備室をスタートされ、臨海部に大きな河口処理場をつくって、海洋投棄をする前に、ある程度までの無害化をしたうえで黒潮外へ投棄をする、という構想をもって、そのために大阪府と大阪市が一体となって、すでに技術開発を水処理メーカーに依頼しているというけれども、三重県の場合においても、なぜこのような考え方に立った対策というの、今回ルール化された海洋投棄の前にできなかったかというの、非常に大きな疑問となるところであります。ただ海洋に捨てればよいというのでは、いかにも原始的でありまして、金をさえかければ、陸上での完全処理というのは私は可能はずだと思えます。

すでに海上保安部でも、このルール化について異議を県に申し入れたようではありますが、市長はこのルール化の問題について、どのような意見を持って県なりあるいは各企業にあられたのか、どのような指導をされたのか、そのことを明確にお答えを願いたいと思うわけがあります。

続いて、団地造成に伴う公共施設の問題であります。

いま四日市市内では、公営あるいは私企業の区別を問わず、またその規模の大小を問わず、多くの住宅団地が造成されつつあり、また完成をされようとしております。ところが、これらの団地造成に伴う公共施設の設備不良が、団地の内外の人々を問わずに、多くの問題を起こしております。

たとえば、公営団地の場合においても、団地内の道路、公園が完備されないままに放置されたり、住民生活に欠かすことのできない集会所、保育所などが、団地計画の最終年度に計画される、また最終年度になっても、予算措置が明らかにされていない、こういう状態になっております。

四日市が初めて計画実施した高花平団地を見てみましても、学校建設はもちろん、道路の市への移管、幼稚園の建設などはやっと完了するという状態でありまして、さらに引き続いて造成された朝明団地を見てみましても、児童数の増加のために、下野小学校が非常に膨張をして、施設の不足が非常に強く訴えられております。さらに、道路に至っては、ようやく本定例会に市道認定の議案提出というありさまであります。しかも、この道路の移管をめぐって、整備状況がいいとか悪いとかということで、一年間もごたごたが内部的に続いたというふうに私は聞いております。

さらに、坂部が丘の団地におきましても、本年が最終年度でありますけれども、公営住宅地内の公園は相も変わらず整備をされないままでありまして、開発公社が当初計画をいたしまして、設定をする予定だということで公表したにもかかわらず、保育園あるいは警官の派出所、郵便局などの公共施設の具体的計画というのがいまだに明らかにされていないというのが実情であります。また道路、公園の整備についても、開発公社の事業だけに委任をして、市独自として一般会計から持ち出すところの事業というのが、全くされていないというのが私は実情であろうと確信するわけです。

このような現状から判断いたしますと、次に、第四番目の公営団地として、今後六カ年計画をもって建設をされていく、いわゆる三重平団地の造成を想定をいたしますと、非常に私は強い不安を感じざるを得ないんです。このことについては、先般の議会の中でも私は指摘をし、強く要望をしたところでありまして、団地内外の公共施設の整備ということとは、一体どのように進めていくのか。団地の中における住宅地が先に建設をされ、人口がふえていく、それに追い回される公共施設の建設ではなくって、それよりも先行する公共施設の建設ということが、私はやはり住民の立場を前もって考えた場合には、ぜひ必要だということを主張するわけであります。

さらに、いま一つ指摘をいたしておきたいと思うわけであります。団地造成などのために急激に人口がふえ、さらには児童数そのものも相当にふえてくるわけであります。ところが、三重地区の場合の例をとって申し上げますが、児童数がふえたがために、三重小学校では新校舎を建設していただきました。新校舎を建設する敷地に、公民館を取りこわしてその敷地を充てたわけです。現在、市内の各出張所単位における公民館で、ないところは三重地区だけだと思えます。ところが、その公民館の新築計画、改築計画そのもの自体がいまだに明らかにされていないというのが実情であります。

私は、ここで公民館を早く建ててくれということを強く要望したいわけですが、団地造成に伴う公共施設の先行的、あるいは同時にしても、住民の希望する内容で早期に建ててもらいたい、こういう趣旨から、この例を出しているわけですが、かようにして、団地造成に伴うところの公共施設というのが、非常に手おくれになっているのが実情であります。公営団地においてこのような状態でありますから、私企業の団地造成ともなりますと、この不安はさらに強くなってくるわけであります。

そういう意味におきまして、今後、いま現在も含めてでありますけれども、団地造成をいたしている場合の、それを取り巻く団地内だけではなくて、周辺の公共施設等も含めて、どのような形で市は進めていくとするのか、あるいはその体制をどのようにとっておられるのか、このことについて、くどいようでありますけれども、毎定例会言っているわけでありすけれども、再度明確にその方向を説明をしていただきたい。これが団地造成に伴う公共施設の問題であります。

質問に対する答弁の内容によって再度質問いたしますので、以上について、まずもってご答弁を願いたいと思います。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時三十七分休憩

午後零時四十八分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 先ほどのご質問に、お答えを申し上げます。

公害対策の関連の問題でございますが、患者は、どんどん増加しておるのではないかと、大気の汚染というものは年々よくなってきておると、そういう情勢にもかかわらず、患者が増加してきておるのではないかとご指摘でございますが、これは現在五百十人の患者がおるわけでございますけれども、確かに大気の汚染というものにつきましまして、数字的にもよくなってきております。したがって、大気の汚染がよくなったから、二、三年ですぐ患者が減るかということとは、これは言えないんじゃないかというように思います。

したがって、今後の問題ということになると思いますが、まず患者の増加を抑えるためには、やはり大気の汚染というものを、根本的にはなくするということが第一条件になると、さように考えておるわけでございます。

また、患者が増加するというにつきましては、国の審査医療補償になってから、治療患者はそのまま減らさな

いで、積み重ねていったような計算方法になっておることにつきまして、ご承知のとおりでございます。市の場合には、なおった人はそれだけ落とすというやり方をやっておりますが、国の場合は、なおった人でも、一度認定した場合には認定患者の数に加算をしていくというために、数は減らないわけでございます。

また市の場合には、市以外の行政区域外に出て行った人は、患者でないというような考え方をしておりましたけれども、国の場合には、区域外に出ましても、それは四日市市の公害患者として数字に算入されてきておるということでございます。したがって、まあ五百十人というよりなただいま数字になっておるわけでございます。

それから、気管支疾患に伴うところの統廃性の他の余病というようなものについての問題を、知っておるのか知らないのかということでございますが、私も、私なりに一応しろうととして承知をいたしております。

まあ、従来から市費でやっておった分が、国費がついたのだから余ると、その市費の負担分、余った分の使用方法につきましては、従来からまあ、検査機器等を強化するとか、公害医療に少しでも役立てるような検査機器、あるいは研究施設等の問題に使うとか、そのほか公園緑地等、公害の対策に少しでも役立つことに使いたいというお答えをさせていただいておりますが、そのように処置をさせていただきたいと、さように考えておるわけでございます。

ご承知のように、まあ四十四年度は、大体千五百万円ぐらいの予算を計上しておりましたが、それが六分の一の市費の負担になりますので、若干まあ減るわけです。半分以上に減るわけでございますが、ただ医療費のみならず、手当てまでその中に入ってくるような計算になりましたので、それだけ金額は増加いたしますが、大体四十五年度は、五、六百万円の負担金になるだろうというように、判断をしておるわけでございます。

まあ、このような統廃性の問題のご指摘がございましたが、専門家のご意見を伺いますと、確かに心臓疾患を起こして薬等を使うと、あるいはまた、重くなってじん臓を併発してきた場合に、確かにじん臓から高血圧という問題が

起こった場合には、確かに統廃性として認定し得るけれども、診断書等に気管性疾患、それから高血圧というような書き方をした場合には、認定されないと、それが必ずしもそういうような因果関係をつけることが非常に困難であるというようなことも伺っております。

したがって、これは専門家のご判断にまたなければいけません。高血圧、あるいは心臓病、じん臓病、その他副作用的にも統廃してきたような病気につきましては、医師の判断にやはりお願いしなけりやならぬ問題であると、さように考えておるわけでございます。

なお、その他つけ加えることがございましたら、衛生部長からつけ加えさせていただきますと思います。

産業廃棄物の問題でございますけれども、これは、現在いろいろつかみ方がございますが、大体月間千トンから三千トンぐらいあるんじゃないかというように、大まかにつかまれておりますが、最近の特色として、非常に大量に出るということ、その性質がきわめて複雑多岐にわたってむずかしいと、つかみにくいと、しかもその処置のしようによっては、第二次公害を起こすというような性質のものであるということでございますので、この産業廃棄物の取り扱いにつきましては、大都市をはじめ、いずれの工業都市におきましても、非常に困難な問題として扱われ、いろいろ計画もされておるわけでございます。

まあ、私といたしましては、これを、考え方としては、焼く、あるいは埋める、中和する等の無害化する、海洋投棄というふうな、こういう方法が考えられると思っておりますけれども、これを市で取り扱わしてもらおうということになりましたならば、これだけ大量でございますので、やはり企業の負担をお願いをいたしまして、市が扱うにいたしました、大企業で事前にそれが、ある程度の処理をされなければ扱えないんじゃないかというように思います。

まあ、事前の処理と申しますと、脱水をするとか、中和をするとか、固型化するとか、いろいろの問題がございます

すが、まあ海洋投棄という、これしかたがないというので、海洋投棄というふうな形にもってきておりますけれども、やはり海洋投棄というのは、きわめて野蛮な方法であって、これはやはり固型化、海洋投棄するならば固型化して、コンクリートで包むとかいうような形で海洋に捨てるということが望ましいのではないかと思います。

私自身の判断としては、山林等を買収して、そこに捨てるというのがやはり一番いいのではないかと思います。しかし、この問題にいたしても、雨のときに流出するとか、その他地下水利等の影響というふうなこと、あるいは悪臭というふうな問題というものも今後の大きな問題であるというように考えております。

共同処理場のスラッジにつきましては、結局いろいろ考えた結果、焼却するという結論に達しておりますが、やはり何らかの形で焼却するとか、山に捨てるといふような解決をするほうが、処理の方法としては普通ではないかというように、考えておるわけでございます。

こういう問題については、今後の問題として十分検討をさせていただきたいと、さように考えております。

それから、団地造成に伴うところの、公共施設等につきましては問題でございますが、やはりこの団地造成ということは、もちろんこれはけっこうでございますけれども、その団地造成にいろいろ施設づくりがつくられる場合には、やはりこれは、市全体の税金の公平化、あるいはこの投資の均衡ということをやはり考えて、ある程度の判断をしていかなければならないと、さように考えております。

ある地域によっては、古い地域がいつまでもほっておかれて、新しくできたところばかりに保育園ができるとか、下水ができるというのはいけしからんじゃないかと、そういうようなご意見もわれわれのほうにはたびたび入ってくるわけでございますので、われわれといたしましては、そういうような判断も無視するわけにいきません。

しかしながら、やはりこの新しい団地等につきましては、若い人が多いとか、子連れの人もおると、共かせぎが多

いというようなことも十分考えて、やはり保育所だとか、そういうことも考えておるわけでございまして、一般会計から持ち出しがないというようなご指摘がございしますが、われわれといたしましては、一般会計から大いに持ち出しでおるといふことを申し上げて差しつかえないと思います。

三重平の場合には、したがって、その先行投資をしるということですけれども、先行投資はぜひしたいと思っておりますし、その先行投資分につきましては、地価にこれを算定するという考え方を堅持をいたしたいと思っております。

これは下水、上水、それから公用地、保育園用地、公園、公会所の用地等につきましても、そういう配慮をいたしたいというように考えております。

やはり公共施設というものを先行投資していくということは、これからの時代の建設には当然盛らなければならない問題であるという考え方から、まあ十分配慮をさせていただきたい。ただし、そのためには、市全体のやはりバランスのうえにも立って判断をいたしていきたいと、さように考えておるわけでございます。

○議長（山中忠一君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 医療費の問題につきまして、市長の説明をもう少し補足させていただきたいと思っております。ご指摘になりました点は、医療費の実質負担額において、市の認定制度の場合と、それから国の法律に基づく以降のものについて、自己負担分が高くなったその原因、その実態はどうかということだと思っております。

端的に言いまして、この問題は、その差は、医療費の病名は、市が四つの病名は、ご指摘のありました四つの病名につきましては、市がやっておった病名をそのまま国が採用いたします。

それから、この統廃症も見るといふことにつきましても、市の制度と国の制度の場合には同様でございます。で、それでこの市の場合でも、国の場合でも、社会保険の対象となる医療及び投薬ということは同様でございますが、市がやった場合には、一つの例といたしまして、せきをやわらかくするために研究ということで塩浜病院で、特に認定外の薬を使わしてくれということと認めたことがございます。それなんかも市で持った例もございます。

現在は、厚生省がそれを社会保険としての対象として拡張いたしましたので問題はございません。

ただ、一つの例としてお示しになった、先ほどの高血圧及びその他の病名につきましては、端的に言いまして、いままでと大きな病院は、市長と契約いたしておりましたが、市内の開業医の方につきましては、医師会でまとめて、レセプトと請求書を公書課へ届けた、で公書課では点数計算、集計をいたしまして計算上の誤差がないかということ、直ちにそれを医療機関へお払いしたという制度でございますが、国の場合には、この診察したレセプトを翌月の十日までに医療審査会に、これは県に機関がございしますが、医療の支払い審査会に、これは一般の社会保険、国民保険一緒でございますが、県への審査会に行きまして、そこでそのレセプトに対する適性、計算というものをチェックいたしまして、その支払い基金を通じて、今度は各医療機関へこれを払うという、一つのセクションができて、これは、したがってその事務費も市で払っとるわけでございますが、そういうふうに一つの社会保険医療体制の中で、公平を期するために審査会という制度が、支払い審査会という制度が毎月ございますので、その議を経てまいりますので、端的に言いまして、市の場合よりも厳格にこれを審査していくと、こういうことの結果、四つの病名及び統廃症と認められないものにつきましては、第一次的に審査会で削るんでなくして、むしろ医療機関がこれを審査会に出す前に自己の療養費として、医療費としてこれを患者に負担という区分して審査会に出すと、こういうたてまえになっていきます。

で、現在は、もう少しわかりやすく言いますと、患者負担といいますが、みな社会保険なり、国民保険に入っておるわけで、三連式のレセプトをつくって審査会に送りますが、審査会に送る場合には、公害関係のものについては、あらかじめ審査を受けないということで消した、しかも社会保険のほうのものについては、たとえば国民保険なれば七割でございしますので、三割分は審査に出すと、こういうふうな操作を経て出しております。したがって、そういうような手続がございします。

それで、問題は、その統廃症と見るか見ないかということが論点でございしますが、これにつきましては、相当厚生省なり、それから医師会の中央部会でもめまして、それで基準がつけられて全国一律にいくと、こういうふうな少くとも三地区一律にいくというふうなことがございしますので、そういう認定以外の薬を使った場合、これはむろん患者の同意が要るわけでございしますが、厚生省指示以外の新薬を使った場合とか、それから公害病の範疇に入らない病名の治療については、これは自己負担ということの開きがそこであらわれてきたわけで、お示しの例は、高血圧の例をとられたわけでございしますが、統廃症とみられない高血圧の療養費は自己負担と、こういうふうになったと思います。以上でございします。

それから、産業廃棄物について市長が触れましたが、もう少し具体的に申し上げますと、構想といたしましては市長が言われたとおりでございしますが、実務的にこの海洋投棄の県の公害課と水産課との共同調整による海洋投棄の関係、漁連、遠洋漁業者との協定がきまったということは、私聞いております。その条件も相当きびしいものというふうに聞いてますが、実際これをグラウンド、何というか、普通のルールに乗せる場合については相当問題がある。

私の耳にしておるところでは、ある会社の単一廃棄物を千トン余り、その協定の第一船として会社の責任において、これを海洋投棄したという例がございしますが、いまの時点で、みそくそを一緒にしたもので積んでおるということは、

まだ問題があるというふうに考えられておりますし、また、実際の運営を見ますと、たとえば、いま使っておる船は一千トンクラスの船でございしますので、それだけのものが一べんにまとまらなければタンカーが回せない、これはタンカー運航業者の採算ベースの問題があると同時に、陸岸における積み出しの貯留槽、積み出しの方法、悪臭が出て困るし、火災のことが困るというようなことがございまして、これが現在まだ解決をつけておりません。そこに問題点があるということでございます。

これにつきましては、一つの構想としては、将来に備えて、公害防止計画の中に入りたいというふうに市と県と話し合っておりますが、その場所をどこにするかと、また、陸上集荷場所をどこにするかということについてはまだ結論を得ていません。

それまでにはどうするかという問題がございしますので、市の立場といたしまして、私衛生部長として、清掃を担当しておる者としてしましては、過去におきますところの泊山の埋め立ての、非常に助かった面もあり、困った面もありますが、垂坂山の新団地の使用を前にして、いまとっております一つの手続といたしましては、泊山のような、少し言い過ぎかもしれませんが、どこの者が持つて来たか、あるいはどの程度かというようなことかららんように、無秩序な投棄は許さないと、こういう決心を固めまして、五月上旬以来担当課と連絡いたしましたので、泊山における終末的な清掃及び臭洗処理をやりまして、そこにおけるいろんな投棄物のものにつきましても、あるものにつきましては、公害課の分析にかけたり、あるいは私自身も現場へ行って運送屋をとちめて、企業にもかけ合ったりしておりますが、そういう秩序立った段階で手を加えておりますが、ねらいといたしましては、私はどうしても技術が開発をされない以上、海にほって沈下するもの、あるいは海水によって拡散するものは海洋投棄が一番いいんじゃないかと、それから、いま市長が言いましたけれども、焼却によって、脱臭なり、あるいは脱硫ということができれば焼却設備も

必要である。それから、煮ても焼いても食えないものについては、害のないような方策を講じて陸岸、あるいは海岸にそれを集積して投棄するというような、あらゆる手を、方法を検討、あらゆる方法でこなさなきゃならないと、単一に山でよろしいと、海でよろしいということはい言えないんじゃないかというふうに考えております。

その場合に、私が最近提論いたしておりますのが、産業廃棄物の実態が非常に、二、三年来やかましく言っておりますが、実態がわからないと、大体このごろ、大体いろいろひっつかまえた連中、あるいは工場の仕入れてるところの伝票を出せというようなことをいろいろやりまして、大体判明してきてまいります。大体三千トンないし六千トンはあるんじゃないかと、で、こういうことで相当の量がございますので、私、清掃担当者といましては、これが清掃業務であるかどうかということは、一応厚生省で生活審議会にかかっておりますが、そういう議論は別に、現実には持ち込まれますので、こいつを更生できるまでは、暫定処理としてわれわれはこれを受けとめなきゃならぬというところで、私どもといましては、まず第一に、企業自体については、前処理をせよと、事前に処理をすべきである。その事前処理も固形物と油に重点を置くと、で工場で焼けるものは焼きなさいと、それから変質するもの、中和するものは中和しなさい、その後そのものと成分を明示して、市の埋め立て地を使うものについてはチェックして、かぎを決定すると、また、それから、そういう産業間でいままではまあ無事に済んでおったのが、このごろやかましくなってきたという認識を持ってきましたので、この際、一企業がなしにある集団企業、あるいは資本系列でもよろしい、あるいは地域的にもよろしいが、企業が合同して一つの用地なり、あるいは共同的な処理をすべきである。

それについては市も協力的な態度を示す、ただ単なる清掃業務でなしに、これはへたすれば二次公害が出るという観点から、企業といえども、かってにほかの土地所有者と契約して、それを埋め立て処分にしても苦情は市へくるか

ら、これは公害防止上のためからチェックするということで届け出を励行せよと、こういうようなことを最近やっておりますので、そういう手だてで一つの企業責任というものを明らかにして、そして、これが市で公共用として受けるものはこなすと、いわゆる責任区分を明確にしていこうという方向で検討いたしたいと、こういうふうに考えています。以上で追加説明を終わります。

○議長（山中忠一君） 山本君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 そういうことで答弁をいただいたわけですが、公害患者の医療費の問題について、まだ明確になっていませんので、再度明らかにしていただきたいと思っています。

いま、説明答弁の中では、いわゆる統廃性、因果関係の問題が提起をされましたが、市独自の医療費の負担をしていたときと、国の法律に基づく医療費の支給の場合との中で、個人負担がふえてきた中でも、やはり中心はこの統廃性の問題と因果関係の問題だと思っています。

で、私が言いたいことは、市独自で医療費を負担をしていたときの精神をすね、国の法律を適用されて現在実施をされているわけですが、この、国の法律を適用されて実施される中で、個人負担がふえたのであるから、以前の精神に戻って、国の法律は法律だけれども、市独自の措置をあらためてやってはどうかという、まあ趣旨になるわけです。

で、私自身も含めてありますが、多くの人たちが、国の法律ができれば非常によくなるんじゃないか、より診療内容、あるいは医療費の問題等についても改善をされるんじゃないかという希望を持っておったわけですが、結果的には、逆にお金の問題でありますけれども、自己負担を出さなければならぬ、こういう結果になったわけで

す。

したがって、この出てきた結果を何とか救ってやれる方法というのを、いろいろ法律上の問題があるかと思ひますけれども、市独自として考えていくことができないのか、こういう点を申し上げておりますので、ここで統廃性の問題、あるいは因果関係の問題でいろいろな議論をいたしておりますと、結論が非常にむずかしいと思います。特に因果関係をどこで線を引くのかということになりますと、非常にその線が引きにくい、こういう問題がありますので、そういう時間的余裕もないと思いますので、市独自がとっておった当時のあの制度の趣旨を、今回の場合にも、今後ですね、とっていただけるようなことにぜひしていただきたいということを要望しておるわけですので、その点についての考え方を再度お答えを願いたいと思います。

次いで、産業廃棄物の問題であります、市長及び部長の答弁を聞いておまして、おおむね、その方向としてはわかるわけです。

しかし、先ほどの質問の中でも申し上げましたように、いわゆる黒潮本流の中へ投棄すればいいんだということにあまり重点を置き過ぎて、今度ルール化されたそのものが、これはもう万全の対策なんだということをあまり強く打ち出し過ぎますと、いま答弁のありました中にもあったように、海洋投棄というのは、非常に野蛮な処置である。あるいは、陸上で埋設する場合にしても事前処理がぜひ必要なんだと、第二次、第三次の公害が発生しないような処置がぜひ必要なんだと、こういうふうに答弁をされているわけですが、そういうことがこの海洋投棄によってどこかへ消えていくような状態にならないようにだけ、十分に注意をする必要があるだろうし、またそのようなことにならないような行政機関としての指導を各企業にする、あるいは県なり国に強く要望していくということを訴えて、要望にとどめておきたいと思うわけです。

それから、団地造成に伴う公共施設の先行投資の問題であります、いままでの団地造成の中では、市の一般財源から持ち出す施設というのは非常にまあおかれておる、手おくれになっておるということを指摘しているわけです。市長の答弁によりますと、そんなことはないんだと、こういうふうに言われておりますけれども、持ち出す時期の問題であります。

で、この三重平団地の中でも、相当、四千戸以上になる団地計画でいくわけですが、ここで一つの例を出しておきたいと思ひますけれども、四千戸ともなれば相当の人口にもなりますし、児童数もふえるわけです。

ところが、坂部が丘の団地、あるいは一般的に社会情勢からくる人口増に伴って、三重小学校自体が飽和状態になっておるわけです。そこえ三重平の団地ができますと、児童が一体どこえ収容されるのかという問題になります。

聞くところによると、当初は三重小学校へ収容をして、ある段階がきてから団地の中に小字校をつくって、そこえ児童を収容するんだと、こういうことを聞いているわけですが、そういうことをやっていたんでは、ほんとうの意味での公共施設というのは完備できないし、あるいはまた、つくったとしても、団地の外えつくったとしても、むだな施設が逆にできてくるような気がするわけです。

したがって、そういうものについては、将来の予想というのを、的確にとらまえないながら、先行的にその団地の中につくるなり、あるいは団地の周辺の環境整備、あるいは生活環境なり福祉的な問題等についても、先行的にやっていくべきではないか、こういうことを申し上げておるわけです。

市長の最後のほうのことでは、できるだけ先行的にそういう点についても、今後はやっていくんだということばがありましたので、一応は了とするところでありますけれども、さらにつけ加えて、私たちの意見を十分に取り入れていただくように、強く要望をしたいと思います。

医療費の、公害患者の医療費の問題についてのみ、再度市は今後この個人負担になっている部分について、どのようにされていくのかをお答えを願いたいと思います。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

統発性の認定患者の医療費の負担の問題でございますが、まあ、国の判断が下される前には、この統発性疾患につきましては、いろいろまあ討論をされて、厚生省の判断が示されたものだと思います。

したがって、それが公害の気管性疾患との、統発性との関連が問題になったわけで、これが関係ないというような判断のもとに国の判断が示されたものであると思います。

市の判断はそうではなくて、一応、医療審査機関で認定患者だといわれた場合には、その中には、おそらくや腹痛をはじめ、胃かいよう、胃ガン、高血圧症状を含めたものも入っておったんではないかというように思われます。

したがって、まあせっかく国のこの認定基準に従って、国の認定患者の医療制度ができたわけでございますので、もう少しやはりこの時期をみて、これは判断すべきではないかというふうに思いますし、やはり何といたしましても、その国の判断に従って、やはり医療審査会の見解にまたねばならないかと、さように判断いたしております。したがって、この医療制度が軌道に乗ったうえで、いろいろと判断を市としてもしていきたいと、さように思います。

○議長（山中忠一君） 山本君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 患者の医療費について、いま再答弁があったわけですが、国の法律がせっかくできたんだからある期間をみて検討すると、こういう答弁でございます。

そうなっておりますと、市独自が、市独自で医療費を支給していた内容というのが、私はここで問題になってくると思います。当時の内容について、私はそれがよかったとか、悪かったとかいうことについては触れません。

しかし、いまの市長の答弁を聞いておりますと、国の法律でこうなったんだから、市のとってあった措置について、今後どうなるかということについては、ある期間を設けて判断をしたいということになりますと、市がとってあった当時の措置というのは、一体どういう立場で、どういう趣旨でされたのかということに疑問を持たざるを得ません。したがって、先ほど私言いましたように、市がとってあった当時の精神、趣旨をいまでも堅持をすべきである、こういうことを言っておるわけです。

地方自治体の任務というのは、国なりあるいは県のそういう上部機関から、いろんな問題が提起をされ、実行されていくわけですけれども、国、県で行なわれる政治の中で不足する部分について、市が当然補っていくという責任があるかと思えます。

したがって、国の法律で定められた内容を実行した、その結果として個人負担が出た場合には、市は当然以前とおった精神を生かし、趣旨を生かしていくならば、私は市がその個人負担分を負担をしていくというのが当然ではなからうかと思うわけがあります。そういう意味で、早急に私はこの個人負担になっておる部分を市が負担すべきであると、こういうことを強く訴えるわけありますので、その点についての見解をさらに明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） これにつきましては、ただいまお答え申し上げたとおりでございます。そういう、国のせっかくの運用の制度を見きわめたいので、これを判断していきたいと思っております。

たびたびお答えをいたしておりますように、市のとってきた従来の、発足の最初は、あくまでも見舞金として、これが制度が創設されておると、そういうことでございますので、まあそういう情勢を見たいうで判断をさせていただきたいと、さように思います。

○議長（山中忠一君） 山本君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 医療費の問題について、最後に要望を申し上げておきたいと思っております。

いま、再々の答弁をいただいておりますわけですが、医療費の支給が、いつの間にか見舞金にすりかわっております。

事実は、特に入院患者等については、かかった医療費について、個人負担が全くなかった状態におかれておったわけでありますので、医療費の個人負担解消の措置がとられておったということを私たちは確認をしたいし、見舞金制度ではなかったということを確認をしたいわけです。

その上に立って、先ほど市長が、国の法律が施行されたわけですので、一定期間をみたうでいろいろ対策を講じたい、こういうふうに答弁があったわけですが、ここで私として強く要望しておきたいのは、いま多くの患者が、この二月以降金額の大小を問わず、個人負担がかけられてきたということについては事実でありますし、それに対する不平不満というのが訴えられておるわけです。

したがって、統廃性、あるいは因果関係の問題があるかと思えますけれども、国のこの公害医療費の支給対象のワクをさらに拡大できるような、そういう何といいますか、柔軟な措置がとれるような要望を強く上に訴えてもらいたいし、あわせて、市独自がそういう立場を一日も早くとももらえるような体制なり、あるいは財政措置というものを確立してもらいたい。

こういうことを強く要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山中忠一君） 六平君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 通告してあります教育問題につきまして、若干の質問をいたしたいと思います。

市長は、今後市政について、住民の意向を参酌し、環境の整備、社会福祉、教育、文化、経済等の諸施策を総合的、計画的に実施していくと述べております。

そして、今後の方針といたしまして、五つの重点施策を明らかにし、その一つとして、教育諸施設の充実と、青少年健全育成による文化水準の向上があげられております。

これは、われわれがかねてより願っていたことであり、まことにけっこうなことであります。

今日まで、教育施設の充実については、努力のあとも認められるわけですが、現実には、現在の四日市の状況を見てみた場合には、まだまだ非常に不満足なことが多いわけでありまして、

そこで質問をいたしますが、第一は、学校施設の整備計画についてであります。

三月議会における市長の説明によりますと、文教施設整備五カ年計画の第四年目であります四十五年度で、計画のほとんどが完成するといっておりますが、本年度内に増改築される小、中学校の完了した姿を想像してみた場合、ま

ことに中途はんばなものとしか理解できないわけであります。

文教施設整備計画とは、義務教育に必要な最低限のものを確保し、さらに四日市としての水準にすべてが達するよ
うに普通教室、特別教室、あるいは管理棟、そういったような主体的な部分、さらには体育館、プール、給食室等々
のいろいろな設備が当然含まれており、増改築の時期や、あるいは順位は違っておりましても、これらの諸設備が、
ある一定の水準になるような、そういったような計画だと私は考えます。

五カ年計画がほとんど完成するという現時点で質問いたすわけですが、当初の計画は、どのような状況になると判
断し、どのような点を改善しようとしたのか、資金計画であるとか、増改築計画、特別教室の計画、体育館、校地あ
るいは給食室、プール、こういったような設備の計画をどのようにいたしたのか、最初は幾ら聞いても五カ年計画を
言わなかったそうですが、現在終わった時点だからその当時の計画は十分しゃべれると思いますので、そうい
ったような問題について、どういったような計画があったかについて説明をお願いします。

また、その計画に対して、ほとんど終わったわけでありますが、それについてどのような現在評価をしておられ
るのか、その点についてもご説明をお願いしたいと思います。

質問の第二は、教育水準の維持向上についてであります。教育は家庭、社会も大いに関係いたしますが、義務教育
の中心はやはり学校であります。われわれはかねてより学校における設備基準を確立し、市内のこどもたちが義務教
育を平等に受けられるように主張してまいりました。しかしながら、いまもって四日市としての設備基準ができてい
ないため、教材教具等の格差が学校間に出てきております。

もちろん、教育において、設備の完全が即教育水準の高低の尺度にそのままなるということは言えませんが、教育
者の努力と意欲が大切であることももちろんわかっております。

しかしながら、戦争中竹やりで飛行機を落とす、こういったような精神主義だけではだめだと思えます。設備の格
差が教育の格差になってはたいへんなこととなります。

そこで、教育水準の維持向上をはかるためには、一定の教材、教具設備が必要なわけで、四日市としての考え方、
市長の考え方、あるいは教育委員長の考え方、それから現在の実情について説明をしていただきたいと思えます。

その一つは、設備基準に対する考え方ですが、前の教育委員長の杉浦さんが、設備基準については、四日市
独自のものをつくると言ったことがあります。私の聞き違いでなければ、そういったような記憶があるわけです。

その後教育民生常任委員会等ではいろいろと質問しますと、文部省の基準でやるんだとか、あるいはそういったよう
なものではないんだとか、そのたびそのたびに教育委員会の考え方が違っておるわけがあります。

教育委員会は、設備基準についてどのように考えておるのか、国の基準でやるのか、市独自のものをつくるのか、
あるいは国の基準の何%を目標にしているのか、いろいろと考え方がありますが、そういったような点
について明らかにしていただきたいと思えます。

第二点は、現在市内の学校にはいろいろな設備があるわけですが、そういったような設備の品目別の調査を当然せ
られておると思えます。もしそういったようなものがやられておるとするならば、全体として文部省基準の何%ぐら
いに四日市のそういった設備基準、あるいは教材教具の基準はなっておるのか、小、中学校別に最高、平均、最低、
そういったようなものの数字について説明をしていただきたいと思えます。

また、文部省基準に達するには、現在どの程度の予算が必要なのか、小学校、中学校別に金額で明らかにしてい
たきたいと思えます。

質問の第三は、義務教育費住民負担の解消についてであります。

学校におきます需用費の不足、設備等の不完全のため、PTA等による学校への援助が行なわれておりますが、市が予算化することによってこういったようなものは解消できるし、そういった方向に行くべきだと考えます。

今日まで当議会におきましてもたびたび論議され、PTA予算項目の統一等を行ない、PTA本来の活動費と公費負担を明らかにし、そして公費でまかなうべき部分は予算化するという方針で市の予算も若干の前進はあったと思いますが、物価上昇等を考慮しますと、少しばかりの増加では一向に住民負担の解消になっていないわけであります。

PTAというのは、自主的な団体ですから、自主的にきめた活動に要する費用に高低があっても当然であります。本来公費で負担すべきものが義務外住民負担になっているとすれば、どうしてもこれは改善していかなければならないものだと思います。

市長は、義務教育公費負担についてどのような考え方を持っておられるのか、また、教育委員会は、PTA会費の費目の統一や、学校運営のための費用の調査を当然実施していると思っておりますので、本来公費で負担すべきものでPTA等に負担してもらっている金額と項目がどのようになっているのか、実情を発表していただくとともに、解消についてどのようにしていくのかを明らかにしていただきたいと思います。

以上の質問のご答弁のいかんによって、次の質問に入りたいと思いますので、以上の点につきましてご説明をお願いいたします。

○議長（山中忠一君） 教育次長。

〔教育次長（滝伝之助君）登壇〕

○教育次長（滝伝之助君） ご質問の点、お答えさせていただきましても、非常にむずかしい問題で、私も当惑しておるわけでございます。

当初、五カ年計画と申しますのは、十カ年計画が終わったあと、昭和四十二年から昭和四十六年までの五カ年間に立てられた計画でございますが、その当時は、現在のような人口の移動、そういうものはございまして、単に四日市の財政の伸びに比例した財政の金額の割りにおいて、老朽校舎あるいは特殊教室の整備ということがなされておりました。ところが、そのあとの五カ年間のうちに非常に計画が変わってまいりました、と申しますよりも、むしろ社会増のためにおっかけられまして、その五カ年計画の金額というものはすでに金額的においてはもう二年半くらいで済んでしまいます。で、社会増におっかけられた分ではるかに上回ったところまで予算は出してもらってあったわけでございます。

市長が、本年でもって五カ年計画が大体終わると、こう申し上げましたのは、私どもの当時考えられておりました老朽校舎は全部終わらせていただきました。それから、その後の社会増というものも大体終わらせてもらっております。

で、現在から向こう五カ年計画を立てさしてもらう中に、いまの情勢に合わせた社会増の計画が非常に大きく出てきておるわけでございます。で、これにつきましては、この四十六年においておそらく八割までも解消するだろうと思えます。で四十六年、四十七年においては、もうすでに昨は越して社会増と残りしました老朽校舎のうちで、相当程度の高いものだけしか残っておらないつもりでございます。ただ老朽校舎と申しますのは、木造のものはみな老朽校舎である、というふうにお考えになってもらっては私のほう困りますので、現在残っております老朽校舎につきましては、四、五校残っておると思います。これにつきましても、本年度中にはおそらく解消されるものだろうと想像しております。

それから、今後の五カ年計画で私どものほうが重点的に置きたいのは、先ほどご指摘のありました特殊教室、それ

から移動に伴うためにいまの建築が終わらなければそれが整備できないというようなものを整備していきたいという考え方でございます。

それから、設備基準のことでございますけれども、設備基準は再三ご要求がありまして、市のほうも非常に難儀をしているわけでございますが、文部省にりっぱな設備の基準がございます。で、あくまでもこれが基準になっていくことは間違いございませんが、四日市のもを別にこしらえるということで、私どもはその準備をいたしておりますが、何しろ設備の品物の種類でございますが、何千種にわたるわけでございます。それでそれらのものはよりより資料を取り、あるいはそのまま積み重ねてはおりますけれども、実際の作業が、いまの状況でできませんので、まだことし一年かかってようやくまとめあげんのではないかと、こういうふうに思っております。

ただその間、基準がないからできないというわけのものでもございませんので、あるいはりっぱにできておりますのは、東京都の問題でございます。東京都と、それから文部省の問題、文部省の基準、これらの二つのものを大体主にして考えております。

それから、設備の各学校における差でございますけれども、私のほうから学校のほうに大体そろえられております基準につきましては、ほぼ満足なものではないかと思っております。ただ学校におきましては、PTAの外援、あるいはその特定な寄付行為によります資金でいやが上にもこかって買われたりするものがございますので、皆さまのほうから見られますと、あれがないではないか、これがないではないかというようなものではございません。私どものほうの必要といたしますものはほぼ全部取りそろえられておる予定でございます。

それから、PTAの負担において学校経営をやっておるように申されましたけれども、私のほうが現在市からいただいております学校の経費につきましては、教育委員会としては普通に、さほど不足しておるようにも考えておりま

せん。ただある学校において、余分な金がPTAから流されました場合に、まあ校長さん、この金があるからこれを学校に渡すと、こういうふうにして置いていかれたと、で校長の範囲で、こちらは、教育委員会のほうは知らずに、それをもってある消耗品などを買ったと、その翌年の四月においてその校長先生はかわられたと、そうしますと、さら紙であるとか、封筒なんとかがどんとあると、教育委員会からきた分においては、それで買うことができないので違うものを買ってに買われる。その次の校長さんは、ちょうどまたその消耗品が足らんようになってきておると、前の校長はこういうことは一生懸命やったけれどもこういうものは一つも買わんじやないかと、まあこういうようなことがありますので、学校において自由に使える金が学校としてはほしいのかもしれないと、そういうふうな使い方がおそくなされるんじゃないかと、こういうことでございます。で、私どものほうがいま申し上げておりますのは、PTAの連協、あるいはそういうところへ申し上げておりますのは、当然公費でまかなえるものは出さないでほしいと、で、それについてはもちろん校長先生方困らせてもけっこうですと。そこからこういうものが真剣に足らんのだという声が出てこない限り私どものほうでもつかみようがないんだと、もらった金は自由に使用して、であと足らん分はPTAから幾らでもすくいあげることができるんだというような経営が前にあったように思います。

で、この点につきまして、PTAの負担軽減をどこへ持っていくかと、こういうことになりましたと、私のほうは、いま一挙にそれがとめることができせんので、ことばのうえではがんがん指導しておりますけれども、現在私のほうが行なっておりますのは、とりあえず生徒が袋へ入れて学校へ持ってくるものから切ろうと、まあこういうことを考えまして、ことしは給食の援助費、こういうものについては少なくともこれだけのものは出しているんだから半分以下、あるいはゼロにしろと、こういうふうに命令してございます。各学校におきましては、そういう消耗品を買う

ものは市から出ておりますので、半分以下になっておるはずでございます。

なお、生徒が持ってくる金には図書費がございます。で、図書費につきましても、私のほうから図書費として回した分で十分まかっていたきたい。それでなお足らん分、ということはないはずなんですけれども、図書費につきましてもこれは何ぼきりがあってもいいわけでございますので、相変わらず生徒のほうから十五円づつ、あるいは二十円ぐらい徴収しております。これにつきましても、ことし三百何十万入れてもらっておりますので、四百万近い金を入れてもらっておりますので、少なくとも半分以下にしろと、来年その結果を見てまた出してもらうように頼んでみると、こういうふうに指導しております。で、とりあえず生徒が持ってくる金だけを切って、それから次の段階に移りたい、かように思っております。

そこで、もう一つ申し上げさせていただきたいのは、PTAの親ごさん方は、いまPTAの残金であろうと、あるいは学校のために、こどものためにもっとよくしてほしいということで非常に金を出したがるというわけではございませんけれども、出したがるわけでございます。で、その金につきまして、もしもそれをお入れになるときは、教育委員会にご相談くださいと。片一方で普通のテレビを買っていると、おれのほうはあくまでもカラーテレビを買いんだといって買われるところがございます。そのカラーテレビが向こうで買われて学校へ持ち込んでみえた場合、これは私のほうは要りませんということは申しませんで、やはりその人たちの心情をいただきますと、けっこうでございますと学校は受け取るような状態でございます。この点につきまして、強力にもらうとか、あるいはそういうことがいまはつきり申し上げられませんが、そういうような指導のうえでやっておるわけでございます。

それから、PTAの金は、大分移動していきまして、で、現在そういうものに公費で出るものにつきましては、だんだんすけなくなっているように思います。ただし、金額のうえではそれがブルーになったり、あるいは庭木に変わ

ったり、そういうようなことで、方向が変わってきたことだけは確かでございます。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後一時四十八分休憩

午後二時五分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

この教育計画に対する評価はどうかと、どういうぐあいに考えとるかということでございますが、この評価につきましては、皆さま方からかえってご指導とご批判をいただかなければならないものであると、さように考えますが、まあ滝次長がご報告申し上げましたように、十カ年計画に引き続いて五カ年計画を実施いたしました、その最後の五カ年計画においては、この間の経済的な成長に伴うところの社会的な変動というものが、たいへん大きくございまして、古い校舎を直すよりも、また、古い校舎を解体して新築することよりも、社会的な変動の、住民の移動によるところの動態のために、その急激に増加しておる地域の学校を、にわかに増設しなけりゃならないというような事態が、再三ございました。

それはもう、ご承知のとおりのことでございますして、日永をはじめ、常磐、羽津、三重、下野等、至るところでそ

ういう事実に打ち当たったわけでございまして、したがって、この計画が、どこまでその趣旨のとおりできたかということについては、私も疑問にも思っておりますし、この五カ年計画が、りっぱに完成したものと考えておりません。一応、先ほど滝次長が申し上げましたように、そのようなあと始末のために、四十六年度までには、一応古い設備の学校は、全部なくしようというような考え方に立っておるわけでございます。

また、新しくその計画の線に従って建てました学校にいたしましても、たとえば三浜小学校であるとか、港中学というようなところにおいては、たくさん教室が、いま余っておると。ところが、一方、そうでない地域においては、教室が足りないというような矛盾もあるわけでございまして、この間の計画立案に対して、社会的な変動というものが非常に大きな影響を与えて、この計画自身も非常なゆらぎを見せ、また、この計画のとおりには実施できなかったというものが、その情勢でございまして、したがって、一応社会変動というものがあつて、また、団地計画等に従ひまして、ここに何戸建てるということだと、最終的な数字も出てくることでございまして、そういう社会動態を伴うような、団地計画等に従つた学校配置というものを考えていきたいと、また、考えなければならない時期にきておるといふように考えます。

したがって、この新しい計画においては、もう伊藤議員からのご指摘になつたように、大きな学校というものよりも、むしろ新規の学校を、新しく新設していかなければならない時期にきておると、さように判断をいたしております。したがって、今後は、そういうような新しい学校も、二校、三校と建てていかなければならない時期がきておると、さように考えております。

P T A の負担の問題につきましては、滝次長からお答えをさしていただきましたが、義務教育の公費というものにつきましては、でき得る限り市費で負担をさせていただくと。ことに土地、建物、施設については、全額市費でや

りたいと、また、やらなきゃならないというように考えて、四十五年度予算等につきましても、土地、建物、施設につきましても、全額市費で負担をいたすようにいたしております。

ただ、旅費であるとか、備品であるとか、消耗品等につきましては、P T A 等にいろいろお願いをしておる向きもございます。また、廃品回収というようなことが日常行なわれておるといふことにつきましても、ご承知のとおりでございます。ただ根本的な、教育の根幹をなすような経費につきましては、全額市費で、あくまでもこれを行つていきたいと、さように判断をしておるわけでございます。

○議長（山中忠一君） 六平君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 たいま、まあ非常にごまかしのような答弁をいただきましたので、それではとてものがまができませんので、若干時間をかりまして、質問を続けさせていただきます。

ただいまの学校設備計画については、きわめて不十分なものであつたということが言えると思います。

ただ人口がふえて、社会増しのためにやつたというのは、計画ではなくって、あと始末であります。そういうものは、なぜ計画というのか。そんなようなことは、当然、団地ができ、あるいは人口の移動が起つていたというのは、四十二年には当然わかつておつたはずでございます。

そういうたつたことで、住宅が移動し、団地ができれば、学校ができていく、あるいは教育の、学校の実態ということは、わかつておるわけですから、その中で、どこの学校がどういふ教室が少いのか、そういうことは、当然、最低限度やらなければならぬものだと私は思います。

そういうたつたことまでが、計画の中に入っていないとすると、今後市長が計画的にものごとを実施していく

だと、こういったようなことについても、一々議会がチェックをしていかないと、どんな計画を立てているのか、それも当初に発表しなくって、あとで聞いてもそういったようなことでありますと、たいへん計画的な問題については、不満になってくるわけでございます。

特に、特別教室などというのは、学校にとって、どうしてもなければならぬものであったと私は思います。そういったようなものについて、いままではやらなかったわけですが、これから実施いたします五カ年計画におきましては、何年計画になるか知りませんが、これからやる計画については、たとえば特別教室建設年次計画、あるいは学校におきまして、体育館がない学校もあります。そういったような学校については、体育館建設年次計画。小学校では、簡易プールが大体できたわけですが、あのプールは一時的なものだと私は思います。当然中学校にあるようなプールを、これから計画的にやっていかなければいけないと思うわけですが、プール建設の年次計画、こういったような計画が必要だと思うわけですが、これから行なう計画の中に、そういったような問題についてどのような熱意で取り組むのか、その辺のことをまずひとつお聞きしたいと思います。

それから、教育委員長にお伺いしたいわけですが、特別教室の問題、あるいは教材教具の問題に入るわけですが、先ほど滝次長は、現在で間に合っておるんだと、こういったようなご答弁でありますけれども、たとえば理振法における四日市の平均は、文部省基準について、小学校が四三・二％、中学校が三八・七％、こういった数字を前の委員会で私は聞いたことがあります。現在は、それ以上に上がっておると思いますが、そういったような数字について発表いたしましたらえませんか、前の数字で使わしていただきますが、そのほか一番低いところは、理振法では一〇・一％、こういったような数字の学校もあるわけでございます。

教師が一生懸命にやっても、道具がなければ、やはり子供たちの授業というものは、やはりおくれると思います。

私たちの言うのは、教育の中で、やはり一定の基準にそういったようなものがなければ、その地区に住んでおる子供たちが、授業がおくれていくんではないか、こういった点を心配しておるわけでございます。

こういったような点については、どうしても四日市の、まず平均をならす、それからそれを上げていく、こういったことをしなければ、四日市の水準というの上がらないと思います。

先ほど滝次長も言っておりましたが、東京都におきましては、りっぱな基準をつくっております。さらに、東京都下の国立市等については、市独自の基準をつくっておるわけでございます。

こういったようなことが、どうして四日市にできないのか。あるいは文部省ではっきりと一応の参考の基準があります。この中から、四日市としてどうしても必要なものをより出して、これだけはどの学校にでも置くのだと、こういったようなことは、熱意とそういったような気持ちがあれば、当然できるものだと思えます。

これから新しく考えるんじゃないかって、せめてそういうものから取り出し、さらに、四日市独自としてこういったものをつけ加えるべきである。そういったようなものを、だんだん足していけばいいんであって、そういったことをやれないというのは、教育委員会の怠慢と言わざるを得ないわけでございます。

こういったような教育の観点から考えてみた場合に、設備あるいは教材教具の充足率のアンバランス、こういったようなものについては、たいへん重要な問題だと思えますので、教育委員長は、教育の問題について、そういったような問題についてどう考えておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、学校を整備する場合に、計画的にやるならば、先ほど山本君が言ったように、出張所あるいは公民館をこわして、そこに学校をつくるんだったら、その先をどこに持っていくか、このくらいのことは、やはり計画的に考えてやるべきだと私は思うんですけれども、そういったようなことについてまでできないとすると、計画的と私は言

えないと思います。

それから、義務教育の住民負担解消についてでありますけれども、たとえば水沢の小学校が、現在新しい校舎に建てておりますが、水洗便所にするために、地域の住民から金を集めている、こういうことがあります。当然そういったような問題については、公費負担の原則からいって、当然市がやらなければいけないと思うわけですが、そういったような事実が、まあ私は聞いた話ですから、確かめておりませんけれども、もしそういう事実があった場合には、市のほうとしてはどうするつもりなのか、お伺いしたいと思います。

それから、公費負担について滝次長は、需用費で大体できるんだと、そういったようなことを言っておりますけれども、たとえば例をあげて申しますと、現在当然公費で負担しなければならないようなものを、P.T.A.としていろいろと負担をしております。

たとえば校長会の分担金、研修会、研究会の旅費、夏季施設の旅費、修学旅行の旅費、こういったような問題。修学旅行等につきましては、人員の基準とか算定の基準が甘いために、現実に即して生徒を守るためには、どうしてもよけいな金額が要るわけです。それから、学校行事費、これには運動会とか学芸会とか、式典、そういったものもあります。進路指導費、渉外費、修繕費。それから学校のまわりの緑化、あるいは授業のために農園であるとか、あるいは魚を飼ったり、鳥を飼ったり、そういったような整備費があります。それから、整備に要するいろいろな道具が要りますが、そういったような問題、材料の問題、飼料の問題。

まあ、いろいろと言えば切りがないわけですけれども、普通授業の一環としてやっておるような問題について、住民の負担が非常に多いわけなのでございます。こういったような事情を承知のうえで、現在需用費が満足であると、そのように言っておられるのか、その辺について、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、中学校におきまして、現在クラブ活動というものが、非常に行なわれております。

中学は、義務教育の最終的なものでありまして、それ以上の学校は、任意的なものであります。特に中学時代は、からだを鍛え、精神を鍛える一番大切なときだと思います。

文部省も、こういったようなクラブ活動について、近い将来正規なものにすると、こういったような方針を打ち出しておるようですが、これに要する費用、これも全部父兄が負担しておるわけでございますが、教育委員長は、こういったようなクラブ活動的なものを、教育の面から見て、どのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

さらに、給食の燃料費とか給食の管理費、こういったようなものについては、多くの都市で、市費負担をしている例があります。現在、給食費の値上げの問題が出ておりますが、こういったようなものを公費負担をすることによって、父兄の負担も軽くなってくるということも考えられます。

さらに、千葉の館山市等では、入学時におきまして、ランドセルから鉛筆まで五十五品目にわたるものを、公費負担をしております。

こういったようなことについては、まあ遠い将来の、四日市については遠い将来のことであると思いますが、市の熱意と、それから努力のいかんによっては、いろいろとそういったようなことができるわけでございます。

そういったようなことを考えてみますと、ただいまの答弁では、たいへん満足いきませんので、以上の申しましたようなことを勘案し、建設の計画あるいは設備基準、義務負担の解消について、再度のご答弁をお願いいたします。

○議長（山中忠一君） 教育委員長。

〔教育委員長（龍池清真君）登壇〕

○教育委員長（龍池清真君）　ただいまのご質問に、ご答弁をいたします。

特別教室につきましては、この必要なことは、もちろん言いまでもございせんが、これまでの実際の教育委員会の、こういうふうな校舎に対する費用の割合から申しますと、いわゆる普通教室の増設あるいは改築というふうな方面に、予算が使われ過ぎておったといいますが、使わなければならないような事情にありましたために、特別教室の整備が非常におくれておりましたのは、これは現実でございます。

で、昨年でありましたか、この三月でありましたか、この議会で私から答弁申し上げました中にも、特別教室の増設については、これは一般普通教室の増築とは別途な意味合いで、ひとつ計画を立てて、これを整備しなければならぬというふうな状態であり、委員会といたしましても、そういうふうな計画を立てるべく、立てる覚悟でありますというふうなことを、ご答弁申し上げたんでありますが、ただ教材と申しますばかりでなくて、いま電算関係の新しい教具が、続々と誕生しておりますような状態でございますので、このことにつきましては、教育研究所を通じていろいろと研究をさせておるような状態でございます。

こういうようなものを含めまして、この特別教室の整備ということにつきましては、独自の計画を持ちたいつもりでありまして、できる限りご希望に沿いたいつもりであります。

次に、中学校のクラブ活動に父兄負担が非常にかかっているというのは、これは実際数字を調べてみますと、相当父兄負担になっておるのであります、これが軽減につきましても、努力をいたしております。

その実際の数字につきましては、別に事務局のほうから答弁をさせていただくつもりであります。PTAというのは、ご承知のとおり、自主的な会合でございまして、これの経費のいろいろの問題につきまして、こちらから指示するというふうなわけにはまいりませんが、昨年度から一般にその報告を求めまして、そのう

ちで当然公費の負担に属すべきものは、PTAのほうへ連絡をいたしまして、来年度からこの項目を省くようにというふうな指導をいたしております、漸次そういうふうな公費負担のほうに振りかえるような努力をいたしております。

なお、詳細につきましては、事務局からご答弁させていただきます。

○議長（山中忠一君）　教育次長。

〔教育次長（滝伝之助君）登壇〕

○教育次長（滝伝之助君）　先ほどの委員長の答えの中から、クラブ活動費について申し上げておきたいと思っております。いまPTAがご負担願える金が、前のときに調べましたが、大体五千万でございました。で、年々この数字は、あまりいまでも変わっておりません。

その分析でございますけど、その中で、わたしのほうが市長さんのほうに要求し、もらって出しておりますほんとうの形式的なもの、三千万円ぐらいのものは、すでにそれからずっと入れております。ただクラブ活動につきましては、現在まだそこまで入れることができませんので、クラブ活動については出しておりません。

で、このクラブ活動の費用でございますけども、ある学校におきましては音楽、ある学校においては野球、ある学校においては庭球と、こういうふうないろいろなものに分かれておりますがために、その統一したもので、各学校には、中学校にはこれぐらいのクラブ活動費というふうに、まだまとめ上げることが非常に困難でございますので、現在、校舎を建設する、一段落つくまで、クラブ活動費用についてはしばらく待ってほしいと、こういうような形でございます。

それから、給食費でございますけれども、給食費の中で、材料とそれにつけます、仕上げます燃料、それから洗剤

というものにつきましては、これは文部省のほうからも認められておるような形で、これは生徒の負担であってもいいということになっておりますので、現在燃料費と洗剤費は入っております。

そのうちで本年は、洗剤だけは全部公費で持たしてもらいました。で、あと、燃料費などでございますけれども、各学校において非常にばらばらでございます。で、それと、単価がばらばらな問題と、それから、つくり上げました給食費の数の多い学校、少ない学校におきまして、コストが非常に違ってまいります。で、まあこれは、いづれ給食センターあたりにまとまったときに、全額こちらへともってもらいたいと、こういうような考え方でおります。

それからもう一つ、プールの件。あと先して申しわけございませんけれども、プールのことでございますけれども、現在大きな学校でも、生徒の少ない学校でも、同じプールが渡されております。で、まあここには、いろいろ運営の面で困ることはございますのでございますけれども、一応低学年に浮くことを覚えてもらうということで、そろえさしてもらいました。

全部いま行き渡りまして、ただ一校、浜田小学校が残されておるだけでございますが、これにつきましては、建築の関係上来年度完成して、全部済む予定でございます。

それから、中学校のプールでございますが、中学校となれば、あるいは競技のまねごとと申しますか、このプールの規格がございませんので、現在の二十五メートルプールでもって、一応競技のまねごとと申しますか、このプールで渡しております。

それから、小学校に渡しましたプールでございますが、この耐用年数でございますけれども、この耐用年数につきましては、まず十年ぐらいはだいじょうぶだろうと思っております。

と申しますのは、あのプールで悪くなるところは、はたしてどこだと申し上げますと、循環装置だけでございます。で、循環装置は、家庭のホームポンプよりは、だいぶ大きくございます。で、家庭のポンプの大体の耐用年数が、四年間ぐらいでございます。で、こちらの使いますのは、それよりもはるかに大きなものでございますし、それから、その使いのが、年のうちに三月ぐらいでございます。まあプールの申ししまするにつきましても、その整備につきましてもあまり要らないということで、十分十年以上使えるのではなからうかと。

で、このことにつきましては、ただ生徒の大小によって、いまのままで済んでいかないのではないかと、こういうふうに考えております。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 計画の関連の問題で、お答えを申し上げます。

団地というものができたら、当然人口がふえるから、その計画でわかっとるじゃないかということでございますが、まあ団地と申しまして、会社の経営の団地、あるいは住宅の団地、市営の団地、県営の団地、住宅公団の団地といろいろございまして、団地の人口が一べんにそれだけそろると、まあ六、七万坪の団地が、全部いっときにそろってみても、その団地だけでは学校を建てるのがむずかしいと。ことに、二、三万坪の杜宅のような団地では、ことに学校というものを一べんに建てるということはむずかしいと。

また、高花平には一校新設されておりますが、高花平でも、その計画と同時に学校を建てていくだけの人口はなかなか整わなかった。その間、四郷の小学校に通うというようなこともやむを得ないわけでございますが、高花平のような規模の団地ならともかく、それより小さいものにおいては、二つの団地ができた暁において計画を立てなきゃ、学

校の新設の計画をしなければならないというような場合もあるかと思いますが。

したがって、そのような団地の人口の世帯のそろり時点と、学校の整備される時点というところに、時点に、まあかなりの時間的なそこもやむを得ないかというように考えております。

したがって、われわれといたしましても、今後の計画におきましては、このような団地の整備の状況を見て、新しく新設すべきものは新設をしたいと、さように考えておるわけでございまして、ことに笹川団地等におきましては、学校用地も用意されておることでございますが、なかなか現在の段階では、あそこに学校を建てるというのは、まだまだ先のことではないかというように判断をいたしております。

したがって、今後の計画につきましては、そのような団地と団地の谷間のところ、あるいは非常に過密になっておる学校と新しい団地との一つの地点に、新設校を設けるというような判断のもとに、学校の建設を進めなければならぬんじゃないかと考えております。

こういう点につきましては、ただいま教育委員会等といろいろ相談をいたしておる最中でございます。

で、プールの計画につきましては、滝次長からお答えさしていただいておりますが、まあ、このプールが、十年は持つというところでございます。その時点においてはどうかというご質問でございましたが、十年たったその先は、おいしい鉄筋コンクリートの本格的なプールに変えていかなければならないと思いますが、それについては、学校の生徒の多い学校、あるいはそのプールの利用率の非常に高い学校、あるいは泳ぐ生徒の数が非常に多くて、それだけ水泳に対して熱意を持っておるというよりなものを基準にして、そういうところを先に立てていくというような計画を、進めなければならぬんじゃないかというように考えておるわけでございます。

○議長（山中忠一君） 六平君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 まあ、計画その他具体的な問題について、いろいろお話を願ったわけですが、私が一番、もう一度聞きたいと思えますのは、教育設備の格差、それから教材教具の格差があるということは、現在事実なわけですが、けれども、こういったようなことについて、教育長、教育委員長は、どう思っておられるのか。もし、そういったようなことが悪いということであるならば、当然格差是正のための施策が、予算化が行なわれなければならないと思うわけですが、そういったような点について、どのような考え方を持っておられるのか。

二つ目は、義務教育住民負担ということが、現在、たいへんあるわけです。先ほど教育次長は、需用費で十分間に合っているんだと、そういったような説明であったわけですが、私は絶対に間に合っていないと思っております。

その辺について、ほんとうに各学校で、PTAの予算が学校にどのように使われ、これが当然PTAが負担すべきものだと、そういったような理解に立って、いまのようなことを言っておられるのか。ほんとには足りないんだけれども、まあPTAさん、かんべんしてくださいと、そういうふうにはつきり言うんだしたら私はいいですけれども、そうじゃなくって、自分のやっていることが正しいんだと、そういう言い方では、私は承知できないわけです。もしまたそういうことを言ったら、具体的に何と言いますけれども、その辺について再答弁を、再々答弁ですけれどもお願いいたします。

○議長（山中忠一君） 教育委員長。

〔教育委員長（龍池清真君）登壇〕

○教育委員長（龍池清真君） 教育設備の格差是正ということは、もちろんこれは当然しなければならない問題であ

ります。

さっき数字をあげて学校差のことをお話になりましたが、この理振法あるいは産振法によりまして指定を受けますと、その学校に対しては特別な経費を計上いたしましたので、それぞれの理振法あるいは産振法によって指示しております教材教具の拡充をいたします。そういうふうなために、まあ格差が非常にできておるんだというふうにも理解されるんですが、格差があつてよろしいとは決して思っておりませんので、格差は正のためには、さっきお話申しました特別教室の整備とあわせて考えて、これを是正はかっていきたいと思ひます。

なお、義務教育費の住民負担軽減ということとは申すまでもございせんので、これにつきましても十分な努力を払いたいと思ひます。

○議長（山中忠一君） 六平君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 それでは私一人があまり時間をとつておるようですので、最後に要望をしていきたいと思ひます。

年々相当大幅な学校需用費が増加しておるわけですが、現実には義務教育市費負担の解消に至っていないわけでございます。義務教育制度ないし財政面についての基本的な事項について認識を深め、これらの解消について対処するためには、いろいろな国の法律、あるいは県のいろいろな条例、まあ地方交付税とかあるいは小学校教材設備の品目別の実態調査とか、調べれば相当大きな問題になってくると思ひます。さらには、実際に教育に携わっております校長先生方あるいは普通の先生方あるいはPTA、こういう人たちのいろいろな意向もあります。こういったような問題をいろいろな角度からつぶし、そして実情を認識し、そしてそれをどう解消していくかということは、非常に長い時間と、それから英知が要ると思ひます。しかしながら、いろいろな都市で、こういったような問題を解決するため

に実情を明らかにし、そしてその実情に基づいて、どういふ計画でどのようにしていくのが一番いいか、こういったようなことを実際にやつておるわけでございます。

まあ教育委員会がやるのもけっこうでしょう、あるいは教育民生常任委員会が中心になっていろいろなところに働きかけるのもけっこうだと思ひます。こういったような中から、公費負担を完全に行なうような施策をとっていただきたいと思ひます。

先ほど言いましたように、給食の燃料費であるとかいろいろな費用を公費でもつておる学校も、都市もよいあります。東京都都下等については、ほとんどの学校が設備基準を決定して、それを何年かで解消していくというところでやっております。特に、学校運営に必要な需用費を大幅に増加することによって、自動的にPTAの負担が少なくなっていくということは、もうはつきりしておるわけでございます。

そういったようなことをいろいろと考えていただいて、一日も早くそういう計画を立て、一ぺんでおる場合には、おそらく十億、二十億という金になると思ひますので、それを年次的に、どういふ順序で解消していったらいいか、そういったようなことについて、教育民生常任委員会あるいは教育委員会、あるいは市の、現在市長が、本年度検討をして来年度から計画的に実施していくという部課長を中心とした、そういったような会議の中で、こういったような問題もぜひ取り入れていただきまして、そういったような方向で善処していただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。どうも長い間ありがとうございました。

○議長（山中忠一君） 伊藤金一君。

〔伊藤金一君登壇〕

○伊藤金一君 公害関連福祉行政についてお尋ねをいたします。

公害患者及び汚染地区住民の福祉行政に関しまして、若干の提案を市長に行ない、後ほど確実なご答弁を承りたいと思います。

その一つは、福祉行政全般の向上についてであります。

昨今のマスコミが大きく取り上げるまでもなく、いまや公害問題というものは、私たちの日常生活にとりまして、重大かつ最大の関心事となっておりますのであります。特に、私たち四日市市民にとりましては、その恥ずべき公害の歴史があるだけに、富山や石川、福井県下などで新しい問題化しておる産業公害につきましても、他人事とは思えないほどの強い関心を持って、その成り行きを注目しているのであります。

ところで私は、これらのニュースに接するとき、大きな後悔の念にかられるのであります。それは何ゆえかと申しますと、公害というものに対する知識が、あまりにもなさ過ぎたということであります。このことは企業だけではなく、行政担当者、住民の側にもあったとみえて、三者が三者とも知らないうちに、公害の影響が大きくなっていったということであります。

水俣のイタイイタイ病に例をとりましたが、すべてこの患者は、先祖伝来の水と食物を何ら疑うことなく日常の生活の中で摂取しているので、ある時期がきて発病したというのでありましょう。いまとなつては結果論に帰しますが、もっと早い時期に、徹底した住民健康診断でも行なっていたらと思えてなりません。他市の行政に立ち入る考えは毛頭ありませんが、四日市もこういつた例にならうべきことは多々あると思うのであります。いかがでしょうか。大きく問題化する前には、必ず小さい現象があらわれることを、私たちはいま一度認識すべきだと思っております。

当市の公害問題も、その移り変わりは別といたしましても、市長はじめ関係部局は、常に最大の努力を重ねてまい

られたものと敬服しております。しかしながら、その内容というか、効果というものにつきましても、多少の疑問を抱くものであります。

公害問題の解決は、私たち市政に携わる者にとっては最大の課題でありますことは言をまちませんが、最近の公害問題のとらえ方というものを、世論の動向から判断してみますと、ともすれば補償金解決の方向に関心が移行しているのではないかと思えてならないのであります。被害住民の側からとらえれば、旧来の処置がとられるのは当然であります。問題解決の原点は発生源対象にあるのでありますから、金銭で解決させようとする動きに對しましては、慎重な配慮をしていく必要があるかと思ひます。幸いにも、当四日市市で操業している企業では、大いなる公害発生防止のための努力がなされた結果、一部の点を除いては大きな効果があらわれているものと思ひます。

私はここで、企業側に対してはより以上の前向きで、発生源対策が今後とも行なわれるよう期待するものであります。と同時に、市長に提案いたしたいことは、公害患者はもちろん、汚染地区住民に対する福祉行政の活動全般を強化してほしいということです。

申すまでもなく、行政の本分たるや、一定地域に片寄らず、全市民的な視野から行なわれるべきは当然であります。たとえば健康状態に関する各種のデータで明らかになっていっているとおり、汚染地区住民の健康状態は、神前地区住民と比較した場合、呼吸器病系統の疾患を筆頭に、肉体的にも精神的にも、初期の病的現象を訴える人が多いということであります。同じ市民でありながら、一方は空氣のきれいなところで生まれ、育ち、一方ではまた、汚染地区のまん中で生まれ、育った、そのために、一方は健康を害しながら生活を続けていかなければならない、こういった住民を、不運な人たちだと割り切つてよいものでしょうか。私はこういつた住民に、国こそあたたかい福祉行政の手が差し伸べられてしかるべきだと思うのであります。

先日の新聞報道で、公害から子供を守る塩浜母の会の人たちが、夜中の発作で苦しむ子供に安らぎを与えるために、緊急用の医療を可能とする病院を設置してほしいと知事に要望したそうですが、このことは、福祉行政に対する四日市市への不信という意味が込められていたのではないのかと思われるのであります。

当てにならない市より、県のほうが実現性が多いし、もしそうしたとしたならば、私たち市政に携わる者、反省をせなくてはならないのではないのでしょうか。

福祉行政を高めるには、対策を後手に行なうより、積極的に住民の声を吸収していくべきだと思っております。市民生活向上を理念とする行政が行なわれるならば、市政の恩恵が少ない住民たちにこそ、前向きな姿勢が当然施策の中に組み込まなければならないの思うのであります。

この際市長は、各方面からいろいろな要望がありますからと言われることなく、公害病患者及び汚染地区住民に対する福祉行政を、一そう強化されることを強く要望したのであります。市長の決意のほどを承りたいと存じます。

その二は、公害患者の方と汚染地域に住むからだの弱い方々に対する、保養センターの建設についてであります。幸いにも当四日市市は、背後地の鈴鹿山系に幾らかの市有地を有しておるのであります。私はここで、そういった市有地の一つの利用方法といたしまして、公害から市民を守るための保養センターを建設してほしいと思っております。と申しますと、長年の懸案でありました新しい市庁舎建設もこのほど着手され、やがて県下一を誇るであろうりっぱな建物が、市民の目にとまるのであります。これこそ市民生活の向上をはかるべき行政のシンボルとなるのであります。しかしながら、そういった将来への布石を押し進めることとともに、一方におきましては、現実にはかかる幾つかの諸問題にも適切な処置が施されなければならないものと考えております。

そういった意味から、私がここで主張したいと思うことは、公害による影響を受けつつある人たちに對して、何らかの方法でより以上の健康を保っていけないものかと思っております。が、それが、保養センターの建設であります。

私が考えております保養センターの内容と申しますものは、公害病に対する医療も可能とするもので、適当な数のベットもそろえて、空気のよいところで、医師の治療も受けられるというものであります。特に、老人の患者には意を注ぎ、老人ホームを併設できるものになったらと考えるものであります。

こういったことは、元来経済的に恵まれている人にとっては、別荘地を確保するなどの方法で、適当な保養が行なわれているようですが、私が提案したいセンター建設は、あくまで経済的に恵まれない人を対象としたものでありますから、建設費はもちろんのこと、医療費、維持費などの諸経費は、可能な限り市負担として、利用者の負担を軽くするよう意を注ぐ必要があります。

もともと公害から住民を守るための法律等、いろいろ施行されているようですが、その内容というものをよく検討してみますと、医療が主眼となっているために、発病寸前の住民に対する保養策が、あまりにも弱くなっているようであります。私はここで、こういった法律的内容の問題というものを考えると同時に、現在は健康だが、いつ発病するかもしれないという不安を抱く人たちに、いかにして心の安らぎを与えてやるかということに思いをはせるのであります。このことは、発病してからの保護ということに主眼を置くものとは違い、発病前の予防ということに重きを置くものであります。

ようやくにして、公害に対する一般市民の考え方と、これまでの健康問題重視から一歩前進した生活環境の保全をはかるという点に関連が変化してまいりました。このことは、公害問題に関する多くの先例の上に立っての変化で

ありまするが、人間らしく生活する場を求めるといふ一般市民の考え方は、まことにけっこうなことで、私たち市政に携わる者にとっても、公害問題に対する考え方を質的に大きく変化させるべき要素を持たせ、ぜひとも思うのであります。

ここで肝心なことは、新しい観念で、動く市民の心理を私たちも臆せず積極的に吸い取るようにしなければならぬということでもあります。このことは、これまでの市政の中心で行なわれていた苦情を処理するといった方法でなく、一歩も二歩も進んだ市政のあり方というものが要求されるのであります。市民の中から声上がる前に、予想されるべき事柄については、事前に手を打つということでもあります。保養センターの活用方法につきましても、希望者を募るという方法だけでなく、該当する住民を市でリストアップして、積極的に利用を働きかけることが望ましいと思われるのであります。

それともう一つは、設置運営に関する事項については、専門的な部局なり委員会なりにまかせるというのも一考かと思われまふ。私自身がこういった住民から聞き及びます範囲におきましては、保養センターの設置をいかに希望しているかということ、痛切に感ずる次第であります。

これらのことは、国の福祉生活をはるかに上回る次元の高いことでありまするが、市長は勇断を持って、こういった画期的な施策を推し進めていったらどうだろう、強く要望したのであります。

工業化推進による発展した市政を維持していく考えならば、均衡のとれた福祉生活が盛り込まれるのは当然ではないかと思ひます。

以上、私が述べた二つの事項につきまして、市長から誠意あるご答弁を承りたいと存じます。

なお、答弁の内容によりましては、もう一歩突っ込んだ福祉行政に関する質問を申し上げるかも知れません。そ

れをわずらわすことのないよう、明瞭活発なご答弁をいただくより重ねて申し上げた次第でございます。

以上をもちまして私の質問を終えまするが、明快な答弁をお願いいたします。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後三時五分休憩

午後三時二十二分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

福祉行政全般の向上をはかるということは、当然の任務でもございます。ご指摘のように、対象地域ということにつきましてでございますが、対象地域もいろいろ公害対策が進んでおる結果、まあ拡散の結果であるとか、あるいは公害防止一般対策等のために、地域の範囲というものが非常にあいまいになってきておりますし、またことに、従来からいわれておったところの公害対象地域と申しますものは、臨海部が多くて、水入りもするというような地域も多うございました。まあ公害が少しでも希薄になってきたといつても、それが拡散したというのは一つの大気汚染であつて、その他振動、騒音、ばいじんというようなことを考えますと、やはりこの工場周辺というものにつきましては、それだけの被害あるいは公害があるということは免れることはできない現実であろうと、さように思ひます。

したがって、こういう地域について福祉行政を少しでも充実していくというのは、まあ当然のことでございますし、

われわれといたしましても、そういう地域への一般的な公共事業、公共投資については、重点的に歩道橋等をやるか、あるいは学校の新設をやるというようなことを考えさせていただいております。

しかしながら、あの塩浜街道を通ってみて、それではあの地域の県道塩浜街道の両側の地域の美観であるとか、あるいは住民の福祉等についてどれだけの配慮がされておるかというような指摘を賜ったならば、まあわれわれといたしましては、ただもう申しわけないという以外にお答えできないような現実であります。それはトラックの通行量見ましても、その舗装道路の現在の状況を見ましても、まありっぱなものではないと、醜いものであるというように考えております。こういうような問題については、早急にやはり県とはかつて、あの舗装道路の改良、あるいはシールド工法が近く完成いたしますので、排水をよくするというようなことを当然はからなきゃならないというように考えております。

この福祉行政の充実といいますが、非常に範囲が広いために、患者並びに地区住民といっても非常に対象がつかみにくい点がございしますが、やっぱり一般的な福祉行政の充実という面で、やはり努力をしていかなきゃならないと、さように判断をしておるわけでございます。

保養センターにつきましては、かねがねそういうご要望がたくさんございました。しかしながら、この保養センターをどのように運営していくのかと、ことにこの保養センターというようなものを強く要望されておるところの、患者等その発作の起こる時期というものを考えてみるときに、やはり朝の冷え込んできたところの午前四時から朝方にかけての時間が多いというように考えますと、それから保養センターへかけつけるというようにすることも、非常にむずかしいこととございますし、ご承知のように、医師あるいは看護婦というような入手ということも非常にむずかしいということも、これまでたびたびお答えしてきたとおりでございます。したがって、まあ保養センターとい

う構想は、ただいまのところ持っておりません。

ただ従来、そういうご要望に従って、絵野山荘がある程度開放するとか、あるいは宮妻ロッジを拡充整備するといふようなことで、まあおこたえをしてきたわけでございますが、ただいま宮妻ロッジは百五十人が収容できまして、この夏期においてはほとんど満員の状況であると、しかも、市街から来る人が多いというようにございまして、必ずしもそこが利用されておらないというのが現状でございますが、まあ公害患者の九才から零才ぐらいまでの子供が大体百八十人近くおりますが、こういう人々の、こういう青少年のためにも、やはり野外青少年センターというものを将来拡充していきたいと、りっぱに整備をしていきたいというように考え方を持っております。これはまあかねがね申し上げておりますように、大門池周辺の整備をして、そこに宿泊できるような訓練青少年センターをつくったかどうかという考え方でございます。

また、市も二十万円近いお金を出しました医師会の医療センター等の利用状況につきましても、かんこ鳥が鳴くというぐらい、この医療センターを利用される人がないと、公害患者等の利用等も全くないというのが現状でございます。

そういうことを考えますと、この医療設備を入れたところの保養センターを建ててこれを維持していくということが、非常にむずかしい問題であるというように考えております。したがって、そういうような保養センターというものを建てる考え方は持っておりますが、しかしながら、こういう野外青少年センター、あるいは一般的な総合的社会福祉のセンターというものは、将来考えていかなければならない問題であるというように考えております。これは、老人あるいは身体障害者、婦人センターというようなものを含めたところの総合社会福祉センターというものを建てて運営させていただきたいと、将来はそういうものはどうしても必要であろうと、さように判断をいたしております。

○議長（山中忠一君） 伊藤君。

〔伊藤金一君登壇〕

○伊藤金一君 大体市長の意のあるところでございました、わかりましたが、私はつぶさにこれを考えております。いま総合センターとか何かおっしゃったが、早急にですな、市の発展に伴うシンボルとしてですな、やっていただくことを強く要望して、私は質問を打ち切ります。

○議長（山中忠一君） 伊藤太郎君。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 あらかじめ通告いたしました三問につきましてお尋ねを申し上げます。

まず第一問、排水問題でございます。

この点につきましては、私、一昨日通告をいたしましたのですが、はからずも昨日の梅雨前線の猛威を目の前に見まして、海岸線一帯がほんとうにあのような水禍に見舞われまして、この緊急度のいかに高いかということが、まささま見せつけられたのでございます。なお、先ほど婦人の方が見えまして、市長に面会をしたいというてみえましたが、何の用事ですかとお聞きしましたら、とにかく私とこに水が入って、長い間、長時間入っておったが何の手当てもしてもらえぬという、もう気の狂ったような訴えを耳にしたのでございます。その水禍の最中に、市長をはじめ助役、理事者打ち連れて現地をつぶさにごらんくださったことは、せめてもの地区民の感激であったのでございます。

床下浸水約三百四十戸、これが南部の工業地帯の水魔の結果でございます。何とぞ防疫その他緊急の処置に、万手抜かりのないようお願いを申し上げますのでございます。

そこで、はからずも昨日のこの浸水を見ましたので、この点を中心にお尋ねを進めさせていただきたいと存じます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

私どもは、昨年の三月の当初予算でもあるいは本年度の当初予算でも、この点について市長は、議案説明の中にあるお考えを述べられました。昨年の三月のときには、一部その中を書き取ったのでございますが、富洲原、富田及び塩浜地区など海岸沿いの低地帯における排水整備については、幹線排水路及びポンプ場施設の新設、改良について年次計画をもってその効率化を促進し、意欲的にこれが予算の計上を行なったと、こういうような所信をお述べくださいましたにつきまして、関係の地区民は非常に喜びまして、一日も早くこの市長言明の具体化を期待しておったのであります。

ところが、昨日ごらんくださいましたあのとおりでございまして、地区民が十数年来、地区民の悲願としてお願いし続けてきた結果、またあのような惨害に見舞われたわけでございます。まだまだ続くこの雨期を前にして、何とか抜本的な施策をしてもらいたい、一日も早く、一日も早くという声は、ほんとうに地区に満ちておるのでございます。きょう、関係の自治会長が市長に面談を申し込まれたのも、その主たるものであらうと考えます。

さて、今回のあのような増水を、私じっとながめてみまして、いままでの増水のしかたとはだいぶに違う。次の私は三点を考えたのでございます。

いわゆる浸水の時間がきわめて長かった。四時半ごろから夕方ほとんど八時過ぎても、まだかなりの水がたたえられておったのでございます。時間が長い、ものすごく長い、従来の浸水に比べて、倍以上の時間が費やされた。

その二番目は、丘陵地泊山から流れてくる赤みを帯んだ濁り水と、そうして地元而降った透明な水とが、はっきり分かれて流れております。

三番目は、その浸水した範囲がきわめて広い、いままでは小浜町あるいは駅西一部と、こう限られておったんですが、今回は松泉から小浜、御薮町二丁目、本町の二丁目から大里、もうずっと高いところまで水が入りまして、非常な悩みをもたらしたのでございます。

この点について、十分ひとつお考えくださいましての施策をお聞きしたいのでございます。

そこです、浸水時間が長いということは、結局は水が思うように流れない、いわゆるただいままでの、現在の排水路は雨池川ではどうもしようがない、こういうことがいえます。もう超、まあ何と言いますか、満ばいになった形でございまして、そこへ工場排水がふえとるので、その工場排水が大里でもあるいは本町の二丁目も流れるというか、こうをしてみましたので、範囲がぐうっと広がってきたのでございます。

なお、今回南部の連合自治会からも幹線排水路の建設が強く要望せられておるのでありますが、この幹線排水路の新設といいますか、拡大といいますか、その点が私は非常に大事な点であると考えますので、この点についてもご意見を拝聴いたしたいのでございます。ただいまのままであったならば、必ずや第二、第三の浸水を繰り返すことは必至と思われるのであります。

次に、地区内の排水でございますが、地区内の分につきましては市長もつぶさにこの点ごらんくださいましたように、近鉄、国鉄、この線を境にして、東には絶対にそういう浸水の運命はございません。西だけでございますので、ただ一つの逃げ道であります国鉄の下が、なおかつ不十分でありますので、この点を何とか解決していただかない限り、この惨禍は必ず繰り返されるのであらうと思いますので、その点についてのご意見も、市長なり土木部長からお聞きしたいのでございます。

次に、排水ポンプの性能についてでございますが、伊勢湾台風後に全戸床上浸水したあのところから、ポンプの増強

こそきめ手である、大井ノ川に千五百ミリ二台置いたならば、もうどんな雨が降っても、どんなに水がきても平気だというて私ども聞かされ、地区民にもそれを伝え、非常にそれに依存したのでございますが、もう昨日の状態では、それも頼むことができない。なお、中央クリークの三台のポンプも、私、中までは行かなかったが、工場の前でじつと水の流れる姿を見ておりましたが、これまた干潮期を待つよりしかたがないという状態でございます。満潮期には、ほんとうに地区の水を吐き出す役には立っていないということを、私は自分で確かめたのでございます。

この点につきましても、お考えくださっておる具体的な施策をお示し賜りたいのでございます。

その次に、工場排水でございますが、これは前の議会にも高橋議員からこの点について、現地を研究をされた質問があったのでございますが、中央クリークの三台のポンプは、もう現在では地区に降った雨水を吐き出すだけの能力はない、あの近所の企業が吐き出しておる四十四万トンの排水で、もう満ばいになっておるのが現状でありますので、それについての措置もお考え賜りたいのであります。

要するに、あの工場地帯のほんとうに地区民の喜ぶ市政というものは治水、治水が要諦であるということを申し上げてはばからないのであります。何とぞこれについてのご答弁をお願いを申し上げます。

その次に、同じく一番のうちの小さい二でございますが、公共下水道の充実でございます。

で、南部の工業地帯は、ご承知のようにりっぱなコンビナートを形づくりまして、十数の大企業はいまや近代装備を充実しまして、全国い世界に誇る大きな工業地帯を形成していることはご案内のとおりであります。ところが、それと対照的にあるのが、近接しておる市街の現状でございます。この点につきましては、先ほど市長のご述懐もありまして、だれが考えるのもおんなじかなあと私思っておったんでございます。

以前からはきわめて平和であったあの地区でございますが、企業の充実とともに公害が次々と発生しまして、この

中を切り抜けて生活しておるのがあの地区民でございます。企業の繁栄、私たち聞いたんびに驚いておるんですが、その繁栄に協力した市街としては、いかにも貧弱なのでございます。いつか園田厚生大臣が現地を視察になったときに、いま申し上げたとおんなじような、いかにもどうも時代おくれの醜い町だと、きたない町だとおっしゃったことを、なお私は記憶しておるんでございます。

そこで、この地区を近代化するというその第一歩が、期せずして地区民の声として現在わいているのが、前市長からもよく聞かされておりました公共下水道でございます。何とかこの地区民の強力な要望におこたえてできないものであろうかと、これが第二のお尋ねでございます。

次に、大きな番号の、老人福祉対策についてでございます。

青年といいますが、少年は、いわゆる私ども民族の未来、民族の希望、民族の誇りをかけて、その夢をはぐくみ、あたたかく見守っていかねければならないことは、私、人後に落ちないつもりでございますが、また一方老人に対しては、われわれの先覚者であり、民族の開拓者というような考えから、これに厚く報いるということが私はなければならぬと思うんでございます。

ところが、一番、戦後は家族制度がご案内のように崩壊して、新しい民法の世となりました。がらりと世相は一変しておると思います。個人本位と申しますか、夫婦本位といいますが、ほんとうに老人の住みにくい世に相なったのではないかと、いさやうな感じがするんでございます。いつか寝たきり老人の中間の報告を読んだことがございますが、この繁栄した社会の裏面に、寿命が延びた、寿命が延びたといっておるにかかわらず、寿命が延びたこと即人間のしあわせとは思われない、思っていない寝たきり老人のただけがあるということは、私は忘れてはならない点であると思います。

高齢人口が非常に増加しまして、これはご承知のとおりでございます。四日市市内におきましても、人口の大体四割と思いますが、八千五百八十八人の七十歳以上の方がいらっしゃいます。その中に、約五割でしょうか、四日市では四百九十一人の寝たきり老人がいらっしゃいます。その中には、さらに六割の非常に恵まれない気の毒な寝たきり老人がいらっしゃると思うのでございます。その三十人だけだけの人は、ほんとうに世話をしてくれる人もなし、ほんとうにもうさみしい日夜を送っております。ホームヘルパーという方が、ときおり回ってはいらっしゃることもありますが、しかし、それではなかなか不行き届きであるということも聞いております。どうしても緊急に見てやらねばならぬ人があると思うんでございます。

さらに、こういうような点についての施策が、現在全国的にどうしても見直さなければならぬというような機運が、いまわき起こっておりますと私は思います。あまり富裕な県ではございません徳島県さえも、この特別養護老人ホームなるものが、二カ所も設置されておるのでございます。

この三点を踏まえまして、どうしても四日市市に特別養護老人ホームの設置を望みたいのでございますが、ご意見を拝聴いたしたいと思っております。

大きな第三番、ガスの総点検についてでございますが、これは本年四月八日であったかと思いますが、大阪市内において突然都市ガスの大爆発がございまして、多数の犠牲者の出たことはご案内のとおりであります。その収拾策と申しましょるか、佐藤首相は、ガスの総点検を各都市に指示すると、こう紙上で報道せられたことを覚えております。

そういう点もありまして、私の関係しておる地区におきましては、そういう点がいじょうぶかと、さらに加えて、南部コンビナートの高圧ガスもかなり古くなっておるがだいじょうぶかと、こういうようなため押しをよく受けるの

でございますが、この点につきまして、総点検に似たようなことをしておつていただくのであれば、その結果どのような措置がなされておるか。まだでしたら、どんなご計画があるか。コンビナートの高圧ガスについても、同様なことをお聞かせ願いたいのであります。

以上、大きな点としましての三点をお尋ねさせていただきました。お答えを賜りたいと存じます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの質問にお答えを申し上げます。

排水問題の関連でございますが、昨日の雨でたいへん大ぜいの方々が水入りをされたということは、まことに同様にたえないところでございますが、特にこの塩浜地域の浸水につきましては、長時間浸水したということは事実でございます。これには、まあ排水が悪いという原因と同時に、長時間の雨量であったということが考えられると思います。先ほど申し上げましたように、百八十ミリの雨が降ったということです。昨年の最大雨量は、七月八日の百三十五ミリというのが最大雨量でございますが、そういう点から考えましても、昨日の雨量といふものは、昨晩から非常にたくさん降ったという、長時間続いて降ったということであろうと、そのように思います。

したがって、まあわれわれといたしましては、とりあえず一時的には、一時的対策、早急な緊急対策としてとり得ることは、雨池川の水路の改修を、ぜひこれをやらなきゃならないというように考えます。そうすることによって、国鉄、近鉄のほうへの、あの一メートル二、三十センチの水路へ流れ込む水を少なくすることができるといふように考えるわけでございまして、まあ雨池川の水路改修につきましては、直角に曲がつておるところをカットするとか、あるいは直角に曲がつておるすぐのところには水門がございまして、水量のスムーズに流れておるのを妨げておるとい

うような除去工事をすれば、かなりよくなるのではないかと。それから、雨池川の東側の護岸のかさ上げというように、若干必要ではないかと、さように考えます。現在、雨池川にどれだけ工業用水が入つておるかということ、はちよつとわかりませんが、大体日量十四万トンぐらいの水が大井ノ川には出ておりますので、ある程度のもがこの雨量にプラスされて流れておるということは事実だろうと思います。

さらに、もう少し根本的には、やはり上流地点を南から北へ水路をカットして堅川へ流すような、新しい水路をつくらなければ、まあ根本的な対策にはならないと、さように判断いたしておりますので、早急にこの新しい水路計画等につきましては調査研究をいたしたいと、さように思います。

雨池川のポンプ場の能力等につきましては、担当者からご報告をさせていただきたいと思いますが、満潮時でもともかくあれだけ強力なポンプがついておるんですから、あのポンプが動かなければ、さらにそれは浸水を高めるんじゃないかと思ひます。現在中央クリークには、ご指摘のように日量四十万トンの排水が出ておるわけでございますが、工場排水が出ておるわけでございますが、昨日の状況では、まだ中央クリークにはかなりの余裕があったというように考えております。

ただいま申し上げましたように、一時的、緊急にやらなければならぬことと、長期的に、根本的に、やはりこの排水計画を考えていかなきゃならないんじゃないかというように思っております。

公共下水道計画につきましては、この地域は工業用水の排水が非常に多うございますので、工業用水の扱いはもとより有料でやらなきゃならないものであるうと思ひますが、ただいま公共下水道につきましては、この中心部等の、いわゆる事業の進捗中でございますが、この年次計画に従つて、やはり長期的な観点から対処しなければならぬものであると思ひますが、ただいま、いつからこれを始めることができるというふうな、お答えできる段階ではござい

ません。

老人福祉問題につきましては、担当の部長から報告をさせていただきますが、老人福祉の重要性につきましては指摘のとおりでございます。老人問題というものの重要性は、年々老人がふえてくるということで、まあ六十五歳以上の老人といわれる人が、四日市に現在一万四千八百人ぐらい、六十五歳以上の老人がお見えになります。こういう方々が年々ふえていくことになるれば、これは根本的なやはり対策を考えていかなければならないと思います。

都市ガスの総点検の問題でございますが、これは大阪の事件以後も、四日市でも特に留意をいたしまして、関係方面に注意をいたしますとともに、地下埋設物の現況調査の現況図を提出するように、関係会社にもお願いをいたしております。ただいま二十社中十二社が提出済みでございます。年に一回自主検診をしておるわけでございますが、このタウンガスの場合におきまして、最近建築工事が本格的な永久建造物になるに従いまして、土の掘り方も深くなると、また掘る範囲も広くなるというようなことで、ガスを損壊したりするような場合が多々ございますので、今後也十分こういう点につきましては注意をいたしたいというふうに考えます。

まあガス検知器とか、そういうものがございまして、消防署からいろいろ勧告をいたしておりますが、さらに、こういうような問題につきましては関係方面とよくはかって、事故の少ないように努力をいたしたいと、さように思っております。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 市長の答弁に補足いたします。

南部地区の、特に塩浜を中心にいたしました排水につきましては、ただいま抜本的な計画は、市長から概要の答弁がございましたので省略させていただきます。

塩浜につきましては、特にわれわれが呼んでおります塩浜の一号幹線と二号幹線を重点的に整備をするように現在も四十四年度も四十五年度もこれの整備をやる予定になっております。ご承知のように一号幹線は、小浜町の中を通りまして、ただいま伊藤議員からご指摘がございました近鉄の下を抜けて、それから国鉄を抜けて、操車場の下を通過して、都市計画街路の七ツ屋・大池緑の下を通過して中央クリークへ入ると、この水路でございます。二号は、大里から塩浜の跨線橋の横を通過して中央クリークへ落ちると、塩浜病院の手前で落ちると、この街路。これを重点的に取り上げております。

で、塩浜一号につきましては、ご承知のように近鉄の下は整備ができておりますが、国鉄側との協議がまだととのっておりません。したがって、これは国鉄の保線区と早急に交渉を持って、できるだけ早い機会に解決ができるように善処したいと、このように思っております。

現在までの国鉄との折衝の結果は、ご承知のように国鉄が非常に現在赤字を出しておるので、国鉄側としてはむずかしい、非常にむずかしいというか、われわれに対しては、いまのところ冷たい態度をとっております。これでわれわれといたしましても、いまだ少し強力に突き上げて、あるいは最終的には、われわれの地元の水の負担も出さなければならぬというふうな結果がでてくるかとも思いますが、そういう点はできるだけ避けてこの問題を解決したいと思っております。

それから次に、中央クリークの問題でございますが、中央クリークにつきましては、現在調査をいたしております。縦断その他、もしあれをしゅんせつした場合の土量、土の量、それからどこへこれを捨てるか、それに要する経費、

こういうものをいま現在、下水道課のほうで調査をいたしております。この結果が出ましたならば、企業側と折衝をいたしまして、企業側にも相当の負担を、相当額の負担をさしまして、これを有効に利用できるようにもっていきたいと、このように考えております。

次に、雨池のポンプ場でございますが、現在雨池のポンプ場は、千八百が二台と八百が二台ございます。なお、これにつきましては、ご承知のようにまだ増設の余地もございます。これはいま市長から答弁がございましたように、新しい水路が、たとえて申しますならば、奥部の朝明都市下水道のような、こういう考え方の水路ができた時点において、建設省当局の補助をとって増強をしたいと。ただし問題は、大井ノ川のところでございます高潮を防ぐ樋門がございます。このポンプが、県が現在管理をいたしておりますが、残念ながら千五百が二台しか入っておりません。したがって、この点県との折衝にも難航するんじゃないかというふうに思っておりますが、とにかくわれわれは、事前にこれの計画決定をとっておりますので、県にも強く当たりまして、ご要望に沿うように努力をしたいと、このように考えております。

それから雨池川の改修は、名四国道その他につきましては、一応断面を、将来改修できるだけの橋梁等は断面をとっております。これは雨池川の土地改良区、当時の雨池の土地改良区からの強い要請がありまして、建設省当局にも強く要望し、下からのぞいていただきますとわかると思いますが、橋台が道路のほうへ食い込んでおります。大体二メートルないし二メートル五十、広いところで三メートルぐらいのものはとれるんじゃないかなろうかと、このように思っております。これも、建設省もこれには非常に協力してくれました。

何と申しまして、南部地区につきましてはいろいろ問題もございしますので、市長のいまの方針に沿いまして、私たちが今後大いに努力をいたしたいと思っております。

それと、もう一つお願いをしておきたいのでございますが、七ツ屋・大池線の中にあそこに、千ミリのパイプが入っておりますが、こういうものを掃除いたしますと、中にタイヤ、まくら木その他、非常に大きなものが入っております。そういうものが水の流れを妨害いたしまして、上のほうへ迷惑かけるということもございますので、これは自治会等で規制していただきますようお願いをしておるような次第でございします。

それから、近鉄横の水路がございしますが、これは去年、四十四年度で改修いたしました水路がございしますが、馳出寄りでございます、これにフェンスを張ったらというふうなこともあったわけでございますけれども、維持管理に困りますので、掃除もしなければなりませんので、これ、フェンス張れませんから、それで、したがってそういうものが、おそらくいろいろなところから流れたのか存じませんが、掃除をいたしますと、驚いたことにまくら木が出てきたと、中から、いうようなことでもございます。

きのうの結果、七ツ屋ところでポンプをかけました。鈴鹿塗料の北側のマンホールでやりましたところ、急にあの水路が動き出しまして、きのうの雨で、逆にいうならば管があらわれたんではなからうかと。まだ入っておりますのでわかりませんが、近く入りまして中をもう少しよく調べたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 厚生部長。

○厚生部長（小西忠臣君） 登壇。

補足をさせていただきます。

ただいまご指摘のように、確かに高齢化の問題は非常にテンポが早く、問題を投げかけております。厚生省の発表によりますと、昭和七十年には二千二百万、現在の比率が一〇％でありますけれども、おそらく総人口の一八％に

なるであらう、あるいはまた今世紀末には三千万以上になって、四人に一人ぐらいが六十歳以上の高齢化になるだろうというような発表がされております。

そういう意味からして、先ほどご案内のように、人口構造上の問題から、非常に高齢化が進んでおります。まあ私も、少産少死型という型で呼んでおるんですが、それに先ほどご案内のように核家族化の問題、あるいはまた扶養義務の意識の低下という社会的風潮の問題も加わりまして、いろいろ問題が投げかけられておりますので、老人福祉の問題は非常に、福祉需要の面から見て高いところにランクをせなきゃならぬのじゃないかというふうに考えております。

そういうことから特養老人ホームのご指摘があったわけでございますが、本市も非常に、先ほどのこまかい数字の中にもご指摘がございましたが、そのとおりでございますので、早急にこういった対策に取り組んでまいりたいと、こういうふうに考えております。

要は、どういう施設をつくりましても、老人を精神的に孤独にせないということが要諦になろうかと思えます。老人を孤独にすることが、まあ言っちゃ失礼でございますけれども、たとえばデンマークにしてもノルウェーにしても、設備は非常に進歩はしておりますけれども自殺が多いというのは、この孤独からくるんだと、いわゆるその孤独をどうしていくかということが、これからネックになろうかと思えますので、そういう点も十分踏まえて対処していききたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 伊藤太郎君

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 私のお尋ねに対しまして、非常にまず実のあるご答弁を賜わったことに対して感謝をいたします。さらにお願いやらお伺いを申し上げたいのでございます。

第一問の排水問題につきましては、市長からお聞きいたしましたように、上流のほうで南から北への水路をとにかく新設したいと、こういうお考えで、私もこれはほんとうに願ってもない、よいおことばをくださったのであります。泊山のとい、泊山のといは、雨池川一本では絶対に受けられません。遊水地帯もない、山に木も切り倒されてしまつた今日、団地はできたのにその排水の根本ができていないのを、やっと市長が明快なこのご回答をくださったので、これに期待するところ、実に大きいのがございます。

雨池川の改修につきましても、市長はこまかい点まで十分に見届けておっていただきまして、あのかどっこのテナトか、あるいは河岸といいますが、川岸を三十センチまで上げてみようというように点については、ほんとうに意を強くするのでございます。

雨池川ポンプ場につきましては、部長から千八百、私千五百と間違っていました。千八百ミリ二台、千ミリが一台とで、まあ非常にこれはけっこうでして、私も最初これを聞いたときに、こんな大きなポンプが要るのやろうかというのを、その当時の理事者にお伺いしましたら、これさえあれば、もう海山道の西から松泉町の水、小浜町の水、もう駅から西の水は、ほとんどこれでもうほってしまわれる、もうこれで浸水から完全に解放されたとおっしゃったんですが、何ミリであろうが、要するに浸水を完全に防げたら、もうそれでいいわけなんです。千八百のポンプが何台ありましても、やはり依然として浸水が続くならば、それは何の意味もないのでございます。そういう点から、せひともこれをうまく使っていただきまして、私、昨日も何べんか電話をしましたが、フル運転をしておりますというお返事はあったんでございますが、しかるに水が引かなかったんでありますので、その点を十分ご検討

をくださったお進めを願ったら、非常にありがたいと思います。

特別養護老人ホームにつきましては、部長は非常に研究をしておってくださいます。三重県では、ぜひとも一番早くできて、もう身寄りのない、自分では用の足せない老人を、ほんとうに親切に世話をしてやってくださる、そういうホームが私はぜひとも必要であろうと思います。個人本位のこの世相にこたえるためには、必ずこれが私は必要であるということを確信をいたしております。私どもの会派でも、これがときおり問題になりまして、議論をかわすことがたびたびでございます。

なお、その次に、公共下水道についてでございますが、市長は、順々にやっておるので、まだそのチャンスがくればと、こうおっしゃいました。ごもっともでございます。

ところが、私ちよつとひまがありましたので、前に質問をしたことがありましたので、そのときのこの速記録を、きのうもちよつと読んでおりました。

私が、昭和三十八年十二月の定例市議会に南部に非常に希望しております、工業地帯に見合うようなものをつくってくれということをお願いしたのに対して、ただいま旧市内の排水につきましては目下進捗中で、日時を、年数を延ばしてあるが、昭和四十二年度までには一応完了するということになっております、で、これができ上がったならば、橋北地域並びに塩浜地域を入れて、これをとにかく進めますということをはっきりと答弁をいただいておりますのでございます。

さらにまた、さらにつけ加えて、ガス会社のあのそばの処理場は、最初五万人を予定しておったが、変更いたしました八万人になり、なおそれに十分な敷地といたしましても余裕がございましたので、十三万程度の終末処理場ができたから、もう処理ができるという用地を確保しておりますと、そこまでおっしゃったのでございます。

で、そういう、そこで私、市長がおっしゃったのはごもっともと思いますが、こういうようにわれわれの質問に対して明快な、ここでご答弁をいただいたもんですから、私もまた地区の方に、四十二年というてもいかぬが、四十三年、四十四年ごろには、必ずその工業地帯に見合うような、こういう施策をなさっていただけるのやと、こう言っておるんですが、そうするとこういうものは、ほとんどもうその場限りのほど同様なのか、相当これには、その何と言います、実行を約束してお書きくださったのか、その点についても一応のご回答を賜りたいと思っております。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司） 当時市長はまだ民間に見えましたので、私かわりまして答弁いたします。（笑）

ご承知のように公共下水道は、私のほうでも何回か計画の変更をいたしております。これはそのつど、おそらく建設委員会等にはご説明をしているんじゃないかならうかと私は思うんでございますが、国のほうでも、五カ年計画というのでわれわれがそれを持ってまいりますと、その五カ年がいつの間にか新五カ年に新しく変わってきております。で、私のほうもそれに合わせて、また計画をするわけでございます。

それから、ただいま一例をあげますと、伊藤議員のほうから三万人が、五万人が、八万人という、三十八年の速記録には出ておりますが、（「十三万」と呼ぶ者あり）十三万と速記録に出ております。ところが現在、その当時の敷地といたしましては関西線から東の、現在何も手をつけていないところ、いま現在処理場のあるところ、これだけが買収されております。ここで十三万人の処理ができると、こういう計画でございました。

その後文化水準があがったと申しますか、電気洗たく機等が、水の使用量というのがぐんぐんあがってきております。（笑声）したがしまして、われわれはいますでに議会のご承認を得て、その中央緑地とそれから関西線の間の三

角の土地がございす、下に関西線が通りまして、それから近鉄が上を通っております、その下通った向こっかわの三角地がございす、天白川寄りの、約これは三千坪でございす、これを買収いたしまして、これで十三万という計画で進んでおったんでございす、実情はその後の水の使用量等の、十五万でございすね、その当時。いま速記録では十五万と、「十三万」と呼ぶ者あり（笑声）十三万ですね、それでどうにか十三万やれるかやれないかと、こういうことでございす。少なくとも十三万の処理場ができないだろうと。それと、処理施設そのものが、当時は中級処理ということで認可を受けております。これが今度は高級処理になってきます。BODの数値をもっと下げるといふことで、現在その指導を受けつつあります。

そういういろいろな、この下水につきましては、ご承知のように、何と申しますか、いま開発されつつあるようなものでございまして、いまから十年、十五年前の上水と同じような状態に置かれております。新しいもの、新しいものが出てきております。したがって、計画そのものが、国におきましてもいま申し上げましたような形で変更がなされてきておりますので、おそらく三十八年には、四十二年にはできるだろうと、三十八年の当時の、これは平田市長と思いますが、三十八年当時には、四十二年にはできるだろうと、まあここに、城井部長、局長見えますが（笑声）、城井部長、局長あたりから当時そういう指示が出て、また議会にもそのような計画が、この認可につきまして、概要につきましては議会の議決を得ておりますので、そういうことで進んだと。

ところが、いろいろな周囲の情勢で変わってきたということでございまして、私たちもいま、四十五年の、本年度の二月にこういう新しい計画を出し、議会にも、三月議会と思いましたが、ご承認を得ておりますが、そういうことが、これがそのままいけるかどうかということも非常に疑問を持っておりますが、ただしこのことにつきましては、国から、当時は三割の補助が四割に上がってきております。そういう関係で、国の補助も得、また起債も得なければ

なりませんので、その線に沿って進めておりますから、いまの現時点における計画を申し上げております。したがって、これが確実にこのとおりいけるかどうかということ言われますと、私としても自信はございません。年は、国のほうで変わってくるかもわかりません。来年度どうか、四十五年度で、実態を申し上げますと、四十五年度でどうか橋北の方面へ手がつけられる可能性が出てきたと。で、そういうところかと申し上げますと、ポンプ場敷地並びにこれに要する多少の管の布設化、管を布設するための進入の道路と、こういうものの買収ができる、こういうところまでできておるのでございす。

それから、塩浜方面の都市公共下水につきましては、現在ご承知のように、公害防止計画の策定が県においてなされておりますので、この中でいろいろと議論がされておるわけでございす。県を中心にして、議論がなされております。と同時に、また公共下水そのものが、非常に広域的な要素を最近は含まれてきております。それからまた、流域的な要素も含まれてきております。

こういう観点に立ちまして、県のほうでいろいろわれわれを交えて議論をしていただいております。それに基づいて私たちも塩浜方面の、いわゆる南部の公共下水というものは、これにのせていきたいということで進めておりますので、いまの議事録につきましては、私からそのとおりいかなかったことを、市長にかわっておわびを申し上げます。（笑声）よろしくお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 伊藤太郎君。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 ただいまは土木部長から、昭和三十八年十二月の議事録の点は実行できないんだというように、非常に不信感の強いご答弁がございました。

こういうようになってきますと、私たちは何を信用していいのかわからぬ。私は、少なくともこの議事録におけるところの理事者のご答弁は、これはもう、いわゆる昔でいう武士のおことばであると、こう信じまして、地区民にも、よるところはこれだということを、こんなあいまいなことやったら絶対言いません、かくのごときご答弁を得ておるといふことで、「なるほどな、そりゃ四十二年まで待たんならぬわ、四十三年かわからぬな、四十四年かもわからぬ」と、こう言うておるのが実情でございます。

しかるに、ただいま実にたよりない、実にもう突っかい棒にもならぬような（笑声）ご答弁がございました。今後理事者がいろいろなお仕事をしてくださうえにつきて、非常にこれは市民の、いわゆる不信を招くことにならねばよいかと私は憂うものでございます。

市長がおかわりになり、部長がかわられると、もう何もかもほと同様やというふうなものではほんとうに困ったもので、私たちこれを大事にとっておりますけれども、何にもならぬ。（笑声）そのときだけの、いわゆるまあ何と言いますやろう、ドリンクみたいなものに（笑声）なってしまうのでは、きわめて私はこれは残念やと思います。こいねがわくは、これがほごにならないように何とかしてこれにおたえくださって、前の方の苦心をなさったことにおたえくださることをくれぐれも要望して、われわれが理事者の皆さんを信用しておる、そのことにおたえを賜わりますように強く要望をいたして、私のお尋ねを終わりたいと思います。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後四時二十五分休憩

午後四時四十分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

生川君。

〔生川平蔵君登壇〕

○生川平蔵君 通告の順序に従って、一般質問を行ないます。

前に同僚議員からいろいろと質問がございましたが、多々重複する点があろうかと思うんですが、その点をよろしくお願いいたします。

質問の第一問、第一点といたしまして、四日市の人口増加の鈍化についてお尋ねをいたします。

市長は、年とともに四日市の人口の増加は減少しつつあり、いまこそ本市の人口に注目すべきときではなからうかと思うのであります。この問題、人口の鈍化について、目を開くときではなからうか。その対策はどのように考えておられるのか、人口招致計画はどうなっているのか、人口の鈍化は昭和四十一年ごろから、始まり、団地等の社会増が目立つが、実は、市内の移転で、人口増にはならないのみならず、市内に住みにくいというのか、社会情勢というのか、公害関係もあるでしょうが、いつの議会にも、市街がドーナツ現象を起こしておることは私の言うまでもないのであります。だがしかし、四日市の場合は他都市と異なっていると考える点があるのであります。それは過密した都心部より移動するだけに、あまり人口は最近に目立って増加は考えられないのであります。その点憂慮すべきではないでしょうか。各所に団地等ができて、住みよい町づくりが各所にできているが、これ等も人口増にはならないのみならず、人口の移動にのみとまっていますのであります。水道、下水、道路等の投下資本の施設の効用低下と、新しい資本投入の必要性が生ずるのであります。その点をお伺いいたします。

第二点といたしまして、人口の移動に対応する各般の方策はどのように考えておられるのか。

水道、ゴミ収集、し尿のくみ取り、戸籍事務量の变化、または幼稚園、保育園、小学校における施設の過不足であります。人口の移動で、将来都心部の学校、保育園、幼稚園の教室の空室になるようにはなりはせぬか、その点であります。新市街には、新設または増設に専念せねばならないが、その調和をどのように考えるべきでありましょうか。水道、下水、学校等の施設を効率的に活用でき得るかどうか、都心部の人口が新市外に移動すれば、すべての施設がフルに活用できるかどうかという点であります。

そこで、校区の一部の入り組んだところは、弾力的に考えるべきではないか。校区をこれからこれまでといって線引きしてはつきりすれば、近くに学校があっても遠くの学校なり保育園に通学せねばならない、市民の迷惑を考えなければならぬのであります。施設の効率利用を考慮せねばならないと思うのであります。

次に第三点、市民の生活を維持するための、日常の動きの変化に従って、施設の便を考えるべきではないか。地区中心部の変化並びに市の中心へ向かって、近くの職場中心に利便を考慮して、職場の近くに保育園を建設するのが適当ではないか。朝通勤するときに、職場近くの保育園に子供を預けて、勤務が終わったら、子供を保育園より各家庭に連れ帰えるようにすれば、働く人にとってどのくらいの利便であるか、日々の職場に働く市民の生活の益のために、市長はこういうことをどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

四日市市立病院に、看護婦雇用対策の一環として、子供を持つ看護婦さんが、ことしからそういう施設をつくってもらって、帰りに勤務が終われば子供を連れていくという、このことは当を得た施策ではなからうかと私は考える次第でございます。施策を有効に活用し、市民生活に直結した行政をやらなければならぬと思うのであります。

次に第二問、市有財産の管理充実についてであります。市有財産の状況を積極的に把握すべきではないか。大切な市民の財産を不法占拠されて、いまだに解決できないのが相当数ある。前の議会にも質問があったと思うが、はな

はだしきは市道の上に家を建てて、水道等も引き、平然として住居しておることは、よいことであるのか悪いのか、私の言うまでもございませんが、この際こういうものを一掃して、どんな処置をしても解決する意思があるやいなや。要すれば巡視して財産管理を適確にせしむることであります。財産台帳の整備も必要であります。

土地の現況管理の強化、要すれば境界くいを打つとか、有刺鉄線を構築して、市の所有権の確立、構地等もしっかりであります。

境界を明瞭にしておくべきである。幾度も測量に時間をかけておるようでは、人員の不足はもとより、一度測量すれば境界くいを打てば明確になるので、十分な配慮をされるべきではなからうか。市有地を明確にすれば、不法占拠もできなくなり、不明確であれば、おのずから不法占拠せられても知らないということになり得ることはなり得ないのであります。市有土地の登記事務は着々と運んでおられるやに聞き及んでおりますが、年月がたてば、登記事務が複雑、困難をきわめることに相なりますので、十分な努力を要すると思っております。その点、市長のご見解をお願いたしました。

第三問、海水汚濁についてであります。前に山本議員が多少触れられましたので、それに、ちょっと変わったことをお尋ねいたしたいと思います。

過日の四日市港管理組合のときに、管理者である田中知事に強く要望をしたのであります。工場からの排水される汚水は、おいおいと施設も改善されておりますが、工場の増設拡張に伴って、その後汚水の量は減少しておらない現況にあります。公害センターは、工場の汚水対策には十分な監視はしておりますが、監視の目が届いておらないものがあります。

それは、自動車の数量は年々増加して、その自動車の抜き油、廃油の処理の問題であります。市内にガソリンスタ

ンドが何か所あるか、その抜き油、廃油はほとんどが下水に放流されているのが現況であります。油の消費量は年々増大するばかりで、下水に放流すれば、それが海に流れ込んで海水がよごされる、いつまでたってもきれいな海にはならない。スタンドの抜き油を下水放流する数量は意外にも大きいのであります。四日市市内に約百八十軒のスタンドがあり月に七百リッターの抜き油がでる。下水に放流される油は、四日市だけでも月に百二十六トンになるわけがあります。三重県全体に考えますと、約八百軒のスタンドがあると承っております。これを月に下水なり海にほっておる廃油が、五百六十トンの抜き油が伊勢湾に流れ込んでおるような始末でございます。伊勢湾の魚は、油くさくて食べられないのも無理はございません。これを見ても、いかに伊勢湾沿岸の漁業者を苦しめておるかということは、私の言うまでもないのであります。立証でき得ると思っております。

そこで、山本議員が前にも述べられたように、大阪府並びに大阪府は、全国石油工業協同組合関西支部に二万坪の土地を無償提供して、五億何がしの工場を設立するやに聞き及んでおります。

県のほうにも、調査をたたいまやっておりますと思いますが、二分の一は無利子、二分の一は年二分七厘の金を拠出して、大阪府と大阪府がこの廃油の処理場をつくるということを聞いております。世界にも有名なコンビナートを持つ四日市に、このような廃油処理工場がないのはおかしいと思うんであります。一日も早くこの施設をつくって、油による陸にうるむ公害を防止せねばならないのであります。市長は、このことについて再度明快なるご答弁をお願いいたします。

次に第四問、産業部長にお尋ねいたしますが、海岸周辺のじんかい並びに汚物処理についてであります。遠洋漁業基地対策の一環としてお尋ねするのですが、大遠冷蔵が進出して以来、大型船の入港も日ごとに多くなり、やや活気を呈して、おいおいと設備もできてまいりましたが、市営魚市場並びに基地周辺が、汚物じんかいのために汚され

ておるので、その処理に困っております状況やに聞き及んでおりますが、産業部としてはこの問題をどのように考えておられるのか。

じんかいを海に捨てないように、四日市港管理組合は岸壁に立て札は立ててありますが、港周辺がよごされておるのであります。これから夏場にもなりますと衛生きわまる、その処置としてどのように考えておられるのか。この問題は、衛生部長ではございますが、遠洋漁業基地の対策の一環として産業部長のご見解をお尋ねする次第であります。

第五問、公共用地取得については、市長は公共用地を積極的に取得する意図はあるのか、口だけで公共用地を取得する取得すると言っておられるのか、ほんとうにするのか、その点お尋ねをいたしたい。

先行投資は本市にとっても必要であるし、本年、政府は地方団体、農協等に財政援助をして、農地を買い上げさせることを中心に、米の減産の新方針を打ち出しておりますが、政府は地方団体にどのように財政援助をするのか、その点を伺いたないのであります。

第六問、学校教育予算については、質問はやめることにいたします。

次に、遠洋漁業基地の取りつけ道路についてであります。富田一色の広小路の魚市場に行く名四国道の下を通る道路が狭隘で、どうにも交通量が多いので、拡張する考えはあるのかないのか。この点土木部長にお尋ねをいたします。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君）　ただいまのご質問にお答えを申し上げますが、ご質問中、市有財産の管理充実の問題と公共用地の先行取得の問題につきましては岩野助役から、海岸周辺のじんあい処理につきましてはご要望のように産業部長から、遠洋漁業基地の取りつけ道路につきましては加藤助役からお答えをさせていただきます。

人口問題の関連のご質問でございますが、ご指摘のように、最近四日市市の人口が鈍化の傾向にございます。その対策はどうであるかということでございますが、この鈍化の傾向を中心とした最近の四日市市の人口の動きにつきましての大体の特色につきまして、私なりのお考えを申し上げます。

まず、人口の自然動態と社会動態の比較でございますが、普通自然動態と申しますと自然増、社会動態の場合には社会増ということでございますが、四日市市の場合には、自然動態の場合には、大体年間現在の時点におきましては四千五百人ぐらゐの出生がございまして、死亡が千四百人ぐらゐでございますので、三千百人近い人口の増が自然にございます。しかしながら、社会動態につきましては、かつては、昭和三十七年、三十八年ごろには六千三百人、六千九百人というような転入増に対する転出増との差し引きで、それぐらゐの人口の社会増の伸びがございましたが、昭和四十年以降、この転出増から転入増を差し引いたものがマイナスになるというような傾向を見せてきております。ことに、昭和四十四年度におきましては、この自然動態と社会動態とを比較した場合に、千人近いマイナスの要因が出てきておるといことはご指摘のとおりでございます。したがって、まず第一の特色といたしましては、自然動態と社会動態との比較をした場合に、マイナスの数字が出てきておるといことが第一点でございます。

第二点は、転入と転出と差し引きした場合に、昭和四十年ごろより、転入するよりも転出する人のほうが多くなってきたおるといのが昭和四十年からの傾向でございます。

第三番目でございますが、しかしながら、昭和四十五年、四十四年十月の推定人口を見ますと、二十二万五千四百

九十八人という一応推定人口が出ております。これを前年度と比較してみました場合に、大体千六百九十五人の人口が伸びておるわけでございますけれども、実際は、先ほど申し上げましたように、千八十八人というマイナスの数字が出てきておるといことでございまして、社会動態から自然動態を引いた場合に、転出していく人口と生まれてくる人口を差し引きいたしますと四十四年度でマイナス千八十八人という、数字がマイナスになるわけでございますので、実際においては千六百九十五人プラスになるにもかかわらず、千八十八人も減るということ、これは、実数二千七百人ばかりのそこに食い違いがあるということでございます。このような、市に登録されておる一応推定した人口と実際のこの動態との動きに差があるということは、四日市市に移動してきても届け出をしないとか、アパートに入っているまま住んでおるといような人口はかなりあるということでございます。実際の推定人口においては、四十三年度の二十二万三千七百四十三人に対して、四十四年度は十月一日の推定人口では二十二万五千四百三十八人になっておるといことでございます。

それから、さらにもう一つの特色といたしましては、市内で移動する人口というものが非常に大きくなってきておると。しかも、その移動するのが、旧市内から新しい市街地へ移動しておる。移動される先が三重、下野、常磐というところに重点的に移動してきておりまして、三重には五百八十三人、下野には三百八十八人、常磐には三百三十八人、四郷には二百六十六人というぐあいにその地域に移動し、減少しておる地域は、この本町の地域、橋北の地域、富田地域、富洲原地域からおのおのみな相当数の数字がマイナスになってきておるといことでございます。

またしかし、全国的な一般的な傾向といたしましては、世帯が非常に細分化してきておると。一世帯あたりの人口というものが非常に減ってきておるといことと、生産年齢人口というものが非常に減ってきて、高齢人口というものがふえてきておるといのが一般的傾向でございますが、こういう欠点につきましても、四日市市ではそういう増

加にあるということでございます。

したがってこの対策はどう考えるかということでございますが、従来からいろいろの報道によって、公害というのがやかましく宣伝されておるといことも確かに一つの点にはなっておると思えますけれども、それよりも根本的にある大きな四日市市の人口の伸びないという一つの現在における時点においては、それは産業構成というものが非常に片寄っておるといことであらうと思えます。過去において人口の伸びたときには、まあ新しく石油コンビナートが来たという点までは非常に人口が、先ほど申し上げましたように、昭和三十七年三十八年の時点までは非常な人口の伸びがございましたが、それまでささえてきたところのあるいは繊維工業、家庭電器工業というのは、その後そういうものの増設もございませんし、非常に産業統制が単純化されてきて、人を使わないような、石油コンビナートというようなものに片寄ってきておるというために、人口の伸びがございません。

したがって、われわれといたしましては、そのような産業構成というものを少しでもよくしょうというような考え方を持っておりますのと同時に、ご承知のようにYKKであるとか、軽金属押出開発あるいはシャーリングの工場であるとか、その他遠洋漁業基地、三重造船等を中心としたところのものは、確かに人口の増加になるものであると思いますし、また第三コンビナート等におきましても、ここにおいては千人ばかりの人がふえると、これは家族を含めるとかなりの人口増加になる要因になるのではないかとはいいます。まあそういう人口救済策はともかく、一応都市環境を整備して、りっぱな都市にすることが、私は四日市に課せられておる大きな使命ではないかと、さように考えております。少しでもりっぱな産業都市である、工業都市である、港湾都市であるといわれるような都市環境の整備を心がけたいと、さように考えておる次第でございます。

それから人口移動に伴うところの市行政の対応策はどうかということでございますが、人口が移動いたしますと、

鈴鹿市が菰野町へ移動するという場合は問題外でございますけれども、この鈴鹿市や菰野町にもかなり過去において人口が移動いたしました。これは社宅がまとまって鈴鹿市に移動したというような例もございますが、そういうことの場合には別でございますが、それが三重あるいは下野、常陸、四郡というところに移動した場合には、差しあたって学校、水道あるいは幼稚園というようなものがむだになる場合が多々ございます。したがって、この学校等におきまして、先般申し上げましたように、ある学校においてはもう九学級も余っており、またある学校では五学級も空室があるというような事実がございますが、したがってこういう点につきましては、新しい学校をつくるようなことが、当然、先ほど申し上げましたように、団地等の人口の増につれて考えなければなりませんし、学区の再編制というものも、その時点において当然考えていかなければならない問題であると思っております。

それから、動き得る施設等につきましては、ごみの収集であるとかその他消防というような問題については、これは問題のないことでございます。配置がえすとか、いろいろのことに対応することができると、さように思っております。

したがって、人口の移動に伴いますところの市の行政というものは、今後そういうような市民に迷惑のないような十分な対応策を考えていきたいと、さように考えております。

それから、この人口の移動に伴いまして、通勤距離が長くなるとか、マイカーがふえて交通が渋滞するという点につきましては、豊田市の事例において、名古屋大学の学者グループが、バスの幹線道路の整備ということが今後の非常に都市行政においては重要なことだという指摘をいたしておりますが、私もかねてからこのバスの幹線道路を整備して、駐車場はなくても遠くから通えるような、やはり幹線道路の整備ということが、やっぱり非常に大切なことになってくるのではないかとはいいます。したがって、新しくできる団地あるいは住宅地等からは、こ

の国鉄あるいは近鉄の四日市駅へ非常に能率的に入るような幹線道路というものを、県道、市道あわせて整備するよう努力をいたしたいと考えておるわけでございます。

職住近接のご質問がございましたが、従来、たとえば、ご指摘のようなものは、住宅地中心に考えてまいっております。住宅地中心に団地ができたからそこへこしらえるというように考えることを考えてきたわけでございまして、職場の近くに考えるとか駅の近くに考えるというようなことは、従来はいたしておりませんでした。しかし、今後のそういうような人口動態に従いまして、つとめに行く場合に、駅の近くの保育園に預けて行くというようなこともあるかも知れません。そういうようなことは、今後の動態に応じてよく調査、研究をさせていただきたいと、さように考えております。

次に、海水の汚濁の問題でございますが、私はこのようにたくさんなスタンドからエンジンオイル等が下水道に捨てられておるといふことは考えることができないのでございますけれども、過日も下水道に油がたくさん流れ込んだ事実を見ましても、ともかくそのようにたくさん放流されたらすぐわかると思います。したがって、このエンジンオイルが、スタンドがたくさんあって、七百リッターも流されておるといふようなことは考えられないと思いますが、こういう点につきましては十分調査をいたします。

公共下水道につきましては、下水道法によりまして、ガソリンスタンド等から廃油を流す場合には、必ずその除去施設をつくらなければならないというように法できめられておることでございます。すべてこういうことも違反しとることでございますので、厳重そういう点につきましては注意をいたします。

また、三重県の公害審議会等で審議されておる段階におきましては、万一油が二ガロン以上海に放流された場合には有臭魚が出るというような研究もされております。

したがって、毎日このような大量の油が下水に放流されておるといふ事実は私は疑問に思いますが、そういう点につきましては、十分調査をさせていただきます。

以上でご質問にお答えします。

○議長（山中忠一君） 岩野助役。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） ご質問の第二点、第五点についてお答えします。

第二の市有財産の管理につきましては、まず昭和四十三年度から所有権を確保するために、登記担当部門の充実につとめまして、未登記財産の早い処理をはかってまいったんでございますが、この二年間に大体五千三百件を処理いたしました、この事務は大体順調に進んでおります。

それから、先ほどご指摘になりました、境界がはっきりしない、くいを、境界ぐいを打つべきであるという、このご指摘につきましては、これにつきましても、昭和四十三年から市有地の一筆調査を始めまして、現在登記簿公簿の調査がほぼ終わりました、現地調査を進めておる段階でございます。

調査の結果、境界の不明なものにつきましては、関係課のご協力も得まして、境界ぐいの設置を始めておりますし、また、道路敷地などにつきましても、土木課、耕地課において、それぞれ順次こうした境界ぐいを設置していくことに定めております。

ただ道路上の、道路の不法占拠につきましては、これも二、三年来主幹一名、監視係一名を置きまして、根気よく解決に努力しておるんではございますけれども、まだ絶滅するに至らないことはまことに遺憾に思っております。これにつきましては、根気よく追及いたしまして、こうした不法占拠もなくなっていく決心でございます。

次に第五点の、公用地の取得につきましては、これはまあ積極的にやる気があるのかどうかということでございますが、この点につきましては、政府は財政援助をして積極的に農地を買わせると、こういったことを言っておりますが、これにつきましては、おそらく政府のとり手段といたしましては、先行取得債のワクを拡大するということ、それから土地開発基金を増額すると、こういった措置に政府の施策はあらわれてくるものだと考えております。

これにつきまして、市といたしましては、先行取得債につきましては、によつては、東洋紡のあと地、これが大体三億六千万ぐらいでございますし、稲葉町内部線の道路の拡張、これは水道局の西側から県道まで、こういったこの点の敷地購入が大体九千四百万円、こういったものを先行取得債によつて解決したいというふうに現在政府と起債を折衝中でございます。

なお、土地開発基金につきましては、前年度は一億五千万円を設けたんでございますが、これはまあことしもおそらく、交付税をもらっておりません都市におきましては、金をもらうことにはならないと思いますけれども、こうしたワクだけは与えられると思いますので、これは大体先年度、四十四年度におきましては一億五千万でございましたが、おそらくこれ以上の多少ふえた額が割り当てられると思いますが、こうしたものによりまして、国鉄の駅前の広場とか、あるいは六地蔵中川原線、あるいは小学校、中学校との用地、こういったものを先行取得していきいたい、このように考えておる次第でございます。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） お尋ねの第六点、遠洋漁業基地への取りつけ道路の拡幅について、お答えを申し上げます。

遠洋漁業基地のある富双町は、過日都市計画審議会の議を経まして、臨港区域に編入をされることになりました。

したがいまして、この付近の道路等については、管理組合を中心にして立案することになってまいるわけでございます。現在管理組合のほうで検討中でございますが、特に名四国道の交通量を勘案をいたしまして、交通安全対策を重点に置いて、この取りつけ道路をいかにするかということを検討をされておるわけでございます。もちろん成案を得るまでには本市の土木部のほうに協議がございまして、成案が得た際におきましては、これを建設省のほうに進達をいたしまして、建設省の許可を得て実施をすると、こういう段階になっておるわけでございますので、お答えを申し上げます。

○議長（山中忠一君） 産業部長。

〔産業部長（阿南輝彦君）登壇〕

○産業部長（阿南輝彦君） ご指名によりまして、第四点の遠洋漁業基地周辺のじんかいの処理問題について、衛生部等をはじめ関係機関との連絡調整処理状況を私からご報告申し上げます。

先般も新聞で報道されておりますし、また昨年あの付近でごみを投棄する現場を海上保安庁に検挙をされるという事例もあったわけでございますが、事実海上あるいは陸上いろいろごみが投棄されておりました、また、昨日の豪雨によりまして、木曾、長良、揖斐等の周辺から大きな材木が四日市港周辺に漂流しておるといったことなどもございますが、不衛生でもあるし、また航行する船舶の損壊等の危険もございまして、また船舶のこのエンジン冷却水が不調になるといふような問題もございまして、もちろん美観の問題もあるわけでございます。

したがいまして、関係機関、特に遠洋漁業基地振興会というのが昨年からできておりますが、そういう場を通じまして、この問題についていろいろ協議がされておるわけでございます。海面の問題につきましては、清港会一港を清めると書いた清港会というものがございしますが、そういった事態に対処するためにごみしゅんせつ船をいま新造中

でございますして、七月から活動を始めるそうでございます。

しかし、問題は背後地にあるわけでございまして、周辺の市街地から、あるいは富洲原の港の奥のほうの運河のさらに奥のほうに投棄されるごみ等が付近に流れてくる、あるいは陸上に積まれるというふうな状況もございまして、あの地域の長い間のいろいろな習慣等の事情もあるようでございますが、港湾区域については管理組合が、あるいは陸上については衛生部等が投棄防止の札を立てるなどするとともに、ごみの収集回数をふやすというふうなことに付いて、衛生部のほうで地域との話し合いをかねてから続けておるようでございまして、そういったことによって周辺の処理、美化の問題について実現するように、特に衛生部のほうに私どものほうからお願いをしておる状況でございます。

以上。

○議長（山中忠一君） 生川君。

〔生川平蔵君登壇〕

○生川平蔵君 市長から詳細なご答弁があったのですが、人口の鈍化について、四日市にとって人口は内政という考え方もあるでしょうが、これ以上の人口の鈍化ということは、市は鈍化に伴って発展をしておるといふことで、私は非常に、人口の増よりも予算面のほうがはるかに上回ってきておる、というのは四日市市に大型工場があるからであるというふうに私は解釈するものであります。各都市を視察に行きましても、人口の伸びとともに市が発展をしておるといふことは常識でございます。

平田市長を、当時統計表を見ますと、いま詳しく市長は説明されましたが、この統計を見ますと、三十五年は四・三％増、三十六年は二・六％、三十七年には二％、三十八年度には三％の増、三十九年は一・八％、四十年は二・三

％、四十一年から増加の減少が目立っております。四十一年は〇・九、四十二年は〇・七、四十三年は〇・六、四十四年度は〇・八と、こういふように人口の増が非常に減少しております。ちょうど九鬼市長になってから人口の増が減少しておるのが目立っておりますのが現実でございます。

何ゆえにこのようなことになったのか、いま市長の答弁の中に、公害もあるでしょうし、四日市に住むのをおそれて、働く人たち等も鈴鹿とか員弁のほうに逃げていっておると、そうして四日市の工場につとめて、通勤をしておるというような現況にあるのではないかと。もちろん、工場はオートメーションで、人件費を使わないようにほとんど機械力でやっておることも一つはうかがえるのであります。昭和二十九年に、伊藤太郎議員が議事録を持ってみえましたが、十五万都市に仲間入りをして、その後安定した上昇率をたどって、三十六年には、昭和の三十六年には二十万都市となって、四十一年までは統計を見ましてもよくわかるのであります。いまこそこの人口に注目すべきではないかということ強く心配するひとりでございます。

そこで、市の予算は、平田市長当時よりはるかに、ちょうど倍近くまで上昇をしておりますが、大きく変わるのは確かでございます。もちろん物価の高騰、税制の改正、大型工場の増設等が目立ったことはご存じのとおりでございますが、市長は絶えず四日市に住みよい町づくりをしようと云っておられるが、どこから来ても四日市に住んだらぜんそくになるというふうな先入観があるのでしょうか。鈴鹿とかそういうところへ、四日市に住まずに、そういうところへ行って四日市の工場で働いていらっしゃる、というふうな現象があらわれているのであります。

本年度は特別委員会が広域行政という特別委員会が誕生いたしました。人口増を考えるならば、町村合併ということによってこれを解消せねばならない。区域の拡大ということであります。そうすれば公害の問題もある程度解消するのではないかと考えるひとりでございます。人口招致計画は、いま申しましたとおり、合併をして、そうして市

の区域拡大をはかっていくのがいい。市長は、この問題と大きく取り組んで、われわれもともにこの委員会で努力をいたしたい。いま、全合併地区を四日市として真に市一体として漸進的に考えて体制づくりをすることが必要であろうと思うんであります。

水沢のような山奥でも四日市でございますので、四日市の都心部と同じように取り扱って、団地づくり等もやれば、私は鈴鹿でも孤野でも合併をする気運が向いてくるのであらうと考えるのであります。まず四日市の奥地に発展策をとるべきではないか。町村合併は非常になかなかむずかしい困難なことでもございますし、時期があると思いますので、いまから大いに働きかけてもおそくはないと、かように思うのであります。

市有財産管理充実につきましては、管内視察を行なって感じたのですが、二出張所、公民館、学校、幼稚園の境界が非常に不明瞭であると。そのままにして、どこからどこまで学校で、どこからどこまで民有地ともくつついとるわけですね。あれが全然わからない。委員長とともにこれはどうやというような考え方を持ったのであります。こういうようなことをしておいて、平然としておいたのでは、民有地を持っておる方々に相すまぬと私は思うのであります。これを一年延ばしに延ばしておったんでは、もうできないと思うんであります。この点、強く要望して、不法占拠等にならないように、特に強く要望しておきます。

海水汚濁の問題は、全国的に公害の問題がいまほとんど各新聞に騒がれている今日、特に木曾川、揖斐川のアユ等が大量に死んでおる、伊勢湾の油による汚水はいまだにあとを断たない、発生源対策をせなければ防止できないと言われているが、工場の設備は、ある程度設備は改善しておりますが、私が前に述べたように、硫酸ビッチ廃油処理場の工場づくりを、前にも山本議員が述べられたので、重複いたしますので、こまかいことはもう言いませんが、かような海洋投棄するまでの処理場をつくらなければ、公害はあとを断たないのであります。全然公害が出ないと、海洋

投棄しても、向こうで出たら漁業者は怒るわけでございますので、その点強く市長は県と話し合って、四日市の工場を出す油を、廃油を、何とかして完全なものにして海洋投棄するとか、埋め立てに使うとか、硫酸ビッチをそのまま埋めたら伏流水に流れて、井戸の水がそのまま硫酸が出てくると、いうようなことではそれ飲んだら死んでしまうと、いうようなことではこれはもう市長はそういうことは考えてもらっては困る。処理場をつくって、そうして有毒にならないものを海洋投棄すると、これなら話がわかるのであります。

基地周辺の汚物じんあいは、これは衛生部の所管でございますので、産業部長はつくるかつくらぬかというようなことはできないと思うんでございますが、これは管理組合等も非常に港湾の清掃等も強く言っておりますので、衛生部のほうで、遠洋漁業基地の一環として、小型の焼却炉でもつくって、あの周辺を清掃はできないものか。その点衛生部長にご答弁願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 表題が基地周辺のごみということで、非常にばく然として理解しにくいわけですが、ここで言えることは、あの海面は、海面につきましては、私どもとそれから管理組合、港域でございますので、いろいろ話しました結果、市も助成しております。任意団体の清港会をつくって、四日市港域だけをやっておったのを、富双町の海面まで伸ばして、そのためには自動式の吸い込み式の船を清港会自体でつくって、管理組合もことし百万円の特別助成するという事で、こないだわれわれ打ち合わせで決定したわけでございます。それで、海面につきましては、そういうことで処理したいと。揚げたものについての処分地は、市が指定したところほりなさいと、こういう

協定を結んでいます。

それから、周辺ということばでございまして、私ちよっと理解しにくかったんですが、大遠冷蔵なり遠洋漁業基地冷蔵庫なりあるいは造船所で出る施設のごみにつきましては、企業者で私は処理していただきたい。したがって、あそこに市の焼却場を設ける考えはございません。

その他浮遊物で起きます富洲原の岸壁なり、それから富田港の岸壁に打ち上げのごみにつきましては、いままでは富洲原港におきまして、マグロの頭が造船所のところに浮き上がったということで、集めてもらったものを私のほうで連絡して運んだことがございますが、あの地域につきましては、そういう岸壁の周辺につきましては、第一次的には管理組合が臨港区域と指定しておりますので、管理責任者である管理組合からの要請に基づいて、私のほうが運搬その他を処理したいというふうに考えています。

その他の陸域に、管理組合の臨港地区以外の区域、具体的に言えば、富田一色だとかそこら辺のところにございましては、かねてより一般市街地のごみを陸集するために、ことしから富田町のまん中で、市街地をこの市街地区域に一緒に一応週二回取りを実験的にこの四月から実施しておりますが、要すれば、あの地区は非常に自動車の運行が困難でございますので、作業課長なりあるいは管理課長が向きますまして、地元と数回合理的な話し合いをしておりますが、コンテナボックスを置くという問題につきましても、地元の協力が得られないということで、いまだ週二回取りの実現はいたしておりませんが、これは管理組合のほうから、あるいは海上保安庁のほうから、私のほうへ連絡がございまして、運河の辺の不法投棄を何とかやめさす方法についてもさらに協力しようと、場合によっては北警察あるいは海上保安庁等も、一つの不法投棄の強制処分ということについても、柔軟両面でいこうと一つの話し合いがしております。

私のほうといたしましては、何ぶんあの地域は、用排水の悪水を通じて上流のほうからの流出物がございまして。それがために、先般も樋門が締まらなかったということでございまして、まあ最終処理をする衛生部といたしましては、理屈は抜きまして、ある程度管理主体からの要請があればこれを運ぶというような協力は惜しまないという態度でございます。

以上、簡単でございしますが、衛生部の立場を申し上げました。

○議長（山中忠一君） 野崎君。

〔野崎貞芳君登壇〕

○野崎貞芳君 質問通告に従いまして、質問いたします。

公園関係だけにしほってございますので、よろしく願っています。

市街地のまん中に荒地や雑草の伸びが伸びほうだいという宅地を見かけます。その中には、近く建築にかかるかもしれないが、たいていは土地の値上がり待ちというよりなことが思われます。所有者は、固定資産税で他の何の義務も持たない。それがために、隣近所は力の棲息源となつて、迷惑このうえもない状態であります。そこで都市環境をよくする一環として、購入するか、できなければ換地して、ちびっ子広場に開放してはどうかと、こういうふうに考えます。

また、堀木の火葬場が北大谷へ移転した、この土地利用計画はどういうふうに進められるか、ご質問申し上げます。垂坂山の公園でありますが、昭和四十一年の一月に公園として決定されてより、何ら遊具、ごみ箱等の設備もありません。現在は小学校の遠足あるいは子供守る会のレクリエーションの場として、また一般市民も大ぜい来ています。遊歩道、電気等を設置して、山の公園として条件を生かすことが必要と思います。今後の計画はどうか、お尋ねいた

します。

次に、霞ヶ浦海浜公園計画でございます。さきに海浜公園として構想が打ち出されてより、土地造成が進められつつありますが、完成までに若干工期がおくれるように聞いております。完成目標はいつごろか、また完成後事業団事業として実施される計画はどのような計画か、お尋ねいたします。

そこに、市長は、先般万博会場にありますオーストラリア館の寄贈について考え方を発表されましたが、どのような方法で臨まれるか、お尋ねいたします。

また、旧東洋紡敷地は、たびたび議会に出された問題であります。現在はどうのように計画されているのか、お尋ねします。

伊坂ダム周辺の自然公園化であります。議会としても、また地元も要求してきたことでもありますので、その後の計画をお尋ねいたします。

海岸線に設置されている都市下水路の利用であります。年々都市開発が急速に進んでいる今日、ポンプ場の集中管理を計画する時期であると思います。

たとえば、広域行政の一環として計画されました朝明都市下水の見通しも明るく、明るいきざしが見えて喜んでおりますが、これが完成すれば、先日のような集中豪雨でも難なきものと確信します。

そこで内部の問題として、運河の利用が考えられます。富田ポンプ場、垂水ポンプ場、天ヶ須賀ポンプ場と、それを統合管理することによって暗渠化し、下水道上の利用を、公園として一般市民にも利用できるようお願いするものであります。すでに国鉄四日市駅のコンテナ置場が下水道上の活用であり、阿瀬知川を整備して広く利用するよう北納屋町、稲葉町よりも陳情されておることは、都市の環境整備であります。運河の解決こそが都市改造にも

大きく前進するのではないのでしょうか。市長のお考えをお聞かせいただきたいのであります

以上質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

公園広場のご質問でございますが、緑と太陽と広場というのは、近代都市にとっては欠かせない三つの要素だとわれております。そういうことから、私もかねてから公園広場の活用ということにつきましては、非常な努力を私になりにしてまいったつもりであります。

まず第一点の、家の建っておらないような宅地の利用をちびっ子広場として神戸等では利用されておる何がございますが、これはやはり、行政官庁と個人の善意というものがやはり一致しなければ成り立たないことでございます。四日市市におきまして、そういう方向は打ち出しておりますが、まだこれといったあまりたくさんの実現がございません。こういうあいた宅地の利用というのは、高架道路の下の利用とともに、今後も活用の努力をし続けたいと思います。

堀木の墓地の活用でございますが、まあこの年内に川島のほうに移転をいたしますので、これにつきましては、今後文化的な施設あるいは公園として活用したいと思っております。

垂坂山につきましては、私も最近行っておりますのでよくわかりませんが、これはしかし、私有地でございますので、市でかつてにどうこうというわけにまいらないと思いますが、せっかく近いところでございますので、せっかく利用できるような方向で検討をいたします。

霞ヶ浦復元地の公園化の問題でございますが、これは土砂の問題でよくて申しわけないと思っておりますけれども、まあ四十六年一ぱいくらいは潮抜きのやはり工事が、潮抜きのやはり期間が必要であろうと思います。これが完成するのはやはり四十七年度末であると、さように思います。

オーストラリアのバビリオンの移転につきましては、新聞に報道されておるとおりでございます。知事があれだけ約束をいたしておりますことでもございますので、三重県の積極的な方針に応じて、四日市市なりの努力をしたいと、さように思っております。まあこれは、ああいう特殊な建物でございますので、やはり港の付近にある施設としては、かなり遠くから見えると思いますし、四日市とオーストラリアの貿易の重要性を象徴するものとして、ぜひ四日市に持ってきて、オーストラリアのバビロンとして一つの記念碑的なものとするともに、この施設が市民を中心とした、青少年にも広く活用されるものに利用されたら私は効果があるのではないかと考えております。東洋紡敷地のあと地につきましては、すでに土地開発基金等あるいは地方債によってこれを買収をして、公園はじめスポーツ施設に利用したいと、さように考えておるのでございます。

伊坂ダムの自然公園化につきましては、その後ずっと加藤助役、谷沢公室長等を中心といたしまして、どのような管理のもとにこれを行っていくかということで、まだ折衝中でございます。近く結論が得られると思います。その段階におきましては、俗化しないりっぱな自然公園的なものとして活用できるように努力をいたしたいと、さように考えております。幸いこの四日市市が主催をいたしておりますところの市のマラソンも、この伊坂ダムを中心として今後運営をすることになっております。

都市下水の活用に関連いたしまして、朝明都市下水路のお話が出ましたが、すでにこれは四十五年度に九千万円の予算が認められておりますので、われわれといたしましても、この朝明下水路の完成なくしては、昨日のような大雨

に対する富洲原、富田の浸水は防止し得ないというように判断をいたしておりますので、ぜひとも実現をいたしたいと、さように思います。毎度平町であるとか西富田のような浸水があることは、まことに申しわけないことであると、さように考えております。

また、それに伴いまして、あの東洋紡富田工場裏の逕河の活用でございますが、これはまた追って、十分逕河をどうするかというような問題につきましては検討いたしたいと、さように思います。

○議長（山中忠一君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○議長（山中忠一君） 野崎君。

〔野崎貞芳君登壇〕

○野崎貞芳君 オーストラリア館の寄贈に対する考え方はお聞きしましたが、さてそれをですね、実際に市民が市長のお考えのように活用するためには、その費用ですね、費用の計画はどのようにお考えになっておるか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） この移転につきましては、四億八千万円から五億円ぐらいの移転費がかかると言われております。

まあ、三重県知事がどのような積極的な方針を打ち出して、くるかを見たいうで、四日市市は態度をきめたいと、

さように思っております。

○議長（山中忠一君） 野崎君よろしいか。本日はこの程度にとどめ、あとの方は明日にお願いすることにしていただきます。

明日は午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後五時五十八分散会

昭和四十五年六月十八日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

四日市市議会

○議事日程 第三号

昭和四十五年六月十八日(木) 午前十時開議

第一 一般質問

第二 議案第五七号 昭和四十五年度四日市市一般会計補正
予算(第一号)

質疑：委員会付託

第三 議案第五八号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選
挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

第四 議案第五九号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

第五 議案第六〇号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

第六 議案第六一号 四日市都市計画事業浜田第二土地区画整理事業施行規程の
制定について

第七 議案第六二号 昭和四十五年六月一日に在職する職員に支給する期末手当
の特例に関する条例の制定について

第八 議案第六三号 財産の出資について

第九 議案第六四号 土地の取得について

第一〇 議案第六五号 町の区域の変更について

第一一 議案第六六号 町及び字の区域の変更について

第一二 議案第六七号 市道路線の認定について

第一三	議案第六八号	市道路線の廃止について		質疑：委員会付託
第一四	議案第六九号	市道路線の一部廃止について		〃
第一五	議案第七〇号	工事請負契約の締結について		〃
第一六	議案第七一号	工事請負契約の締結について		〃
第一七	議案第七二号	工事請負契約の締結について		〃
第一八	議案第七三号	工事請負契約の締結について		〃
第一九	議案第七四号	工事請負契約の締結について		〃
第二〇	議案第七五号	工事請負契約の締結について		〃
第二一	議案第七六号	工事請負契約の締結について		〃
第二二	議案第七七号	工事請負契約の締結について		〃
第二三	議案第七八号	工事請負契約の締結について		〃
第二四	議案第七九号	工事請負契約の締結について		〃

○本日の会議に付した事件

日程第一 一般質問

- 日程第二 議案第五七号 昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算（第一号）
- 日程第三 議案第五八号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

- 日程第四 議案第五九号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について
- 日程第五 議案第六〇号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第六 議案第六一号 四日市都市計画事業浜田第二土地区画整理事業施行規程の制定について
- 日程第七 議案第六二号 昭和四十五年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

- 日程第八 議案第六三号 財産の出資について
- 日程第九 議案第六四号 土地の取得について
- 日程第一〇 議案第六五号 町の区域の変更について
- 日程第一一 議案第六六号 町及び字の区域の変更について
- 日程第一二 議案第六七号 市道路線の認定について
- 日程第一三 議案第六八号 市道路線の廃止について
- 日程第一四 議案第六九号 市道路線の一部廃止について
- 日程第一五 議案第七〇号 工事請負契約の締結について
- 日程第一六 議案第七一号 工事請負契約の締結について
- 日程第一七 議案第七二号 工事請負契約の締結について
- 日程第一八 議案第七三号 工事請負契約の締結について
- 日程第一九 議案第七四号 工事請負契約の締結について
- 日程第二〇 議案第七五号 工事請負契約の締結について

○出席議員（四十名）

[illegible]

○欠席議員（四名）

○議事説明のため出席した者

市 長 九 鬼 喜 久 男 君

日 比 義 平	早 川 正 夫	谷 口 專 九	加 藤 定 男	吉 垣 照 男	山 本 勝 君	山 中 忠 一 君	山 口 信 生 君	安 垣 豐 司 君	六 平 勇 君	宮 田 勇 君	松 島 良 一 君	增 山 英 一 君
---------	---------	---------	---------	---------	---------	-----------	-----------	-----------	---------	---------	-----------	-----------

市 院 立 事 務 日 長 市 村 山 了 君	次 長 滝 君	教 育 長 西 川 棟 伍 君	教 育 委 員 長 龍 池 清 真 君	副 収 入 役 村 木 喜 代 次 君	建 設 部 長 園 浦 和 己 君	土 木 部 長 三 輪 喜 代 司 君	衛 生 部 長 中 山 英 郎 君	厚 生 部 長 小 西 忠 臣 君	産 業 部 長 阿 南 輝 彦 君	税 務 部 長 伊 藤 涼 一 君	総 務 部 長 平 井 清 三 君	市 長 公 室 長 谷 沢 文 男 君	収 入 役 庄 司 良 一 君	助 役 加 藤 寛 嗣 君	助 役 岩 野 見 齊 君
-------------------------	---------	-----------------	---------------------	---------------------	-------------------	---------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	---------------------	-----------------	---------------	---------------

○出席事務局職員

水道事業管理者	城井義夫君
次長	菊地英也君
技術部長	加藤弘君
消防次長	富山光三君
消防局長	金田妙弘君
事務局次長	鷲野正和君
議事係長	森小坂正太郎君
書記	紫田静良君
書記	板崎大之丞君

午前十時五分開議

○議長（山中忠一君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第三号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願い申し上げます。

なお、議事説明者中、教育委員長、教育次長は欠席いたしますので、ご了承願います。

日程第一 一般質問

○議長（山中忠一君） それでは、日程第一、一般質問を昨日に引き続き行ないます。

小林哲夫君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 本日私がお尋ねいたしたいことは、すでにお手元に通告申し上げましたとおり、団地対策と都市交通政策についての二点でございます。そのうち、初めの団地対策につきましては、昨日の一般質問におきまして、山本議員をはじめ多くの議員の方々からすでに触れておられますところがございますので、この点結論的にはかなり重複することが多かろうと思えます。これを前もってお断わりいたしておきます。

昨日から、すでにあのように団地の問題がここで議論されますということは、とりもなおさず、最近急速に進められてまいりました四日市市内の団地開発に伴いまして、そこに在住するいわゆる団地人口というものがふえてまいった結果でございます。したがって、これは今日の四日市の市政のうえにとっても、私は緊急なる問題であろうと、かように存ずるものでございます。

そこで、きょうは特に笹川団地を例にとりまして、この団地が直面いたしております諸問題について、一つ一つ具体的にお尋ねをいたしますから、これが解決策をご答弁願いたいと思えます。と申しますのも、笹川団地は、ご承知のように、最終の建設構想が四千六百戸、人口一万八千という、いまのところ県下最大のニュータウンを予定されて

あります。このような大団地が当面しております問題ということは、おそらく今後つくられます、あるいは近く完成を見ます各団地にも共通する問題が非常に多かるうと、かように考えまして、そのモデルケースとしてお伺いする次第であります。

そこでまず第一点。現在笹川団地内には住宅公団が建設した後も賃貸アパート上蓋百十戸をはじめと地をしまして、すでに一般民間住宅が約百五十戸、合わせて三百六十戸以上の居住者があるわけでございますが、今後引き続き住宅公団としてはどのような住宅の建設計画をお持ちになっておられるのか、わかっておりましたらお教え願いたい。

なお、あの団地内には、まだ公団の所有地で分譲されておらないといえますよりも、むしろ売れ残りました宅地が相当数あるはでございますが、これが現在どれだけあるのか、その点もおわかりになりましたら教えていただきたいと思ひます。私が聞いておりますところによりますと、住宅公団としては、ことにさらに二百五十戸の賃貸アパートの建設計画を持っておるようでございます。

こうして着々あの団地は充実してまいると思ひますが、そこで質問の第二点。そうなりますと、将来当然ここには小、中学校をはじめといたしまして、幼稚園、保育園の建設ということが問題になってくるわけでございます。すでに、現在あの団地からは、四郷小学校に対して百一名、桜保育園に十六名、私立のめぐみ幼稚園に七名の通学、通園の子供があるそうでございますから、先ほどの住宅の建設計画に合わせまして、教育委員会として、いま申し上げました小、中学校、幼稚園、あるいは厚生部として保育園の建設計画をどのようにお持ちになっておられるか、お答えを願ひたいと思ひます。

次に第三点。先ほども申し上げましたように、すでに三百六十戸以上の入居者があるわけでございますが、残念な

がらあそこには、いわゆる住宅ばかりでございますして、ほとんど商店というものがございません。特に、この四月に入居いたしました公団アパートの近所にはそういう施設がないわけでございます。そこで、現在あそこに居住しておられる人々が一番困っておりますのは、いわゆる日用品の買いものでございます。ショッピングができないということでございます。特にこれからは、梅雨季から盛夏に向かひまして、少しでも新しい生鮮食料品が要求されるときでございますので、わざわざ四日市市内までそういうものを買いに出るということは、これは健康上も非常に問題であると思ひます。そういう点から、あそこの商店がどのようにになっておられるのか。公団側の説明によりますと、当初あの公団アパートの前に商業用地をとりまして、そこに近鉄系の商店を入れるという計画でございましたが、いままですれが開店されておられませんけれども、そのいきさつはどうなっておられるのか、お答えを願ひたいと思ひます。

それから第四点といたしまして、先ほどもちょっと申し上げましたように、あの団地からは小学校、保育園、幼稚園に通学、通園する子供があるわけでございますが、その途中に、例の子酉八王子線が走っております。これは現在一日二千台以上の車の交通量があるそうでございますが、しかも道幅が広くて、見通しがよいために、逆に非常にスピードを出すわけでございまして、すでにあの子酉八王子線が開通しない前から死傷事故を出してあるような状態でございます。非常に危険性の高い道路でございます。そこを、先ほど申し上げましたように、毎日子供たちが通学、通園をしてあるわけでございますので、当然ここで問題になりますのは、この子酉八王子線を横断いたします交通安全対策がどうなっておられるのか、特に交通信号、あるいは歩道橋の建設計画があるのかないのか、そういう点でわかっておりましたらお教えを願ひたいと思ひます。

次に第五点。最近の新聞報道によりますと、ようやくあの団地内にも三重交通のバスが乗り入れになるようでございます。七月一日実施ということでございますが、このバスは、どのコースを走るのか、それからまた運賃は幾らに

なるのか、おわかりになったら教えていただきたいと思っています。

以上が大体笹川団地に現在居住しておられます入居者の日常生活に一番関係の深い問題でございますが、さらにあの団地の環境整備について伺いたいします。したがって質問の第六点。

これは「広報四日市」の六月号にも投書されておりましたけれども、あの団地の東南部にあります、いわゆる泊山のごみ捨て場、あそこから最近非常にハエの発生が多うございます。これが団地目がけて飛んでくるわけでございまして、いわゆるいまあの団地ではハエジャックに襲われておるわけでございます。またそういうごみ捨て場があるために、南東の風に乗りまして悪臭が襲うわけでございます。昔であれば、日永梅林がございました。「東風吹かば匂ひおこせよ梅の花」でよかったんですけれども、いまは、東風吹かばとたんに悪臭ぶんぶんたる状態でございます。したがって、このごみ捨て場の閉鎖がいつになるのか、またハエの発生の予防はどうしておられるのか。先の投書に対する「広報四日市」紙上の清掃管理課のお答えによりますと、この始末につきましては、本年度内に土をかぶせて埋め立てを完了すると、またハエの予防には、一週間に一回ずつ殺虫剤をまいるということでございます。しかしながら、現状はいま申し上げたようなことでございまして、したがって、たとい今後十分注意されるといたしましても、実際にその注意がどのようなものであるのか、具体的に態度で示していただけませんことにはわれわれは信用できないわけでございます。

次に第七点といたしまして、あの団地は、先ほど来申し上げておりますように、だいぶん住宅が建ってまいりましたけれども、なお五十万坪に及ぶ広大な土地でございまして、ずいぶんあき地がございまして。そのために夜はまっ暗になるところが非常に多いでございます。そういう点でも危険の多いところでありまして。したがって、防犯灯の設備をどのように考えておられるのか。それからまたなお建設途上にありますために、いわゆる建設労働者、その他の

人たちの出入がございまして、いわゆるあき果ねらいというものがあつたわけでございます。そのために、昼間でもうちをあけておけないというような現状でございます。こういう土地柄に対する防犯体制はどうなつておるのか。何か南警察署の話によりますと、将来あそこには大派出所を設けるということだそうでございますけれども、それがいつごろになるのか、聞いておられまして教えていただきたいと思ひます。

次に質問の第八点。あの団地にも現在ごみの収集車は入っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、家が点在しておりますために、なかなかこれが十分回り切れないということを聞いております。これは一々回るのもたいへんご苦労な話であらうと思ひますので、団地の自治会といたしましては、できるだけごみを一カ所に集めたいと言つておりますけれども、ここで問題になりますのは、実は野犬が多いということでありまして。そのために、せつかくごみを集めましても、野犬に食ひ散らされてかえつて不衛生になるといふ話を聞いております。こういう対策をどのようにお考えになりますか。ごみの収集と野犬対策について、もし具体的なお考えがありましたら教えていただきたいと思ひます。

次は第九点。何ぶんにも新開地であり、宅地造成が済んだばかりでございますので、この間のように、ちょっと大雨が降りますと、とたんに水が道路にあふれ出てまいります。特にこれはあの団地の西部のほうでひどうございまして、この街路にあふれ出ました水が北に向かつて流れまして、子酉八王子線に注ぐわけでございます。そこで、産業部長もご存じです。から名前を上げて申し上げますけれども、八王子市内の子酉八王子線に沿つてありますサイトウ工研という機械工場がございまして、ここなんかはしょっちゅう浸水の被害を受けております。一昨日もそのために機械の仕掛かり品まで水をかぶりまして、百万円以上の損害だといふ話を聞いておりますが、このように団地内だけでなしに、子酉八王子線まで浸水します状態を、一体当局はどのように考えておられるのか。実は、この問題につき

ましては、私は先般話を聞いておりましたので、土木部長にもお願いをして、早急に、特にこの梅雨季を前にいたしまして、一日も早く道路の側溝なり下水なりを直していただくように善処をお願いしておったんでありますけれども、残念ながらおとついの雨にこれが間に合わなかったために、いま申し上げたような被害を生んだわけでございます。どうもその点は、あの宅地を造成いたしますときに、いわゆる側溝の工法がまずかつたんじゃないかというふうに指摘されておりました。あるいはこれを改修いたしますとすると、相当な経費が必要かと思えますけれども、しかし、いつまでもこういう現状を見のがしておくわけにはまいりませんので、その点について当局のお考えを承りたいと思うのであります。

それから最後に、十番目といたしまして、あの団地内の防火対策がどのようになっておるのか。特に公団アパートがありますあたりが一番団地の中でも高いところでございますして、その上に五階建ての公団アパートが六むね建っておるわけでございます。こういう高所に対する防火対策がどのようになっておりますか、ご答弁を願いたいと思います。

以上が笹川団地関係の、いわゆる団地対策についての質問でございます。

続いて、二番目の都市交通政策についてお伺いをいたします。

ご承知のように、四日市市は、近鉄高架化につきまして調査費がつき、関西線の複線についてはすでにその工事の着工の時期に入っております。また、伊勢線の工事もしくは進捗するそうでございますので、こういう四日市と他都市を結びわゆる主要幹線鉄道につきましては、いま四日市は確かに一歩前進してまいりました。

そこで、きょうお伺いいたしますのは、そういう主要幹線鉄道の問題ではなしに、われわれ市民が日常利用しております市内の交通についてのどのように考えておられるかを伺いたいのであります。

申すまでもなく、四日市市内の交通というものは、近鉄と三重交通と三岐鉄道のこの三社の、いわゆる企業経営によつてなされておるわけでございますので、市当局としては直接関知されるところではないかもわかりませんが、われわれ市民の日常生活に一番大きな影響を持つておる市民の足の確保という問題からは、これはゆるがせにすべき問題ではなからうと、かように考えるわけでございます。

そこで質問の第一点。このような四日市市内の都市交通を具体的に研究し、責任を持ってこれに対処される市長部局はどこなのか、その点をまずお伺いしたいと思います。もちろん、最終責任は当然市長にあるわけでございますけれども、実際に当たられます事務当局はだれなのか、その点をお伺いいたします。

第二点といたしまして、先ほど来申し上げておりますように、四日市の情勢というものは、団地の造成をはじめといたしまして、刻々変わっております。このような状態において、市民の足を確保するために、市長は四日市におきます今後の市内交通のあるべき姿というものをどのように考えておられますか、お伺いしたいのであります。

第三点といたしまして、皆さま方にもいままでぜひぶんご心配をかけております例の近鉄八王子線の廃線問題でございすけれども、これにつきましては、われわれ地元としても非常な関心と心配を持つておるわけでございます。そのためにたびたび市長にも要請いたしました。近鉄とも交渉にも当たっていただきましたが、去る四月にもその点をお願いいたしました。たしか四月の二十二日か三日だったと思えますけれども、わざわざ近鉄の名古屋営業局まで出向いていただきまして中谷専務に会っていただきましたので、そのときの近鉄側の言い分はどうであったか、ご報告を賜われれば幸せに存じます。

以上、たいへんこまかいことをたくさん申し上げましたけれども、私の第一回の質問はこれをもって終わります。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君）　まず団地対策についてをお答えを申し上げます。

団地の問題は、ご質問がたいへん内容豊富でございましたので、またこまかい点にもわたっておりますので、私のお答えできません点につきましては、担当の助役なりあるいは担当部長からお答えをさせていただきます。

最近の団地と申しますものは、中小都市を問わず、たいへん盛んに造成をされておりますことはご承知のとおりでございます。これは公営あるいは私営のみならず、ことにベッタウンを中心といたしましてこういう団地がどんどんできてきて、ことに人口の増加してある、流入人口の多いところの府県においては、ある都市においては三万五千から五万人も年間に人口がふえるというような都市がございます。したがって、最近の都市行政にとりまして、団地対策というものはたいへん重要な課題であると、そういうふうに考えます。ことに、兵庫県の川西市のごときは、五千坪以上の団地を開発する場合には側溝、上水道、下水道はもとより、幼稚園、保育園の敷地代までその団地行政の売り上げ価格に加えさせるというような、川西方式というような団地対策をとっておる市もございます。まあベッタウンにおいては、この団地行政が非常に市の行政に大きな圧力を、重圧を加えておるような情勢になっておるのが現在の状態ではないかと思えます。したがって、われわれといたしましても、最近できます団地につきましては、特殊な都市行政としての、投資の面からもこれを十分研究、あるいは対策を立てていく必要があるのではないかと考えておる次第でございます。

ご指摘の笹川団地でございますが、まずご質問の第一点、現在三百六十戸入居者があるというご指摘でございますが、四十四年度で四百五十戸の住宅が一応できたことになっておりまして、今後のその住宅建設につきましては、四十五年度に四百五十二戸の住宅ができることになっております。もちろんこれには公団の賃貸住宅、県営、市営の住宅も四十六年度以降には入っておりますが、四十五年度には公団住宅、それから宅地債券によるところのもの、その他一般宅地分譲等がございまして、県の住宅供給公社の住宅も入っておりますし、一般民間の会社のも、あるいは近鉄分譲住宅等を含めて四百五十二戸、四十六年度には五百六十一戸、四十七年度には二百六十三戸、この四十七年度にはスーパーマーケットが一店できるということになっております。四十八年度に三百六十戸、で四十八年度末で二千八十六戸の住宅ができることになっておりまして、さらにその後の計画で、全戸数四千六百四十八戸ができることになっておるわけでございます。現在宅地分譲されましたものは、四百四十七戸分が宅地分譲されておりました、計画の宅地分譲は九百六十九でございますので、今後分譲される宅地は五百二十二戸になるということでございます。

小、中学校、幼稚園の建設計画でございますが、これはいま直ちにこれをやるというわけにはまいりませんが、今後のこの住宅の建設状況に見合っところいうものは考えるべきではないかと、さように考えております。したがって商店あるいは警察、駐在所、郵便局、そういうようなものは、この、今後の建設されるところの住宅の戸数に応じてそれができくものであると、さように考えております。

利便施設中、特に日用品がないということがたいへんご不便のようでございますが、まあしかし、川を一つ越したところには、旧来の四郷の街道筋には八百屋も菓子屋もたくさんございますので、かなりの距離はあるかもしれませんが、それを利用していただくということが、四郷地区の住民感情としても一体化して、新しい住宅群と旧来からあるところの商店街を含めたところの旧地区の住民との、やはり住民感情が一体化するというのは、やはりそこを利用していたくということが私はいいのではないかと、さように思います。

子酉八王子線の交通安全対策でございますが、歩道橋の計画はただいまのところございません。これは今後の情勢を見て判断すべきであると思えますけれども、横断歩道を二、三カ所ひとつこしらえたらどうかと、さように思っています。

ありますが、これは今後土木のほうで十分検討させていただきたいと思っております。

バスの乗り入れにつきましては、すでに新聞で報道されまして、ご承知のようにございますが、コース、運賃等について大体申し上げますと、四日市―笹川団地―波木というコースが、四日市から乗り入れが四往復、波木から四日市へ乗り入れが五本ということで一日四往復、所要時間は大体二十八分、料金は七十円ということでございます。

環境整備の問題でございますが、先般も新聞に報道されまして、悪臭あるいはハエが飛び立って困るということで、まことに申しわけないと思っておりますが、ただいまこの地域については、すてにもう大蔵省に返還する期日はすでに過ぎ去っておりますのでございまして、目下鋭意土をかけて、そういうことのないようにいたしまして、もうほとんど土でおおったのが現状であろうと思っております。それらの点につきましては、担当者からお答えをいたします。

防犯灯の設置、防犯体制等につきましては、これは、これらの問題はすべてあに笹川団地のみならずでございます。して、防犯灯あるいはそういうような外灯の要望の強い地区はたくさんあるわけでございまして、これらにつきましても、今後の情勢を見きわめたいうえで、中部電力あるいは住宅公団等と話し合いを続けたいと思っております。

防犯体制上の派出所でございますが、現在派出所は、まだこの程度の人口では設置する計画はないようでございますが、警察の話では、南署の話では、将来三人から五人の駐在所をこしらえたいという計画でございます。

ごみ収集、あるいは野犬対策等につきましては、泊山のごみ捨て場がございますので、そういうところにはえてして野犬等がたむろいたしますし、よく昼寝をしておるようでございますが、でき得る限り野犬対策等につきましても、保健所に申し入れまして、努力をせよというように要望いたします。ごみ収集につきましては、衛生部長等から説明を申し上げます。

第九点の側溝のやり方がまずくて水があふれておると、迷惑をかけておる筋がございますようですが、これらの

側溝につきましても、十分今度一べんよく公団等と話し合いを進めたいと思っております。

防火対策につきましては、ここには典型的に中高層の住宅が、賃貸住宅ができるわけでございますが、このみならず高花平あるいはいまでできておるところの坂部等にも五階建ての住宅もできておることでございますし、最近大都市におきましては、こういうようなアパート住宅等の火災が問題になっておるからでございますので、消防のほう等でも十分その準備態勢を整えさせていただきたいと、さように思います。幸い今年度末に、保険協会から一台はしご車ですか、化学消防車ですか、そういう消防関係の自動車も寄贈されることになっておりますので、こういう中高層ビルの火災につきましては、今後四日市内のビル計画等とも合わせてよく検討いたします。

次に都市交通政策の問題でございますが、特に市内交通に限っての問題でございましたが、この都市内交通につきましても担当部局はどこかということでございますが、現在谷沢公室長のもとにおいていろいろそういう相談には乗らせていただいております。もとよりこの問題は土木、都市計画、企画等の担当課がいろいろそれぞれの担当においていろいろのご相談があるわけでございますが、一応そういう話をまとめて谷沢公室長のほうからいろいろ話を申し上げます。もちろん、これにつきましては、土木部長というものもいろいろ関係がございますので、土木あるいは都市計画等の話は土木部長が、企画の問題は谷沢公室長でございますが、大体事前的にいろいろの交渉は谷沢公室長のもとでやっておるのが現状でございます。

市内交通のあるべき姿でございますが、これは今後の自動車時代というものを考えますと、マイカーということが非常に普及いたしまして、急速に普及いたしました、いつまでそのマイカーが続くかどうかということは問題であろうと思います。したがって、やはり市内交通というものは、緊急のトラック輸送、貨物輸送、その他タクシー、バス交通というものをやはり重視していくべきではないかと、さように思います。したがって、周辺部から市内へ乗

り入れるバスが、迅速に、安全に乗り入れられるような方法というものをやはり考えていかなければならないのではないかと、さように思います。マイカーで、幾ら駐車場をこしらえましても、五十台、六十台のわずかな駐車場では、ほんとうに緊急の場合にも使えないということがあるのではないかと思います。ことに最近の日曜等を拝見いたしますと、その駐車状況は非常に深刻なようでございますし、やはりこの駐車場というものは、たとえ百台用意してみたってもう追いつかない時代が来るのではないかと、さように思います。したがって、市内の適当なところにマイカーの駐車場、大きな駐車場をこしらえて、そういうところからバスに乗ってくるというような、やはり乗り継ぎをしてくるような時代がくるのではないかと、さように思います。でき得る限りやはり電車を利用するか、バスを利用するということがやはり必要になるのではないかと思います。

きのうも質問がございました、人口の市街への流出等につきましても、やはり近鉄沿線が非常に便利だと、しかも土地の値段が安いということになれば、四日市市内でへたなところをさがすよりも、鈴鹿市内の長太だとか、そういうところのほうが土地も安いし、しかも準急等の利便があつて、乗ってくるとき若松等から乗ってくれば非常に早く出てこれると、しかも安いということでございますので、そういう傾向があるのではないかと思います。したがって今後の都市交通というものは、マイカーあるいは乗用車にたよるというよりも、それはもう営業車にまかすべきではないかと。またそういうような道路計画というものを、今後道路計画のみならず、パーキングエリアの設置というものを考えていくべきじゃないかと、さように考えております。

八王子線の廃線問題でございますが、ご指摘のように、四月にお伺いいたしました。そのときにいろいろ話をしたわけでございますが、こちらの要望いたしましたことは、近鉄はできるだけ早くやりたいということでございましたが、八王子線の廃線を待ってもらふ条件として、子西八王子線の完成ということが申し上げてあったわけでござい

すけれども、子西八王子線の完成だけでは、もうすでに完成をしておるわけでございますけれども、バス交通で通っている中学生あるいは生徒等がたくさんございまして、国道一号線をバスが走るだけでは、従来この電車で通った生徒が、非常に笹川中学等に通う生徒についても不便だということで、でき得る限りこのバスが松本昌栄線に乗り入れて、近鉄駅裏まで入ってこれるような舗装体制ができるまで待ってもらいたいと、しかも、このバス路線の舗装については、近鉄が立てかえ施工してもらいたいという要望をいたしております。この舗装ができて、バスが安全に、しかも迅速に走れるような体制まで待ってもらいたいということを申し上げておるわけでございます。まあそれができたら廃線もやむを得ないのではないかという気がします。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 市長の答弁に補足をさせていただきます。

第三点のショッピングの問題でございますが、原則的には、ただいま市長が答弁をされたとおりでございますけれども、団地の中にどういうショッピング施設を公団が考えているかと申しますと、この現在分譲されております団地のところに、約七百坪を近鉄不動産に分譲いたしました。そして、その中に区画割り店舗八つ、それからスーパーマーケット一つをつくる予定にしております。で、区画割り店舗については、当初賃貸で考えておったようでございますけれども、賃貸では入居者が非常にないというようことから、分譲することに決定をいたしているようでございます。現在では八百屋だけが分譲決定いたしましたして、近く開店をする予定になっております。そのほかこの八つの区画割り店舗については理髪、薬屋、化粧品店、それから米屋、あるいは肉屋、魚屋、食料品店等を予定をしているようでございます。これらは、しかしまだ昨年度建設をされたばかりで、決定をいたしておりませんが実情でござ

います。今後こういった点について決定をされていくだろうというふうに考えております。なお、スーパーマーケットは、先ほど市長の答弁にありましたように、四十七年度以降になるのではないかとというふうに考えられております。ほかにお話のありました大雨による溢水につきましては、下水道に砂がかなり工事中に入ったということで、一度あの下水道の砂を取るべく市で大掃除をさせていただきましたが、その後バキューム車を使って、下水道関係については掃除をしておいたというふうに思いますけれども、なおこういうような事態が生じておりますことについては、まことに申しわけないと思っておりますので、早急にこういう事態のないように対処をしていきたいというふうに考えております。

その他の点については、担当部長のほうからご報告申し上げます。

○議長（山中忠一君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君登壇）

市長の説明に補足いたします。

第一点の、衛生部で所管しております泊山ごみ終末処理場周辺の問題についてまずお答えいたします。

まずそのうちで、ご指摘のありましたあの終末処理場の閉鎖の時期でございますが、現在のところ、市長が申し上げたように、国有地を無償貸与という期限は三月三十一日で切れておるわけでございますが、その後あそこを原形復旧並びに覆土ということをいたすために、大体大半の土地は五月中旬で覆土をいたして完了しております。それで、一部覆土をするための取った土で穴があいておりますので、その場所に一部いま投入もさし、そしてそれを完全に原形復旧して覆土をするということになります。で、見通しをいたしましては、大体私のほうをいたしましては、作業

の運営もございまして、現在のところ、覆土をいたしながら穴埋めをするということで、大体完全閉鎖につきましては秋ごろになるのではないかとというふうに考えております。丘陵地帯の大半の覆土は二十数万の工費をかけまして完了しております。

それから、周辺の問題でございますが、ハエの問題でございますが、あそこへ運ぶ途中において、ごみについてきたハエの問題と、それからあそこ自体でわくハエと二つございます。それで、ごみについてきたハエの問題につきましては、進入路の、具体的に言えば花屋さん辺に迷惑をかけておりますので、このつゆ季に際して、地元に対して作業課のほうから消毒剤を渡して、各家庭の周辺のことを消毒いたしてお願ひしております。それから処理場自体の消毒につきましては、作業課所属の四輪車の消毒車で、いままで週一べんをやるということにしております。現在はこの修復した土地については、まだ残土のところで、二、三日前も行ってきたわけでございますが、少しありますので、新たにわくハエというものは非常に減っております。ただ、ここに雨が降りまして、下のものについての露出したところについては、暑くなりますとわくことが考えられますので、消毒車でこれをさらに完全を期するというふうに閉鎖まで続けていく予定であります。

それから、それでちなみに、先般自然発火がございまして、五月の初旬にございまして、それを機会に、あの周辺の散らばったごみを作業課全員で動員をいたしまして、ごみを手でもって集めて、不潔な状態あるいは目に見えた不潔さを除却いたしました。それから、さらに夜間の不法投棄に備えまして、鉄条網を新たに張って、現在正面の進入路は鉄条網で張って、土を盛りまして閉鎖をしております。その関係上、夜間における不法投棄はさらに監視いたしますけれども、しょっちゅうバトロールをいたしまして、そういうふうに保全をつとめたい。それからさらに、五月の十日から、いままでも許可はしておりませんが、主としてコンピナート関係、あるいは魚油関係の油につきま

しては、出す企業と、それから運ぶ運搬屋につきまして、私の名前であそこについては搬入を禁止すると、もし違反した場合については告発するという予告を出しております。そういうことで、予防措置をあそこについては考えて、五月中旬以降きびしい態度で臨んであるということを報告申し上げます。

それから、団地のごみの収集の問題でございますが、ご指摘のとおり相当散らばったような状態でございますが、特に高層建物のごみ収集につきましては、あのダストシートでは完全でない。私のほうでは非常に困るということがございまして、直接団地の代表の方と二、三回会合を、現地へ出向きまして打ち合わせております。問題点としては、いまの場合にはむしろ出すごみよりも梱包材料、引っ越しその他の梱包材料を何とかしてくれという要望が多いので、それはそれとして集まったものについては運ぶということに話をつけまして、平常の場合の家庭厨芥という問題は、原則として、こちらの原案としては、鉄製のダストボックスでやりたいと、その置く場所については、車を回して協議することとやっておりますが、非常にまだいろいろ主張がございまして、妥結をしておりますが、妥結するまでには、ダストシートのところで非常に危険がございまして、途中で引っかかったりする問題もございしますが、さらに話し合いをして、私のほうとしては、できれば巡回収集方法のダストボックスによる収集に切りかえていきたいというふうに考えております。

それと関連しまして、いま野犬の話が出ましたが、この二月、あの地帯でも、団地だけでなしに四郷につきまして、毒まんじゅうの、保健所の指導による毒まんじゅう作戦を開始いたしました。市が協力したわけでございますが、北部のほうの八郷辺の犬はうまく引っかけた三十五、六匹取ったわけでございますが、あそこは非常に人間性を帯びてまして、（笑声）りこうで成績が悪かったというのが実態でございます。それで、これ保健所という話しておりますが、そういうりこうな犬のおるところにつきましては、いま県がことしの予算で麻酔銃を購入いたしました

たのでこの麻酔銃を持ってきてやるしか手がないということで、あの地区に、そういう犬のおるところにつきまして、県が購入した麻酔銃を駆使してやりたいと、さらに、冬、えさのないときにつきましては、毒まんじゅう作戦も合わせて行ないたい。これから夏季につきましては、毒まんじゅう作戦は不成功に終わると考えてますが、麻酔銃なり毒まんじゅうの方法で野犬退治を、これは団地だけではございませんが、やりたいと、この、むしろ、で、これはごみを、あるいはいい食べものをそこへ捨てていくかどうかという問題がございすけれども、これは地域的にいろいろ差がありまして、一律にいきませんけれども、あの重たい鉄製のボックスにふたすれば、食い荒らされるのが非常に少ないという観点からもそれを考えておるわけでございます。ポリバケツあたしのことも考えたわけでございますが、あれは軽いので、犬のほうで口をうまくあけて散らかすということでございますので、私のほうとしては、あの地区についてはダストボックスでいくというふうに考えておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 教育長。

「教育長（西川棟伍君）登壇」

○教育長（西川棟伍君） 団地の幼稚園のことについてご質問がございましたけれども大体いろいろと検討をしておりますが、現在では中教審のああいふ答申が、中間報告が出ておりまして、一年年齢を引き下げるかというような問題もありまして、なかなかはっきりしたことを申し上げる段階ではないかと思っております。

で、幼稚園について調べてみますと、公立の幼稚園と、私立の幼稚園と、かなりやはり私立の幼稚園のほうが多数的に見ましても、ずいぶん数が多いでございます。同格都市の幼稚園の数を見ても、非常に私立の幼稚園が多いでございます。しかし、私たちとしましては、一小学校区に一幼稚園があるというぐらいのことはあってほしいものだという

ような考えは持っております。それで、一方でまた、この四日市においては、片方で減少していく、片方で増加していく、そういう例の問題がございまして、なかなかむずかしいでございますけれども、幼稚園の児童でございますから、幼児でございますから、そう遠いところへ通わしたりというようなことについては、よほど考えを持ってやらなければならぬかと、こう思っておるんでございます。で、まあ団地を造成するときには、やはり総合計画というのがあって、そこにやはり幼稚園とか、小学校、中学校、そういうものの敷地が、私は望ましいものじゃないかと、そういう敷地を考えて造成されていくことが望ましいものじゃないかしらんと、こういうふうに考えておるのでございます。

大体申し上げましたけれども、それと保育園との関係もでございます。公立幼稚園、私立幼稚園、保育園、この三つの関係がなかなかめんどりでございするが、いまのところ、香川県あたりを見ますと、幼稚園と保育所の在籍率が九八%でございます。ほとんどがどちらかへ行っております。一番最低は青森県の三九・七%というところが一番最低でございますけれども、人間の知能を申し上げますと、四歳までにおいて大体一生の間の知能の、何といいますか、向上といえますか、そういうものができるんだというような学者の研究もございまして、そういうことから、やはり何といえますか、教育年齢といえますか、そういうものの引き下げということは必要じゃないかと、こういうふうに考えておるわけでございますが、それからもう一つ申し上げておくことは、公立が三八%でございます。私立が六二%が、これは全国の幼稚園の、現在ある幼稚園のパーセントでございまして、まあいま申し上げましたように六三制、六、三制の問題は前にもここで申し上げたように、なかなか制度の改革というものはむずかしいでございますけれども、いま非常にその問題に取り組んでおる日本の現状でございます。そうなりまして、一年引き下げになりますと、これをどういうふうにして処理していくか、そういう問題もでございます。けれども、さっき申し上げましたように、

結論として私たちの考えておるのは、一小学校区に一幼稚園ぐらいが少なくともあるということ、そういうことを感じておるわけでございます。

○議長（山中忠一君） 消防長。

〔消防長（富山光三君）登壇〕

○消防長（富山光三君） 防火対策について補足させていただきます。

笹川団地の消火栓は、現在最高二百ミリから、口径が二百ミリから七十五ミリ径で八十二でございます。したがって、消火栓に関する限り、まずだいたいようぶじななかりうかと思っております。ただし、断水したときと、そういうようなことを考えまして、将来団地の建物の増築関係から考慮して、防火水槽というものを将来の問題として考えなきゃならぬというふうに考えております。

それから、高層建築の問題は、ご承知の公団住宅でございますので、屋内消火栓施設その他につきましては、公団のほうで消防法によりましてきちっとやられておりますので、その点は心配はないと考えております。ただ、この団地が将来満ばいになりまして、昭和五十年ごろを境として、高花平その他の関係も考慮して、あそこに消防の常備施設というような問題についても将来考える時期が来るんじゃないかということを私ども考えております。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時三分休憩

午前十一時十八分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 市長の発言、答弁に対しまして、補足をしてお答えさせていただきます。

近鉄の名古屋支社長と四月の二十二日に支社長室でお会いしたときの模様でございますが、私その席に、市長に随行しておりましたので、市長の発言と、ここにノットいたしておりますから、多少間違いの点がございましたので、訂正させていただきます。

と申しますことは、市長の発言の中では、舗装をこちらから頼んだということで、舗装の立てかえを頼んだというふうに発言されておりますが、その内容はこういうことでございます。市長は、現在の赤堀小杉線、それから近鉄四日市富洲原線、七十メートルの延長でございますが、この道路は舗装されていないと、したがって、ここへバスを乗り入れるについては、相当路面が悪いので、乗客に迷惑をかけやしないかということでございます。それじゃ舗装してくれと向こうが言うたわけでございます。ところが、私のほうには、市としてはそれに回すだけの現在の舗装費がないと、総額二億円だと、その中で二千万ないし二千五百万の金は出せないという発言がございました。それに対して近鉄側としましては、それでは、私のほうでその金を立てかえさしてもよろしいから、ひとつ何とか舗装してくれないかということで、いまのあとのほうは市長の発言につながっていくわけでございますので、その辺のところ訂正させていただきますから、よろしくお願いいたします。

○議長（山中忠一君） 小林哲夫君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 ただいま逐一ご答弁をいただきましたことについては感謝申し上げますけれども、残念ながら、たいへん一般論的な高説でございまして、私が承りたいと思っておることは、そういうことではないわけでございます。そういう高説は失礼ながら私はほとんど全部知っております。そこで、もっと具体的にお答えを願いたいと思うわけでございます。

たとえば、先ほど市長のほうから、この笹川団地の建設計画について詳細な説明がございました。非常にありがたいことだと思いますが、それに見合せて、小、中学校なり幼稚園なりをいつごろ建てるのか、そういうことがすでにこれだけの計画があれば、いまから準備をすべきじゃないかと、こう思うわけです。それについて教育長からは何らのご答弁がございませんでした。

また幼稚園の問題につきましては、これはきょうは欠席しておりますけれども、滝次長から、何か住宅公園のほうから要請されておるので、早く建てたいんだという意向を前から私はかねがね聞いております。しかし、私がここで特に申し上げたいことは、なるほどあの団地はおおむね世帯が若うございますから、そういう幼児が多いわけで、幼稚園なり保育園なりが当然早急に必要になってくるわけでございます。しかし、公団が幼稚園がほしいから幼稚園にするんだというように考え方はなしに、やはりこれは、そこへ入れる子供の親の意見が一番大事じゃないかと、かように思うわけです。一体そういう点について教育委員会あるいは厚生部なりは、あの団地の居住者の意向を聞いたことがあるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、乗り入れバスの問題でございしますけれども、これは、先ほどご答弁いただきましたように、ずいぶん回り道をしてあの団地へ入るわけでございます。したがって、市長もご答弁になりましたように、時間もかかりますし、運賃も七十円というたいへん高いものになるわけでございます。こういうことがなぜ事前に市のほう

でわかっておらなかったか。どうも事情を承りますと、市のほうとしては、いま申し上げましたコースについての距離の証明は三重交通がいたされたそうでありますけれども、あるいはまあ陸運局かもしれませんが、副申書の他のについては一切おつけになっておらない。先ほど市長は、公室長がこういう都市交通の、市内交通の担当者であるというふうに申されましたけれども、失礼ながら、小さいことでありますけれども、この笹川団地のバス乗り入れについては、企画関係のほう全然ご存じなかったはずであります。そういう点から考えますと、私が質問しております四日市の都市交通政策というものが一体どこにあるのか、単に原理的に説明してもらったんでは、私は納得がいきません。具体的にこういうような問題が起こってきておるんでありますから、しかももう一つつけ加えて申し上げますけれども、いま申し上げました笹川団地乗り入れのバスは、市長の説明にもありましたように、波木まで行くわけでありますが、近鉄四日市駅から波木までの運賃は六十円です。その手前にあります笹川団地の運賃がなぜ七十円になるんですか。そういうことご存じでしょうか。こういう矛盾が、一方的にすらすら通っていくことを考えますと、一体市の理事者は四日市の都市交通政策にどういう考えを持っておられるのか、一体どれだけの関心を持っておられるのか、私はさっぱり理解ができないわけです。なるほど、四日市には市営のそういう都市交通機関がありませんから、理事者のほうとしてもご関心が薄くなることはやむを得ぬと思いますけれども、しかしながら、何度も申し上げますように、都市交通は市民の日常生活にとって最も大事な市民の足の確保の問題であります。それが企業にまかせっきりになって、一方的な措置で知らぬ顔しておられるということは、私は許せないと、そういう点で、もう一度市長のご答弁をお伺いしたいと、かように思うわけです。

あとまだお尋ねしたいこともありますけれども、一応いまの質問はこれだけにしておきます。

○議長（山中忠一君） 教育長。

〔教育長（西川棟伍君）登壇〕

○教育長（西川棟伍君） お答えいたします。

次長からそういう話はあったかわかりませんが、現在は検討中でございます。全体にわたってやはり総合計画を、幼稚園なら幼稚園の総合計画、そういう保育所の総合計画、そういうものが多々立って、そして初めて私はこの問題は次へ進むんじゃないかと、現在の、本年やっているもの、来年やりたいもの、「やりたい」です、そういうものについては考えておるわけなのでございますけれども、しかしその問題、幼稚園の問題については、義務制をまず優先して、それからしかる後考えていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（山中忠一君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 笹川団地のことにつきまして、保育所の必要性について、あるいは幼稚園の必要性について、教育委員会なり厚生部が住民の声を聞いたことがあるのかどうかというご質問でございますが、ご承知のように幼児問題協議会のご答申もいただいておりますし、この点については小林議員さんよくご存じだと思います。その線につきまして、私のほうは十分に尊重をして計画を進めてまいっております。

そこで関連して申し上げたいことは、そういう保育所に対する各地区からの要請は非常に多うございますが、これを一挙に解決することは非常に困難でございます。その中で重点的にどう拾っていくかということが私に課せられた問題かと思えます。そういうことも十分踏まえてやっていきたいと、こういうふうに考えておりますが、ですから笹川団地はいつになるのかという年次を示せないことが不誠意じゃないかということにもつながるかと思いますが、反面そういうこともありますので、ここで何年ということは申し上げられません。先般市長から申し上げましたように、

計画が進むにつれて、それに見合せて考えていきたいということに尽きるかと思っておりますので、その点よろしく願いました。

それから、ここで補足して申し上げたいことは、非常に国なり県なりの保育所に対するワクが、非常に私ら考えているようなワクではないということです。たとえば毎年苦慮をするわけでございますが、本市からいえば、一つの保育所ぐらいつくって何になるのかというお声もあろうかと思いますが、県から見ますと、毎年四日市がどうして必要なかという、あるいは必要性を認めておってもそのワクはないぞという、こういうことが出てくるわけです。それはなぜかと申しますと、四十五年度をたどって見ますと、全国的に六百三十五カ所、そのワクの中で本県のワクの分が十カ所になっております。そうしますと、県のほうは、未設置の市町村もございまして、そういったところを重点的に考えていきたいということになりますので、四日市はこの時点で少しずらしてもらえぬかということが具体的に出てくるわけでございまして、そういう壁を突き破って私のほうがいかなきならぬということもございまして、その点よくご承知おきをお願いしたいと、こう思います。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 小学校の建設計画でございしますが、これは教育委員会と十分ご相談をしなければならぬと思っておりますけれども、昭和四十六年に千四百六十三戸、昭和四十七年に千七百二十六戸できることになっております。こういうような時点になりますと、児童数も五百人ないし六、七百人の生徒数になってくると思っておりますので、まあ日永の第二小学校という計画もございしますが、その学校の位置をどうするかというように、総合的によく研

究をしてみたいと、さように思っております。昭和四十六年に千四百六十三戸が建つとすれば、やはり一つの小学校がやはり必要ではないかというように考えておる次第でございます。

バスの料金でございしますが、私まことにそういう事情を存じませんで申しわけない次第でございますが、六十円で、さらに遠いところが六十円で、近いところが七十円というのは、まことにばかげたようなことでございますので、そういう点につきましては、一度よくただしてみることになります。

○議長（山中忠一君） 小林哲夫君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 どうもたびたび登壇して申しわけないと思うんですけど、私の質問よ少し幅が広すぎたんで、その点でいろいろまだお伺いしたい点が残っておるわけでございます。

まあ笹川団地の小学校の件につきましては、市長のほうからご答弁がございましたので、了承いたしますけれども、あそこはもう小、中学校、それから幼稚園の用地なんか全部すでに確保されておりますので、別に位置の問題は私はなからうとかように考えます。

そこで一つ、これは関連する質問になってまいりますけれども、小学校の建設計画は大体見当がつかしましたけれども、問題は、この笹川団地の現在生徒を受け入れております笹川中学校でありまして、これはまあ別に笹川団地だけじゃなしに、常磐地区が含まれておりますし、高花平の団地も入っておりますので、現在すでに二十五学級というマンモス学校になっております。そのために、すでに会議室をつぶさなきゃならぬという現状で、これは皆さん方のおかげで近く管理棟に三階が増設されますので、一応解消しますけれども、しかしながら、すでにもう来年度は二十八学級という予測が立てられております。また足らなくなる。そこへ笹川団地が今後ますます入ってくるわけですから、

この問題は早急に考えてもらわなきゃならぬと思うわけです。きのうもたしかこの問題に関連いたしました質問が出ておったようではありますが、そのときに、きょうはご不在ですけれども、笹川中学の場合、教育委員長は何か常磐のほうへ中学を建てると、常磐中学だというようなことを構想を漏らしておられました。しかし、かつて一月の市長選挙のときに、市長が高花平の中央集会所の演説の中で、水沢、三鈴、高花平を含めた、いわゆる統合した三地区の中学校をつくりたいということをおっしゃっておられますので、そういう点でどうも私は教育委員会と市長のほうの方針が違っておるんじゃないかと。まあどちらがいい悪いということは私申しませんが、違ったままほったらかされたんでは、とてもこれはあとこ一年後に迫っております問題を解決するわけにまいりませんので、一体その点の調整ができておるのかできていないのか、お互いにかってなことをめいめいに考えておられるのかどうか、その点をもう一つ確かめておきたいわけです。

それから、ごみ収集のことに関連いたしました、これは別に笹川団地だけの問題じゃございません、一般論になるわけでございますけれども、最近、家庭のじんあいだけじゃなしに、家庭の始末に困っております問題に、いわゆるテレビだとか洗たく機だとか、あるいは冷蔵庫だとか、そういう耐久消費財の廃棄物があるわけで、この収集といえますか、この処理については、衛生部として何かお考えになっておられるかどうか。たとえば名古屋市なんかでは、月に一回こういうもんだけ特別に集めるというような制度をとっておるそうでございますけれども、市のほうでそういうお考えがあるのかどうか、その点をお伺いしたいと、かように思うわけでございます。

それから、野犬対策でございますけれども、どういうわけか笹川団地の犬はたいへん賢いそうでございまして、これは人間が賢いから犬も賢くなったんかどうか知りませんが、しかしながら、現状は単にそのごみを食い散らすだけじゃなしに、しかも夜暗いという環境もございまして、非常に危険でございしますので、まあ麻酔銃というい

方法があるそうでございますけれども、こいつの撲滅は、やはり直接人命に関することでもございますので、十分お願いしたいと、かように思うわけでございます。

それからもう一つ、これはいままでも質問に出しておりませんでしたけれども、笹川団地にはご承知のように日永のほうに下水の処理場がございます。何か承りますと、各団地で別々に下水処理場をつくれるようなお考えだそうでございますけれども、はたしてそういうことがいいことかどうか、たくさんさんの団地がこれからできてまいりました場合に、むしろこれを一カ所に、この下水処理を一カ所にまとめてやるというようなお考えがあるかどうか、その点をもう一つお伺いしておきたいと思えます。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 下水の処理場の統一の問題でございますが、ご承知のように、各地域に団地が造成されてまいりまして、したがって現在でも日永の処理場、高花の処理場、泊山の処理場、朝明の処理場、それから新しくできました坂部の処理場、現在市の管理しておる処理場は五カ所ございます。これに今度の生桑の三重平、あるいは果がやっておりますところの桜の団地の処理場、あるいはその他民間でも大きな団地が造成されておりますが、こういうものを各地区で処理いたして、各団地の処理場で処理いたしておりますと、処理場の管理が非常にわれわれといたしましてできかねると。同時にまた、非常に非経済的な、非効率な運営をしなければならぬということになってまいりますので、現在下水道課のほうで、この対策について検討をしております。いずれ成案が出てまいりましたら、私のほうでもそれがまとまりましたならば議会のほうへもご相談を申し上げ、また、問題は公共下水をやる場合に処理場の位置でございます。一番きらわれておりますのが焼却場、ごみの焼却場、それから火葬場、それ

から処理場、この三つは、公共下水をやれという声は非常に強い、ところが、これがある一定の場所をわれわれのほうでお願いすると、そこで反対にあうのが常道でございますので、どの場所へその処理場をわれわれがセットさせていただくか、そういう点ができてまいりましたならば、たとえば小林議員さんのみえる東日野のところへ処理場と、これをどうしても置かなければならないということになってまいりましたならば、地元の議員さんとしてぜひともこれはご協力をいただきたい。この処理場の位置が公共下水の一番最大眼目でございます。私も衛生課長をしておりましたのが火葬場の問題でも、いま東大谷ですか、西大谷ですか、あれも相当いろいろな反対もございました。あちらへ行きこちらへ行きして、最後にあそこへ十年ほど前に決定したという経過もございます。焼却場も同じでございますが、処理場はそれ以上にまた問題がございますので、その辺のところはひとつ十分ご理解をいただいて、そういう場所ができた場合には、どなたのところへ行くかわかりませんが、PRをしていただいて、もうこの席でお願いをしておきたいと思えます。もう一番これが問題点でございます。それがきまれば、いま申し上げましたような、いろいろな団地の処理が一カ所でできると、それと同時に、またその周辺の町の市街地の人たちの公共下水もできると、こういうふうにわれわれ考えております。団地だけではいけないと、市街化が進んでおりますので、その辺のところの処理も一挙にやりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

私が過去においてそういうことを言ったということも事実でございます。これは、やはり根本的には教育効果というのと、財政上の効率ということを根本的に考えておるわけでございまして、教育効果ということのためには適

正規模というものがどれだけかということでございます。一昨日、市長は三千人の学校でもええやないかということと言ったというご指摘がございましたが、これはロングビーチのメリケンハイスクールというのが四千人の生徒だそうでございますが、そういう数字から見ても、やればできるということを申し上げたまでで、やはり適正規模というものはあると思えます。したがって、そのためには学区の再編成ということも当然必要でございますし、こういうことで、やはりどれだけの生徒にしたら一番教育効果があるかということも根本的に考えていかなきゃならないと思えます。それから財政上の効率は、昨日も申し上げましたように、ある学校ですでに教室が余っていると、そういうことではたいへん申しわけないことだと思いますので、一例を申し上げますと、四郷小学校、あるいは常磐の小学校、生徒があるからどんどんどんどん教室を大きくしていくと、しかし結局それが受け切れなくて、別にまた新しい学校をこしらえた場合に、こしらえる場合に、すでに四階建てあるいは大きな学校をこしらえて、そこが使えるようになるというようになれば、これは非常にむだなことであるということだから、そういうことはやはり当然避けるべきであるというように考えております。したがって適正規模という点、あるいは学区の再編成という観点から水沢中学、三鈴中学校、高花平、あるいは小林町等の生徒は全部この三つの地域の中心点に吸収させると、したがって、それだけ笹川中学校の生徒が一応減ってくる、しかもその間に、四郷の地区におけるところの、笹川団地の中学校の生徒も一応笹川中学に収容すると。また一方常磐の地区においては、現在常磐の小学校というものが非常に大きな学校になってきておると、このうえまだ常磐の地区に学校校舎を建ててみても、また翌年度さらにまた足りなくなるというようなことになってまいりますので、一応常磐にも大井手、あの辺の小学校というものが必要になるのではないかと。しかもこれは常磐中学といえますか、松本中学と申しますか、まあそういうようなものもただいま教育委員会と相談中でございます。日永第二小学校あるいは常磐第二小学校というようにものを、ただいまどのように配置

したら一番合理的にいくかということをお教育委員会と相談中でございます。これだけを申し上げておきます。

○議長（山中忠一君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） お尋ねの、耐久物資の扱いについて考えておるかということでございますが、有体に申し上げます、その問題は必ず近い将来、二、三年後には起きるというふうに私どもは見通しを立てております。現状におきましては、まだせいぜいオートバイのほうであるものとか、洗たく機の二、三台というのが泊山に置いてあったわけでございますが、いまの現状ではそう四日市はあまり出ておりませんが、必ず私どもの認識としては、軽自動車なり、自動車までも含めた耐久物資が必ず出てくる。一番悩んでおるのが大阪市でございますが、大阪のごときは、交通どめまでして一定の日それを集めるといふような苦勞をしております。必ずそういうことが来るといふことを前提として、これをどういふふうに扱うかという問題と、それから燃えないもの、小さい瓦れきなり、それから燃えないものを焼却場まで運ぶことの可否という問題と合わせて、これをどうするかというのを、そういう効率のために、当初予算で五十万お認めいただいた清掃事業研究費を使ひまして、作業課長をキャブとしたスタッフで、場所を港開発事業団のあとに、作業課長以下派遣しておりますので、今月下旬に車も人員もつけて、そういう研究特別班を設定して研究したい。いろいろ構想としては私自身も持ってますし、それから作業課長も管理課長も持っておりますわけでございますが、それを協議して、将来の展望と、それから当面とるべき措置、それから、それについてのテストケースでやるか本番でいくかという問題、私も新しい角度で検討したいと、こういうことでございますので、ご了承を得たいと思ひます。

○議長（山中忠一君） 教育長。

〔教育長（西川棟伍君）登壇〕

○教育長（西川棟伍君） 勘のにふいうえに、土地勘がまだいふにふうございますので、言うことが、的がはずれることがございましたらお許しを願ひたいと思ひんでございます。

まずいま市長が大体言うたあの話が、大体いま話中でございます。検討中でございます。で、常磐のほうへ小学校がどんどん生徒がふえると、またあの辺へ中学校も考えんならぬと、それから三鈴、水沢、高花平を含んだところあたりも考えんならぬと、いろいろ考えんならぬことが多うございます。というのは金がない、私たちに金を持っておりますわけじゃございませんので、その辺でいろいろと市の当局と相談をしておりますので、検討中というようにことばで返事をさせていただいたわけでございます。

○議長（山中忠一君） 小林哲夫君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 だいぶ時間が経過いたしましたので、最後に要望だけにとどめたいと思ひますが、いろいろ理事者の間で相談をし合ったり、研究検討していただくのは大いにけっこうでございます。ただ、強く要望しておきますけれども、どうかへたな考え休むに似たりにならぬよう願ひしておきます。

それから、次に団地対策については、いままでのご答弁で大体明らかになりましたけれども、どうも四日市の団地開発状況を概観いたしますと、何か四日市の山野をあちこち食い散らしておるといふような感じがいたします。これは結局四日市の開発にとつても、むしろ私はマイナスじゃないかと、特に市長の答弁にもありましたように、市の財政上の問題からいっても、これはやはりもっと市のほうで、規制というところ行き過ぎかもしれないけれども、調整して計画的にやっていた必要があるんじゃないか、そうしませんと、いつも中途半端な団地ができあがっちゃって、

いつまでたってもそこへ入った者が苦勞しなきならぬ。最初高花平の市営団地ができましたときに、入居した人たちは、ドミニカ移民だと言われたのであります。けれども、団地内に入居者は決して開拓民でもなければそういう移民でもないわけでございます。りっぱな四日市の市民でございますから、どうか今後そういうことが言われないように、団地の住民に対しても常にあたためたい施策をお願いしておきたいと、かように思うわけでございます。

それから、都市交通の問題でございますけれども、先ほど市長からご答弁がありましたように、残念ながら現在の四日市の理事者の間では、市内の交通政策については、あまり十分な検討がないように、かように感じました。どうか今後は、市民の足を確保するために、そういうことのないように、特に私がここで強調しておきたいことは、いずれこういう企業の、いわゆる交通会社の路線の問題とか、運賃の問題とか、そういうことは全部名古屋の陸運局が認可権、許可権を持っておるわけでございますが、陸運局あたりでは、ただ机上で査定する場合が多いございまして、現地の事情というものをほとんど知っておりません。したがって、大体において会社の申請どおりなることが多いわけであります。しかも一べんこれを認可いたしますと、そこは、どういうわけか、あるいは陸運局といいますが、そういう運輸官僚のメンツの問題があるのかと思いますけれども、なかなか訂正がきかない。私は今までそういうことでずいぶん苦い経験を持っておりますので、したがって陸運局の許可、認可がある前に、市当局としてははっきりした市の交通体系というものを十分検討して、四日市の今後の市内の交通というものはこういうふうにあるべきだという、はっきりした考え方を持っておってもらいませんと、先ほど申し上げたような事態が生じてくるわけでございます。そういう点を十分お願いしておきたいと思っております。

最後に、近鉄八王子線の問題につきまして、先ほど市長から中谷専務との会見の模様についてご報告があり、三輪部長からその補足がございました。実は、この問題については、皆さん方にもかねがね心配いただいておりますけ

れども、私ども地元といたしましても、非常に苦慮いたしております。そのために各方面へもお願いにあがっておりますが、先般近鉄の大阪本社へ出向きまして、安藤副社長に会いましたところが、安藤副社長の言われますのには、「近鉄としては、何もあの廃線の覚え書きがあるから電車をとってしまおうと思ってるわけじゃないぞ、近鉄が冒険にはつきり言われました。近鉄が考えておりますのは、子西八王子線をはじめ、あるいは日永八郷線、その他の四日市内の道路網が完備されてまいったので、電車からバスに切りかえていただきたいというふうな話でございました。そういう言い方がもし近鉄のほんとうの腹であるといえますと、私はどうもこの八王子線の廃線の理由がわからなくなってくるわけです。子西八王子線にいたしましても、日永八郷線にいたしましても、これは決して近鉄や三重交通がつくつとる道路じゃありません。われわれの市民の、市民の税金のほうでつくつとる道路であります。もちろんそういう道路ができることは決して悪いことではございませんから、大いにつくつとるならなければなりませんけれども、そういう県民市民の負担によって企業が一方的に利益をはかるということについては、私はどうも納得がいかないわけであります。それから、先ほどのご報告の中には、この八王子線の運賃の問題については全然触れておられませんので、あるいはそのときに話が出なかったんだろうと思いますけれども、参考までに申し上げますが、現在普通運賃は西日野駅から近鉄の四日市駅まで片道電車が二十円、バスになりますとこれが五十円でございます。要するに、バス一回分で電車が一往復してなお十円のつり銭がくるという勘定であります。またこれを定期券に直しますと、まあもっともあの覚え書きによりますと、定期乗客は一カ年の猶予期間がございますけれども、いま定期券の電車とバスの運賃の比較を申し上げますと、普通定期におきまして西日野から近鉄の四日市駅まで一カ月間、電車が七百八十円、これに対してバスは千八百九十円でございます。また、学生のほうは、電車が四百八十円に対してバスは千六百二十円でございます。普通運賃においては、一カ月において約千百円以上の差があるわけ

です。現在、四郷地区の中で、四日市市の職員は大体百三十人ぐらいおります。まあ全部が全部この本庁へ通ってあるわけでもありませんし、中には車で通勤してある人もありますから、はっきりした数字はわかりませんが、かりに百人がここへ通ってあるといたしますと、先ほど申し上げた運賃は西日野から近鉄四日市までの区間でございますから、さらに室山、八王子があるわけで、これを一応ならしまして、バスにしました場合千五百円の差があるといえますと、市役所は月にざっと十五万の通勤手当を余分に出さなきゃならぬ。年間にいたしまして、百八十万の通勤手当を余分に出さなきゃならぬということが計算できるわけでございます。こういうような、もちろん電車の運賃は確かに一般の物価に比べて安いかと思えますけれども、こういうような大きな不合理がそのまま見のがされて、廃線されるということは、残念ながらこれは地元としてはどうしても納得できない。そこで、この五月から六月初めにかけて、何とかしてこの電車を残してほしいということで、これだけの四郷地区の署名が集まっております。全部で三千五百六十五名でございます。これは後ほど市長に差し上げますけれども、そのような状態でございますし、また現実に先ほど市長もちょっと触れておられましたけれども、学校関係の電車利用の通学者を申し上げますと、定期利用者だけでございますけれども、たとえば三重県立の四日市南高等学校は四百四十人、四日市市立の笹川中学校は百九十九人、さらに国立の三重高等総合訓練校は二百二十二人、合わせて七百八十八人の人が毎日この電車を利用してあるわけです。しかもこれは、先ほど申し上げましたように、通学定期を持ってある生徒であります。雨天だとか雪降りだとか、そういうことになればさらにこれに倍近い学生、生徒が利用するということも十分考慮に入れていただいて、今後に対処していただきたい。九鬼市長は、申すまでもなく、近鉄や三重交通の市長ではありません。四日市市の市長であり、われわれ市民の代表でありますから、私はそういう点を確信いたしておりますので、どうかこの期待を裏切っていないでかように、今後とも一そうのご尽力を切にお願いいたしまして、私の質問を終わること

といたします。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後十二時一分休憩

午後一時五分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

吉垣君。

〔吉垣照男君登壇〕

○吉垣照男君 通告いたしました順に従って質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず第一問、市政についてでございますが、わが国における重要な民族的課題として、都市の過密化現象があります。産業の発展による人々の集中は、二十年後に日本の人口の約八割を太平洋沿岸ベルト地帯に集めるようになるといわれておりますが、現在すでに住宅難、交通難、都市公害等に悩み、機能麻痺状態になっております。非効率な都市が次から次へとふえ、また拡大されていくとすれば、これはまことに憂うべき問題といわねばなりません。

では、なぜこのような住みにくい都市になったのでしょうか。その理由を一口に言えば、政治の無為無策によるものであります。こういった政治のひずみが四日市にいま多くの問題となってきております。その多くの問題の一つが公害問題といえましょう。あまりにも産業の発展のテンポが急速であったために、市民に迷惑をかけているのでございます。

そこで、市長は、四日市市の未来の展望はこうあるべきだ、こうしていくのだという、確固たる確信のあるビジョンをつくるべきであると考えるのであります。

昭和四十一年の公災害対策の都市計画研究報告書の中に、特に石油コンビナートを中心とする工場の発展に起因する産業公害の発生が重大な問題として提起され、この対策について、抜本的な措置を講ずることの必要性から、多方面において切実に論じられるように至っている。また産業の発展が、公害による市民生活の犠牲のうえに成り立っている現在のような状態は、根本的に改善されるべきであって、産業の発展と快適な市民生活とが両立する都市にしていかなければならないと叫ばれております。

市長は、この四十一年の都市計画書を根本に政治をとってこられたことと思いますが、この問題になっておるとこの公害の発生源対策に対して、いままでどれほどの対策をされ、どのようにされてきたのか、お伺いいたします。

市長は、四日市市の今後の進むべき道として、市民生活と産業活動との調和のとれた都市機能の拡充と整備をはかり云々と、調子のいいことを言っておられますが、私は大きな不安を感じざるを得ないのであります。

そこで、四十六年度を初年度とする年度計画を本年中に立案したいと存じますと言っておられますが、これは何年計画なのか、お伺いいたします。また四十一年度に契約なされた構想は、その四十六年度の計画の中に大半が入ってくるのか、それとも全く新たなものか、お伺いいたします。

第二点、移動市役所の開設についてでございますが、最近、公害や団地造成で著しく市民が役所より遠くになり、役所に必要な書類を手に入れるにも、交通不便のために相当な時間がかかっております。また、僻地の人たちや独身サラリーマン、あるいは夫婦共かせぎの家庭などにとっても、簡易的な面でたいへん不便を来しておるのが現状でございます。

そこで、こういう点を解消するために、移動市役所の開設を提案するものでございます。電話で市民の要望を受けて、その要望に対し巡回車で書類を届ける仕組みでございます。巡回車は週二回、市内の僻地ともいうべき交通の不便なところを定期的に巡回するのでございます。あらかじめ巡回地を何カ所かきめる、また電話で受け付けるものは、市民税など各種税金と、国民年金、交通災害共済の申し込みとか、住民票、戸籍抄本等がございます。以上の点を考えあわせて、お伺いいたします。

第二問、住宅行政についてでございますが、先日、坂部団地に行きましたところ、市営住宅の建物そのものに多くの欠陥があるので驚いてるのでございます。ある一軒のうちへ行きましたところ、まだことし建てたばかりのま新しい住宅に、雨が天井からぼたぼたと落ちてくるのでございます。バケツからどんぶりばちから十個ほどの雨受けが部屋一ぱいにあり、部屋の中でかさを実はさしているのですよと言っておりました。また、天井がそりだし、天井板が落ちてくるとか、木造建てにもかかわらず一間の大きなガラス戸にひさしがなく、雨戸もないというのが現状でございます。また、二階へ上がるのに手すりがないかたり、入口の戸が締めても締らなかつたり、水洗便所にウジがわいたり、多くの欠陥が生じておるのでございます。

こういった実情を考えあわせて、現在の市営住宅の質の向上をする必要があると考えるのでございますが、この点についてよろしくご答弁を願います。たとえば、雨戸のないガラス戸にはサッシに切りかえるなり、市民が安心して住むことができる完全な市営住宅を建てていただきたいのでございます。

第二点は、こういった欠陥は、住宅を少しでも安く建てようとするひずみがあらわれているのが現状です。人の話によりますと、天井板を打つにも、何でも迅速にそして安く安くといわれるが、三本打つ釘も一本でもたす、入居して三日もたてばがたがたとなり、欠陥だらけになるのも当然かと思えます。まあ極端な人の話かもしれませんが、いず

れにしても、こういった点を思いますとき、建設中の住宅の監督が行き届かないために、下請まかせてでき上りだけを見てゐるものではないかと思われるものでございますが、その点はいかがでございますでしょうか。

第三点は、市営住宅入居後の指導、あるいは入居者からの要望意見を受ける会合を理事者は今後考える必要があると思います。一カ月に一回ぐらいもち話し合いをして、安心して住める住宅をより改造してもらいたい、この点についてお伺いいたします。

第三問、福祉行政についてでございますが、第一点は、恵まれない精薄者に、精薄の保護及び自立更生の援助をはかるために、精神薄弱者に受護手帳を交付して、あたたかい手を差し伸べてあげる必要があると考えるわけでございますが、この点をお伺いいたします。

第二点、心臓病児扶養手当制度についてでございますが、千人に六人ないし七人の発生率といわれている先天性心臓病児は、現在全国で約七万から八万もいると推定されております。また、リニーマチ熱から起こる後天性の心臓病者児を加えると、約十五万から十六万人が心臓病になり、死の恐怖におびえ苦しみ悩んでいるという現状でございます。しかも、現在の医療体制のもとでは、完全に治療することはなかなか困難とされているため、多くは入院もせず、各家庭で半ばあきらめながら治療しているという気の毒な状態であります。したがって、現在においては、この身体障害者の中でも、特に心臓病の人たちは完全に置き去りにされているのと同然の姿であります。

生きる希望を失っている児童に対し、わずかながらも守る意味から、月二千元程度の手当を支給する制度、すなわち心臓病扶養手当制度を提案するものでございますが、その点よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

都市行政、あるいは最近のこの経済発展に伴うところの公害等のひずみが非常に大きくて、大ぜいの市民に迷惑をかけておるといふご指摘でございますが、そういう点につきましては、公害の除去あるいはその発生源対策等につきまして、たびたびこの議場でも申し上げてまいっております。いわゆる、大気汚染、あるいは悪臭、水質汚濁、ばいじん、騒音、振動、また最近では、土壌の公害等を含めて、いろいろ問題になっているわけでございますが、たびたび申し上げておりますように、この四日市等の大気汚染の公害に、根本的な大きな展開の機軸、一つの展開の転機となったものは、環境基準の設定であろうと思います。環境基準が設定をされたということは、非常に大きな一つのブレイキでございます。これに合わないものは新しく新設を認めないということになっておりますので、われわれといたしまして、新しくできてくる工場のみならず、既存の工場の増設あるいは新設等につきましては、非常にやかましく申し上げておるわけでございまして、近く三重県の公害防止計画が発表されることになっておりますが、そういう点につきましても、すべて風洞実験に基づいていろいろの試験をした結果、その数値を織り込んでおるわけでございます。

では、四日市の環境基準の適合度はどうかということでございますが、現在まだ遺憾ながら三浜小学校の地域と南中学校の地域においては、若干年間の一時間値等においてオーバーする面がございます。そういう点については、今後まだまだ努力をしなければならない問題であると。まあ総体的に努力をいたさなければなりません、ともかく一応環境基準に一日も早く適合するような努力をしなければならないと思っております。

この環境基準の適合度につきましては、一応衛生部長からお答えをさせていただきます。

四十六年を初年度とする基本総合計画の点でございますが、これらの点につきましては、一応これまでのものを踏

んまえて、総合的なビジョンを盛り込み、基本構想、基本計画、実施計画という三段階でやりたいと考えております。基本構想につきましては十年、基本計画につきましては五年、実施計画については三年で、いろいろの計画をやりたいと、さように考えております。

移動市役所の点でございますが、最近県等におきましては県民教室、県政教室だとか、あるいは移動市役所というようなものが各地でいまや行なわれとるわけでございますけれども、四日市市でも、従来市民ホール等で各町の自治会等の総合的な会合を持っておりましたが、三年ほど前から四日市市を六つのブロックに分けて、そこへ関係の各町の自治会の方にご出席を願って、議会からもその地区の相当のご出身の方にもご出席を願って、いろいろご意見を拝聴し、こちらのご説明等を申し上げておるわけでございます。

新しく団地ができるとか、あるいは新しくできた団地が出張所に遠いというような問題もあると思いますが、出張所そのものの存否が、私は就任以来いろいろ皆さま方にも申し上げ、皆さま方からも、また一部の方から強いそういう廃止等のご意見もあったわけでございます。私もそれなりのいろいろ努力をいたしました。が、なかなか思うにまかせぬことでございます。ただ将来の方向としては、大地域の総合したひとつのブロック別の大きな出張所というようなものに統合していくべきではないかというような考え方もいたしておるわけでございまして、そういうような大きなブロックの出張所というような段階におきましては、あるいは距離は遠くなる住民の方々のために、巡回して車を利便を提供をしなきゃならないということがあるかと思いますが、現在の段階ではまださようなことはいま考えておられないわけでございまして、今後そういう問題につきましても、十分研究をさせていただきたいと、さように思えます。

住宅行政に関連いたしましては、建設部長からお答えさせていただきませんが、市営住宅等で雨漏り等があるそりで

ございますが、そういうことはまことに残念なことでございます。ただご指摘のように、価格の問題がございまして、最近大工賃が上がる、左官が上がる、材料が上がるという情勢下で、なかなか市営住宅の入札につきましても、それではやらしていただきましようという業者が非常に少なくなつてまいりました。なかなかこの市の公営住宅等の入札にあたりましても、希望者がないというのが現状でございます。しかしながら、安かろう悪かろうということでは、それはまことに申しわけないことでございますので、今後そういうことのないよう努力をいたしますが、そういう住宅等のいろいろのご不満等につきましては、できる限り建築課の担当職員等を市営住宅等を回らしまして、大雨のあと等につきましては、特にそういう点について努力をいたしたいとさように思っています。

精薄児の愛護手帳あるいは心臓病手当等の問題につきましては、まだ研究をいたしておりませんので、私といたしましても研究をさせていただきますが、この点につきましては小西厚生部長からお答えをさせていただきます。

○議長（山中忠一君） 建設部長。

〔建設部長（園浦和己君）登壇〕

○建設部長（園浦和己君） 公営住宅、特に坂部団地の市営住宅につきまして、吉垣議員さんがご熱心にご指導いただいておりますことを厚くお礼申し上げます。

ご指摘の第一点の、ひさしだとか雨戸がないのがおかしいじゃないかという点でございますが、ご承知のように、公営住宅は全国通常の、寒冷地を別にいたしまして、全国的に同じ企画の住宅が国から指示され、規模及び仕様の内容について、建設省から四十五年度はこういうふうな設計でやりなさいというふうに指示がありまして、それに伴って予算をいただいて、補助金をいただいで、市費を出していただいで、建築をいたしまして、翌年会計検査院の検査を受けているというふうな経過をたどつておる住宅でございます。したがって、ひさしだとか雨戸だとかいうも

のがあるにこしたことはありませんが、その窓には、雨戸がなくても、通常の台風には耐え得られるようなガラス戸がはめられるような仕様になっておりまして、坂部団地だけではなくて、二十八カ所二千二百戸あります住宅すべてが雨戸がない仕様になっておりますので、ご了承願いたいと思います。

なお、入居される人で、特に雨戸のない場合に、朝早くから日が当たって明るくて眠むれないとかというふうな特殊な人は、ご自分で、入居される方がご自分で雨戸をつけていただいてもいいようにはなっておりますので、ご了承願いたいと思います。

雨漏りがあったと、けしからんじゃないかということでございまして、こちらの、役所の監督なり施行業者の手落ちで雨漏りがあったならば、これはたいへん申しわけないことでございますが、本件につきましては、完成して入居していただきましてから、お入りいただきました方が、テレビのアンテナをつけていただくために、テレビ屋さんに、電気工事屋さんに、屋根に上がられたときに、スレートがわらを割られて、そこが原因で雨漏りがあったので、直ちに修理いたしましたというふうに住宅課長から報告を受けております。

それから、一般的に言って、もっと質の向上をやらなければいけないかというご意見、ごもっともでございまして、質の向上につきましては、県、市を通じて、国との折衝もございまして、それから建築課のほうで実際に設計するのは、その年度のその時点で、最もいい、最も合理的な材料を使うようにいろいろと苦心をして、いま市長から答弁いたしましたように、予算内で最も値打ちのある住宅を建てるように、一生懸命に努力しているつもりでございますが、さらにご要望に少しでも近づくように努力をしていきたいと考えてございます。

第三番目の、もっと入居者の意見を聞いたらどうかということでございますが、できるならばそのような形をとりたいのでございますが、何ぶんにも二十八団地、二千二百四十三戸の公営住宅をかかえておりますので、制度とい

しまして、公営住宅には、必ず一団地に一人の住宅管理人を置き、さらにその地区の町内で町内会長、自治会長という人がおられます、その人たちを通じて入居者のこまかいご不満なりご意見を役所のほうにお聞きいたしまして、それを直ちに修繕なり手直しなり、あるいは計画的な改良なりということに努力しているつもりでございます。

坂部団地の場合は、建設の途中でございまして、特にこの前吉垣議員さんがお出かけいただきました、いろいろと聞いていただきました皆さん方は、お入りになった直後でございまして、いろいろと落ちつくまでの間に不満なりご不便なりが多かるうと思いますが、できるだけそういう機会あるいは制度を通じて、ご意見を聞きながら、ご満足いくように努力をしていきたいと思っております。

どうぞよろしく願います。

○議長（山中忠一君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 市長説明に補足させていただきます。

精薄者に愛の手帳を交付する意思がないかということでございます。この件につきましては、東京都で独自にもう実施済みでございますので、本市といたしまして、この点につきましては、考究をせなかならぬ課題として踏まえておりますけれども、ご承知のように、身体障害者に手帳交付がなされております。これは、国が制度づけてございますので、一応そういう割り引き等につきましては問題はありませんけれども、独自で打ち出しますと、割り引いた差し引きが市が持たなきゃならぬということにもなっておりますので、そういう点も含めて十分考えていきたいと、こういうふうに考えております。将来の研究課題に考えていきたいと、こういうことでございます。

それから、心臓病、特に先天性の心臓病についての手当制度を考える意思がないかということでございますが、さ

きに重症心身障害児手当をお認め願った直後でございますので、いまのところそういう意思は持っておりませんが、ご指摘のあった点については、考究課題として踏まえていきたいと、こう考えております。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 吉垣君。

〔吉垣照男君登壇〕

○吉垣照男君 いろいろと答弁をしていただきましたが、第一問の市政について、市政についてでございますが、私は、四日市のこれからの構想というものは、五年先や十年先の、それだけを、十年までの考えだけであるのでは、大四日市の構想というものはなされない、このように思います。そういう点で、私は、四日市に少なくとも五十年先あるいは百年先の構想を立てた、その立てたうえで年次計画を立てるべきであると、このように考えるわけであります。

そこで、今度つくられる基本構想を、構想図を入れて、そういった観点から考えあわせて、一冊の本にまとめて、四日市の市構想をつくっていただけたらけっこうかと思っておりますので、その点再度よろしくお願いいたします。

住宅行政についてでございますが、先ほど建設部長の話では、入った直後でございますと、入った直後でこのような欠陥が起きておるといふことでございますので、これが一年もあるいは何年もたってから起こってくるならば、これはいままで以上に、それ以上に多くの欠陥が生じてくるのではなからうかと思っております。その中で、公営住宅が現在二千二百四十三あるといふことでございますが、その二千二百四十三あれば、当然いまの管理体制では監督ができません、じゃないか、このように思います。そういったうえで人員の増加を叫ぶものであります。そして、人員を増加して、そして、理事者とその市営住宅に入っている入居者の話し合いを持ち、これからの時代は対話の時代であります、そ

の対話の時代に入っているその時代に即応した市の行政が必要かと思っておりますので、そういった点においても、もっとも市が積極的に飛び込んでいって、市の要望なり、市営住宅の要望なり、あるいは意見を聞いてあげる必要があると、このようにも思いますので、この点についても一度よろしく願います。

移動市役所の開設でございますけれども、高花平なんかは二千戸以上のその戸数があります。出張所に出るのも、電車に乗ってたいへん不便を来たしてあるのでございますので、一日も早く実現できるように、この点は要望いたします。

○議長（山中忠一君） 理事者の答弁を願います。建設部長。

〔建設部長（園浦和己君）登壇〕

○建設部長（園浦和己君） 役所と入居者との間で常に意見が交換できる場をもてるように、人員の増強その他について努力せよといふことでございまして、できるだけそういう方向に努力させていただきたいと思っております。

○議長（山中忠一君） 吉垣君。

〔吉垣照男君登壇〕

○吉垣照男君 質問が一つ落ちていたように思いますので、再度お願いしたいと思っております。

その住宅に対する監督が不十分といった点で、人が足りないんじゃないかと、それとかみ合わせて、話し合いをするにしても、いまの管理面において、住宅課の管理面においては、三名でしているというのを聞いております。そこで、人員の増員を求めているわけであります。

いま質問が落ちていたので、もう一度よろしく願います。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいま住宅課は十九人でございまして、公社兼務が、四日市開発公社兼務が十人、ご承知のとおりでございまして、管理係が五人、住宅係が三人の状態でございますが、市役所の職員と申しますものは、いろいろサービスを徹底しようとするれば、また仕事の範囲をふやせばふやすほど、年々人員の増加を来たすわけでございます。もちろんそれによって市民サービスなり行政効果の当然あがるものにつきましては、そういう人員増ということは当然はからなければならぬと思いますが、現在の住宅課の現状では、私は現在の住宅係三人というのは、いかにも少のうございしますが、公社あるいは建築課等と協力してやってもらえば、一応現在の段階ではこれで乗り切れるのではないかと考えておりますけれども、将来まだまだ公営住宅、市営住宅等がふえる現状でございますので、これらの点については、今後の問題として検討いたします。

○議長（山中忠一君） 吉垣君。

〔吉垣照男君登壇〕

○吉垣照男君 いろいろ申し上げてきましたけれども、市民のこれほどまでの要望がございしますので、今後人員の増員については、よろしく願っています。

以上、一般質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（山中忠一君） 山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 ちょっと風をひいておりますので、頭がどうかなっております。ひとつ間違っております点はご了承のほどを願います。

ここで一つ議長にお願いしたいことは、十五日に質問通告いたしました節に、私が申し込みましたのは、公共下水、都市下水について、もう一つは処理についてでございましたけれども、まことにひきょうなことで相すまんとでございするけれども、十五日は、まだ台風が来るときでございまして、あいにく十六日降りまして、十七日と、こうきたものでございするが、議長がだめとおっしゃれば私は言うことはできませんが、ひとつ道路舗装についてということをお許しを願いたいと思います。いかなかったら、私が発言しましたときに差しとめを願いたいと思います。ご了承のほどをお願いいたします。

どうも自治会の、富田の自治会の方が先ほど市長のところへお見えになって、るるお願いに参ったそうでございますけれども、私にも出よというおことばがございましたけれども、私が出ると質問がしにくいのでお断わりしてやる次第でございまして、（笑声） 私がいま申しますことは、自治会の皆さん非常にお気にさわることと思えますけれども、けれども、市会議員の一員といたしまして、自治会は自治会、こういう信念を持って私いまから市長にお尋ねいたしたいと思います。

私がこう申しますと、下水問題は伊藤太郎議員がおっしゃられたこととちよつとふくそうすると思えますけれども、要点は同じでございするけど、所が変わりますので、この点をお含みおきを願いたいと思います。

一番初めにお尋ねいたしたいのは、富田として一番関心の深いのは、公共下水、都市下水でございします。その公共下水の件でございするが、いま進行中の都市下水は、中央部が終わり、次に塩浜のほうをいま手がけておると思いますが、どうもその点に私は不快を感じる。ということは、議員の皆さんはここにおいて、何山口はもの申すとおっしゃられますけれども、公共下水やっていく順位でございします。中央部を第一番にやるということは、これは私は何とも申しません。どこへ行っても一番柱ちゅうものはございしますので、これは申しませんが、第二番目には塩浜、

第三番目には橋北、第四番目には富田と、こういうふうに順位をきめたのは、どこをもって根拠にせられたかをひとつ答弁を願いたい。という理由は、公共下水、すなわち下の水でございますが、一番原因は、地盤沈下から一番これは困難を来すものと私は考えるものでございます。一番ひどいのは富田と思います。その富田が十年先でなければできぬという不可解はどこにあるのかと、私はこれをお尋ねしたいのでございます。

次に、もう一点は、一番、いつも、十年も二十年もさきに、私が市会議員になった当時から、一番やかましいのは西町の浸水騒ぎでございます。その浸水騒ぎで、われわれ非常に前から頭使って今日まいったものでございますが、ここで市長にお尋ねしたいのは、西町の方もお見えになるので非常にお気にさわると思ひますが、下水というものは下から工事やるものか上からやるものか、ひとつお尋ねしたいと思ひます。

私は下の水って書くで、下からやるのが下水と思ひます。(笑声)それが上から工事やったというのはどういう理由でやったかと。私が前一期休んだときにこれはやられたことと思ひますが、非常に私は憤慨してゐるのでございます。なぜかと申しますと、二十年この方下水と取り組んできたものでございます。

たまたま市長が当選せられて、すぐにどういふ行動をとられたか。てきめんにいまの状態でございます。皆々さんはこうして市長のところへ陳情に参られるということは、いかにしていままで相当金つき込まれたけれども、何の効果があつたということをお聞きしたいんです。「ぼくはしろとやでしかたがなかつたとおっしゃればそれだけでございます。そのときには、土木部長の三輪君にも相当ぼくは抗議申し込んでございます。」「だれがこれ命じたか」と、堀区の方がそうせいとおっしゃったやで」といふのを下水課長が私に言ったのでございます。「しろとならぬぞ知らず、下水課長、技師者は何ごとや」とぼくは言うたもんですよ。だれが命令したんですよ。非常に憤慨したのでございます。けれども、いまになって、それが効果があらわれておれば私は何とも申しません。いま皆さんがお見えになって、市

長のところへガンガンとねじ込んだということは、どういふことになつたかと市長もよくお考えのことと思ひます。

いま私が主張したように、一番下、これは本町から正専寺のあの区間を何とかしてやらなきゃならぬということは、これは前の吉田勝太郎市長、平田市長と全部一貫して言つてゐるのでございます。地区のほうからでも陳情書が出て、建設委員会は採択しております。それを一笑に付されたということはどういふものでございます。そのときに、市会に出てきましたときに、私が自治会の幹部連中とともに市長のところへ参りまして、「市長さん、これはどうあつてもやってもらいたい」と言つたときに、「山口っあん、反対者がございます」と市長はおっしゃられましたね。よく調べてみますと、下水課長が言つたのでございます。下水課長が下をやるの上はできんぞよと、予算は一つやでというので、上の方が、下をやつては上をやつてもらへぬと思つて反対したということはあとでわかつております。そういうようなことの一事をもつて、市長がこれを大所高所から律せられなだということを私は不満が持たれます。あのときに、いまだ少し大所から考へてやつておみえになれば、いま浸水騒ぎはなかつたと思ひます。

次に、いつも私がこれをやかましく言ひますと、土木部長は、「山口っあん、この問題は公共下水とからましてやらなけりゃだめやで待つてください」と、「待つは待つがいつになつてできるんやと、十年先か」と、「絶対ございません、七年先なら絶対いけます」と、土木部長は私に言つたが、三年前に七年と言つたことが、いま何年になるか。もう三年でできるかできぬか、はっきりと言つてもらいたい。その点です。だますもたいがいにしていただかなければ、地区民はわれわれが言うことがほんと信用せぬようになります。「冗談言うな、十年はかかる」と、「絶体十年はかかりません、七年でやつてみます」と言つたことは今日でございますが、それから三年たつておりますが、七年ということはもう四年でございます。それは実行できるのかできぬかということをはっきりここで明言を願ひたいと思ひます。もうこれはだれが、子供でもわかつてゐることでございます。できるものでございせん。で

きるのはただ一つ、早く着工するかせぬかにかかっております。

次に、この場に下水課長と土木部長の出席を要求します。来るまではあと回しで、次に進みます。

し尿処理問題についてお尋ねいたしたいと思います。

これは、私がし尿処理について質問いたしますと、いまの業者に利用されるという憂いがありますので、ちょっと控えたいと思いますけれども、こういうことが耳に入りましたので、私はやる気になったのでございます。けれども、やるがためには資料がなければできぬと考えまして、十五日の日に下水部長に日報を提出せいと私が命じまして、先ほど私の手元に日報がまいったのでございます。その日報を見ると、私が人からうわさを聞いたのがちょっと間違いやったかなというふうに考えておる次第でございます。

それは、三つ淫雨が降っても、し尿処理は碁やマージャンをやっておるということが耳に入ったのでございます。ただし今度のし尿処理の課長になってから非常によくなったと、いままで碁やマージャン打って遊んどったんが、雨が降った日には今度の課長になって非常にきびしくやるので、大体解消しましたということは耳に入ります。それは喜ばしいことで、私は喜んでおるんですが、それをきっかけに、私はこういう資料を求めたのでございます。この日報を見ますと、うそを書いてあるのか何か知りませんが、雨の日のみを出しておりますので、まあこれらうそやないとして、私は信用していきから質問を続けますが、私も長いこと市会議員しておりますけれども、し尿処理が現在十五リッターが十円のくみ取り料と聞いております。間違っておったら教えてちょうだい。その富田清掃、四日市清掃、二つの民間にやらされておるようにここに資料が出ておりますが、その二つの民間の、予算面を見ますと、百六十万ばかりの補助が出ておるように私は見受けております。これは間違っておりますたらまた教えてちょうだい。そういたしますと、問題はこれでございますが、日報を見た結果、三分の一が民間、三分の二が

市の直営のように書いてございますが、民間は百六十万円の補助、十五リッター十円、これに反して直営のほうは、人件費、それに伴いまして退職金、恩給、自動車の償却、これを合わすと十五リッター幾らにいつというのが私がお尋ねしたい原因でございます。相当の赤字になっておると思います。

市会議員の皆さんにこの赤字を知ってみえる方があるかなあと、私はわかりませんでお尋ねするのでございます。わかりやすく言いますと、百六十万円の補助、地元直営でも民間委託でも、十五リッターが十円なれば同じでございますが、そのあとのこの人件費、退職金、恩給、自動車の償却と、これはばく大な数字だと思えます。けど民間委託ということは、私が十二月の市会の際にも市長に質問したときに、民間委託する意思があるかないかと私が尋ねましたときに、市長は、委託する意思があるとおっしゃられましたので、早晩はこれ委託になると思いますけれども、考えれば、委託したときにストでもやられて、値上げにポンプンポンプンやられたら始末がつかぬということもわれわれもよく心にも描いております。そういうことを考えに入れられて民間委託を考えてもらいたいと思えますが、さしあたって、ひとつこの、どれくらいの開きがあるかと、どれくらいな赤字になっておるのかと、開きをひとつ説明を願いたいと思います。

けれども、それで困ると衛生部長がおっしゃられたら、深くは追及いたしません。追及して困られて三文の徳でもなりゃけつこうでございますけれども、何にもならぬことを人を苦しめてもしかたがございませんので、ほんとうにわからなかったら、もう山口君わかりませんでこらえてくれとおっしゃれば、それで私は深く追及いたしません。年のかげんでだいぶと私も仏心になってきましたので（笑声）その点はあきらめますので、あまり心配せんといてくださう。

次に、舗装問題でございますが、先ほど申しましたように、台風が来なかったら私はこういう問題を持ち出すつ

もりはございませんでしたけれども、台風を契機として非常にやかましく舗装問題をうちのほうへ持ち込まれましたので、ひとつお尋ねしたいと思います。

まだ来ませんか課長は。どうやな課長。

「来ませんから、休憩さしてもうて、その間に呼んでおきます」、と呼ぶ者あり」

あつ、そうかそうか、休憩いたしますそれでございますので、質疑をやめとこうか。

「いえいえ」、「やらなあかんわさ」と呼ぶ者あり」

(笑声)

これからやるのには課長がお見えになるのでよくわかりますが、豊田議員の前の道のことでございますが、これはう

舗装問題でございますが、また自治会の方が見えるんでちょっと言いにくいけれども、最近にこういうことを言われたものでございます。

これは、豊田議員がお見えになるのでよくわかりますが、豊田議員の前の道のことでございますが、これはうそと違います。まあ豊田議員も黙っておったちゅうのはわたしはまずいと思います。自分の前の道がいつまでたっても舗装できんでほっからかすということは、私は不届きやと思います。(笑声)

それが、自治会の方々から、山口君三年前の選挙公約やないかとねじ込まれて、おれ聞いたことないがなあと思いましたが、言うた、なぜいままでせんのか、不届千万やと言われて、びっくりぎょうてんして、申し入れて、さっそくやっていただいたようになっていると思いますが、その点でございます。

あるところによつては、非常に人も通らぬようなところでも舗装ができております。この舗装問題に関しては、私ら全然市議員は耳に入りません。その点が私は腑に落ちません。そこで課長を呼ぼったのは、原因そこにあるんで

す。そうすると、しりは市会議員に持ってくるんです。これ何事や、市会議員はこういうこと知らぬのかと言いつてしかつ倒される反面に、道路舗装計画は、われわれちゅうとも相談あらへん。その点は土木部長、あなたが一番主管事項です、答弁を願いたい。

もう一つは、富田の道を一べん歩いてもらいたいちゅうのが私の土木部長を呼ぼった原因の一つでございます。

一番初めの舗装道路の施行、かかったときには、一平方メートルが百五十円ぐらいの、まるっきりちゅうとすりや飛んでいくような舗装でやって、全市にわたってでなんですけれども、主要なところではやったと思います。

それからいつもかもこう葉ばかりで、私は自動車に乗ることできませんので、自転車で行きますが、まるきりけつが痛うて走ることができぬような道でございます。こんな道を理事者の方は知っておみえになるのかどうやということ、先ほど申しましたように、自動車がちゅうとも通らぬとこまで舗装ができると、理事者は何をしとるんやと、机上で仕事をしておるか、何の仕事をしておるのやと、私は聞きたいと思ひます。

けれども、ひとつここで市長に申し入れたいのは、ちょっと私調べましたのでは、この理事者の構成でございますが、私が二十二年に市会議員に出てきたときには、建設部長に鬼頭がなつておったのでございます。そのとき予算案は二百七十万円が市の当初予算でございます。次に二十五年が二億五千五百万、三十年が七億六千五百九万、四十年が三十八億六千八百三十五万、本年の四十五年が八十八億六千九百万になっております。それぐらいたんだんだんだんと市政は膨張いたしまして、非常に仕事も多くなつておりますが、それに反して、いま土木部の機構はどういうふうになっておるといふことは、市長もよくご存じと思ひます。まるっきり百倍から大きい膨張になつてくるのにかかわらず、そのときが建設部長、次に吉田勝太郎時代に、建設第一、第二とできています。その次にできたのが土木部長、建設と、こう分かれております。まあ建設のほうは、びりっとしてやつとるが、われわれの、日常に地区の方

々からも言うてみえまする土木のほうでございますが、土木は依然として昔とちっとも変わらない機構で、おかげでもって、われわれは土木部のほうへ交渉しようと思つても、課長や補佐はあったこと一べんもございません。それで、市の皆さんが要求せられることを円満に事が運べれるということとをできるかできないかということは、市長はどういうふうに考えておみえになると。そういう末端のことまでも市長はしらぬのは当然でございます。けれども、市議員の四十何人の方々も、まあ選挙も目前に控えておりますので、非常に土木のほうも交渉が多いと思いますが、いつ行つてもありません。どこへ行つたんやという、きょうは休んだら、きょうは東京、きょうはどこ行くと、まるっきり、まあまあ用事が達しられても五へん来て一べんぐらいのように私は考えてある次第でございます。

この点をいまい少し、まあえらいさんの部長はそのままでけっこうですけれども、次長ぐらいをまた置き、何とかしてこれを充実する方法はないかというのが、私のいま考えておるわけでございます。補佐でも、いまの補佐が事務と技術と二人に分かれておりますが、これも倍ぐらいにし、また課長の上に部の次長ぐらいを置き、何とかして議員の皆さんが行つていつも一人ぐらいは面接できるように取り計らう意思があるかないかと、市長にお尋ねするんでございます。

そのぐらいにしておいて、また課長や部長が来たら次のやつを持ち出したいと思つてます。

もつと言つてええか、どや。もつとええか。(笑声)まあ部長が来んで課長が来んでええわ、続けるわ。

次に、また逆戻りしまして、都市下水のほうでございますが、幸いにして三月予算のときに、十四川を起点として、天カ須賀のほうへ延長四キロぐらいにわたる都市下水ができる計画で、まことにけっこうな案でございますが、これたりとも、全く私は七年ぐらいかかるやないかと思つてます。けども、これをやっていただければ、西町は非常に助かるんでございます。きのうのような床上浸水がするようなことは一応これは食いとめると思つてますが、その七

年の間の対策はできておるのかおらぬのかどうやということ、あんまりようけ言うんで、私自身言うたことがわからぬことがはじまつております。市長あんた覚えててくださいな。そうして答弁してください。皆さんみたいに筆記やらんで、わしは。もう自分の思つたこと言うておりますんで。(笑声)

もう一つ。私がいつもかもここで絶叫しております十四川問題でございますが、いまの都市下水は十四川に全然無関係でございますので、これだけは頭に入れておつてもらいたいと思つてます。十四川には、あの都市下水つくつていただいても、何の水もあつて入ってきませんから、その点はひとつ頭に入れていただきたいと思つてます。あれをつくつていただいて、半分でも十四川の水が減水すれば、私はこうまで申しませんけれども、あれは全然十四川に關係ないのでございますので、これはひとつ頭に描いていただいて、最近に鰻の上、羽津の上、どんどん、どんどんと住宅化して、道路もでき、どんどんと進んでおるが、下水の対策はできておるのかおらぬのか、私は何べんか申し上げます。これを私は口をすっぱく言うております。これを一つ。

もう一つ、十四川は傍観にひとしいが、きのうおとついの水でも、私の家の前は堤防から二尺まで迫つております。よろしいか。にもかかわらず、下、国鉄の線路のきわへ行きますと、水がほんとうに少ない。というのは、だんだんだんだんと砂が流れて、国鉄の線路から近鉄の線路までのあいさが埋まつてしまつたんでございます。埋まつてしまつておりますから、いきおい水が流れぬのでございます。

最近聞きますと、土木課長の話聞くと、北村の十四川のを災害復旧で百五十メートルぐらい石垣を積むということは聞きましたけれども、十四川は何にも施しておらぬように私は思つてます。でも、為政者としてあまりにも無責任すぎるやないかと私はお尋ねしてあるのでございます。いかにするのか。この間降つた水は大した水と違います。あんなん本格的な水とは違います。それにもかかわらず、西町は床上浸水もし、十四川は私の家でも余すところ堤防

から二尺下まで水が来ると、それでも何もこれをせぬということは、為政者として責任をとっておみえになるのかならぬのかということ、ひとつここで私の質問にお答えを願いたいと思います。

えらいあくびしてみえるけれども。この辺で一応次の答弁をお願いいたします。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

十四時十分休憩

午後三時五分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問に、お答えいたします。

たいへんむずかしいご質問でございますが、内容がたいへん入り組んだ複雑なようなご質問の内容でございますので、おこられるかもしれませんが、これを食べものにたとえますと、ちょうど塩ゆでしたシヤコを食べるようなぐあいに、非常に食べにくいし、どのように食べたらよいかということが、なかなかうまく食べられないように、ご質問にもお答えすることが十分できないと思いますが、その点につきましては、担当者からも、また私たちも、ご質問に応じてお答えさせていただきたいと思います。

まず公共下水道の問題でございますが、まあわれわれといたしましては、またその前からも、どの地域をどのようにしていくというような計画でやっておるわけでは、そういうような申されたような順序でやっておるわけではござ

いません。これにつきましては、現在行なわれておりますものは、昭和二十九年以来実施されてきたもので、現状はご承知のとおり戸数一万九十八戸、人口三万七千人、広さ五十五万五千五百三十五ヘクタールでございます。計画面積の現在五四％が完成したものでございまして、申されたような順序でわれわれはそれを計画しておるわけではございません。ただ昨日担当者からお答えしておりますように、中心部から常磐排水区さらに橋北まで現在計画実施中でございます。

また、ご質問の中にございました下水は、下からやるものか上からやるものかというご質問でございますが、まあ一応都市下水路のものは上からやるのが順序であろうと思いますが、しかしながら、同じ都市下水路にいたしましても、処理場をつくるとかあるいはポンプ場をつくるというような場合には、下から先やるということもあり得るわけでございまして、別にこれは下に流れるから上からやるという筋合いのものでもなからうと、さように考えております。ただ下水管をいけまして、下からやった場合には、上が完全でなければ、上から土砂が流れてきて詰まるといふようなむだなことがございますので、管をいけるような場合には、上流からいけるのが常識であろうと、さように考えております。

また、ご質問の中で、公共下水か、都市下水かがちょっとわかりにくい点もあったように思います。都市下水をしてどれだけ効果があつたのかと、まあ昨日も富田、富洲原あるいは塩浜、海山道等で多数の住宅に床下浸水をしたりなんかして、まことに申しわけないと思っておりますが、しかしながら、どれだけ効果があつたかといわれますが、現に富田一色であるとか、あるいは磯津であるとか、そういうところにつきましては、全然まあよかったというようなことで、磯津からも昨日自治会長が礼に参ってきておりましたが、磯津のポンプ場と配管のおかげで、磯津も全然水入りしなかったということでございます。さように思っておりますので、われわれといたしましては、やはり早急

にまあ一時的には対策にしろ、早急に実施しなければならぬものと、根本的にやらなければならぬものとに分けて、これは善処していきたいと、かように考えております。

ご質問の中に、自分が早くから言っておったが、これも実施しないためにこういうことになったんだというご指摘の点については、かねてからあの東洋紡東の運河を埋め立てよというお説がございまして、それにつきましては、私はあの運河を埋めるについては反対もあるということを申し上げたまででございまして、まああの運河は、はたして埋めてよいものかどうか。あの運河を暗染排水にしたら直ちに上のほうで、水の排水がよくなるかどうかということについては疑問があるかと、さように私は判断をいたしております。まあしかし、この運河をどうするかということにつきましては、朝明下水路等の計画とともに、将来ここは公園緑地にするとか、あるいは駐車場にするとか、遊び場にするとか、たいへん役に立つ広場になるんじゃないかというふうに考えておるわけでございます。

なお、そのほかに、都市下水の問題で、朝明下水が何年かかっていつまでにできるのかと、朝明下水ができるまではどのような対策をするのかというお説がございまして、朝明下水は少なくとも五年以内には完成しなければならぬというように考えております。また五年よりさらに縮小して完成をすべきではないかというように考えております。これを完成せぬ限り、上から来る水をどうしても受けるところがないために、ご指摘の十四川にいたしましても、小河川にいたしましても、ことごとくはんらんをするということになるんじゃないかというように思っております。したがって、朝明下水につきましても、十四川の水もむしろ、これも流したいというように考えておまして、まあこれができるしましたら、少なくともおたくの前の川は雨が降ってもからであるというように状況にさしていただきたいというふうに考えております。

まあきのうの雨ぐらいとおっしゃられますけれども、昨年の四十四年度の最高雨量が、きのうも申し上げましたように、七月八日の百三十五ミリでございます。昨日は百八十八ミリの雨でございますので、雨としてもかなりのものであったと私は考えております。

し尿処理の問題でございますが、まあいろいろご指摘がございました。公営がよいのか、民営がよいのかというのは、いろいろお説の分かれるところでございまして、最近まあいろいろ人件費の問題、そのほか人が寄らないというところから、民営に移営しようというような動きがございまして、三重県でも鈴鹿市であるとか、上野市というのは、一部民営に移営しようとしております。まあそれでは市のやっておる料金がどの程度赤字になっておるのかということでございますが、私が昭和四十二年ごろに読みました本の中から、思い出しました数字を申し上げますと、汚物収集費につきましては、厚生省の発表でございまして、全国平均十八リッター二十五円という数字になっております。

十八リッター二十五円、ごみは一世帯三十円という数字が出ておまして、また同じこの調査資料では、歳出に対するごみあるいはし尿の手数料がどれくらいのパーセンテージを占めておるか、そのし尿を扱う自動車あるいは原価計算等、人件費等すべて含めた歳出に対する手数料の収入は、どれだけ占めておるかということに對しましては、し尿は一八・三％、ごみは六・六％、平均一一・二％というものが全国の大体歳出に対する手数料収入の比率でございまして、したがって、こういうことでございまして、公営のものがとてもじゃないが赤字になることは当然のことでございます。われわれがこれはやはり都市生活を維持するための必要な経費であると、さように判断しております。

現在、昭和三十五年から十五リッター十円の費用でございまして、民間に對しては以来ずっと十五リッター十円というより非常に低い料金でお願いをしてきたわけでございますが、もう古くからどうしてもやれないんだということ、ここ五年来の業者の強い要望でございまして、それで昭和四十五年度から一キロリッター六十六円の加算をいたしまして、したがって、それを換算いたしますと、十五リッター十九円九十銭になるわけでございます。まあ十

九円九十銭になりました、全国の費用が一応十八リッター二十五円という比率に比べましても、そう高いものではないというように私は思います。したがって、私はかつて民間に委譲することも将来の問題としては考えなければならぬと申し上げましたことは、人が寄らない、あるいは人件費がともかさむというように昨におきましては、公営とともに民営の手法も取り入れていかなければならぬのではないかと、さように考えております。

舗装の問題につきましては、私よくわからなかったんですが、さういいますけれども、まあ人の通らぬところまで舗装をされておるということでございましたが、そういう場所は私が存じませんので、もう一度ご指摘を賜わりたいと、さうに思います。

予算の拡大に伴うところの組織及び人員の問題でございます。予算の拡大に伴ってそれだけ組織及び人員をふやしていくのが当然ではないかというご要求でございますが、私はこれらの点につきましては、予算というものは通貨でございますので、インフレーション絶えず起こしております。たとえて申し上げます、人件費を見ましても、昭和三十五年に人夫は六百円で行っていましたが、昭和四十五年の時点においては二千三百円から二千五百円に上がっております。また建築費にいたしましても、昭和三十五年では鉄筋コンクリートで大体坪当たり六万円で行って、それが現在二十二万から二十四万かかっておる。大体四倍くらいになっております。したがって、さういうように通貨価値というものがインフレを起こしておりますが、必ずしも行政組織であるとか、行政に携わる公務員というものは、それと同じようにインフレーションを起こしてよいものではないと、さように思っております。でき得る限りこれは少ない人員で処理すべきであると、さように考えておるわけでございまして、ご参考までに昭和三十五年の市の職員を申し上げますと、昭和三十五年七百二十二名、昭和四十五年の現在におきまして二千三百九十九名、約二千四百人でございます。まあそういうことから土木等につきましては、たいへん最近舗装の仕事であるとか、ある

いは下水の仕事等、あるいは公園、緑地等の仕事も非常に大きくなっておりますので、土木は一応近い将来においては分割するのがよいのではないかと、さように考えております。ことに下水道のごときは約二百人近い職員がおりますので、こういう部面は一応将来新しい独立部門として考えていくべきではないかと、また土木部長というものがたいへん過労でございまして、あるいはある時点においては土木次長というようなものも考えていいのではないかと、さういうふうに考えております。

まあ職員がたいへん留守をしてご迷惑をかけておるといってお説がございましたが、さういうときには担当助役でも私でも要件は十分承らしていただきまして、下によく伝達をいたしますから、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上で大体私の承った点をお答え申し上げましたが、何ぶんいろいろご質問が入り組んでおりましたので、必ずしもご質問に対してお答えができなかったかと思いますが、また追ってお答えを申し上げますと思います。

「議長、土木部長の答弁漏れが……。そうせんことには、ぼく、あとの質問ができぬから」と呼ぶ者あり」
○議長（山中忠一君） 土木部長。

「土木部長（三輪喜代司君）登壇」

○土木部長（三輪喜代司君） 市長の答弁に補足してお答えいたします。

まず第一に、公共下水の順位の問題は、いまのところ順位は考えておりません。

それから西町の浸水でございますが、これに関連して西町の排水路の改良という問題が出ておりますが、これはご承知のように四十五年度までに約一千万程度のものをこれに投入いたしております。今年度計画といたしましては、予算実施のうえにおいて用地買収並びに家屋の補償、これをやりまして、あと一、二年はかかるのではなからうかと

思はます。これはご承知のように道路のほうで取り上げまして、道路の改良に伴って水路をよくするという方向で進んであるわけでございます。よろしくご了承いただきたいと思います。

それから舗装の順位の問題でございますが、舗装につきましては、一応本舗装といえますか、これは別にいたしまして、並びに公共事業でやる都市計画の舗装、これは別といたしまして、いわゆる防じんといわれております簡易舗装につきましては、各地区の出張所長のほうで、地区の実態を十分調査していただいて、そこでまとめていただいたものによって、われわれは順位をつけて工事の施行をしてあるわけでございます。したがって、出張所でまとめられてある中において、われわれといたしましては、地区の各議員さんもこれにご参加いただいているんであるうり、いままではそのように思っていたわけでございます。きょうここで、山口議員のほうから全然知らなかったというところにつきましては、今後出張所のほうへ地区の議員さんも入っていただいてというふうなことを、十分私のほうとしては注意をいたしたい、このように考えます。したがって、われわれは地区の舗装につきましては、地区の皆さん方のご要望を出張所長がまとめて、そこで順位をつけていただいておりますので、われわれが順位をつけますという問題点もでございます。しかもこの前の前の議会でございませうか、申し上げたと思いますが、非常に順位のつけにくい場所が多くあるわけでございます。

たとえて申しますならば、きょうおまえ一回歩いてみると言われました東富田のこの辺の道路でございますと、あるいは一色のほうあるいは磯津の中、こういうようなところは、われわれとしてはもうどこへ、どれを、どういふうにして、どうしていいのかわからないわけでございます。そういう点は地区で問題が起きないように円満にやっ、円満に解決してもらうように地区のほうへお願いをしてあるというわけでございます。それによってわれわれは舗装を行なっているということでございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

ちなみに申し上げますと、舗装は本年度二億いただきましたが、現在までに約六七％の一億三千万程度のものは決済をあげております。そのうち契約されましたものが、六千七百万ぐらいのものがもう契約されております。こういうふうな状態でございますので、よろしくご了承を賜りたい。特にことは早くやまして、この雨で多少延びたのではないかと思います、できる限り早い機会に、地区のご要望のありました点にご満足いただけるような方法でということ、われわれは懸命な努力をしておりますので、いろいろご不満はあらうかと思いますが、その辺のところ十分ご了解をいただきたい、このように思うわけでございます。

それから朝明の都市下水路、これは北部という名称でございましたんですが、お断わりいたしておきますが、川越のほうから、これは川越町と私のほうとの合同でやる下水路でございます、で、四日市から見ますとこれは北のほうでございますので、北部でございませうか、川越から見ますと南部になるというので、北部というのはどうもいかめと、こういうことでございますので、一応仮称でございませうが、朝明川の朝明を取りまして、朝明都市下水路という名称にかえさせていただきましたから、その辺のところもご了承いただきたいと思います。

これはご承知のように、十四川から大矢知を通りまして、それから富洲原の駅の北のほうから一号線のほうへ出まして、近鉄をくぐりまして一号線を出て、通称、えらい失礼な、ちょっと言いにくい名前を申し上げますけれども、ほんとうの池が、池の名前もどこへ行ってもくそ池、くそ池と言います。ご承知と思いますが、このくそ池が通称でございます。おかしい名前、議場でこういうことを言うとかめと思ひますけれども、これはどこへ行っても、もっとほんとうの池の名前はないかと聞いたんですけれども、くそ池ということでございますので、この池から合流する、ここには樋門がございませう。すでにあのマイターゲードと申しますか、潮の干満によってあけ締めできるようなこういう樋門がございませうが、これへ落とすということでございます。で、これがいま市長の答弁の中にございませう。

たように、これが約七億から八億の事業でございますが、幸いにして昨年から国のほうへいろいろ働きかけましたところ、本年度繰引きが終わり次第、都市計画の市街化区域、調整区域が終わり次第、九千万の事業費をつけてやろうという内示が来ております。したがって、初年度九千万でございますので、われわれが思っておりましたのは、大体こういう事業は初年度二千万から三千万程度が普通でございますが、建設省の考え方として、広域的なものであるということで、特に九千万円を、一億近い事業費をいただきましたので、今後も、現在も川越と十分協調しながら、しかも経費の負担の問題等も出てまいりますので、これを川越と話し合いして、それがつき次第早速に工事に着工したい。まあ部分的に工事の内容等につきましては、いろいろ関西線の複線電化等もございますので、あるいは山口議員のおっしゃるように、下からばかりできないかも知れません。たとえば複線電化になりますと、関西線が複線化されてしまいますと、大矢知周辺のところでも一度そこへボックスを入れなければなりませんので、こういうところは先天的に、部分的に上のほうへやるといふところが起きてくるかも知れませんが、こういう考え方で進めております。

そしてこれができるまでの間でございますが、これにつきましては、富田方面、富洲原方面につきましては、現在ある幹線水路、ただいまご指摘がございましたなぜ上からやっただというご指摘がございましたが、こういう水路につきましてはこれを整備すると、年次的に整備をしていく。ご承知のように昨年度もちようど東洋紡績の、失礼しました。これは二号幹線でございますから、ちようど郵便局の横から通りまして、代官町のほうへ抜けておりまして、一応運河へ落ちていくこの水路でございますが、この整備。それから関西線周辺の駅の線路付近の整備等やっておりますが、これを上のほうまで上げていく。それと同時に、また富田の四高の北側から抜けております小さい水路がございしますが、この整備、それから茂福、これは飛びますが、茂福の山口鑄工の前、山口さんの工場の前のと

ころに水路がございしますが、これをずっと落としまして、ポンプ場まで持っていく、こういうふうなところ。またその南にもございますが、こういう水路をいよいよ下流のほうから整備をしていく。場所によりましては、あるいは上流のほうで非常に断面が狭まってあって、拡張できるとかなんとかいう、ネックになっておるといふようなところになりますと、あるいは上流のほうをやるかも知れませんが、原則的には下流のほうから工事を行なっていくべきです。

それから、それによってわれわれといたしましては、朝明の都市下水路が完成するまでの間、何とかしのぎたいと、それ以外に方法はないと。ご承知のようにどの水路を見ましても、富田方面あるいは須賀方面、この辺の水路はもう拡張の余地がございません。改良の余地がございません。兩岸に民家が建ち並んでおります。したがって、これを広げるといふことは、川幅を広げるといふことはできませんので、三方をコンクリートにいたしまして、流量をふやすと、水のはけをよくしていく、滞水させないようにすると、こういう考え方で現在下水道課のほうで工事を進めさせております。

それから、次に公共下水を七年内に私がやるということをお願いいたしますが、残念ながら私その記憶がないのでございます。十四川の改良につきましては、議場で申し上げておりますけれども、七年くらいには着工できるということをつ申し上げたか、ちょっとこれは記憶がございませんので、もしそういうことを私が申し上げたとしたならば、もうすでに三年前でございしますから、あと四年以内に富田にかかるということになります。これはとうてい不可能なことでございますので、この席でこれはつつしんで訂正をさせていただきますので、よろしく願います。

それから十四川でございますが、十四川はご指摘のように災害で改修をいたします。しかしながら、延長が十四川の改良しなければならぬ延長というのは八百四十メートルぐらいでございます。総事業費が大体概算でございますけ

れども、二億二千万ぐらい。それから市長の答弁の中から、十四の水を落とすというところでございますが、これは訂正させていただきます。十四川は朝明の都市下水路へは落とせません。それだけひとつ私から訂正させていただきますのでよろしく願います。

したがって、これは私の努力の足りないところで、まことに山口議員をはじめ、議員の皆さま方には申しわけないんですが、本年度の河川費が総額八百万でございます。現在までに執行いたしておりますのが約四百万、もうあと四百万でございます。そういうことでございますので、われわれといたしましてはこれを有効に使いたい。しかもわれわれが守をさせておいていただく河川が市内に二十一ございます。そこで八百万でございますので、皆さん方から見ますと、何をこう薬ばりをしているんだというふうなことで、おしかりを絶えず受けるわけでございますけれども、今後はわれわれも河川に重点を置いて、もう少し予算をもらえように、財政当局のほうへは要望をしていきたいと思っております。そのうえでまた十四につきましても、こういう大きな改修計画を持っておりますが、危険箇所、危険箇所から改良を加えまして、地区の皆さま方にできる限り不安をかけないように努力をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それから運河の問題が出ましたが、運河につきましては、現在これはまだ市長にも助役にも申し上げておりませんので、議場で私が申し上げてまたおしかりを受けるかも知りませんが、港湾関係のほうといろいろな事務的な折衝をいたしております。ご承知のように名四国道ができるときに、いま現在の富洲原橋でございますが、大きな橋、あの橋のところで樋門をつけて締め切ってという話が出たんですが、当時富洲原から反対がございまして、あそこに漁船を入れておりましたので、あれができなかったということを私は聞いておるのでございます。当時としては、あそこへも引きですか、そういうものがあそこへ入っておりますので、それであの橋は非常に高く上げてございます。

その下を船を通すということ。ところがいまは状況がだいぶ変わってきております。それで現在は富田のポンプ場、それから富洲原のポンプ場、それから港湾のほうで管理しております一色の須賀にありますポンプ場、この三カ所で水は出しておるわけでございますが、何とかこれを一カ所にできないものか。そういたしますと、もう少しあの上くらいて何かできぬだろうか。船が出入りいたしますので、その辺にいろいろと問題があるわけでございます。運河は非常にきたないと、大井の川が新聞で騒がれておりますが、大井の川と同じように非常にしゅんせつもやりにくくてきたないと、それでこの辺のところを何とかいい方法がないものであろうかということで、現在検討を事務的に、技術的に検討を加えております。

ただし、地元に対しては、これについてはいろいろ今後ご異論も出てくるだろうと私は思っておりますが、どの辺でどうするかということは、合理的にやりたいと、しかしこれは何年後にやるということとは、ここではっきり申し上げるわけにもまいりませんし、またそういうことは私も言いません。そういう点において、朝明の都市下水路ができ、あるいはあと六年ないし七年たった場合に、情勢も変わってくるだろうという時点においては、運河そのものについても根本的にわれわれは改良できる。五カ年ぐらいでできるんじゃないかというふうに思っておりますが、その日の近いことを私たちも念願し、またそのように努力もしていきたいと思っております。

富田の舗装の書いてあることが点々と違っておりますので、答弁も変わってまいりますが、富田の舗装につきましては、また日を改めて私現地を山口議員のお供をして自転車で回らしていただきます。議場でお約束させていただきます。全市自転車で参りますと、約八百キロございますので。

〔私語する者あり〕

○土木部長（三輪喜代司君） はい。そういうことでございますから、ひとつよろしく願いをいたしたい。ほかに

何か、（笑声）

〔私語する者あり〕

私も市長と同じで、市長のお答えのありましたように、ずっと系統的に書いたつもりなんですけれども、落ちておるかもわかりませんで。

○議長（山中忠一君） 山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 衛生部長の答弁を求めたかったけどもね、実際のことという時間も長くかかるので、また議員さん連中がね、山口は長いことやってくれたんで困ったと、こういうそしりを受けることはきまっておるんや。あらかじめそれは予期してね、君の答弁だけはやめておくわ。けどもね、先ほど市長の言いた中で、ちょっと私はね、市長のさきの答弁はね、何ごとを言うとかわからんわ、けれどもあんまり市長にかみついたところで始まらせん。いいか、市長。あんまりね、こみ過ぎいったところが、市長とわしと議論するだけのもので、何の効能もないわ。いいか、言いたいことが口から出かかってくるけどもね、時間が長くかかる。まだ一時間あっても足らぬわ、これは。そうするとね、議員の皆さんがえらいおしかりをこうむるのや。山口はやりにかかるといつまでもやっとなるで、われわれはしんぼりするに困るといわれるのが落ちや。それでね、市長に言うのはやめておくけれどもね、ちょっと気にかかるのはね、先ほど十四川の水わね、川越のほうへ落とすと言われた。これは違うと部長が言ったので、これはもうよろしい、できそうなことはないでね。やったらね、あれを落としてしもうたら、片っ方が承知をせぬことはきまってるのや。けれど市長は何も知らんとって、知ったらしい顔するだけがぼくはちょっと気に食わぬのやな、これは。何にも知らぬのや、先ほどから聞いとると。まして下水の管を上からいけるのは至当でございますと、ぬけぬけと言うとる

ね、それは。そんなあほなことをね、しろりとやでわしは何ごともしませんな、あんたは。そんでわたし言うとな、技術者に要請しておるのやが来ておるかいな、部長。課長、来ておらぬのか。先ほど私が出席要求したら、すったらもんだたら言うて部長が辞表を出すたらちゅう話が出たちゅうことなんだ。おれをさしおいて課長を呼ぶちゅうことをはな、おれはもう必要がないのやで、もう辞表を出すということをね、ちょっと耳にしたんや。決してぼくはそういう気持で言うたんやないんや。というのはい、私は一番第一線に働く人間はね、課長や。その課長がちょっともここへ出席せぬとね、やるということはどうも私としてはふに落ちぬのや。よろしいか。われわれのなかまの声を課長に聞かしてやりたいのや。昔というと語弊があるけれども、前はみんな課長並だもんや。いいか。そのときは通告制がなしでばんばんやったもので、ほんとうは何を言われるかわからぬので、みんなふるえ上がったものや。よろしいか。そのときは通告制がなかったんや。ふるえ上がったもので、課長なんかまるきり寝て遊んでおるわ、議会中で一生懸命勉強したものや。このごろはそういうことが全然ないので、課長なんかまるきり寝て遊んでおるわ、議会中でめやというのが私のほんとうの言いたいところなんや。それを課長の出席要求したら、部長がぼくらにちよっとも質問を言わぬと、課長に言うちゅうことはぼくらは信用ないので辞表を出すたらへちまたらいうことをね、副議長は言うてきたわ。そういうふうに誤解されたらまことにすまんことやと、そういうことなら部長にあやまるわと、悪うございました。（笑声）いいか、そんなことやで悪く思わんでちょうだい。今後の仕事に支障を来たすで、ぼくも。仕事をやらなかったら選挙に落選するでな。（笑声）

それから市長がね、そういう舗装のせぬようなところがあったらはっきりと言うてもらいたいということをぼくに言うたわな、それは。そう言われればわたしもうそは言えぬのではっきりとここで申すがね、やったところがあった

らどうします。よろしいか、私に言わせればわしの五、六軒北や、富田の自治会の会計をやっている人間の両隣のところがですね、まん中に道ををさんでくるがね、四尺道路が両方にあるわ、だれが人が通っている。でんとそこに自動車置いてあるわ。人が通らんで自動車が置いてある。四尺の道路に自動車を置くということはどういうことや、市長。そういうところがあったら一べん教えてもらいたいと聞き直ったからぼくが言う。それにもかかわらず先ほど言いたように豊田君の前はさなめ、密集しておっても全々やらぬのだ。はっきりと事例をあげてある。処置をどうする。ぼくは隠さぬと言いのや、それは。まあ西町のやつわね、もう言わぬは、市長に。いま言うてもはじまらせぬでこれはやめところ。

それはそれと、それからもう一つ、いまの運河の問題は、あれは山口議員が埋めるというたでぼくは反対してやったと、先ほどおっしゃったが、ぼくは決して埋めるといふことは昔は言ったことはないはずなんや。わしの言うところ真髓は、いかにして西町、富田全体の水が円滑に落ちていくかという、頭を使ってぼくは提案してあることなんで、結論から言えば、あのだだっ広い、よろしいか、三十メートルもあるようなどぶ川を、いかにしてあれを深くするかというのがいつもかも頭痛の種なんや。いいか、大枚で百五十万、この前かけたわ、百五十万も二百万もかけて一べんさらえるわ、そえするとさらえたときは水が落ちるけども、少し一年か二年たつとまた詰まって水が落ちぬというのが現状なんや。そうするより、あのだだっ広い川を、おそらく三間くらいの川に縮めて、三間くらいに縮めれば始終深く土が掘れるじやないかと、そうすれば、川をいまより一間、六尺ぐらい下げてやれば、上の水が始終そこへ落ちてくるで、それで排水でくみ上げれば一番解決するのじやないかというのが私の二十年前からの主張なんですぞ。それを山口は埋めよというでぼくは反対したんやでと、決してぼくはそういうことを言っていない。富田の自治会でも私さっき申したように、十五年前から自治会全員が何とかしてくれと請願も出ており、また委員会もこれを採択し

ておるわ。それを一片の市長の考えによってあかんというようなことはね、わたくしとしては残念しごくなんや、よく検討してということばを聞けばわれわれはね、やっぱり議員というものを重く見てくれたなあという一の望みも持つけれども、よろしいか、失礼であるけれどもあなたは市長になってから二年か三年や、まんた。ぼくら何十年と研究してあることや。それを一片のぼくでもってね、けるということばね、議員の侮辱もはなはだしいとぼくは思いのや。まああんまり言うともたあとでしかられるからこのくらいにしておこう。

「山口議員、課長出席の件で、議長と局長に話しかける。」

それからね、先ほど市長がくみ取りの問題で、全国的にはリットル二十八円というようなことをおっしゃったが、そんなことでできるものと違ひのや。全国的はどういう算定をしたか知らぬけれども、いまの業者が取っているのは十五円でもってやね、そこへ百六十万か百八十万か補助を出して、その金額に対して幾らやということがわかるのや。よろしいか、おそらくぼくの算定では五十円かかると見ておるのや。絶対的に安うできない。大体のことはよく知っておるのや。よろしいか、さっき申したように、人件費、退職金、恩給、自動車の償却、全部換算したものはどれだけにつくかということば、大体わかっておるのや、それは。ぼくの概算でいくとね、おそらく十五リッターを五十円だろうとぼくは見ておるのや。ただそこで、自席からでかまわぬでね、部長、絶対かかりませんと言ひかね、かかっておりますか、それだけ、はっきり答弁しなさい。部長、衛生部長。五十円かかっていると云ひかね、かかっておりませんか。どちらでもええ、それだけでいっぺん返事せえ。

○衛生部長（中山英郎君） 端的に申し上げまして、市の原価が三十三年度決算で大体四十円でございますので、まあ五十円になるか、そこら辺、大体その程度。四十三年度決算で作業課で原価計算をいたしますと、三十九円というふうになりますので、私のほうのほうの原価的なものでいけば、これは市の例でございます。市の例でございま

すので、企業と少し違いますが、大体の線は業者要求としては四十五円というような要求が出ております。これについての計算、いろいろございますが、まあ私の見るところでは、大体三十円ないし四十五円の幅を持ったところが普通ではないかと、こういうふうな観念であります。以上。

○山口信生君　それならばまだくどいこと申し上げます。あんまり言うとな、業者をおだてるようにあたるでな、これは。業者をおだてるようにあたるで、わたしは言いませんけれども、明細は五十円以下では絶対できておらぬはずなんや。君が絶対というたら、わしは絶対調べてみせる。けどもね、大体それまで言えばね、それ以上深く突っ込むということは、あんまりにもふがないで言いませんけれども、大体あなたのいまの答弁で了解いたしました。けれども市長の答弁にはでたらめはなはいわね、実際。全国平均が二十八円たらへちまたら、まるっきりどこをつかんで言うところのかわからぬわ。あんまり言うとも市長さんのこけんにかかわるでこの辺でやめます。あとは答弁要りませんで、どうもすまんことでございました。

○議長（山中忠一君）　大島君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君　質問通告をいたしました諸点につきまして、市長はじめ関係部長より市民のしあわせのために、誠意あるご回答をお願い申し上げます。

まず、質問第一問につきましては、農業政策についてでございますが、二、三点についてお尋ねいたします。

総合農業研究所の一応仮称でございますが、建設についてをお尋ねいたします。

その前に一言お尋ねしたいことがございますので、お願いいたします。

すでにご承知のように、政府が農業政策の失敗から減反問題及び作付転換問題につきまして、農家は大きな不安を

抱いております。本市におきましても、種々の問題が起きておりますのはご承知のとおりでございますが、一昨日の雨から減反した田も、雨等によりまして、さらには天候が例年より悪いという気象庁の予報等もありまして、農民は非常な不安を抱いておるのが現状でございます。さらには米の不作は想定され、米価の問題も農家の要求を大幅に減額されているように承っております。このようなことから、生活不安の気持ちがつつのばかりでありまして、現在の四日市における農家の現状を市長はどのようにお聞き及びか、その点をまずお伺いしたいのでございます。

先ほど申し上げました総合農業研究所の建設についての問題でございますが、市長は当初予算におきまして、若年農業後継者の育成をはかり、企業的農業経営を行ない、農家の安定した生活が営めるようにと、このような趣旨で方針を立てられ、予算を計上されております。さらに農業研究所指導所の整備拡充を行ない、農業技術及び経営の指導に努力したいと申されております。この問題の市長の構想の内容についてお伺いをしたいのでございます。

私の提案いたしております研究所のおもな内容につきましては、田畑の地質あるいは水、あるいは気象等の関係により、どの地域、どの地区には、あるいはどの地質にはどのような種類の作物が適合しているのか、このような調査、研究をして、さらにはその地質あるいは作物にどのような肥料が必要であるか、そのように作物で生活ができるかどうかというような内容を含めての研究所の建設ということでございます。それにより市長が申されております後継者対策の一端が確立し、もしそれが実現できれば非常に農家も希望をもって農業にいそむことができるのではないかと存ずるわけでございます。この点についてのお伺いをしたいと思います。

第二点につきましては、その研究所等で、その地質の最高価値が明確になり次第に、作付の転換等が始まるのであります。その設備あるいはそれに必要なるもの機械の購入、あるいは種、苗、その他必要なものを購入することが考えられます。それに加えまして、近代農業に転換もしくはその他により農機具あるいは諸施設の設備に対する

設備資金の貸し付け、あるいは半額補助金の制度を施行していくことが必要になってくると、あるいはまた、その設備資金あるいは半額補助の問題によって、この農業後継者あるいは近代農業の充実について、市長の考えていることが実現できるのではないかと、このように考えているわけでございます。この点についてのお答えを願います。

第三点目に、諸作物貯蔵庫の建設についてでございます。

すでにご承知のように、本市には白菜の生産指定都市になっているのが皆さまですでにご承知のとおりでございます。しかし昨年を生産あるいは一昨年の生産から見ても、この白菜あるいは果樹等の貯蔵する倉庫が不足したためか、一部の地域の農家の方が私どもの家庭へ行商に来て、そのときの話では、せっかく汗とあぶらで働いてできたこの野菜や作物が、豊作貧乏で困っているというそういう苦情を聞いたことがございます。このような状況から考えまして、農業に携わる方々が、働く意欲がなくなることは必定であります。さらには生活の不安定、次第には離農する人々が多くなっていることも事実でございます。この問題を解決するために、どうしても冷房あるいは暖房の野菜あるいはまた果樹の貯蔵する倉庫が必要になってくるのではないかと、このように思っておりますが、この点のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

なお、これに伴って采女のほうに倉庫ができておりますが、非常に喜ばれているという点、あるいはまた非常に貯蔵する車の出入り等によっての問題で困っている点、このように私は伺っておりますが、いずれにいたしましても、この倉庫の建設が完備することによりまして、生産者と私たち消費者との間に、常に新鮮な野菜やくだもの等が販売され、また購入されていくということになるかと思っております。あわせてこの倉庫の建設、それから流通機構の悪化等によって、どんどん物価の上昇が行なわれているわけでございますが、そういう点も一応押える面もできるかと私は考えております。したがって、この倉庫の建設あるいは流通機構の問題について、市長はどのようにお考えか、

あるいは担当の部長はどのようにお考えかをお尋ねしたいわけでございます。

次に、第二問、中小企業等及び商店等勤務者の退職金制度の問題について伺い申し上げます。

先般もこの議場におきまして本問題について質問いたしました。その後産業部のほうでこの問題について種々調査もされ、検討されたように聞き及んでおります。一部の企業では、この退職金制度については非常に喜ばれているというふうなことも風聞いたしております。昨日の質問の中にも、人口の増減の問題が出されておりましたが、このやはり種の充実をはかるためにも、この退職金制度等の問題も、あるいは雇用対策の問題も非常にいいのではないかと安心して四日市に住める、あるいは将来そこで働くことができるということになるかと考えます。したがって、それがもし実現したならば、そこで働く人が非常に喜び、そして、したがって生産も上昇し、あるいは商店の繁栄もできるものと私は考えております。この点についてどのように調査され、進行されているか、お尋ねをしたいわけでございます。

第三問、福祉行政についてお尋ねいたします。

私たちがたびたびこの議場におきまして、福祉行政については種々の面からお尋ねをいたしておるものでございますが、昨日は伊藤太郎議員よりも老人福祉対策についての質問がございました。ダブル点は避けたいと考えております。次にお尋ねする点についてお答えを願いたいと思います。

第一点は老人ホームの建設及び救済についてでございますが、この老人ホームの建設について、現在本市にはご承知のように寿楽園がございます。先日視察をさせていただきましたが、そのときの話の中には、本人の希望もあり、あるいはまた寿楽園では収容できないということで、他の都市の施設に二十数名が一応依頼されて入園されているところでございます。さらに感じたことにつきましては、非常に寿楽園が暗いという感じをいたしました。やはり私は長

い間本市の発展のために、今日までの激動の中を切り抜いて、今日の四日市を建設してくださったそういう方々のやはり場所については、あまりにも申しわけないような状況でございます。どうしても明るくそして楽しい毎日が過せるようにと私は考えるものでございます。市長は、老人福祉に力を入れると発表されておられます。したがって、他都市にお願いいたしております方々を、今後本市での設備拡大あるいは次に申し上げる問題等も考えられて、どのように市長の考えている政策が実現できるかをお尋ねしたいわけでございます。

次に、救済の問題になりますけれども、市長は、本年より八十歳以上の方に敬老金一人年二千元を支給するように予算を組んでいただきました。しかも敬老の日に支給されると聞き及んで、非常に喜んでおられる人も多いわけでございます。

さらに一步進んでお尋ねあるいはお願いしたいことがございますが、現在の平均寿命は七十歳あるいは七十三歳といわれております。現在本市に七十歳以上の方が約八千五百八十二名いるといわれております。したがって、この七十歳以上の方々には年三千元以上、あるいは八十歳以上の方には長寿のお祝いの意味として、年間五千元くらいの敬老金を出してはどうかと考えるわけでございます。この点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

第二点、心身障害者及び精薄者年金制度及び施設の整備拡充の問題でございます。

市長は、本年度当初予算に重症心身障害児手当制度の創設の実現をされたことは、いろいろの問題があるにせよ、市長の叫ばれている内部充実の福祉行政に、昨年度より一步も二歩も力を注がれたという点については、非常にうれしいことであります。この福祉行政は、おもな問題について、特に現在質問しております問題につきましては、外部からの影響よりではなく、本人の内面から起きてくる問題について、このように困っているわけでございます。このような方々の家族あるいは本人も非常に苦勞し、悩み続けているのが現状であります。この点に注目をしていかな

ければならぬと思うのでございます。したがって、これらの方々にはできる限りの協力や努力を惜しんではならぬと考えているのでございます。このような観点から、心身障害者あるいは精薄者等の重症者に、あるいは中には軽症でもたいへんな方もございますが、かわらずその家族に対してそれ相当の年金なりあるいは手当の制度が必要と考えるのでございます。こういう点についての市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

なお、現在、承りますと、この福祉行政の一環として総合計画を検討されているやに聞いておりますが、こういう問題等についての進捗状況をお聞かせ願えれば幸いです。

次に、手をつなぐ母の会の方々の中には、重症者は無理としても、中あるいは軽症者の成人施設の設置が必要であるという声が出ておるようでございます。あのみはと学園におきましては、十八歳までは救済され、あるいは二年を追加し、二十になるまでめんどろいは見ていただいております。しかしその二十という誕生日を過ぎますと、非常に冷たいような感じで、その場所を出されるようにも承っております。このような方々が、この流動する社会の中で、その家族とともに働いて生計を保つということは非常に困難な問題でございます。したがって、このような方々を救済する意味においても、あるいは本人の生きる喜び、あるいは仕事をしてその自分のつくった製品が完成したという喜び、そういう面から考えても授産施設及び職業訓練ができるようなセンターが最も必要ではなからうかと考えるのでございます。この点について関係のご当局はどのようにお考えか、お伺いしたいのでございます。

次に、第四問、道路舗装、補修及び舗装等の推進状況についてお伺いいたします。

先ほど山口議員から質問もございましたので、ダブル点は避けますけれども、本年の当初予算の額は、部長が示されたとおり、また現在進行をしているものも六七％という数字が発表されております。しかし一般の市内一円の道路維持修繕等がどの程度進み、どの程度の予算が執行されているかをお伺いしたいのでございます。

昨日来いろいろ質問が出されてありますが、たとえばこのところで土管を一本入れてほしい、あるいは砂利をまいてほしいというこまかな点でございますが、いろいろな問題やお願いがございます。職員の不足あるいは予算がないのかわかりませんが、なかなか実行できない点も多々ございます。したがって、市内一円のいわゆる修繕等の計画が当初予算の当時計画されたとおり、あるいはそれ以上に推進しているかどうか、こういう点についてのお答えを願いたいと思います。

次に、第五問、公害問題についてお尋ねをいたします。

私は、公害問題を取り上げますと、またかという声がございます。私は、市民にとっても国においても、あるいは現在世界各国がこの公害問題を真剣に取り組むような姿勢となってきたことは、一面は喜ばしいことでございますが、一面は悲しくてならないのでございます。患者に対する救済の問題につきましては、昨日質問がございましたので避けることにいたしまして、次の点にお答えを願いたいと思います。

第一点は、何といいたしても発生源の対策が必要であることは常々この議場においても申し上げておられるとおりでございますが、発生源といえども多々ございます。まあ大きく分けて大気の汚染の面から申し上げてお答え願いたいと思いますが、大気汚染の原因については、もちろん本市において重油等を燃料とする企業が約九八％くらいあるといわれております。ここから起こる発生源の対策には、いろんな角度からの対策が講じられておるのは事実でございます。たとえば低硫黄の重油を使う、あるいはガス等によってそれを補う、あるいは近い将来原子力によってそういうエネルギー燃料が使われるのではないか、このようなことが想定されております。現在の状況の中で発生源対策として、市長は今後どのように具体的な構想をもって進めていかれるかをお尋ねしたいわけでございます。

第二点目、大気汚染や悪臭等によって健康を害され、そのつど患者の増強を見ているのが現状でございますが、市

内に定期的に住民検診を進むべきであり、一部行なっているところもでございます。最近石油第三コンビナートによる悪臭や、あるいは亜硫酸ガス等の臭気によってたびたび苦情が出ております。このような現状から、関係企業には厳重を注意の申し入れを行なっていただきたいのでございます。さらには羽津あるいは富田、富洲原、大矢知方面の方々が住民検診をすることが急務であろうと考えます。現在の行なわれている地域あるいは申し上げた地域においては、非常に多方面になることが事実でございますが、でき得れば公害検診専門の住民検診車、健康管理という面から住民検診車を購入して、市民の健康管理に専念するようなそういう施設や制度が大事だと思っておりますが、その点いかがでございますでしょうか、お尋ねをいたします。

第三点は、水質汚濁の問題でございます。昨日も海洋投棄の問題で質問がありましたので、重複を避けますが、現在の協同排水処理場が事実上運転されていないように思っております。その後の経過についてお尋ねをしたいと思います。

さらに関係の四社の排水の処理方法はどのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

第四点目、最近名古屋港の汚濁あるいは木曾三川等の問題によりまして、伊勢湾の魚介類の不足ははなはだしいうということも聞いております。さらに相当沖まで行かなければ漁獲ができないという現状であるということでございます。

そこで私は、市長に提案をいたしたいのでございますが、本市がすでに磯津等水質汚濁によりまして、魚介類の死亡及び悪臭等の被害の起きている都市でございますので、再びこのような問題を起してはならないと思うのでございます。したがって、本市が中心となり、東海三県の関係市長さん、仮称伊勢湾及び木曾三川水質保全協議会を設けて、これらの問題と取り組んだらどうかと考えるわけでございますが、その点いかがお尋ねをいたします。

第五点目、本市は現在水質の調査及び大気の調査も行なっていることは事実でございますが、大半は県の公害センターに依頼しているのが現状でございます。しかし諸般の情勢から考えてみまして、本市に独自のこれら大気汚染や悪臭及び水質等の調査、研究ができるそういう公害研究所を独自に設置して、そしてより一歩公害対策の推進をはかるべきであると考えるわけでございますが、その点のお考えをお答え願いたいと思います。

○議長（山中忠一君） 暫時休憩をいたします。

午後四時十五分休憩

午後四時三十四分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

農業総合研究所の問題に関連してでございますが、四日市の農家の現状をどのようにつかんでおるかという質問でございましたが、ご承知のように、四日市市には約九千戸の農家、四万五千人の農業従事者があるという統計の数字が出ておりますが、ただ専業者は四割ぐらいであろうというように考えております。しかも農業所得の、平均農家の農業所得は、大体年間百二十万でございます、そのうち農業所得が四十万円、農業外所得が八十万円ということになっております。その数字にも現代の農業のあり方を示してあるんじゃないかというように考えられます。これだけの四万五千人の農業従事者を一応前提といたして、現在市の農業総生産は約七十億円ということになっておりま

す。その最高のもが米の二十億円ぐらいでございますが、現在の農業というものは、私が申し上げるまでもなく、たいへんむずかしい段階にきておるといことは、リンゴをつくっても安い、あるいはナシをつくっても安いということ、レタスがいいということ、四十四年度非常に栽培が奨励されました。十キログラム四千円というような高値のレタスが売れましたが、本年はその十キロのレタスがわずかに百八十円に暴落しておるといふ事実を見ましても、日本の農業というものが、非常にむずかしいところにきておるといふことであると思います。われわれといたしましても、たびたび申し上げておりますように、この柱といたしまして主産地の育成をやりたいと、しかも生産地を育成するためには、やはり企業的な農業を目ざして、主産地というものが若いほうに熱心な農家の人になわなければならないということから、自然にこの主産地の育成ということと後継者の育成ということと結びつくようなやり方で努力をいたしたいと考えております。農業青少年クラブというようなものを育成しまして、現在たいへん活発に研究をいただいております。百二十人ぐらいの会員がございまして、養鶏、養豚、あるいはお茶、米作、野菜等すべて熱心な研究をしております。研究誌なんかも発行されておるようなのが現状でございます。それから、そのように土地を持っておるだけで自分では耕作しないという農家がふえておりますので、請負耕作というやり方で、組合をつくっていただいて、請け負いをさせていただくというようなことで、現在羽津であるとか、あるいは水沢、桜、下野というところとでそういう請負耕作というようなことをやっていただいております。

次に、畜産関係につきましても、養鶏、養豚、あるいは乳牛というようなことで、いろいろ努力をしておるわけでございます。農業総合研究所というようなご構想につきましては、肥料であるとかいろいろなご指摘がございましたが、現在嬉野町に三重県農業総合センターと申しますか、そういうものをやっておりますので、私はそれに依存してやっておりますのではないかとこのように考えます。四日市市の農業指導所はそれなりのやはり方向に進むべきで

はないかというように考えております。このように野菜がつくっても暴落するというような情勢下では困りますのでやはり、最近の都市行政上需要の多い樹木に転換していくとか、そういう公園に植えるような木をつくるというようなことで、たとえば北九州の一部にあるような、集団的にそういうような植木をつくる所、あるいは埼玉県等にもございますが、そういうような安行あるいは田主丸というような所がございますが、そういうような所のよう、やはり方向を目ざしていくのが農家の安定していく方向ではないかと考えておりますので、農業指導所は幸い非常に好評を得ておるようでございますが、見ていただいて、なるほどこういう方向にいけば近代的な農業として、農家として食っていけるというような方向を出したいという考え方をいたしております。これらの点につきましては、産業部長からご質問にお答えさせていただくことができると思います。

農業育成の方向としましては、一応構造改善事業というものに非常に力を入れて、ご承知のように貝家の構造事業、農業構造改善事業等におきましては、野菜を主とするところの生産地をつくりたい、主産地をつくりたいという方向で努力をいたしておりますし、請負耕作につきましては、当初羽津等を中心として出発しておりますのを、だんだん全市的に広めて、コンバインから共同乾燥、共同刈り取りと、そういうような方向に持っていきたいというふうに考えております。

乳牛の育成につきましては、水沢の育成所というものを助成をいたしております。現在までに相当数の乳牛の育成をしております。

それから四十四年度から川島の市有地に草地の造成、えさの草地の造成というものをやっておりますが、これにつきましても、現在の結果を見ますと、たいへん成績があがっておりますように拝見、拝聴いたしております。

それから四日市市で八億円が生産額があると言われておりますところの水沢、あるいは小山田のお茶の栽培でござ

います。このお茶の木がたいへん古くなって、また樹種も悪いということ、なかなかこの新しい木に切りかえるということが、やぶきたというような木に切りかえるというのは、個人でやるのは非常に困難なことだということで、八億円からあるこの生産物を、さらに盛んにするために、お茶のバイオトプランというものを水沢でやるべく予算化しておりますということにつきましても、ご承知のとおりでございます。

それから、貯蔵庫の問題でございますが、生産ばかり力を入れましても、貯蔵ということができませんと、流通の面においてほんとうに合理的な効果をあげることはできないということは事実でございます。現在水沢のお茶がうまくいくという一つの理由は、やはり、水沢の茶農協にありう冷蔵倉庫があるということがあつて力があるというふうに考えます。したがって、今後こういうような集荷所であるとか貯蔵庫というものにつきましては、力を入れたいと思っておりますけれども、これにつきましては、やはり農業協同組合というものが、もう少しそういう方向にやっぱり力を入れていくべきではないかというふうに考えます。農業協同組合が、農家から集めた金を産案関係の資金として貸し出して経営をやっていくなければ成り立たないということは、まことに情けないことでございます。こういう農業会こそ、やはり集荷所とか冷蔵倉庫というように、イモの種イモの貯蔵庫というものが、小さいものでございますが、こういうような種イモのための貯蔵のみならず、生産を合理化していくためには、流通段階において冷蔵貯蔵庫というものの、アメリカなんかでは大きな地下貯蔵庫があるように聞いておりますが、やはりそういうものがあつて、トラックが自由に出入りができるところの冷蔵庫がなければ生産も合理化ができないというふうに考えております。

しかし、これはなかなか金がかかることでございますし、岡崎市がこの近県では市営の冷蔵庫をこしらえて非常に成功しておるというように聞いておりますが、伺いますと、岡崎には東海冷蔵であるとか、そういうような冷蔵会社が

ないということでございます。ですから市でやったんだろうと思いますが、こういう方向も十分調査をいたしまして対策を講じたいと考えます。これらの点につきましては、産業部長から補足をさせたいと思います。

中小企業の退職金制度につきましては、一応中小企業退職基金共済法に基づくところの中小企業退職金共済制度、並びに、小規模企業共済法に基づくところの小規模企業共済制度というものがございしますが、現在、まだまだ加入率が低いようですので、中小企業等はこれを積極的に利用するよりな方向に向くべきではないかと、またそのよりな指導をやはりしていくべきであると、さように考えているわけでございます。

老人ホーム、心身精薄救済制度、手をつなぐ母親の会等につきましては、厚生部長からお答えさせていただきたいと思いますが、寿楽園の感じが暗いというご指摘がございましたが、私も老人の日には毎年寿楽園で皆さんと一緒に食事をさせていただくことになっておりますけれども、私の拝見するところ、食堂あるいは居室の状況等を拝見しますと、決して暗くはないと思います。むしろあそこに入っておられる老人方は、たいへん一般の家庭でいびられておるよりも非常に恵まれておるんではないかというように私は考えております。しかし、そういうような点がございましたら、ぜひ改めるように努力をさせていただきたいと思えます。まあ、もう少し南のほうで、国有地が買収できますので、そこへ拡張する計画であるわけでございます。また老人ホームあるいは老人センターという要求がたいへん強うございますが、これは心身障害者等も含めて老人関係のものは、総合社会福祉会館というようなものに収容させていただいて、そういう福祉をはかるのが一つの方向ではないかというように考えております。

道路補修、舗装等につきましては、土木部長からお答えをさせていただきます。

公害発生源の対策に対して、具体的にはどのように考えてやってきたのかということでございますが、たびたびこれまで発生源対策、特に大気汚染あるいは悪臭等につきましては、これまでも申し上げてきておりますが、発生源対

策の唯一のものとしましては、一番根本的に強化してきたことは、高煙突等によるところの拡散の方法、あるいは悪臭の場合にはバルブをあるいはパイプを嚴重にするとか、また低硫黄の燃料重油を使うような方向に向いてきております。現在も硫黄分の点については以前から見ると相当よくなってきておる。それから、たとえば石油化学関係でも四日市市の場合ですでに十年という歴史がたっておりますので、設備等も非常に古い、近くスクラップダウンの時期がきておるといふふうに考えます。したがって、そういうときにはぜひりっぱな設備にするように要請しますとともに、拡張あるいは新設される場合には、公害防止のための確認書というものを嚴重に取りかわして対策を講じたいと、さように考えておりますし、現在そのような方向でやっております。最近第三コンビナートのみならず、四日市で新しく増設されるもの、あるいは拡張されるものにつきましては、公害防止のための確認書を取りかわしてあるわけでございます。

住民検診車の購入等につきましては、ただいまのところそこまで考えておりませんが、これはいろいろ情勢を見て判断をいたしたいと思えます。

水質汚濁の防止のために、共同排水処理場というものが全国的な注目を集めて出発したわけでございますが、このスラッジをどうするかということで、当初からやはり山に捨てて、それを土の中に埋設するのが一番いいのではないかとという方向でやってまいりましたが、雨のために流れると悪臭が出るというようなことで、いろいろ検討しました結果、海洋投棄という方向が打ち出されたわけでございますけれども、漁業組合等の非常な反対もございまして、その間最小限度の操業にとどめて、バクテリアが死なない程度に維持をしてきたわけでございますが、ご承知のように焼却設備というもので処理するということに決定いたしましたので、近く焼却設備が完成次第操業されることになっております。ぜひ一日も早くこの設備が動くことをわれわれも念願しておるわけでございます。

伊勢湾水質保全協議会の設立ということにつきましては、たいへん私は時宜を得たい案ではないかと思ひます。ぜひともこれは三重県等にも伝達をいたしまして、そういう方向に進みたいと思ひます。伊勢湾全体のやはり問題でございますので、先ごろの新聞発表を見ましても、四日市港の汚染度よりも長良川の下流のほうが悪いというように驚くべき数字が発表されておりましたが、そういう情勢を見ました場合に、やはり伊勢湾沿岸全体が協力をしなければ、この水質を保全するということは非常にむずかしいと思ひますが、同じ木曾川一つを見ましても、最近テレビで盛んに言われておりますように、一年間かかってもなかなかきれいにならないというのが現状でございますので、たいへんむずかしいことではございますが、伊勢湾全体がやっぱり保全する必要があるのではないかと。こういうご提案につきましては、三重県等にも伝達をいたしまして、ぜひ実現できますように努力をいたしたいと思ひます。

本市独自の公害研究所を設立したらどうかということでございますが、まあ公害課にいろいろ施設を充実しておりますけれども、県が三重県の公害センターでもっていろいろ処理をしております、たとえば、テレメーターの設備にいたしましたも、電子計算機に接続したところの計算機であるとか、あるいはタイプライターというものを設備いたしますと、一億円以上の金がかかるような基金が必要でございます。こういうものを県も準備し、市も準備するという必要はないことではございまして、県と市がやはり機能分担をして公害の排除に努力すべきであるというように考えますので、私は、国が公害研究所を設置してくれるならともかく、本市は本市のやり方で、やはり本市の考え方で県の公害センターと協力をして、機能分担的に努力をすべきじゃないかというように考えております。

○議長（山中忠一君） 産業部長。

〔産業部長（阿南輝彦君）登壇〕

○産業部長（阿南輝彦君） 大島議員の農業関係のご指摘の問題点、いずれも市長が全部触れておられますので、特

につけ加える点もございませんが、何ぶんにもむずかしい時期に入っております農業につきまして、質問通告を拝見いたしますと、すぐこのあと訓導議員のほうからも七十年代の農政という試案が示されるようでございます。たいへんまあ関心を持っておるわけでございますが、従来の基本法農業から総合農政ということとはがこの二、三年前から出てまいりまして、特にこの米の生産調整の問題が出てまいりまして、また先般の米価の決定に際しまして、珍しく佐藤総理が農政について特に閣議等で発言をしておられることが新聞報道で伝えられております。生産者が安心して取り組める農政、また消費者大衆も他産業の人たちも納得できるような農政、そういったものをつくれ、また一方では生産と消費を直結するような形の流通改善、これは先ほどもお話の出した物価対策という問題もあろうかと思ひますが、そういったような環境の中で、国のほうでも幾つかの基本的な柱を国の農政審議会の答申等に基づいて打ち出してきております。その柱には盛んに農協関係の団体、あるいは全国の農業会議所、あるいは自民党、あるいは社会党、その他の政党超党派でいわゆる適地適産というようなものを前提とした農政の今後のあり方を強く打ち出してあります。倉石農林大臣あたりの談話等を見ましても、「適地適産を進めたい、しかし自分には自信がない。」というふうなことをやはり言っております。当然最近問題になっております新しい農政についても、適地適産、地域分担ということについて指標を立てなきゃならない、ガイドポストを立てなきゃならないということが言われて、農林省にそういった指示も出されておるようですが、農林省の役人にしても全く自信を失っておるというふうな状態で、末端のわれわれ市町村にあっての農政を担当するものにとっても、まことに心もとない状態にあるわけでございますが、先ほどご指摘の農業研究所のようなものにつきまして、市長が県の農業センターについて触れておられますが、隣の愛知県では非常にりっぱな農業総合試験場が以前からありまして、ごく最近に行つてまいりましたが、たいへんりっぱに整備をいたしております。先ほどご指摘の貯蔵庫の問題につきましても、この愛知県の総合試験場において、

いわゆる冷蔵貯蔵というふうな、野菜関係についても長年のテストの結果を発表しております、テストの域を出て愛知県下の農協を中心として県なども指導いたしました、冷蔵庫を設立するということを推進してあるわけでございますが、そういった愛知県の総合試験場までいかないにしても、三重県のりっぱなセンターがこの四月一日から発足をいたしております、機構も九つの部を持っております。また、農業経営大学校も併設をいたしております、市の農業研究指導所をさらに充実する方向に持っていきながら、こういったせっかくできた県のセンターなどと十分に連絡をとりながら、国のいずれは出してまいるのでしょーうそういった適地適産のさらにアロケーションとしての県、さらに四日市という特性の中における方向を見出していかなきゃならないんじゃないかというふうなことを日々考えておるわけでございます。

次に、中小企業共済制度について、その後の調査の結果がどうなっておりますかというご指摘でございますが、これは先般の議会でも若干触れたつもりでございますが、いまま市長が申し上げましたように、国の中小企業退職金共済事業団、あるいは小規模企業共済事業団、こういったものが中小企業のための共済制度をとっております、四日市におきましては、いわゆる国のいう中小企業の定義に当てはまる企業としては、工業関係で千九百、商業関係で五千百、合わせますと七千をこえる中小企業が商工業だけでもあるわけでございますが、この国の中退金とわれわれ言っておりますが、この制度の利用状況、発足当初よりも次第に制度の内容も改善をされておまして、個々の企業の方々にも私どもこの制度についての考え方を伺っておりますが、先般勤労青少年ホームの融資をこの事業団から受けておりまして、その調査役が参りましたときにもいろいろ懇談をしたわけでございますが、四日市におきましても逐次この加盟がふえてまいっております。中には抜けていく方も年々若干ありますが、年々大体ふえていっている、ただこの管内が鈴鹿以北を含めておるために、四日市分だけの数字がはっきりはつかめないでございますが、現在のところ

約四百の加盟があるものと推定をいたしております。こういった国の制度に加えて、川口市においては以前からこれを補完するようなかっこうでの制度を実施しております。川口市は何かにつけて非常に特異な制度を打ち出しているという話題になるわけでございますが、京都府におきまして、この国の制度の以外の制度をやっております、ことしの初めごろに名古屋市の商工担当の者と私のほうといろいろこの制度について意見を交換したことがございますが、こういった川口あるいは京都の制度等をいろいろ見て共同研究しようじゃないかということにしておったわけですが、国のほうではこういったいろんな制度ができることは好ましくないという見解を出しておりますが、名古屋市においてはこの十月から発足をさせるという意向をついに二、三日前に聞いております。しかしいずれも、国の制度にしても、こういった京都府、川口市、あるいは名古屋市がやろうとする制度にいたしても、なかなか中小企業の方々にずばりお役に立つつもりであつてもなかなか理解をしてもらえないのか、魅力がないのか、残念ながら利用数が非常に少ないという現状にあるわけでございまして、今後特に四日市におきまして、こういったむずかしい時代の中小企業対策として、これがほかの市の状況など十分に見まして、検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上市長のお答えに補足をいたします。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 道路補修費につきましてお答えいたします。道路の修繕工事費は現在現計予算二千五万のうち、土木課の予算の担当のところを立案されて通っておりますのが七百四十六万二千元で、ここで三〇%でございます、率からいまして。そのうち四百九十五万三千元、これは予算額に比較いたしまして二〇%でございます。

が、これが契約が終わっております。それから、もう一つお断りしておきますが、きのうの市長の報告の中にもございましたように、百八十ミリの雨が降っております。最大時間雨量は三十二ミリでございます。これによりまして、本市の土木関係、特に道路関係で、道路河川を入れまして受けました被害額が、推定でございますが、現在のところ二千万ないし二千五百万と、このように推定をされます。そのうち災害関連事業としてできるものが約一千万ないし一千二百万、このぐらゐのものが出てくると思ひますが、これも査定を待たないとはっきりした結果は出てまいりませんが、そういうふうなこともございますので、これも一応ここで報告をさせていただきます。

なお、きのうの新聞にも出ておりましたように、三百五十年前に築かれた名古屋城の石垣がくずれております。こういうふうなことでございまして、今後の梅雨前線の動きによりましては、この金額は減ることなくしてふえるだろうというふうに思っております。

それから次に道路の舗装でございますが、六七％というふうに大島議員はおっしゃいましたですが、これは現在、私が申し上げましたように、土木課の予算の担当を通りまして、立案されて決裁のほうへ上げた数字でございます。そのうち三四％の六千七百万が工事の契約を、調達契約課のほうで工事契約を終わっておりますのでございまして、残につきましてはまだ決裁がありましてので契約いたしておりません。近くこれは契約されることと思ひます。しかしながら、いま申し上げましたようなこのつゆときでもございしますので、このつゆが上がりないとこの工事は着工できない、現在着工中のものも一応そのままとめざるを得ないというふうに考えております。

なお、こういう雨季が続いております。しかも私のほうといたしましては、農繁期と関連をいたしておりますので、人員が整いませんので、懸命に道路の補修等やっておりますが、非常に皆さん方にご迷惑をおかけしてあると思ひます。先般四月の雨で補修がおくれた所は一部業者へ発注もいたしておりますが、まだまだ相当舗装

道路、砂利道等でご迷惑をおかけしておりますけれども、そういうふうな事情でございまして、われわれといたしましては、できる限りご迷惑をかけないように懸命の努力をいたしますが、何ぶんにも天候並びに農繁期と悪条件が二つ重なっております。思うようにいかないのが現状でございますので、この点まことに申しわけないと思ひますが、こゝねがわくば、つゆが早く上がりまして、われわれの作業所の能力がフルに回転できることをわれわれといたしましては願っております。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 市長の説明に補足させていただきます。

まず、寿楽園の感じが暗いということにつきましては、市長からご説明がございましたように、私としても決して暗くは感じておりません。建物としては、ただご指摘の中には、その中に住む老人の姿が暗いというような感じをされたのではなからうかと、こういうふうにも感じまして、その面からちょっと補足をさせていただきますが、施設だけをよくなりました。その中にいる老人をどうしたら明るくさせるかということが、一番私はネックになるのではないかと思ひます。それがためには、やっぱり生きがいを与えるということ、それから孤独にさせない、ならないということ、この三つが非常に重要なことになるんじゃないかと思ひます。ですから南側にかりに拡充をいたしました、やはりその老人たちが能力のある限り働いて、やはり働くことによって生きがいを感ずるというふうな施設を他市もやっておりますので、本市もそういうふうと考えていきたい、こういうふうに感じております。

それから次でございますが、敬老金のことでございますが、ご指摘のように八十歳以上に五千円あげたらどうかと、あるいは七十歳以上に三千円というご指摘もございましたが、さきの議会で一応二千元で打ち出している線で

当分はまいりたいと、こういうふうに考えております。ご指摘の趣旨をよく踏まえながら、そういうふうにやっていきたいと、こういうふうに考えております。

それから、その次でございますが、心身精薄者の救済制度でございますが、外部要件でなくて、内部要件が非常にあるので、その面で家族にも手当を出したらどうかというご指示だと思っておりますが、私のほうで考えておりますのは、ご指摘の趣旨から手当制度を考えて、重症心身障害児手当ということで踏み出しておりますので、その点ご承知をおきをお願いしたいと、こう思います。

それから、なおここで補足をしてご説明しておきたいのは、これも三月議会で提案いたしましたように、心身障害者の扶養共済制度が全国一斉に行なわれまして、県を単位に国と契約するわけでございますが、これも私のほうで現在申込みを受けて手続きをしてあると。このことは共済制度につながるものでございますのでご承知をおきをお願いいたします。

それから、総合計画を立ててあるようだが、その進行状況はどうかというようなご指摘だったと思いますが、これはご承知のように、市長から三月議会に提案がありまして、各部が研究会ということで各部が作業を進めております。厚生部といたしましても現在作業を進めております。そういうことでご了承をお願いしたいと、こう思っております。それから、軽症の精薄の方の成人向きの施設についてのご指摘があったかと思いますが、これも十分に現在検討中でございますので、よろしくご了承をお願いしたいと思います。

以上私の記憶してあるところではその点でございますので、あとで言い足りないところがございましたら、またご指摘によってお答えさせていただきます。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 大島君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 たいだいお答えをいただきましたんですが、非常に希望の持てるもの、もう一步努力してほしいもの、種々ございますが、まず第一点の第一問の中の研究所でございますが、現在県が実行されているということで希望を持っておるわけでございますが、さらに、もちろんこの推移を見られて、そして本市にもあるいは分室のような研究所等をつくっていただいて、具体的に、たとえば富田方面の土質はどうか、あるいは内部のほう、あるいは水沢の方面とかいうような、具体的な地質の調査等を行なって、そしてさらにその土地の最高価値を生かしている、それに伴って生活も安定できるような方向が大事であろうと考えて提案したわけでございます。現在このような制度が、あるいは建物ができて非常に喜んでおるわけでございますが、どうか本市にも、そういう具体的な調査によって農家の方々が喜ばれるような方向を実現していただきたい。この点については要望を申し上げるわけでございます。

さらに、現在本市におきます減反の問題によりまして、いろいろの問題が起きております。それぞれの悩みがあるわけでございますが、産業部長もこの点については相当悩んでいるようにうかがっております。したがって、現在政府のいわゆる頭からの方針によって、市民がどれだけ、あるいは農家の方々がどれだけ苦労しているかということ、市長もひとつは感じて、そういう方々の問題の処理を早くできるように努力をお願いしたいと思いますのでございます。それから、それは要望にとどめておきたいと思っております。

時間もおそいので、ごく簡単にお尋ねするものだと思いますが、先ほどの貯蔵庫の問題で非常に希望のあるお答えをいただいたわけでございますが、どうか岡崎等も成功してあることでございますので、どうかそういう点の倉庫は各所に持たれて、そして、この流通機構等も考え合わせ、常に消費者あるいは生産者が、直接新しいものあるいは安いもの等を、新鮮なものが買えるようにひとつお願いをしたいと思っております。当然こういうことは

農協等の協力も得、あるいは青果組合等の協力も得て行なわなければならぬと思うわけでございますが、それに倉庫ができることを目標にいたしまして、この毎月四日、四日市は四日の日に市ができたそうでございますが、こういう農協、青果組合等も打ち合わせをして、名古屋で行なっているような安売りデーの日を設けたらどうかと、こういうような考えも持っております。名古屋等でも非常に好評であるということ聞いております。さらにこういう倉庫は、できたところにはやはり野菜や果樹等の加工工場も考えて、そしてこの農家の、いわゆる今後の、市長が言っている若年農業後継者の育成の一端としていくことが大事ではなからうか、こういうように考えておるわけでございます。こういう点もどうか要望にとどめますが、十分ひとつ今後実行できるようにお願いしたいと思います。

中小企業の退職金の問題でございますが、非常に利用する方が少ないということで、この問題はもっと本市が積極的に各工業あるいは商業の方々と懇談会を設け、そして市が積極的にやることによって、もっともこの有利なことが行なわれることができると、このように感じております。まあ二、三の方の例を見ましても、やはりそういう退職金の制度があると、もっとも私たちも希望を持って働けるし、あるいは家族のことも心配なく働けるということも聞いております。どうかこういう点の推進も重ねてお願いしたいと思います。

老人ホームの件でございますが、あの寿楽園の収容でき得ず、他の施設、他の都市へお願いしている方々もございしますが、その問題についてはお答えがないわけでございますけれども、私は、やはり考えておることは、たとえば伊勢湾を一望できるような、そのまわりには緑に包まれ、そしてしかも緑地公園等もつくって散歩ができるように、のびのびとしたそういう老人ホームあるいはセンター等が必要ではないかと、このように考えるわけでございます。さらにそのセンター等には温泉のようなふる場でもでき、そして気楽にふるに入りながら、あるいはまた出て涼みながらテレビでもながめられると、あるいはそこには庭もあるというような、そういう私はセンターが必要ではないか、こ

のような時期にきていると思っておるわけでございます。したがって、きのうも伊藤議員が言われた特別養護の施設におきましても、やはりそのあいたところでいわゆる寿楽園でそういうこともでき得ると、こういうふうに考えているわけでございますが、このような施設を、場所はどこかという指定はございませんが、そういうことを考えていらっしゃるかどうかということをお尋ねしたいわけでございます。

次に、老人の問題でございますが、できる限りひとつ七十歳まで下げて敬老金が出るように努力を続けていただきたいと要望いたします。

次に、重症心身障害児の手当でございますが、まことにありがたいのはけっこうでございますが、この制度も家族の所得の制限がございます。したがって、この所得制限を本市において撤廃することができないか、こういうことでございます。これをお伺いしたわけでございます。

次に、授産施設のことでございますが、現在鋭意検討中だということでございますので、どうかこの問題につきましては、一日も早くすばらしい設備ができて、そしてこういう困っている方々の喜びを一日も早く与えられるような施設ができますように、これも要望しておきたいと思っております。

道路の補修等の問題でございますが、いま部長から説明のあったとおりでございますけれども、私たちがこの梅雨あるいはそれ以前からたびたび道路の補修、あるいはその他の問題でお願いに参りますと、なかなか早くやっていただけないというのが実情でございます。最初は小さな穴のうちで、早く直せば安い費用でできると思ひましてお願いに行っても、なかなかできない。そのうちに大きな穴になり危険が生じてくるような現在でございます。したがって、職員の不足であるならば、先ほどもお話がございましたが、何人かの増員を願って、やはり早くそういうところは直せるような、出勤できるような体制を組む必要があるかと考えるのでございます。カーブのところ穴があ

いて、そして荷物が落ちたり、あるいはケガをした人等もごさいますが、そういうことも考え合わせて、早くこういう体制が組めるようにお願いを申し上げたいと思います。

それから公害問題でございしますが、先日公害対策特別委員会である工場へ参りました。そこでいろいろ委員からの質問が出たわけでございます。あるいは企業の説明がございました。その説明の中でいろいろ考えてある、あるいはこのように考えてあるということばがたびたび出てまいりました。そこで、考えるということについてと実行することとは違うんじゃないかと、このような意見が出たことがございしますが、そのときにその会社の責任者は、考えるということはやることだと、このようなきびしい語調で答えが出たわけでございます。こういうことで、非常にそのときの会合は気持ちとしてはさわやかな気持ちではなかったわけでございますが、このようなことから考え合わせまして、市長が先ほど申し上げた問題も憂慮しなければなりません。このように思います。したがって発生源と思われるこのような企業の最高責任者が、私たち議員の切なる願いをもそのような語調でお答えになるということは、非常に公害対策について非常に心配がございします。そういうことから考えまして、市長に提案するわけでございますが、そういう関係者、たとえばいろいろ公害の発生源と考えられる企業の代表者あるいは責任者を一緒に伴って、本市及び他府県の公害患者のところへ見舞いに行ったらどうか。そのときにいろいろそういう患者と話し合いを進める中で、ほんとうに公害対策というものを抜本的にやらざるを得ないという気持ちが生じてくるんじゃないかと、このように考えているわけでございます。それによって公害の防止が推進されると考えるのでございますが、テレビあるいは新聞報道等で読んでそれぞれの関係者は感じておると思いますけれども、なお「百聞は一見にしかず」と、こういうことわざから考えましても、どうかそういうことを行なっていたただけるかどうか、こういうふうにお尋ねをしたいわけでございます。

それから、住民検診の車は購入はたいへんむずかしいと思いますが、一日も早く北部の関係の健康調査をどうかひとつ早急にやって、そしてこの第三コンビナートにおけるいろんな諸問題が早く解決できるためにも、そういうことが必要であらうと思います。できれば一日も早く計画をして健康調査をやっていたきたい、これを要望いたします。さらに、先ほど何点かお尋ねしたことにつきまして、お答えを願いたいと思います。

○議長（山中忠一君） 厚生部長

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） お答えいたします。

他市にお願いしている分の答えがなかったという点でございしますが、これは二十四名でございしますが、中にはですね、生まれがここだからそこへ行きたいという方も入っておりますのでございまして、その区分ははっきり二十四名の内訳についてはこまかくは承知しておりませんので、そういう方も含まれて他市に行っておるということをご承知おき願いたいと思います。たとえば津島でございしますと、生まれが津島でございしますから、津島へやってくるというご希望があるということでございます。そういうこともありますので、あるいはまた今後の見通しもありますので、拡張計画をやっていたきたいということでございます。

それから、緑地公園のようなところへふろもつくって、テレビも置いて、庭もつくってとなかなかあれでございしますが、ご承知のようにホームには三種類ございまして、軽易、養護、特養とございします。軽易老人ホームにつきましては、そういう、何と申しますか、風光明媚と申しますか、そういうところを選んでいるところが非常に多いでございますけれども、特養あるいは養護につきましては、いまのような寿楽園のような所在地でもいいんではないかと、こういうふうに考えております。

それから、寿楽園でも特養ができるんではないかというお説でございますが、これが非常に一般の老人に与える将来性を暗くするような感じを持たせたら非常にまずい結果になるんじゃないか、ですから、その点は十分に踏まえておかないといかぬのじゃないかと、いわゆる特養というのは看護を要する老人でございますので、一般の老人養護よりも非常に哀れな姿でございますので、そういう哀れな姿をそういった方たちに見せていいのかどうかという問題も十分踏まえていきたい、こう考えております。

それから、重症心身障害手当の所得制限の撤廃でございますが、いまのところ撤廃する意思はございません。と申しますのは、年金法で障害年金を私のほうは支給してあるわけでございますが、ここで大体九七・八割まで全部所得制限にひっかかりません。ということは、年金法による所得制限は非常にゆるやかなところに線を置いてございまして、一応そこにランクしてございますので当分それで行きたいと。ご申請があればほとんど私のほうでめんどろを見ることを考えておりますが、十分見きわめたりえで検討していきたいと、こう思っております。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 他市の公害患者を見舞いに行けというお話でございますが、ただいまのところ見舞いに行くという計画は持っておりません。

○議長（山中忠一君） 大島君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 一番関心のあることは、何といひましても発生源の対策が最も大切なことはご承知のとおりでございます。その実現をはかる意味で、市長が本市の関係の企業の代表者を伴って、本市の公害患者はもちろんのこと、他

の公害患者も見舞っていくことによって、その代表の方々が実際にその公害防止の遂行に大きな力を発揮するんじゃないかと、こういうような考え方から申し上げたわけでございまして、現在は確かにないかもしれないが、近いうちにやはり考えていただいて、どうかそれを実現して、一日も早く公害対策が抜本的に解決できるように特に要望いたします。

なお、先ほどの厚生部長のお話の中で、現在重症心身障害児の手当制度の申し込みが二十二名と聞いております。さらに大ぜいの方がいると聞いておりますけれども、一日も早く内々に調査をされ、申請をされて支給をされるようにひとつ努力をしていただきたい。

何べんかこの場で申し上げましたが、どうかみんな市民の喜ぶことを願っての質問でございます。どうか具体的に実行されますように、よろしくお願い申し上げます。以上で質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。
暫時、休憩いたします。

午後五時三十分休憩

午後六時三十二分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
辻君。

〔辻誠二君登壇〕

○辻誠二君 それではもう時間もだいぶ進行いたしておりますし、なお先ほどから吉垣議員並びに大島議員等からこの公災害についてはいろいろな角度からご質問をされました。私の申し上げるところはあまりないようにも考えるのでございます。特によくこの公害問題を申し上げますと、市長は「再三にわたってご説明をいたしておりますが」というおことはをちょうどいふわけでありましたが、しかし、われわれ議員は少しでもこの公災害をよくしたい。もちろん、今日まで市長を先頭とする理事者の方々、並びに企業の方々、これに前向きな姿勢でかかっていただいております。今日ではこの災害やこの公害がよほどよくなっているということは事実でございます。しかし、すでにご存じのように、過日の国会の産業公害委員会においても、相当きびしい論議が戦わされております。また新聞、テレビ等においてもいろいろな角度から今日ほどやかましく言われておる時代はないではなからうかと、このように思うのであります。そこで過日の産業公害特別委員会において、ある党の委員が質問に立ちましたのに対して、厚生大臣は、自分の政治生命にかけても公害局をつくり、今後ますますこの点に力を入れたいと、このような発言をしておるわけでございます。いかに公害が今日たいへんであるか、これは皆さんはじめここにおられる九鬼市長も十分ご認識のうえに立っておられる、このように考えるのでございます。私も今日まで過去三年にわたって必ずやこの六月には公害をひっさげて皆さんに当たっておるわけでございます。先ほどから申し上げるように、非常によくまりました。しかし、現状、私が公害特別委員会でも申し上げておりますように、現実問題として公害患者、認定患者が五百十名をこしてあるわけでございます。これにはいろいろ後ほど部長なりが五百十名なるもの内容のご説明があるだろうと思ひますし、また私といたしましても、内容は五百十名ではございますが、問題はあると思ひます。しかしながら、現実この認定患者があるということは必ずしもよくなったとは申し上げられないと思ひます。

そこで私がご質問をしたいと思う。したがって、再三市長はこの答弁に対し「再三詳しくご説明をいたしておりますが」というおことはを賜わずに、前向きの姿勢で少しでもよくしたいんだと、この住民代表である私たち議員の発言をよろしくご解釈を願いたいと思うのであります。

今日産業公害で厚生部長が申し上げておりますその論議の中で、今日までの公害の行政というものは、実にばらばらまちまちであるというような発言が出ております。それに対して厚生大臣は、もともとであるというような発言をしておる。したがって、今後はこの公害行政というものをもっと地についた活動方針にしていきたい。このように言っておるのでございます。もったいな話だと思ひます。むしろ、おそきに失しておる、このように考えるのでございます。特に今日まで公害は、まことに何と申しますか、あまり積極的と申しますか、こういうことを申し上げますとおしかりを受けるかも知りませんが、まあまあ私たちの目から見ると積極的ではなかったというように思われる。合化労連、こう一口に合化労連と申し上げてもご存じないかも知りませんが、いわゆる発祥の地合化労連でさえも、この公害をなくさなければならぬ、これが住民のためのすべてであると申されております。皆さん考えていただきたい。どうかこの点を十分ご認識をいただきまして、これからのこの大気汚染、特に四日市におきます大気汚染については、なお一その前向きの姿勢で進んでいただきたいと思ひのであります。

これは一例にはすぎませんが、過日の新聞、六月の三日だったと思ひますけれども、この新聞にこういうことが載っておった。それは何かと申しますと、大阪の堺市、これは実に人口四十万からの大きな都市であります。四日市とはだいぶん比較にならぬかも知りませんが、ここで堺工業株式会社というところが酸化チタンを製造しておりましたが、住民の猛烈な反対にあひまして、ついに閉鎖をするのやむなきに至ったという現状を、市長はじめ理事者の方々はどのようににお考えになるだろうか。と申ししても、私は決していまの現在の企業をつぶせよとは申し上げておるわけではございませんけれども、この辺のところ、いかに住民を大事にしておるか、この辺の

ころ、いかに住民を大事にしてあるか、この辺のところを十分ご認識をしていただきたいと思っております。

また、これまででは、この公害の規制、いわゆる大気汚染、汚水または騒音についても、国と県、市等が非常に行政的にまちまちでございます。これについて、これはあくまでも地元、いわゆる地方公共団体が主になってやるべきものであるというような、これは私がかつてに憶測しておるのかわかりませんが、実情このように理解しておるわけでございます。しからは、この四日市もそのような気持ちになって前向きな姿勢でこれを実行していただきたい。今日まで市長以下の方々が努力をしておられぬとは申し上げておりません。しかしながら、どうかこの辺のところを十分住民の立場に立ってご理解をいただきたい、これをお願いするわけでございます、よろしく。もっと具体的にすることにつきましては、この返答についてまたお願いを申し上げますけれども、一応そういう趣旨がここに含んであるんだ。そういう気持ちがあるんだというご理解をひとつしていただきたいと思っております。

私はまことに、身近かな人しか接しておりませんので、中には反対する人もおるかもしれませんが、私の接している以上の方々はみなこのようなお気持ちでいらっしゃる。佐藤総理もこのようなことを申し上げておりましたけれども、これは新聞でございするが、今日の重要課題は何であるか、あの佐藤首相が言っている、今日の重要課題は何であるか、それは物価問題とこの公害でありますぞと、こうははっきり明言をいたしております。あの佐藤首相がこまで考えておるところはどの辺にあるんだろうか、その辺を十分にご記憶にとどめておいていただきたいと思っております。

それから第二点、これはごく身近かな問題でございするが、特に私が議員をしております必要上、関係上、地域住民からいろいろとただされました。過日の、今度考えておりますいわゆる霞ヶ浦の第三コンビナートにおける事故でございます。

六月の三日これは新聞に出ておりましたので皆さんすでにご存じのとおりと思っております。まことに舌をかむような、何回私が覚えてもなかなか覚えられぬような名前の薬液でございます。プチルアルデヒド、舌をかむようなむずかしい薬名か劇物か知りませんが、こういう劇薬と申しまするか、それとも揮発の高度なものと申しまするか、こういうものが約二百リットル排ガスによって引火をしたという事件でございます。これは六月三日にこの事故があります四、五日前において、霞ヶ浦の住民は町内会長を通じて非常にくさいから何か間違ひがあるのではなからうかと、このようなお問い合わせが私のほうにもございました。しかし私は、昼間は霞ヶ浦にはおりませんのでよくわからないので、そのようなことがあるかというような危懼心は持っておりましたが、あまり気にはしておりませんでした。ところがこの六月三日こういう事故があって、市会議員は鼻が詰まっておるか、このようなおしかりを受けたわけでございます。この内容について住民は非常にびくびくとしておる。一体先ほど申しましたプチルアルデヒドというのは、これは何であるのか、この辺のところは霞ヶ浦をはじめ羽津地区の人々はどのようなものであるかということをご存じない。二百リットルのものは引火性のものであるのか、劇物なのか、化学製品であるのか、大体の想像はいつでもどういう結果になるのか、火災が起こるのか、それとも大気が汚染されるのか、そのような点についてはいかにもくわからぬ状態でございます。しかもこの第三コンビナートは、私たちが地域住民に説明をしておりますのは、市長を先頭として協定書を取っておるぐらいに嚴重に監視をしておる、このように申し上げておるとたんにこういう結果になった。これはどういふものかはよくわかりませんが、そういう失敗は、今日の企業のコンビナートの非常に心配な点がここにおんぶをしておるわけでございます。心配この上なし、夜もぐっすり寝られぬというような現状でございます。

どうか皆さん、特に市長はじめ理事者の方は、この辺のところを十分説明をして、決して心配はないぞよというよ

うな説明をする責任があるのではなからうかと、もちろん新聞紙上には、消防署なり何かによって説明はされておりますけれども、一番地元である羽津地区に対して、絶対にだいいじょうぶだ。これは試運転中であって決してこれはこういうものであるから心配はないのだよというご指示があつてしかるべしと思うのであります。にもかかわらず、何一つそういうことはない。そういうところに手落ちがあるのではなからうかと、私はこのように考えるのであります。もちろんこれは私の一人よがりの点かも知れませんけれども、この辺の点、つまりこれが親心である。心配心を除去する。これがすなわち親心であると私は考えるのであります。その辺を逐一地域住民に説明をして、安心して生活できるようにしていただくのが理事者であり、市の親心であらうと私は考える。この辺に対するご回答をいただきたいと思つております。

三つの目、これに関連してご質問をしたいと思つております。これは、二つ目に申し上げましたいわけの舌をかむような薬の発祥地である第三コンビナート、ここでそのような事件があつて、なお心配がついてきたわ、また九社が四十七年に操業をしたならばどういふことになるだろう。地域住民がこれが何であるかといふことがわからないからよけいに不安がつるわけでございます。かつての新聞紙上、国会でもあるおえらさんが、あまりに騒ぐからいけないんだ、何もないことを騒ぐからいけないんだ。こういうことを発言いたしておりますけれども、しかしわからぬから騒ぐのであります、その辺を十分認識をさすように、現在九社はこういうものをつくつておつて、決してあぶくないんだぞと親切心で教えてやっていただけはいいんですが、そういう点が全然ない。その辺をひとつどういふふうに考えていらっしゃるのか。

そこで、私は考えますことは、今日先ほどから申し上げておりますように、公害はたいへんよくなったといいますが、現在は五百十名からの認定患者があるわけです。幸ひにして羽津から北、富田、富洲原においては現在認定患者

は極少であります。極少といつては語弊があるかもしれませんが、羽津地区において十二名、富田、富洲原地区においては二名というようなまあ現在の五百十名から比べますと少ない。これはいわゆる亜硫酸ガスと申し上げますか、

これは間違つておるかもしれませんけれども、私はしろうとだからこのよなことを申し上げる。亜硫酸ガスがあまりないから認定患者がないんじゃないかならうかと、このように考えておる。そこで、この九社ができました四十七年後になつて認定患者がもしふえるよなことがあるなれば、これはそういう悪液が流れておると申し上げることができると思ふ。そこで、先ほど大島議員が質問をいたしておりましたけれども、羽津、富田、富洲原の住民、もちろん一歳から百歳までといふことを申し上げておりませんが、少なくとも小学校の一年ぐらいから五十歳ぐらいまで、歳は別でございますが、その人たちの現在の健康を診断をしていただきたいというのが三つ目の趣旨でございます。

今日まで羽津地区、特に白須賀においてPPMははかつてまいりました。その結果は非常によかつたのでございます。こまかい数字はあまり申し上げませんけれども、今日まで特に白須賀、私の会社の東側になりますけれども、ここではかりましたところが、四十三年の八月でございます。夏でございますが、ちょっと数字を申し上げますと〇・〇一三、〇・〇一九、〇・〇四八、〇・〇〇四、〇・〇四二、まあ皆無とは言いませんけれども正常に近い、こういう現象が見受けられるのでございます。したがつて、先ほど申し上げておりますように、四十七年に九社が操業を始めます、いよいよ稼動するとき以後には、どうかそれまでに今日の健康を十分にはかつておいてもらいたい。そしてその後もし認定患者が急増するよな場合は、これは九社によってその結果が出たんだと、もちろん法的にはそのよなことは申し上げることはわかりません。よく公害衛生部長に申しますと、医学的、専門的、疫学的非常にむずかしいことをおっしゃいます。私は何も法的に申し上げておるわけではございません。道義的、道義的にこういう結果が言え得るのではなからうかと、このように考えておるわけでございます。

皆さんはどういうお気持ちを持っていらっしゃるか知りませんが、ぜひともそういうところをご認識をいただきまして、前向きな姿勢というのは考えてあるんではないかと思ってございまして、この間も公害の特別委員会で行きまして、大島議員が言っておりましたけれども、何しろ相手が、企業の親方というものはまことにでかい、態度が私たちが美にもやわらかにお願いをし、またご注意等をしておりまして、態度が非常におもしろくない、これは実感でございます。そういうところにおいてになる市長はじめ理事の方々もたいへんだろうと思っておりますが、これも住民のためでございます。楽に市長をつとめていらっしゃるわけではなからうと思っておりますので、まず率先してその辺のことをお願いしたい、またご指導をお願いしたい、このように思うのであります。時間もだいたいふたつてありますし、夜おそくなりましますと私は特に眠たくなりましますんでなるべく早くやめたいと思えますけれども、もっと言いたいことはたくさんございます。しかし時間を節約いたします。ごくかけ足的にお願いを申し上げます、ご回答をできます範囲でお願いをしたいと思います。なお、それについて不審の点がございましたら、もう一度質問をさせていただきます。

以上をもって終わります。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

公害患者の増加していく点から、あるいはまた公害行政の一元化等の関連でいろいろお話を承りました。先ほど引例をされました堺の工場は堺化学のことであろうと思いますが、この会社は大阪にございまして、二百五十トンの酸化する製造しております。しかしながら、工場が非常に古いのと、その他小名浜あるいは郡山等に工場がござい

ますので、これを製造したわけでございます。六千五百トン製造してある当市の酸化チタン工場とはかなり趣を異にするとは思われます。しかしながら、勇断をもって酸化チタン工場を廃止したということは、その会社のやり方もさることながら、それだけ公害を認識したということになるのではないかと思います。われわれといたしまして、これを他山の石として努力をいたしたいと思います。

公害行政の一元化をしてもらうことにつきましては、大気汚染のみならず、ばい、悪臭、あるいは水質汚濁の問題に関連をいたしまして、私もここ四年来通産省、厚生省あるいは経済企画庁等々の公害関連官庁の行政の一元化について強い陳情を申し上げてきたわけでございます。しかしなかなかこの監督が多岐にわたりますので、その実現を見ませんが、最近ようやく日本の政府においても、公害行政につきましましては非常に積極的な姿勢を打ち出してきております。ことに通産省が最も積極的にこの公害に対して対処してきておることは、われわれとしてはまことによろこばしいことに思っております。まあ市長はたびたびこれは説明してきたというようにご指摘を承っております。また、ご心配をしておりますが、霞ヶ浦のコンビナートが発足するにつきましては、いろいろ各社と話をし、協定をする等の努力をいたしてまいりました。しかもその間に、たとえば基準値が〇・〇三五というのが四日市市は〇・〇二PPMを適用するというような改正がございまして、協定書におきましても百五十メートルの煙突で〇・〇一PPMにするという約束になっておりましたのを、〇・〇〇九PPMにするというようにことで、われわれも協定書と結びかえるというようになことをしてきたわけでございますが、さらにそれが〇・〇二の環境基準に即応していくためには、百八十メートルの煙突にして〇・〇〇九の体制に即応しなければならぬことになっております。ところが百八十メートルの煙突で一・七エスコンテントの重油を燃やしまして、大体十四キロメートルぐらい離れたところの地上最大着地濃度のPPM度は大体〇・〇五九PPMという数字が出てきておるわけでございまして、これはあくま

で計算値でございますので、われわれもそうあらぬことを、こいねがっておるわけでございますが、そういうような約束にもかかわらず、ご指摘のような六月三日の事故があったということにつきましては、まことにわれわれといたしましても申しわけなく、また遺憾に存じております。

ご指摘のブチルアルデヒドはブタノールの原料でございますが、ブタンガスと炭酸ガスとを合成したもので、人体には悪影響はないというように考えられております。引火性はありますが、毒性はございません。これは接着剤、あるいは溶剤等に、その他樹脂等の原料に使われるわけでございますが、まあわれわれもテレビで報道されるまで知らなかったというような現状で、まことにこの点につきましても申しわけのない次第であると思っております。ドラムかんに一ぱいくらいのブチルアルデヒドが流れ出て、それに引火したわけでございますが、計器の間違いのためにこれが吹き出したということで、われわれといたしましても工場に対して厳重にそういうことのないように申し入れ、かつ、ややもう完成の域に近かついた段階でございますし、ただいま試験操作をしてある最中でございますが、こういう点につきましても、一度立ち入り検査をさせていただきたいと、さように考えているわけでございます。

まあ、せっかく公害防止協定でとうに約束されておることが、あのようなことで市民の不信をかうようなことではわれわれといたしましてもまことに残念でございますので、十分公害防止協定の趣旨に沿うように工場側の協力を要請したい。また参加の九社につきましても、そういうような強い態度で臨みたいと考えておる次第でございます。

コンビナートが四十七年度末には稼動するわけでございますが、われわれが最も心配しております点は、いろいろの問題がございますが、交通の問題であるとか、その他のいろいろの問題がございますが、一番心配しておりますことは、環境基準値といかに合致してくれるかということです。幸いなことに、四月一日から大体火力発電にいたしましたも、大協石油にいたしましたも、従来のS-1・七％のものでございましたが、現在では一・五九％の重油

を燃やしております。したがって、これが一・五になり、一・四になるということになれば、百八十メートルの徑突のその基準値帯はまだ下がる可能性がかなりあるということでございます。われわれといたしましても、環境基準値に必ず適合するように努力をいたしたいと、かように考えております。

このコンビナートが稼動した際においては公害患者数が増加すれば必ずその影響じゅうないかというお話でございますが、これは昨日も申し上げましたように、公害患者の数は、国の共済制度になってからは、なおっても数字は積み上げられていくので、この数字は減ることは今後なからうと思えます。したがって、その点についてはご了解を賜りたいと思いますが、できる限りこういう数字が下がることが望ましいわけでございますが、国の制度が発足いたしました以来の数字は、今後は増加していく一方であらうとさように思います。

健康診断の点でございますが、毎年八月に住民検診というものをここ六年継続して実施をいたしております。まあそういう線で、今後の住民検診というものを衛生課、公害課あげてご満足を得るような形で実施できるように努力をいたしたいと、さように考えております。

○議長（山中忠一君） 辻君。

〔辻誠二君登壇〕

○辻誠二君 懇切丁寧にお答えをいただきましたけれども、先ほど言われました現在の公害認定患者の五百十名については、今日ではこれは二月一日からだろうと思えますが、なおってもその認定患者から消さないんだと。したがって、だんだんふえていくことになるかと思えます。しかし、私はこれを聞かされてからいろいろと考えておるのでございますが、たとえばなおっても公害で発病されたわけだから、まあ申ししますならば、道を歩いておって犬にかまれたと一緒にではなからうかと、たとえばなおっても公害患者という者は出ておるんだと。したがって

この数が減らない限りはやはり公害というものは減ったとは言えない、これは間違っておるかもわかりませんが、私はそのように考えておるのでございます。なおったからいいということではなくて、もちろん、なおるのはけっこうでございますが大いになおしてもらわなきゃ困るんですけれども、しかし一応公害という大気汚染ですか、これによつて発病をされたんだ、いわゆるそういう大気汚染がその人に害を与えたのだということにはこれは未来永劫消えないだろう、いわゆる公害で発病をしたんだということについては、その方は実はこの間もお話もしたんですけれども、こういうことになっておると、市の公害課で聞くと病気になるってそうしておいても、これはその履歴に残るんだ。したがっていまの公害患者というのはだんだんふえていくと、こういう私が説明をいたしましたところが、先ほど私が言っておるようなことを個人的にお話がありまして、私が公害患者になった、これは自分から喜んできたわけではない。いわゆる車の排気ガスか、また中小企業の重油のところから出たのか、それとも大企業から出たのかは知らないけれども、この亜硫酸ガスでおかされたということは事実なんであるから、これはそう軽視してもろてはいけない、こういうような発言をいたしております。これは一理あるなというような理解をしておるようなわけでありす。

それから、先ほどご質問いたしました中で、いろいろ私はこれまでに検討してみますと、市長が答えになったところも総合いたしましたして、この先ほど申しました堺市ですか、ここには市営で保健所を持っておるそうでございます。また姫路市も四日市市と違ひまして、実に五十万人以上の人口を擁しておりますけれども、市営で保健所を持っておるそうでございます。これは特別政令都市といたしまして、私もあまりよくわかりませんが、自分で、市独自でこの公害に対するあらゆるものの規制ができるそうでございます。四日市市においては、よく私たちが市長並びに理事者に質問をいたしますと、これは国がやってもならなくちゃできないんだと、これは県がやっておるか

らできないんだと、何か心ざびしい感じをいつも抱いておるわけでございますが、もちろん経理内容的に延路や堺と同じようにはいかぬかもわかりませんが、ぜひともこういう点を見習っていただいて、よいことはできるだけ見習っていただくようお願いをしたいのであります。またこれは要望にとどめておきますけれども。

もう一つ、先ほどこの舌をかむようなむずかしい薬の薬名について市長はすらすらと言われました。非常にご勉強をしていらっしやると思つたんでございますが、この九社の現在の防災対策というものはどういうようになっておるんだらうか。万が一あそこにはしろうとでわからないからそういうことを申し上げるのかもわかりませんが、私も、大火が起こった、対岸の霞ヶ浦から羽津のほうへ火が移るといふようなときがあるとしたならば、この防災対策というものはどういふお心がまえでいらっしやるのか、消防長の方にもお願いをしたいと思ひます。

以上をもちまして終わるんでございますが、その防火対策についてのお答えをひとつお願いいたします。

○議長（山中忠一君） 消防長。

〔消防長（富山光三君）登壇〕
○消防長（富山光三君） 防火対策の問題についてお答えいたします。九社につきましては、現在消防力、いわゆる科学消防力の整備をするように現在懲罰中でございますが、私どももいたしましては、定められている以上の整備をさすように現在懲罰中でございます。いずれ近いうちに具体案を出しまして、この年度内のうちには発足する段取りをいたしておる次第でございます。

なおこの間の事故は協和油化の事故でございますが、ご承知の手起のほうから協和油化はポンプを持っておりますし、幸いあの事故は北消防署の望楼発見が一番早かったので行きました、一分間で消しております。そういうような状況でございますので、今後北消防署の新築に伴ひまして、北消防署の化学装備力をふやしていただいて、この

第三コンビナートが発足するまでに十分その体制をいたしたいと、かように考えております。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 訓覇君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 だいぶ時間も経過しておりますので、質問の要点のみにとどめたいと思いますので、しばらくごしんぼうをいただきますと思います。

先ほど農業問題が出されておりましたけれども、やはり新全国合開発計画というものを踏まえてはつきりさせておかないといけないなあということを痛切に感じた次第でございますが、少なくとも六十年代の日本の農業政策は、構造改善を中心とする農業基本法の農政でありましたことは、先ほど産業部長が言ったとおりだと思います。しかし、これは経済の高度の成長政策をなし遂げるためのものでありまして、言えかえれば、この農業の再編成によって初めて世界が注目する高度成長がなされたということができると思います。このようにして考えるときに、さて七十年代においては、引き続き一そのの経済の質的發展を実現をさせて、ひいては世界第二の経済大国というものを背景としてアジアに君臨しようとしている。そういう政治路線を展望したうえで、日本の農業に対して何を要求しているかというふうに見なければならぬと思うわけです。それがいわゆる総合農政であるというふうに考えられるのであります。いま六十年代に紆余曲折はいたしましたけれども、今日米の過剰対策という、たいへん世論の支持を受ける問題がございます。これをテコとして総合農政を強力に推し進めようとしていると思います。その構想やねらいもかなり明らかにされてきておりしたけれども、結局つまるところは、産業として成り立つ企業的な農業、すなわち自主経営農業へと発展を促しているというふうに考えられるわけがあります。しかもそれは開放経済に対応し得るものでな

ければならないのでありますが、すでに農産物の自由化については、七十二年度を目標にして二十八品目を決定しておるのでありますから、少なくともこの七十年代は、いやが上にも外国農業と競争せざるを得ない運命にあるわけです。すでにいままで麦が消えてしまったのもそのとおりです。あるいは畜産におきましては、その飼料が外国に押えられているということもこの影響です。さらに先ほどの二十八品目を開放してしまえばどうなるかということもございます。しかもいままで受け身でこの自由化をやっておりましたのが、いよいよ七十年代は企業みずから積極的に開放経済へ進もうとしている姿勢がうかがえるのでありますから、いやがおうでもわが日本の農業は外国農業と競争せざるを得ないということにならざるを得ないわけです。

こういう条件のもとで生き残ることができる農業というものに対して、さて市はどのようにして準備を進めているかということがあります。昨年この地方自治法の改正でつけ加えられましたように、総合的かつ計画的な行政運営をはかるための基本構想は議会にはかななければならぬように規定されたわけですが、この新全総がここまで、地方自治法まで改正させるところまで浸透しているということを見て、ほんとうに驚いたわけでございます。したがって、この新全総をしっかりと踏まえたいと、そういうワクの中で考えていかないと、誤るんではないかというのを痛切に感じます。

そこで、ここに自治法に規定されました議会の議を経るのは一体いつごろになるのかということをお願いいたします。このようにテンポの早いときでありますから、その完全なものを出されるよりも、試案のうちの試案でもよろしいから、逐次お示しいただきたいと考えるわけです。実は新都市計画の場合でもそうでありましたように、この新全総は上できめて押しつけるよりなかつこうで急速に進めてきておるとい、そういう性格がございますから、これに対応するのには、私どもは住民の参加を得て、市としては計画を立案していくという姿勢でいくことが一番望ましいので

はないかと考えるからです。したがって、いま準備を急いでおられると思いますけれども、逐次試案中の試案でもよろしいから出していただきたいということを重ねて要望するものです。

産業政策については、いまの日本の体制、つまり資本主義体制の中では、特に地方自治体においてはたいへん困難だということとは十分百も承知をしております。また当市におきましては、産業といえばコンビナート、大企業のことでありまして、かつての北部開発のときにもつけ加えてわれわれが要望しましたように、農業問題などといったことはほとんど忘れられてきたきらいがあるわけですが、また昨年の決算委員会の際にも、産業部門に対しては、旧来の補助金行政は特に開発に伴う産業の変化に対応するよう整理をし、重点的な指導行政に切りかえることを強く要望したと記憶しております。このような情勢で、私どもとしては、革新クラブは、一番大事なことでございましてけれども、たいへん勉強で弱かったのでありますが、しかしそれでも数年前に学校給食に使う生牛乳の問題につきまして、市民の税金をつぎ込んでいる酪農の育成を計画的にやるということについて要請をしたことがあります。こういう問題を取り上げたことがあります、その後牛乳を給食に供するということまでは実現いたしました、酪農の計画的育成についてはそのまま放置されておったのではないかと思います。そのために、今日のはるか鳥取県から週に二回も三回もタンク車で運ばざるを得ないような醜態を演じているのが事実ということについては、当局はご存じでありましょうか。

私は、さて十年代を展望するときに、市の言うように、生産性の悪い百姓はやめて工場に働きに行けばいいといったような乱暴なことは、五、六千町歩の耕地をかかえる市民の代表としては同調するわけにはまいりません。休耕問題やあるいは調整区域の線引きなどで、農地を持っている者はますます混乱をしておるような状態でございしますが、現状の分析については時間の関係で省略をさせていただきますと思いますが、とにかくも飛躍するようではあり

ますが、何かそういう計画を踏まえたりえて、具体的にすぐ手がかりになるような安全な道をいま積み重ねていく必要があるのではないかと、試みの案ではございますが、私は学校給食に約二万の固定した消費者がいる。それと直結して生産計画を立てていくということを考えてみてはどうであるうか。たとえば、その消費量は年間にしてニンジンが三十七トン、キャベツが六十三トン、玉ネギ六十トン、ジャガイモ八十五トンなどのように、相当なきまっ大量が約束されているのでありますが、しかもそれは直ちに市の行政の及ぶところでございますので、手がけようと思えばいまでも手がけることができるのであります。給食をささえる農地はどれだけか、農家数にしてどれだけ、あるいはそれについての採算がどうかといったようなことについて、試算をしてあればお聞かせをいただきたいのであります。

このようにして、最も安全な道を選びながら、言うところの自主経営農家への実験を可能にしていくべきであろうと思います。さらに進んで集団的生産組織の育成をねらわなければなりません、それについてはいま幸いに県とか保々などで整理事業が行なわれておる最中でありますから、願ってもない条件がそろっていると思っております。このようにして将来学校給食から団地、あるいは各町などとの契約を発展させていくというような、こういうやり方で部分から全体へ、実験から本格的な体制へと進めていく。最小限市民の消費分について市内の農家が確保するといったようなことも方針を持って考えていってはどうでありましょう。このような具体案から取り組み、野放しにしているのではなくて、積極的な指導行政の実をあげるようにしていくなさと思っておりますが、ご見解を承りたいと思っております。

次に、通学路と生活路の問題でございますが、私も革新クラブとしては、新年早々に各小学校へ地図をお配りいたしました、通学路についての整備を要する個所の記入を願ひまして、ご報告をいただいております。事故のあ

たところ、補修を要するところ、信号標示の必要なところ、さらに農道を利用すれば安全であると思われるような経路などについて記入をいただいたのでありますが、寄せられました地図にこまごまと書き込まれてあるのを見て、私どもはたいへん責任を感じたのであります。毎日毎日何千という、あるいは何百という小さな魂がこれほど恐怖にのいて往復しているかということについて、胸を締めつけられる思いがしたのであります。まだわれわれは各校の現場についても点検は終わってはおりませんけれども、市行政のうえで、一日も早くこの条件を整備してやらなければならぬと思ったのであります。今日まで土木としては、部落から部落をつなぐ道路とか、あるいは経済効果であるとか、交通量などが考えられて補修、改良、新設に力を入れてこられましたし、また通学道路についても十分考慮をされてきたことは事実であります。しかし、いまなおこの地図を見て、サーカスの綱渡りのようなことをして通学をしているところがたくさんあることもまた事実で、報告されたところでもあります。今日まで道路行政としての重点は、交通の渋滞に対する対策であったと思いますが、これは生産活動のための道路への投資でありました。このような生産活動も大事ではありますけれども、子供の命にかえるわけにはいきません。この際思い切って生活道路、通学道路の整備に取り組まれてはどうかでございますでしょうか。特に先ほどの農道の問題になりますと、耕地課との関係が出てきますが、農道をメートルぐらいのものでよろしいから、新たに通学路として整備をするということについて、急いで具体化されたいのであります。

さらに、これはきょう朝日新聞に出ておりましたように、老人が生活を奪われるといった記事が出ておりましたが、このように老人がうば車をひいてゆっくり通れるような道路、主婦が着物を着て自転車に乗って買物に行けるような道路、こういう産業のための道路から切り離れた生活のための生活道路の建設へ、こういう声はたいへん強くなってきましたので、この際ひとつ十分お考えをいただきたいと思うのであります。通学路はそれへの第一歩として私

どもは考えているのであります。高度経済成長の犠牲を一応まあこれくらいにいたしまして、わが市の道路政策においても再検討すべき時期が来ているのではないかと考えるわけであります。重点といいますが、こういう道路は一本つくればそうはいたみませんし、経費的にも大したことはないと思いますので、ぜひお答えをいただきたいと思

います。さらに理由を申しますならば、市民が生活活動を営むのに必要を最低限の機能を発揮できるように保障すること、これは、市政が当然担当する義務であります。また納税者から見れば、安全であること、健康であること、快適であること、そして能率的な市民生活を営むうえの必要最低限のものは、要求は当然の権利であるからであります。そういった面におきまして、とりあえずまず通学道路についての、われわれの要望についてのご見解を承りたいと思

います。次に、教育と新全総との関係でございますが、長くなるので省略をしつつ伺いたいと思います。

昨年でしたか、新全国総合開発計画について策定した人々から半日にわたって聞く機会を得たのですが、実はこれは国家が地域を指定したり、侵害したりしていくような長大なプランであるというふうな印象を受けました。教育の面では、戦後せっかく教育行政改革によってできた教育委員会の制度も、これでは形骸化されていくのではないかとこのように感じられるわけです。案外忘れられがちでございますけれども、この新全総は教育のうえに相当な大きな期待をし、要望をしておる事実がございます。過去の評判の悪かった、矛盾の多かった拠点の開発方式というものを、過疎、過密、あるいは地域格差、あるいは公害などございましたが、その失敗を日本列島全体にわたって開発する可能性を拡大していこう、こういうのが新全総でありますから、それに対応できるような教育というものをきわめてきつく要望しているようであります。学習指導要領にも、子供の目を地域の現実からそらせるような方向づけが

至るところにあらわれておりますが、あるいはまた、教科書の検定で国の修正要求の例を見しても、たとえば農業と他産業との格差はあたりまえのことであり、各国とも同じだから取り立てて記述する必要はないとか、あるいは国は総合的な計画のもとに都市問題の解決に当たっていることも書くようにせよ、あるいは貿易の自由化が進められる今日、国際競争力を高めるためにも独占が必要である。独占の記述には、独占が抑圧しなければならないとするのではなくて、必要なことを述べてそこから派生してくる欠陥を除かねばならぬという観点で扱うようにせよと、このような指示が事実あるわけです。私はこの新全総の是非について申し上げるのでもなく、あるいはそのしり馬に乗って大いに推進させようというのでもありませんが、ただわれわれが知らない間に、いまだかつてない大きな規模と速度と力とで、この計画が進められていることをひしひしと感ずるわけです。それに対してわが四日市市は、地域は地域なりに対応できるような具体策を準備していかなければならないと考えるわけです。そこで特に社会教育において、そういうことを内容として取り上げていく必要があるのではないかと。お茶や、お花や、あるいは石みがきや、ママさん体育もまことにけっこうです。しかしながら、このように変貌をしていく、このように知らないうちに計画がどんどん進められていっている今日、私どもみずからの勉強もさることながら、生産手段が奪われ、職業を転換していくという。この変貌している四日市のおとなたち、成人たちに基礎的な問題から、政治的な問題から、生産学習から、生活学習から、政治学習にかけて、びしりその内容を計画をつくって、その内容を計画的に進めていかなければならぬ時期が差し迫っていると思うわけです。さらに教育の内容だけではなくて、教育の方法についても十分検討する必要があると思うわけです。それに対して準備が進められておりますか。あるいは市民の期待にこたえるような計画を今後とられますかどうか、教育長の見解を承りたいと思います。

次に、大学生の問題でございますが、これは昨年の学校基本調査によりますと、市内の大学進学者は五百二十九、

短大は二百七十二でありますから、現在の四年制、二年制で考えますと、現在の大学生は二千七百名ということになるわけがあります。これをかりに全部下宿させたとしますと、その生活費はかりにまず二万円とします。月に四、五千万円は親が仕送っているということでありまして、年間にすると五、六億円の巨額になるのであります。さらに単純な計算ではありますが、やはり教育産業といわれるほどのものであるということであらためて痛感したのであります。大学急増の時代は過ぎたとはいえ、今度の新全総の計画のクレームでは三〇ないし四〇％の大学の進学率を予想しているわけですから、さらにふえるわけがあります。決して大学の新設はおそくはないと考えるわけです。大学の設置については、かねてわれわれも主張してきたところでもありますし、四十二年でしたか同僚日沖議員も要望をされております。市長は大学出をそれほど珍重しないというような答弁をされておりましたが、この際こういった角度から十分検討をしてみる必要があるのではないかとということについて、あらためてご答弁をいただきたいと思っております。

次に、港湾費の問題でございますが、これにつきまして資料は古いんですが、私は港管理組合に在席しておりますところに調べました資料によりますと、四十二年の主要取り扱い貨物は二千五十四億円、そのうち羊毛、石けん、綿花で千六百十九億円、大豆、トウモロコシ、その他で四百三十三億円。つまり八対二の割合でございます。管理組合におりますときにお尋ねをして、岩野助役からそうだというようなご答弁があったのでありますが、この港に投入する金、市費の負担は一体どれくらいを限度に考えたらいいかということでございます。この主要取り扱い貨物の例から見ましても、直接四日市市民の利益になるための港ではないということがわかるわけです。にもかかわらず、多額の金を投資するということについては、もとより私は港の発展を反対するものではありませんが、市民感情の許すところろは一体どの程度であろいか。めどをどの辺に置くべきであろいかということが問題になるわけです。同時にもう一

つは、この受益者はきわめて特定であります。倉庫会社ないしは特定の会社が利益を受けているのであります。そういった意味から、受益者負担の原則を港だけははずすわけにもいきませんまい。それと、この受益者負担の原則から見ても、われわれは負担の限度を少なくともとん譲と税ぐらいのところをおおむねめどをして考えていくべきではなかりかというふうに考えますが、それにつきましてのご見解を承りたいと思います。

以上です。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後七時四十分休憩

午後七時五十二分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの質問にお答えを申し上げます。

私の説明で足りません点につきましては、一問につきましては阿南産業部長、二問につきましては土木部長、三問につきましては教育長、四問につきましては副管理者である岩野助役からお答えをさせていただきますと思います、補足の説明をさせていただきます。

ただいま七十年代農政につきましてのご高説を拝聴させていただきました。確かにご指摘のようなむずかしい点がございしますが、しかしながら、この六十年代の農政というものがあったのか、なかったのかわからなかったくらい、

やはり農業そのものが宿命的なむずかしい問題であったということであると思います。私はこの農業というものが最もやはり宿命的な重荷を背負っているという点は、大量生産、大量消費のこの時代に、農業生産物というものが適合することができる性質であったかどうかということであろうと思います。豊作貧乏というようなことはがまるきり当たるような形で、この大量生産、大量消費のこの時代の中にそのまま存在し得ない状態である。これは共産社会、あるいは社会主義経済社会の計画経済のもとにおいても最も不成功に終わったのが農業生産であり、現在の中国においても、またソ連においても、あるいは東ヨーロッパの共産各国においても最も根本的に行き詰まってある問題は、農業生産である点につきましてはご承知のとおりであります。したがって、このような大量生産、大量消費の時代に即応していくところの農業生産というものは、どのような形が望ましいのであるかということであろうと思います。現在日本の就業者は五千万人があるといわれておりまして、現在その一九・五％が農業労働に従事をしておりといわれておりますが、市長はそういうものは百姓をやめろという説だというようにご批判を賜わっておりますけれども、農林省の指導におきまして、農林労働力をいかに他産業に活用していくかと、また農業地域をいかに工業化していく以外には日本の農業というものを救う道はないということをおっしゃいます。また農林省の計画では、昭和五十年までにこの農業労働者の数を一一・八にもっていくという計画をいたしております。すでにアメリカは、農業労働者の率が四％である、またイギリスも五・六％であるという数字を見ましても、近代農業として成り立っていくためには、でき得る限り農業に従事する人がやはり少ない人数でその面積をやっているような企業的農業の形にもっていかねばならないということは、この七十年代の農業の最も基本的な特徴になってくるのではないかと思う次第でございます。したがって、現在日本の農業を見ましても、先ほどのご質問でレタスの例を申し上げましたが、非常に価格が不安定だという以外に、何もかももう生産物が上がっている中で、ただ一つ価格が上がらなくて、こ

十年、十五年の価格を維持しているものがある。それは卵とブロイラーであります。なぜ卵とブロイラーが価格が上がないかということは、それは近代における養鶏というものが徹底的に集約された形において契約経営が企業的に行なわれておるから、私はこの卵とブロイラー、鶏肉というようなものが価格の安定をし、むしろ卵一個十円という相場はかなり以前においても、十年、十五年前を考えてみましても通用する相場であります。こういうような養鶏業というもののあり方の合理化された姿に、やはり日本の農業というものの一つの面が出ておるのではないかと思う次第でございます。

まあそのほかに、農業につきましては、ご承知のように自然的な条件というものを免れることができません。これはやはり春秋の季節的な影響というものもございますし、また天災等の暴風等のような天候状況、あるいは病虫害の弊害というものも必ずあるというような状況でございます。そういうようなものを克服してやはり存立していかなければならない。しかしながら、自然的条件を少しでも免れようとして温室経営をやるといふようなことになって、大ぜいの人が温室経営をやったならば、たちまちトマトあるいは促成ナス、キュウリというようなものが暴落するといふことは、目に見えておるわけでございます。したがって、ご指摘のようなやはり全国的な規模において、この生産的な主産地というものが振り分けられ、形成されていくような形になれば私は安定をしないのではないかと、さように思っております。したがって、この四日市市の農業のあり方につきましても、どのような形にもっていかばよいかということにつきまして、常々いろいろ考えさせていただいておるわけでございますが、何といいましても人間生活におきましては野菜、生鮮食料品というものはほかに代替品がございません。必需品でございますが、しかも貯蔵がきかない、季節的であるというような影響が非常にきつものでございます。したがって、それだけにこの農業として安定していくためには、やはり何といたしましても、農業従事者を減らす。そのためにはやはり丘

陵地、あるいは農業地帯に適当なる工業を誘致するとか、そうしてそのような人々をその産業に吸収する。しかもほんとうに農業でやろうというような若い人を中心としたところの後継者というものが育って、その農業を背負っていかなくては、人まかせ、あるいは他人に頼るというような形ではこれからの農業というものは非常にむずかしいのではないかと、さように考えておる次第でございます。われわれといたしましても、そういうきびしい情勢を踏んまえて今後十分そういう検討のもとに立った農業施策というものを考えさせていただきたいと考えておる次第でございます。まあ生き残れる農業というものをほんとうにこの七十年代においては追求しなければならない問題であると、さように考えております。

またご指摘の、学校給食への活用というものを考えたら少しでもいいんじゃないかというように、おっしゃるとおり野菜類であるとか、イモ、豆、くだもの、キノコ、小麦粉、鶏、鶏卵、肉類、牛乳等いろいろたくさんございますが、大体四日市の学校給食で消費されるものの実態というものを産業部長から伺いますと、大体年間一億八百万円の金額に達するといいますが、しかしながらこれを少なくとも三百日、あるいは二百五十日で割るといふ数字になりますと、月々あるいは毎日の金額、数量も非常に少なくなるので、確かに四日市でできるものを四日市で消費するといふことは、新しいものを消費するということになりますので、こういう点につきましてはよく教育委員会等と相談をさせていただいて、でき得る限りそのようなご期待に沿いたいと思っております。

続きまして道路行政に関する問題で、私がお答えできる範囲の問題をお答えをさせていただきますが、道路行政は、確かにご指摘のように日本の道路行政あるいは交通政策というものが生産活動に片寄ってきたといふことはまぎれもない事実であると思います。先刻も伺うところによりますと、昭和三十二年から四十年までに公共投資に使われたところの、いわゆる生活関連の公共投資、すなわち住宅、生活道路、上下水道等に投資された金額は、全公共投資額

の二二％であった。それに反して同じ公共投資でも、道路、港湾、橋梁等に投資されたものが七八％を占めておるといふように聞いております。したがって、このような公共投資の中でも、産業関連の部門に非常に、七八％というものが投資をされたということが、産業の高度成長と比較して公共投資が少くないといわれながらもかわらず、なおかつ日本の経済発展に非常に資してきたのはそのせいであろうといふことはわれておりますが、しかしながら、わずかに生活関連、あるいは生活の身近なものには二二％しか投資がされなかったといふことはまぎれもない事実でございます。そこに大きなやはりひずみがあることはご指摘のとおりであろうと私も思います。したがって、通学路といふような問題につきましても、児童の安全等の見地から農道といふようなものも利用できるようでございますから、でき得る限りそれが迅速、安全に通学できるように整備をさせていただきたいと、さように考えておる次第でございます。

教育の問題は教育長からお答えをさせていただきますが、大学の問題につきましてもでございますが、大学の問題はこれまでもお答えをしておりますけれども、やはり四日市市では大学を持つということは非常に困難であると。しかも市立高崎経済大学を見ましても、もうここ何十年で毎年大争議をやっておるといふような情勢でございます。三重県では三重短大というのが津市立でございますが、本来からいえば、地元の大学を出た人だけがほんとうに地元に残るんだということからいえば、地元の大学といふものは非常に価値のあるありがたいものであると私も思う次第でございます。したがって、まあ三重短大等につきましても、体育館をつくるとか、校舎ができる、多少の負担をしてもらいたい、生徒数に応じて負担をしてもらいたいといふような強い要請があるわけでございますが、まあ四日市市といたしましては、市でこの四日市に、ただいまのところ大学を、市立大学を設置するといふ考え方は持っておりません。私立の大学が四日市へ来るということなら喜んで誘致もさせていただきたいと、さように考えておる次第でございます。

でございます。

港湾の問題につきましては、いろいろご指摘を承りましたが、私は訓覇議員のおっしゃる通りに、直接的な利益に限ってこの受益者負担をすればいいのではないかというような意見には、私といたしましては賛成をいたしかねる次第でございます。まあ受益者負担ということばの適否がどうかということでございますが、利益を受ける範囲において費用を負担すると、しかも直接利益があるものだけに限るんだということになれば、私はきわめてこれは近視眼的な狭い範囲になるのではないかと思います。もっと間接的な利益ということも考えるべきでございますし、港というものはその所在する市のみならず、その所在する地域、県、その経済圏、あるいはさらに大きく言えば、日本全体の立場からも考えられなければならない性質をもってあるものであると、さように考える次第でございます。港湾の役割りはいかにその利益を受ける範囲に限ると申ししても、やはり港湾に投資された効果が市勢の発展につながる、将来の市勢の発展につながるということはまぎれもない事実であろうと、さように思う次第でございます。四日市市の羊毛工業、あるいは紡績等が立地いたしましたのも、四日市港の所在に負うところがあるという事実を見ても、私はいえるのではないかと思う次第で、この負担の限度を、それではどの程度にするのかということでございますが、まあそれは最低限度はとん譲与税、四十五年度は一億八千万円でございますが、とん譲与税の範囲であろうとは思いますが、最大はどこまでかということにつきましては限度がないわけでございまして、私はただ直観的に考えることは、税収入の一〇％をこえては、市の財政あるいは一般的な行政に非常に大きな影響があるのではないかというように考えます。したがって、五十億の税収がございましたならば、一〇％、五億円、それから一億八千万円、あるいは二億円のとん譲与税を差し引きいたしますと、まあ三億円というようなものが最大の現在の市の税収における最大限度ではないかと考えられる次第でございますが、こゝろいような上限の限度というものはどこかということ

は申し上げることもできない数字であらうと思いますが、私は私なりにさように考えておる次第でございます。

○議長（山中忠一君） 教育長。

「教育長（西川棟伍君）登壇」

○教育長（西川棟伍君） いろいろと非常にうんちくのあるお話をいただきまして、たいへんためになったと思っております。

まあしかし、私たち教育行政をあずかるものといましては、やはり国の姿勢、そういうものを根本にして、そうして考えていかなければならぬかと、こう思うのでございます。

いろいろとおっしゃった中で、あるいは抜けておりましたらまたお尋ねいただきたいと思いますが、まず学習、いろいろと教育の問題は、いまほとんど日本国の大きな問題でございます。たとえば規模の問題、速度とかそれから力とか、そういう問題がいろいろとこんがらがりましてそれに対する対応策、まあ大学の紛争なんかその一つでございますけれども、時代のテンポと、進歩と、それと教育の動き方がマッチしていないところこういう問題も起こってきておるんだと、そういう点においてはいま教育の問題は非常に重要な問題かと、こう考えておるわけでございます。

それから学習指導要領のお話もございましたが、学習指導要領というのは、教育行政の筋といたしましては、学校教育法の施行規則によってこれは拘束をされておるわけでございます。それは自由の、自由裁量の余地はもちろん個人個人の教師によってございますけれども、しかし根本的に、基本的な筋は、これはやはり検定という制度がございまして、現在それによって教育が行なわれていくわけでございます。

社会教育の問題については、お花、お茶というような問題だけじゃなしに、もっと成人教育、そういうものにも力

も入れ、政治学習とか、生産学習とか等々についても目を開いてやらなければならぬじゃないかというお話でございました。これについては私も公民館とか、そういうところでいろいろといま検討をいたしておるところでございます。政治教育もけっこうでございますし、それから生産学習とか、そういう問題についてもいろいろと検討をいたしていきたいと、いたしていきたいじゃなくして、いたしつづけるということでございます。

それから教育方法でございますが、現在くらい教育方法の問題の、私は問題のあるところが少ないかと思うんですが、います。まあとにかく日本の教育方法、教育の、学校における教育方法をまず第一取り上げるといたしまして、ずいぶんこれは問題が多々ございます。やはり教師の素質向上という問題も裏に考えながらそれをやっていたいかなければならぬんじゃないかと、これについては十分にこの間も、校長会のときにも教育方法について十分に研究をするようにという話もいたしました。まあそういうようなことでございまして、いろいろと社会教育、学校教育、家庭教育、いろいろなものがある分野にございますけれども、その根本にあってはやはり教育基本法の第八条というものがありますが、「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」というような、こういう教育基本法の八条にもございますし、それからもちろん教育基本法的一条からずっと条を追うてございますけれども、教育基本法を根本に踏まえて、そして家庭教育なり、学校教育なり、社会教育なり、そういうものを進めていきたいと、こう考えておるのでございます。

ことが足らぬようでございますけれども、以上。

○議長（山中忠一君） 岩野助役。

「助役（岩野見育君）登壇」

○助役（岩野見齊君） 港湾費における受益者負担限度と、このことにつきまして、若干補足させていただきます。

この負担の限度額というのは、非常にむずかしい問題でございまして、しいて基準を求めますならば、先ほど市長が申しましたとん譲与税を一応の目安にするか、あるいは平衡交付税の算定額を一つの基準にするか、こういったものを基準にすることにつきましては、おそらく大多数の方はそれでしかたがないというような感じを抱いていたということだと思います。ただ一番われわれが苦痛に感じますことは、現在世界の海運界におけるコンテナ化が非常に急激に、かつ予想していた以上に大規模な進み方を見せておりまして、感情的にはまずこの辺でとめておきたいという願いにもかかわらず、もしこのコンテナ基地に対する整備をやらなかったならば、港が取り残されてしまうという現実面からくる解決をどういうふうに求めようとするところに、大きな市としても苦しみがあると考えております。直接的な受益者と申しますと、これは先ほど訓覇議員が申されましたように、船会社とか、あるいは一部の倉庫業者とか、こういったものに限定せられておるわけでございしますが、ただ港があるという間接的な利益を考えました場合には、港を持っておる市はもちろんのことでございますが、あるいは近くの都市、さらに広くいえば国全体が一つの間接的な受益者とも考えられるわけでございます。したがって、この意味から申しますならば、港は単に市なりあるいは県なりの港ではないんで、これはまあ国際的な視野からいっても国の港である。特に特定重要港湾なんかは国の港であるべきであろうと考えるのであります。この意味から申しますならば、このとん譲与税、あるいは基準財政需要額を上回る支出につきましては、国の直轄工事費の地方負担を軽減する方法を講ずるか、あるいはまた港湾整備についての県、市の公共事業費の、公共事業費に対する国の補助率の引き上げをはかるか、あるいは関税の一部を港の所在地に還元してもらうか、こういった国に対する港という、特定重要港湾というものの認識を改めさせる方法、努力を従来といえども続けておったんでございますが、今後さらにこれをもっと強めていくか、もう一つは港自体に

ついて申しますならば、港湾警固、単純な公共事業としてのみ考えることなく、企業的な立場で考えまして、困難なことではありますけれども、独立採算的な考え方を導入して市費の負担の軽減をはかることが、ある意味で申しますならば、直接的な受益者負担につながるものであらうと、このように考えております。と申しましたが、このことは非常にむずかしいことではございますけれども、考え方としてはさらに一歩も二歩も踏み込んでこの方向の実現に努力すべきであらうと、このように考えております。

それから先ほど市長が申し忘れたんでございますが、新全総につきましてはの考え方は、目下各部課において自主的に検討してもらっており段階でございしますが、この計画につきましては、従来市の総合計画とか、あるいは開発計画というものは、どこかよそに委託してつくってもらおうということが慣例のようになっておりましたのを、今度は自分たちでつくっていくんだと、自主的に自分の町の計画をつくっていくんだという考え方で、非常にまだそうした概念のつくり方をまとめ上げるのに苦勞しておるような段階でございすけれども、とにかくその方向に部課長も一致いたしまして組み立てていく段階でございす。時間はかかることとは思いますが、着実にこれを積み上げてある時期においてはおはかりしたいとこのように考えております。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

「土木部長（三輪喜代司君）登壇」

○土木部長（三輪喜代司君） 第二問について、市長の答弁に補足いたします。

市長から答弁のありましたように、確かに私たち土木行政を担当いたしておる者といたしましても、いわゆる産業開発的な道路が中心になりまして、それ以外のいわゆる一般の道路があつたようになっておるといふことは、私も認めております。しかしながら、日本の道路そのものの歴史も見ましても、やはり日本の国柄からいきましても、ヨーロッパ

あるいはアメリカ等の相違点が現在ひずみとして出てきておるわけでございます。と申しますことは、道路関係の仕事を見てみますと、ヨーロッパ方面は昔から馬車とかいういわゆる大きな車両を中心にして道路が考えられておった。しかも山地が少ない。川が少ないというふうな非常に有利な立場であって、しかもそれが新しい自動車の時代に、道路開発そのものが非常にやりよいというふうな状況になってきております。

日本の道路につきましては、ご承知のようにかごとか、牛車とか、馬車とかいうふうなものが中心になって、しかも現在その道路がまだ生きており、そこへ十トン車、あるいは八トン車、大型バスというものが通って、通行してある人間がすみっこへ追いやられておるといのが現状ではないかと思ひます。したがひまして、そういうふうな問題がやはりこれが交通事故にもつながり、現在都心部より周辺部のほうへ交通事故の増加が目立ってきております。それと同時に、この交通のふくそうに対しまして、安全対策がおくられておるのを私たちは卒直に認めております。ご承知のように交通安全対策が特に強く叫ばれて、これが取り上げられてきましたのが四十二年度からでございます。現在市といたしましては、約五千万程度の金をこれに投入いたしました。財源を投入いたしました。いわゆる児童を中心にした安全対策を実施してきたのでございますが、本年度も約六百万程度のものをこれに投入する予定になっております。それと同時に、私たちは、訓導議員がご指摘がございましたいわゆる通学道路でございますが、これに関連いたしまして、学校周辺の道路で、しかも市道で相当な幅員があるところには、一応ガードレールを張って、学校周辺の児童が集中してくるところの安全対策をはかりたい。ただしガードレールを張ることにつきましては、地元の抵抗もございます。したがひまして、その辺の調整をはかりたいと思っております。また国におきましても、昨までは歩道橋を中心に、重点施策として取り上げてきていたのでありますが、本年度からは歩道橋が第二義的に落ちまして歩道優先、こういう方向に国の施策自体も進んできております。と申しますことは、私から申し上げるまでも

なく、歩道橋は、非常に利用者が少ない。しかも階段を上がる抵抗というものがわれわれにとっては非常に苦痛になるというところからではないかと思ひます。したがひまして、私たちといたしましては、市並びに警察、いわゆる公安委員会、それから教育委員会、それと交通安全関係の主管課であります総務、この四者で先般会議を持ちまして、いわゆる児童を中心にした交通安全対策についてはどうするかということについて協議をしたのでございますが、その結果児童の通学道路というものが判然としていない。学校においては、はっきりとわかっておったのではなからうかと思ひますが、教育委員会でおつかめになっていなかったということで、教育委員会を通じて、学校別の、いわゆる学校が指定しておりますところの通学道路を私のほうへ連絡していただきました。約一週間ほど前に私の手元へ参りました。したがひまして、土木といたしましてはこの資料をもとにして交通のふくそうしてあるところ、しかも児童の通学してある児童数の多いところ、こういうところから重点的に整備をしていくように目下土木課のほうで検討を加えさしております。したがひまして、この成案ができましたならば、さらに教育委員会、並びにただいま申し上げました公安委員会、警察関係ですが、それと総務、私のほう、四者の会議をもってそこで協議をして取り上げていきたい、このように考えております。なお、先ほど申し上げました約五千万の交通学童、並びに園児を中心にした交通安全対策施設というものは、いわゆる広幅員の道路を中心に行なっております。したがひまして、今後は幅員の狭い道路、こういうものに重点を置いていきたいと思っております。これはかねがねこの議場でもお聞きいたしておりますので、その方向に向かって今後とも努力を続けていきたいと思ひます。さらに、いわゆる生活道路でございます。これは私はこのように解釈いたしております。いわゆる通過交通が通る道路以外の道路、地区の人たちが、地区から地区への連絡、あるいは地区内の連絡、こういうふうな道路だと思ひますが、車両制限令等がある、自動車が入ってはいけない道路もあるわけでございます。これは標示はいたしております。

ませんが、そういうところにも自動車は入ってきております。これは現状でございます。したがって、この自動車をとめるということにつきましては非常に問題があるかと思いますが、今後はやはり人間尊重といいますが、人命尊重といえますか、こういう意味からいたしても、このように指摘の、いわゆる住民のための道路というのについては、私たちは重点を置いていかなければならない。このように思っております。現在までもやはりこういう生活道路的な、いわゆる周辺部においては、その村落と村落との道路等については、やはり重点的にやってきたつもりでございますが、今後もさらにこのことについては一そう力を注いでいきたい。このように思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 産業部長。

〔産業部長（阿南輝彦君）登壇〕

○産業部長（阿南輝彦君） ご質問の第一点の七十年代の農政、あるいは学校給食の材料等をテーマとされました提言等につきまして、市長がほとんど考え方を申し上げておりますので、特につけ加えることもございませんが、一つ二つ簡単に経過、あるいは考え方について申し述べてみたいと思います。

いまの学校給食の材料について言われれば、計画生産、契約栽培という問題になると思いますが、これにつきましては私自身もきわめて素朴な考え方、昔からあるいは今日でも農家で、自分のうちで食べるもの、まあお米、野菜等を自分のうちだけつくるといやり方、そういったことがもう少し拡大して考えられないだろうか。農林、あるいは商工そういった私ども部内の中でそういった討議を続けてきたわけでございますが、たとえば四日市にも非常にまとまった紡績の工場、その寄宿舎があるわけです。そういったものとの契約栽培、そういったことは考えられないだ

ろうか。あるいはもう少し観点を交えますと、最近活動の始まりました遠洋漁業基地、当然焼津、清水等の例を見ましても、加工、かん詰の工業等が考えられるわけでございますが、こういったものに、そういった魚と野菜、そういったものを終年的に結びつける、そういったことを四日市の農業地帯でやれないだろうか。こういった問題につきましても、加藤助役などとともに、農協の幹部などともいろいろ話し合っておるわけでございますが、先ほど新全総のお話が出ておりますが、この新全総、あるいはその前の全総、これらすべて国土総合開発法に基づいて立てられている計画でございますが、これらの計画を中央で中心になってやられた方々は、よくこの議場でも出てまいります四日市市の幾つかの総合計画、マスタープラン、これらを担当していただいた方でございますが、これらの方々が非常に常に全国の問題になっております鹿島開発、鹿島計画、これを強く進めてまいりました茨城県の上野という知事がいらっしゃいますが、この方が鹿島計画を考えるに当たって、いわゆる農工両面政策というものを打ち出しております。この岩上知事は、農協出身の方であるだけに、特に鹿島計画の中において、新しい港湾、新しいコンビナートをつくるとともに、その周辺の農業との結びつき、言うなればいまの契約栽培、そういったことをかねがね考えてこられておったようでございます。しかし残念ながらこの考え方は失敗に終わっておりますのでございまして、鹿島計画だけは成果をどんどんあげておるといふような状況のようでございます。また全国的にそういった契約栽培、計画栽培をやる例として、ごく最近では横浜の港北ニュータウン計画というのが出ておまして、先般も私どもの農林本課あるいは農林研究指導所の技師が参りまして、その計画内容を調査をしてきております。近くその研究会を部内でやる予定にいたしておりますが、これも港北区といえますのは綱島温泉等がある地域でございますが、その周辺で三十万の人口、そしてそれを取り巻く農地、これを結びつきたいいわゆる共同生産、共同出荷、そういったことを構想の中に入れておりますが、その具体策についてはなかなか立たないということで悩んでおるようでございます。また学校

給食との関連で、すでにそういったことを現実に行ってきた例も栃木県の小山にございます。総合給食センターを設けてこれと四十八戸の農家が共用化をして品目をきめてやってきた。ところが二年でそれが完全に失敗に終わってしまったという例もあるわけでございます。これは非常に考え方としてはよかったんですが、やはり一つの地域で、一つの集落でやる場合に、学校給食で必要とする品目が全部そろわない。結局やはり市場から、また町の専門店から買わなきゃならないと、そういった主として品目の問題からその計画が崩壊をしておるといふような例もあるわけでございます。しかし先ほど市長もいまの訓覇議員の提言について、教育委員会と十分共同して研究をしてみるというふうに申し上げておりますので、私もすでに教育委員会のほうから資料もちょうだいをしております。農林課のほうでも検討をいたしております。従来のような、米が一番楽に、安全にもうかるという姿の時代には、こういったことは非常にむずかしかったと思いますが、やはりこの七十年代の農業といいましょうか、今後の食管法のあり方、あるいは米価のきめられ方によってはこういったことも理論ではなくて、やはり農家のほうもそれを受け入れる形も出てくるんじゃないかというふうに考えております。

それともう一つ、これと関連いたしまして、大きくやはり流通の問題、生産と消費を直結させるという問題が、きょうの大島議員のご質問についても申し上げておたわけでございますが、最近アメリカでもそういったスーパーと契約して流通させる。これは特定の品目に限られるようでございますが。そういったこと、あるいは東京の新しい、たとえば東急あたりやっていると、流通生産と消費地を直結するというふうなやり方が出てきております。四日市にはご存じのような青果、魚とも民営の市場が分散いたしておりますが、いずれも規模が小さい。そのために生産地の大規模化に対して、荷が引けないというふうな問題が出てきております。これらを解決するために、国会で流れましたが、継続審議になっておりますが、中央卸売市場法の改正の問題、あるいは長野でやっております市場団

地の問題、そういったことも三役などともども現地をこまかく調査いたしております、こういった流通の問題を解決をしていこう。まあこれらはいずれも議会で常々ご指摘のある問題でございますが、そういったことは新しい今後の農業、あるいは生産と消費、そういったものを結びつける大きな課題だというふうに考えて、取り組んでいるわけでございます。

以上、一についてお答えいたしました。

○議長（山中忠一君） 訓覇議員。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 いずれも問題提起のような質問でございましたので、再質問せずに時間もたちましたことでございますから、ご要望を申し上げて終わりたいと思います。

いずれも新全総のフィルターをかけて考えていかなければならぬということでございますが、まして産業行政は、指導行政でございますから、おくれないうちに早くやっていただきたいということ。それから全体的にうまく計画を立ててからというような進め方ではなくて、たとえばいへん恐縮でございますが、私の地区で婦人会がイチゴをつくりましたが、六十グラム、一人一食六十グラムでいいということでございますので、二万人の子供でございますと一回当たり千二百キロでございます。千二百キロ一ぺんだけ食べさせようと思えば三反ないし四反つくればいいわけですが、つくった連中は、「何とか普通の給食だったら三つくらいイチゴを食べられるところを、六つも七つも食べられるんだがなあ。」と言っておったわけでありまして。そのような形で、できるところから一つ一つでも取り組んでいくということでやればいいのではないかと、四日市全体を考えると、二万人の給食くらいではなかなかうまく考えもまとまらないかもわかりませんが、それはそうではなくて、ねらうところはこの体制に対する、まあいわば農

民の訓練といったようなことでもございますので、一つの試案でございますが、絶対失敗のない形でやる。進め方についてはいろいろあると思いますが、失敗なくて指導行政でやることでございますから、ぜひ取り組んでいただきたいと思ひます。

道路行政につきましては、この五つの問題、すべてどこの部や課が縦割りだけで簡単に考えられる問題ではないのでございますが、たとえば道路行政におきましては、耕地課との関係も出てきますが、少なくとも各問題が出されておりますので、一メーターの農道でもよろしい、もうすでにあるわけですから。それをびしっと舗装してやるということ、一つでもいいからぜひ実行いただきたい。なおこれにつきましては、各校から期せずして、教育委員会も集めておりますので、そこにも資料がございますし、各学校に資料があるわけでございますから、私どもだけでなく、それぞれの各地区で皆さま方がお取り上げになって、ぜひ一つの農道でもよろしいから舗装していただいて子供が安全に通れるようにしていただくと。そのことによって、ここにおられる皆さん方が無事来年の五月ご当選をいただくならば幸いです。

なお、今回時間がありますれば新全総と、教育の問題で突っ込んでやりたいと思ひましたが、もう終わりますが、ぜひ教育の内容だけではなくて、社会教育の方法論についても十分お考えをいただきたいし、先ほど何のために教育基本法を言われたのかわかりませんけれども、政治教育というものと、政治運動、ないしは政党運動とは違うのでありますから、その点を間違ひのないように十分ご考慮のうえ計画をお立てになることをお願いいたします。

次に大学問題でございますが、誘致でもけっこうでございますし、新設でもけっこうでございます。私が出しました問題は、少なくとも市民の親が単純計算ではございますけれども、生活費に五億から六億一年間払ってあるということでございますから、市に金がなくてもこういういった事情にあるということをご勘案のうえで、ぜひ大学の新設を教

育産業の立場からお考えをいただきたいと思ひます。

港につきましては、これも新全総を調べてみないとわかりませんが、取り残される論というのがございまして、いまやっておかないとよそに取られてしまふという脅迫がよくあるわけでございますが、ほんとにそうであるかどうか、新全総をもう少し突っ込んでみますと、ほんとにやらんならぬようになるのではないかという気もいたしますので、これはもう少し私のほうも勉強していただきますが、しかしこれはもう港の問題はいまの状態では、病気でいえばガンのようなものでございまして、もうこれはほうっておけばどこまでも大きくなっていくわけでございますので、歯どめについて助役からもご提案のような、お答えのようなことも十分お考えいただきたいと思ひわけでございます。

なお、いろいろ給食問題につきましては、もう少しこの際申し上げたい、お願いしたいこともございますけれども、時間の関係で省略させていただきますが、少なくとも市長が新聞の発言におきまして、「値上げせぬでもいい」と、あるいは「足りない点はうちで補え」といったようなことが出ておりました。事実であるかどうかはわかりませんが、いままの農政と直結してやれば、先ほどのイチゴ論でもわかりますように、もっと経費が節減できるのではないかと思います。そういうみずからの努力をせずに、子供に学校給食法を無視したような考え方というのは、はなはだ妥当でないと思ひわけでありまして、いままの四日市の財政事情からして、子供の食うものを減らすような状態でもないと思ひますし、欠陥給食をさせるといったようなことはまことに当を得ないと思ひのでございますが、わずかながらでも市みずからの努力によって解決できる部面をきょうは提案したようなわけでございます。教育長もどこかはこういう方針があるのかかわらず、こういう運動を起こしておるのはけしからぬというように言ったと思ひますが、その点についてもまた別の場所でひとつやり合いたいと思ひますのでよろしくお願いいたします。

す。われわれがずいぶん提案してきたことに對しまして、直ちに実行できなくても、たとえば緑化の問題でございますが、もう十数年前に平田さんがどうだということがございます、個人的に言ったことがあり、その後たびたび緑化の問題についても取り上げてきました。ようより最近定着したようなわけでございますが、その他のいろいろ公園の問題、あるいは昨日問題に出ました聖母の家の問題につきましても、われわれが言っておりますことについて市長の姿勢は、切りかえしたり開き直ったりせずに十分聞いていくということを、姿勢を今後持っていたきたい。そしてとりわけこの新全総については新都市計画法の手法でやられましたように、知らない間にやられていくわけでございますから、先ほどの助役のご発言にもございましたが、これに對應する形が一つ一つ案ができる過程で住民が参加をしていくという姿勢しかほかにないと思いますので、成案ができるまでではなくて、できましたら一つづつ出していただくようにぜひお願いをいたしたいと思います。

最後にこの一つの部、課ではできないという問題についてこの五つはすべてそうでございましたけれども、提案といたしましては、何か問題が起きたときに部長会なら部長会におきまして、問題解決学習のような形をとられて市民の要望する問題を縦割りだけで引き受けたり、あるいは逃げたりせずに、適時適切にその問題によって問題を解決していく方策を適時適切に立てていくというふうな会議の開き方で対処をせられるようにご要望を申し上げて終わります。

○議長（山中忠一君） 笠田君。

〔笠田七衛君登壇〕

○笠田七衛君 非常に時間も経過してきました、理事者のほうをながめましても、ずいぶんお疲れの様子でございます。議員の皆さんも朝から非常に熱心にご審議を賜わっておる関係か、早く議事を進めろというふうなお気持ちがあ

りありかがわかりますので、そういうような意味から私はせめてこの九時、十時というような時間までも酷使するようなことでは申しわけないと思っておりますので、議運の委員長があられたらご相談を申し上げようと思いましたが、どういうご都合かいらっしゃいませんで、まあそういうような意味で決して気持ちは、私は皆さんに悪いと思っておりますので、ご了承をいただきまして、最後までおつき合いをいただきたいと、特にお願いを申し上げる次第でございます。

私がいまからお尋ねしようとする問題は、実は三点ございますんですが、時間も経過しておる関係上、今席は一点だけにしぼってお伺いし、ご答弁をいただくなら幸いだと思っておりますが、私は自分の不勉強からいまだにこういうようなことをお尋ねするということは、自分ながら恥ずかしく考えるものでございますが、実はわれわれが尊敬する市長さん、いわゆる清潔であり、まじめである市長さんがいらっしゃるから、一応われわれは予算関係等を審議すれば、あとは完全にやっていたくものなりと信用しておった関係、あまり気にしておりませんでした、いまからお尋ねする問題も、もし私の不勉強から誤解に終わり、考え違いであったというふうに、私はこの場が進むことを念願しておる一人であります。

そこで、私は時間も経過しておる関係上、ごく簡単に要点だけをお尋ねしますから、理事者の方もこちらがお尋ねすること以外あまり……、さしみを返事いただいて、つまみのほうはやめといていただきたいということを劈頭にお願いします。

私が地元のところから聞いておりますところによりますと、近鉄富田駅の西で、ずいぶん古くから近鉄を買収されるおりの条件として、あそこに市道があったはずでございます。ところが、今回私がはからずあの周辺を通りますと、私が知ってあった範囲の道路はなくなってあって、そこに近鉄の引き込み線が引かれておるといふ事実を私ま

のあたりに見まして、これには何かあったんじゃないかと思うんでございますが、土木部長はあそこにそういうような道路があったのか、なかったのか、もしあったとするなれば、それはどこへ蒸発したのか、その点だけをお伺いしたい。それによってあとを続けます。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 私の調べましたところによりますと、現状は三岐が引き込まれるまでの間はございませんでした。ヨシのアシ原でございました。しかしながら、地籍図にはこれが出ております。

以上です。

○議長（山中忠一君） 笠田君。

〔笠田七衛君登壇〕

○笠田七衛君 さいぜんはあまり時間がおそいので疲れておる関係上、言い間違いをしましたが、近鉄じゃなくて三岐の引き込み線でありました。訂正いたします。

ただいま土木部長の説明では、地籍図にははっきり残っており、ヨシであったということでございます。ヨシにせ、何にせ地籍図で残っており、はっきり道路として残されておる限りは、これは道路ということに間違いがないのだと私は考えます。その証拠には、十四川を南へ渡ったところにははっきりと道路として残っております。またそれからしばらく南に行つて、茂福から四日市方面に進んだところにもやはりこれ道路として残っております。そこで私は、その残つておった道路を、地籍上残つておつたとおっしゃる道路をどういふに処理されて、いまの三岐の引き込み線をあそこへ引き込まれたのか、私は不勉強だからわかりませんが、公用道路の廃止等というような問題で、それが出

たということをあまり覚えておりません。と同時に三岐鉄道のほうからは昨年の十月の八日でしたか、これに道路の一応専用許可願いが出ておる。これを許可なさつておる。それも私のようなものではわかりませんが、工事中であるとかないとか言つておる間に、永代借入れの許可が出ておる。またあそこへ道路を引くという予算が出ておつた。これはどこへ道路を引くんだ。溝川の上へ道路を引くのか。何か私が承知いたしますると、最近その溝川を、最近に至つて、ごくこれも最近です。競合といひますか、市のほうと会社と話し合つておられると、あそこへ道路を引くという前提で一千万かそこの予算を一昨年かつけられておる。それもどうやらなつてまたことしやるんだそうでございますが、蒸発したこの道路、どこへ道路引くんだ。おそらく市長は許可された一人としてその間の経緯を承りたい。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 僭越でございますが、私の専決事項でございますので、市長にかかりまして答弁いたします。

経緯といたしましては、三十二年の八月、市、それから富田の当時の富田署長、四日市高校の事務長、地元の代表の方、並びに近鉄側と立ち合いのうゑで境界ぐいを入れております。それが現在の近鉄用地の境界になつておるやうにわれわれは承知いたしております。したがひまして、このときからすでに十年以上経過してあるわけです。その後三岐鉄道が近鉄からこの用地を借りて三岐が乗り入れをしたと、こういうふうな経過でございます。したがひまして、その条件といたしましては、やはり地元の住民の効用といひますか、効率を下げないやうにといひか、便宜を悪くしないやうにといふふうなことで、私どももこの問題が地元から提起されるまではこの境界を、そのものを中心にしてものを考えておつたんでございますが、そのような話が出てまいりまして、別に会社となれ合いではございま

せんが、条件といたしまして、さらにこれに対して道路をつけさすということで話し合いを進めておったような次第でございまして、三岐鉄道は近鉄からこの用地を借りておるといふのでございしますので、当時のこの三十三年当時は近鉄側との間に用地の境界ぐいを入れておる。こういうふうな経過でございしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（山中忠一君） 笠田君。

〔笠田七衛君登壇〕

○笠田七衛君 いまご説明を承ったのでございますが、当時三十三年ですか、地元と近鉄とだけやられておるが、おそらく市もやっておると思うんです。ね、市は知らなかったんですか。

○土木部長（三輪喜代司君） すみません、自席から。

○議長（山中忠一君） はい、簡単にどうぞ。

○土木部長（三輪喜代司君） 市の、

○笠田七衛君 いや、おれ、そこで聞いたらへんが、あとで言うた方がいいやないか。

まあ私は、私の考え違いか知りませんが、さいぜん劈頭に土木部長ははっきりと地籍図で残っておるといふことを言つて、それなのに今度工事をやられる三岐さんが、近鉄のものであったら、なぜ市に一時借料にせい、永代借料にせい、そういう書類を出されたのか、その点私は現地を十分把握しておりませんから、ただばく然と見てきただけでございまして、地籍があったものが、いま道路がなくなつてしまつて、溝川だけ、その溝川がこれを道路だということでは、市の土木部長として溝川が道路であつたということを認めるのかどうか、またさいぜんから言っているように、近鉄のものであったらなぜ市のほうに一時借料願ひを出すんだ。また永代借料をなぜ市のほうに出すのだ。まだそのほかに三十何坪というような地所が行くえ不明になつておるといふふうなことも、私は現地をあまり詳しく調べないでこれは後刻調査のうえ、あらためてまたその時点でお尋ねしますが、その辺を承りたい。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 占用許可が出ておりますのは三岐鉄道の富田駅の、駅の西のところで、約七十九平方米、それからあとはそれ以外に、新しく乗り入れをするために市道の上、それから市が管理しておりますところの水路、富田駅の西から近鉄の線路の、いま走っております線路の西側へ入るわけでございますから、その間における水路、道路、市の道路、こういうものに対しての占用が来ておるわけでございます。なおわれわれといたしましては、国鉄、並びに近鉄等、鉄道関係との道路占用については、市道を新たに付ける場合には、鉄道側のほうで鉄道敷を無償で借りております。したがしまして、それと同じ形で鉄道側が市の道路敷を線路敷として借りる場合には、三岐鉄道を問わず、国鉄にいたしましても、同じような考え方で処理をいたしております。したがしまして、踏切道につきましては、大半が鉄道側の道路でございまして、その上へ市の道路をつけて、市の道路を、市道を逆に鉄道から借りておるといふところと、逆に市道の上へ鉄道があとから引いた場合には、そこへ今度は鉄道道路を乗せる、かぶせる。したがしまして、鉄道と道路の交差部分等につきましては、そのような、私がただいま申し上げましたような形でおのの相関連しておりますので、その方法で処理をいたしております。したがしまして、今回の占用許可は、いま申し上げましたように、高架で降りてきておりますので、たとえば川の上を高架で渡る場合には、その河川の占用許可ということで、それも含めて占用を許可いたしております。なお、これにつきましては地元の同意もっております。

○議長（山中忠一君） 笠田君。

〔笠田七衛君登壇〕

○笠田七衛君 私も十分現地を把握しておりませんし、土木部長にいまお尋ねしておること、私の尋ねておる本質とが若干食い違っておりように思います。しかし三岐さんは、近くあそこへ乗り入れをやられるということはほとんど皆さん議員の方にも案内が行っておると思えますが、近くなされる。ところが少なくとも近鉄さんがそういうような事情で市のほとんどの道路敷を使われたとするならば、そのかわりに近鉄さんとか、三岐さんとか、そういうところから、従来あった道路の補償をせよとか、新しい道路をつくる金を向こうさんがたれるとか、そういうようなことが私はあってもいいのじゃないかと思えますが、何か話を聞きますと、今度市が計画しておられる道路は四日市工業高校の中を通られるので、四日市工業高校が自分とこの減る地所の三倍も要求してみえるとかという話を聞いておる。少なくとも市もこういうような、向こうさんが必要であるところを市のものを利用なさるとするならば、三倍くらいの私は要求しても、これは社会通念として差しつかえがないのではないかと私は思う。ところが別に市のほうで道路をつくる予算を計上されておるらしい。そういうところに私は疑念を持つんでございますが、何か土木部長は、私のこの一時借り入れ占用許可等々を調べた範囲とは、だいぶと食い違っておりような、場所とか、いろいろなことをおっしゃってみえるので、理解が得られないので、本日はこの程度でとめ置まして、現地を十分理事者と把握して、明日続けて私はこれをやりたい。かように思いますので、議長のほうでよろしくお取り計らいをいただきます。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後九時七分休憩

午後十時五十三分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） この問題につきましては、私のほうの説明が不十分でございまして、たいへん時間をおかけいたしました、ご迷惑をおかけいたしますことを深くおわび申し上げる次第でございます。

ただいまの質問に関連いたしまして、誤解があるみたいへん申しわけないことでございますので、一応書類のうえから簡単にこれまでの処理を説明させていただきます、今後のとるべき措置につきましては、ご期待に沿うような配慮をさせていただきます、さように考えている次第でございます。

この道路につきましては、昭和四十四年五月二十五日付をもって、三岐鉄道株式会社から公共用地贈与申請書という形で申請書が出されて、それが受け付けられております。それを簡単に申し上げますと、「弊社が今般朝明、三岐朝明、近鉄富田駅に鉄道を施設するに当たり、下記公共用地道路を軌道敷として使用いたしたいので、つけかえ変更のため贈与願いたく申請します。なお、上記申請を行なうにつきましては、新設する道路を整備完了のうえ、貴市に寄付いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記 一、贈与申請物件

公共用地道路、四日市富田四丁目一四五番地地先、七十二・一一平米につけかえ更新で寄付採納を願う物件。道路四日市富田四丁目一四五番地のうち、七十六・五一平米」ということになっておりましてこれは、四日市市公報十月二十日号、四十四年十月二十日号の一三ページに關係図面を、四日市土木課において、一般の供覧に供するというこ

とで、十月十八日付で告示をいたしております。それはただいま申し上げました旧茶屋町十号線大字東富田字花ノ木一五五番地地先より、大字東富田字花ノ木一六四番地地先まで、新寄付される物件、茶屋町十号線富田一丁目一五五番地地先より、富田一丁目一六三番地地先までということ。

あ、失礼いたしました。これは間違いでございました。二番目のところでございました。茶屋町二十一号線大字富田花ノ木一四五番地地先より、大字東富田字南浦四三の一番地先まで、新寄付される物件でございますが、茶屋町第二十一号線富田四丁目一四五の一番地先より、富田四丁目四三の一番地先までということでございます。さき申し上げたところは読み間違えましたので、訂正を願いたいと存じます。

以上のようなことでございまして、われわれといたしましては、この北側のほうの地先につきましては、ただいま申し上げましたように、すでに十月十八日に告示をいたしまして、寄付採納を受けておるわけでございまして、それから南のほう、まん中のほうにかけては旧来の道路がございまして。ただし南の端につきましては、昭和三十三年八月二十六日に、土木部長が申し上げましたように、地元の自治会長、市の職員が二名、近鉄側、四日市高校の事務長が立ち合いのうえ、一時から三時までの間、いろいろ測量等をして境界ぐいを打っております。したがって、この境界ぐいを打ったという時点におきましては、そこに道路があったかなかったかは存じませんが、すでにこの昭和三十三年に南側の境界線が確定をしておったということでございます。ご質問のように、そこにその南のほうのところに道路がないという点につきましては、今後関係会社に折衝をいたしまして、ここに道路がつきまして十志町のほうから北のほうに出入りができますように、道路を、従来の農道を復旧をいたしまして、通れるようにいたしますことを皆さんの前に確約をさせていただく次第でございます。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 笠田君。

〔笠田七衛君登壇〕

○笠田七衛君 私も劈頭に申し上げたように、ここしばらく自分の問題で非常に取りまぎれておりますので、十分その現地も調査しておりませんし、確信をもって言々ということは言いにくうございますが、ざっとながめた状態では、私には相当疑問もございまして。しかしただいま市長が、その道路は必ず復元するというようなおことばをいただいておりますので、復元に際しましては市の経費でやるのか、相手の会社でやるのか、その辺をはっきりご明示いただいて、とにかく何か議運では二十二日にもう一べんやれということでございますので、ただいまの市長のご答弁は、非常に好意あるご答弁として受け取ります。

しかし、おそらく市長さんも現地を十分把握していらっしゃると思いますので、二十二日までによく、書類だけじゃなく、現地も把握していただいて、この点は必ず、どちらの会社が知りません、私は。近鉄でやるのか、三岐でやるのか知りませんが、その辺を次にひとつはっきりとご答弁いただければ私はけっこうだと思います。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 先ほど申し上げましたんですが、関係会社三岐鉄道に復旧をさせて、この旧道がございましたのを確保すると申し上げた次第でございます。

○議長（山中忠一君） 笠田君。

〔笠田七衛君登壇〕

○笠田七衛君 了解したのかどうかという事務局のお尋ねでございますが、さいぜん申し上げましたように、市長は

これは必ず会社側の経費でやるといういまご答弁をいただきましたので、あまりこれ以上深くは追求いたしません、さいぜん申し上げましたように、市長も十分現地を把握しておられないように思いますので、一応市長の誠意を了承いたしました、今席はこれ以上追及とか、いろいろなことはいたしません。しかし市長と子どもに現地をしっかりと見せていただきたいと、これを強く要望してやめます。

「「議事進行」と呼ぶ者あり」

○議長（山中忠一君） 以上で一般質問は終了いたしました。

日程第二 議案第五十七号昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ならし

日程第二十四 議案第七十九号工事請負契約の締結について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第二、議案第五十七号昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算（第一号）なし、日程第二十四、議案第七十九号工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

ご質疑ありましたらご発言願います。

六平君。

「六平豊司君登壇」

○六平豊司君 議案第七十号、ならし、七十九号の工事請負契約の締結について質問いたします。

特に質問いたす点は、工事の最終の日程についてであります。この中で、住宅等につきましては、一月二十日あるは十二月の十五日ということで、年度内に市民が入れるようになったような配慮がしてあるわけですが、特に質問いたします点は、議案七十七号ならし、七十九号の学校の建設の工事の最終の日程についてであります。子供

たちは、できるだけ早く新しい学校に入りたい。こういったような気持ちをもっておると思います。特に初めて鉄筋化が進みます大矢知小学校がここに載っておるわけですが、できるだけ早く工事を完了し、そして子供たちを新しい学校に入れるということが市としてのつとめであると思うわけですが、日程的には三月の二十日が工事の最終日になっております。これが技術的なものでこういうふうになっておるのか、そういった点についてご質問したいわけでございます。

なお、予算的には、まだこのほかのいろいろな学校がすでに議決をされて、まだ工事請負契約の締結が済んでおらないわけですが、どうしても技術的にこれだけの日程がかかるんだと、そういうことになりましたと、これから工事の請負契約をし、そして工事にかかるようになりますと、十月ごろからかかり、それだけの日程を延ばすことによりまして、年度内には完成しないではないか、こういったような懸念もあるわけでございます。すべての工事契約について言えるわけですが、市民の要求から、できるだけ早くこういったような工事を完了し、そして市民にこれを使っていたく。こういったようなことが必要なわけだと思いますが、この日程についてどのような考え方できめられたのかについてご質問いたします。

○議長（山中忠一君） 建設部長。

「建設部長（園浦和己君）登壇」

○建設部長（園浦和己君） お答えいたします。

議案第七十七号大矢知小学校、七十八号富田小学校、七十九号常磐小学校、それぞれ三月二十日の工期になっておりますが、これは建築基準法に基づきました工事の期限を一ぱいに、一ぱいといえますか、ぎりぎりに算定をいたしましたして、三月二十日までかかるのでございますが、お説のように、学校及び生徒のためには一日も早く竣工いたし

まして、特にこの学校を、来年三月卒業される最高年の方には、たとえ一週間でも新しい学校、教室に入っていたら、卒業していただけますように最善の努力をするつもりでございます。

ほかに、当初予算で議決をいただきました学校、たとえば笹川中学校、あるいは富田中学校等は且下市長決裁を得まして、近くここ四、五日のうちに入札をいたしまして、契約ができるように取り進めております。

なお、それらは若干おくれましても、契約の、契約締結がおくれましても、議会のご承認を必要としない三千万円以下の工事でございますし、したがって、工事量も少のうございますので、大体二月の終わりに竣工するような工事でございます。

○議長（山中忠一君） 六平君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 建設部長の答弁で、大体了解したわけですが、できるだけ工期を縮め、そして一日も早くこういったものが利用できるようなふうにしていただきたいと思います。その点につきましては、担当の委員会で十分ご論議いただきまして検討していただきたいと思います。

終わります。

○議長（山中忠一君） ご質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 他にご質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

議案第五十七号、ないし議案第七十九号を関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、付託議案一覧表によりご了承願います。

付託議案一覧表

（昭和四十五年六月例会）

○総務衛生委員会

議案第五十七号 昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算（第一号）

第一条 歳入歳出予算中

歳入

議案第五十九号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

議案第六二号 昭和四十五年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

議案第六五号 町の区域の変更について

議案第六六号 町及び区域の変更について

議案第七〇号 工事請負契約の締結について

議案第七一号 工事請負契約の締結について

議案第七二号 工事請負契約の締結について

議案第七三号 工事請負契約の締結について

議案第七四号 工事請負契約の締結について

議案第七五号 工事請負契約の締結について

議案第七六号 工事請負契約の締結について

議案第七七号 工事請負契約の締結について

議案第七八号 工事請負契約の締結について
議案第七九号 工事請負券約の締結について

○教育民生委員会

議案第六〇号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

○産業水道委員会

議案第五八号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

○建設委員会

議案第五七号 昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算(第一号)

第一条 歳入歳出予算中

歳出第八款 土木費

議案第六一号 四日市都市計画事業浜田第二土地区画整理事業施行規程の制定について

議案第六三号 財産の出資について

議案第六四号 土地の取得について

議案第六七号 市道路線の認定について

議案第六八号 市道路線の廃止について

議案第六九号 市道路線の一部廃止について

○議長(山中忠一君) 次に、本日まで受理いたしました請願、陳情は、お手元に配布いたしました文書表のとおりであります。それぞれ一覧表記載の関係常任委員会に付託いたします。

受理番号	件名	付託委員会
請願第六号	老人福祉センター建設について	教育民生
請願第七号	市立県小学校的改築について	"
請願第八号	市立大池中学校校舎第二期工事建設について	"
請願第九号	南部地区排水計画の実施促進について	建設
請願第一〇号	学校給食費の値上げ分の市費補助について	教育民生
陳情第一一号	北大谷墓地の分譲について	総務衛生
陳情第一二号	市内開栄橋より北側運河埋め立てについて	建設
陳情第一三号	高花平児童館設置について	教育民生
陳情第一四号	公害患者のための福祉センター建設について	総務衛生
陳情第一五号	市内中瀬古町地内の防火用水池改修について	建設
陳情第一六号	国道一号線路線変更について	"

陳情第一七号	内部川右岩改修につて	建設
陳情第一八号	富田地内国道一号線一本松、豊栄橋間の道路改修につて	"
陳情第一九号	四日市機械金属団地内道路の整備改善につて	"
陳情第二〇号	学校給食費の値上げ分の市費補助につて	教育民生

○議長（山中忠一君） この際ご報告申し上げます。

目下建設委員会において審査中の、内部地内に児童公園設置についての陳情は、取り下げの申し出がありましたから、ご了承願います。

○議長（山中忠一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、来たる二十二日午前十時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後十一時十二分散会

昭和四十五年六月二十二日

四日市市議会定例会会議録（第四号）

四日市市議会

○議 事 日 程 第四号

昭和四十五年六月二十二日(月)午前十時開議

第一 議案第五七号 昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算

(第一号).....委員長報告：質疑、討論、議決

第二 議案第五八号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各

選挙区において選挙すべき委員の定数に関

する条例の一部改正について.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

第 八	議案第六四号	土地の取得について.....	〃	:	〃	:	〃	:	〃
第 七	議案第六三号	財産の出資について.....	〃	:	〃	:	〃	:	〃
第 六	議案第六二号	昭和三十五年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について.....	〃	:	〃	:	〃	:	〃
第 五	議案第六一号	四日市都市計画事業浜田第二土地区画整理事業施行規程の制定について.....	〃	:	〃	:	〃	:	〃
第 四	議案第六〇号	四日市市国民健康保険条例の一部改正につ	〃	:	〃	:	〃	:	〃
第 三	議案第五九号	四日市市役所出張所設置条例の一部改正につ	〃	:	〃	:	〃	:	〃
第 二	議案第五八号	四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各	〃	:	〃	:	〃	:	〃
第 一	議案第五七号	昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算	〃	:	〃	:	〃	:	〃

第九	議案第六十五号	町の区域の変更について……………	委員長報告：質疑、討論、議決
第一〇	議案第六十六号	町及び字の区域の変更について……………	〃
第一一	議案第六十七号	市道路線の認定について……………	〃
第一二	議案第六十八号	市道路線の廃止について……………	〃
第一三	議案第六十九号	市道路線の一部廃止について……………	〃
第一四	議案第七〇号	工事請負契約の締結について……………	〃
第一五	議案第七一号	工事請負契約の締結について……………	〃
第一六	議案第七二号	工事請負契約の締結について……………	〃
第一七	議案第七三号	工事請負契約の締結について……………	〃
第一八	議案第七四号	工事請負契約の締結について……………	〃
第一九	議案第七五号	工事請負契約の締結について……………	〃
第二〇	議案第七六号	工事請負契約の締結について……………	〃
第二一	議案第七七号	工事請負契約の締結について……………	〃
第二二	議案第七八号	工事請負契約の締結について……………	〃
第二三	議案第七九号	工事請負契約の締結について……………	〃
第二四	議案第八〇号	固定資産評価審査委員会委員の選任につて……………	〃
第二五	発議第八号	公有水面埋立についての意見について……………	議案説明：質疑、討論、議決

第二六	委員会報告第五号	陳情書審査結果報告……………	採 否 決 定
第二七	委員会報告第六号	請願書等審査結果報告……………	〃
第二八	委員会報告第七号	請願書等審査結果報告……………	〃

○本日の会議に付した事件

日程第一	議案第五七号	昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算（第一号）
日程第二	議案第五八号	四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について
日程第三	議案第五九号	四日市市役所出張所設置条例の一部改正について
日程第四	議案第六〇号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について
日程第五	議案第六一号	四日市都市計画事業浜田第二土地区画整理事業施行規程の制定について
日程第六	議案第六二号	昭和四十五年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定につて
日程第七	議案第六三号	財産の出資につて
日程第八	議案第六四号	土地の取得につて
日程第九	議案第六五号	町の区域の変更につて
日程第一〇	議案第六六号	町及び字の区域の変更につて
日程第一一	議案第六七号	市道路線の認定につて

日程第一二 議案第六八号 市道路線の廃止について
 日程第一三 議案第六九号 市道路線の一部廃止について
 日程第一四 議案第七〇号 工事請負契約の締結について
 日程第一五 議案第七一号 工事請負契約の締結について
 日程第一六 議案第七二号 工事請負契約の締結について
 日程第一七 議案第七三号 工事請負契約の締結について
 日程第一八 議案第七四号 工事請負契約の締結について
 日程第一九 議案第七五号 工事請負契約の締結について
 日程第二〇 議案第七六号 工事請負契約の締結について
 日程第二一 議案第七七号 工事請負契約の締結について
 日程第二二 議案第七八号 工事請負契約の締結について
 日程第二三 議案第七九号 工事請負契約の締結について
 日程第二四 議案第八〇号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第二五 発議第八号 公有水面埋立についての意見について
 日程第二六 委員会報告第五号 陳情書審査結果報告
 日程第二七 委員会報告第六号 請願書等審査結果報告
 日程第二八 委員会報告第七号 請願書等審査結果報告
 日程追加 磯津沖の砕石除去についての緊急質問について

○出席議員(四十二名)

小	訓	北	喜	川	加	笠	大	大	岩	伊	伊	伊	伊	荒	天	味
林	霸	村	野	村	藤	田	谷	島	田	藤	藤	藤	藤	木	春	岡
哲	也	与			定	七	喜	武	久	信	太	泰	金	武	文	一
夫	男	市	等	潔	男	衛	正	雄	雄	一	郎	一	一	治	雄	郎
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○欠席議員（二名）

○議事説明のため出席した者

市助市長公室役長	市長公室	総務部	税務部	産業部長
市助市長公室役長	市長公室	総務部	税務部	産業部長
市助市長公室役長	市長公室	総務部	税務部	産業部長
市助市長公室役長	市長公室	総務部	税務部	産業部長
市助市長公室役長	市長公室	総務部	税務部	産業部長

松島良一	宮田豊司	六平	安垣	山中	山本	吉垣	山谷
松島良一	宮田豊司	六平	安垣	山中	山本	吉垣	山谷
松島良一	宮田豊司	六平	安垣	山中	山本	吉垣	山谷
松島良一	宮田豊司	六平	安垣	山中	山本	吉垣	山谷
松島良一	宮田豊司	六平	安垣	山中	山本	吉垣	山谷

小後藤喜夫	坂上藤太郎	志積長十郎	高橋政一	辻誠二	坪井妙子	豊田	生川	野崎	長川	服部	早川	日沖	日比	藤井	前川	増山
小後藤喜夫	坂上藤太郎	志積長十郎	高橋政一	辻誠二	坪井妙子	豊田	生川	野崎	長川	服部	早川	日沖	日比	藤井	前川	増山
小後藤喜夫	坂上藤太郎	志積長十郎	高橋政一	辻誠二	坪井妙子	豊田	生川	野崎	長川	服部	早川	日沖	日比	藤井	前川	増山
小後藤喜夫	坂上藤太郎	志積長十郎	高橋政一	辻誠二	坪井妙子	豊田	生川	野崎	長川	服部	早川	日沖	日比	藤井	前川	増山
小後藤喜夫	坂上藤太郎	志積長十郎	高橋政一	辻誠二	坪井妙子	豊田	生川	野崎	長川	服部	早川	日沖	日比	藤井	前川	増山

厚生部長	小西忠臣	衛生部長	中山英郎	土木部長	三輪喜代司	建設部長	園浦和己	副収入役	村木喜代次	教育委員長	龍池清真	教育長	西川棟伍	次長	滝	病院長	市立事務局長	村山了	水道事業管理者	城井義夫	次長	菊地英也	技術部長	加藤弘	消防長	富山光三	消防次長	金田妙弘
------	------	------	------	------	-------	------	------	------	-------	-------	------	-----	------	----	---	-----	--------	-----	---------	------	----	------	------	-----	-----	------	------	------

○出席事務局職員

事務局次長	鷲野正和	次長	森正太郎	議事係長	小坂靖良	書記	柴田大之丞	書記	板崎
-------	------	----	------	------	------	----	-------	----	----

午前十時三分開議

○議長（山中忠一君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十六名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第四号により取り進めたいと思いますから、よろしく願います。

日程第一 議案第五十七号昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし

日程第二十三 議案第七十九号工事請負契約の締結について

○議長（山中忠一君） 日程第一、議案第五十七号昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし日程第二十三、議案第七十九号工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

本件に関する委員長長の報告を求めます。

まず、総務衛生委員長にお願いいたします。

大谷君。

〔総務衛生委員長（大谷喜正君）登壇〕

○総務衛生委員長（大谷喜正君） 総務衛生委員会に付託になりました議案第五十七号昭和四十五年度四日市一般会計補正予算（第一号）中関係部分ほか十四議案に対する当委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。当委員会は、去る十九日委員会を開会、関係各議案について慎重に審査いたしました結果、いずれも妥当なものとして認め、原案のとおり承認いたしました次第であります。

以下、その経過の概要と要望のありました諸点について申し上げます。

議案第五十九号四日市市役所出張所設置条例の一部改正については、町の設定等に伴い、出張所の所管区域を改正しようとするものでありまして、別段異議はなかったのですが、すでに住居表示整備事業が実施された地域において、行政区域、学区等に本事業の趣旨が十分に生かされていない現況もあり、今後の住居表示整備事業の実施にあたっては、少なくとも行政区域と学区を原則として一致させる方向に指導されるよう要望いたしました次第であります。

次に、議案第六十六号町及び字の区域の変更については、土地改良事業の実施による菅原町、智積町の一部の区域を変更しようとするものでありますが、字の名称について質疑があり、今後、町あるいは字の名称をつける場合には、全市的な立場から、合理的なつけ方を進めるべきであるとの意見がありました。

次に、議案第七十号ないし議案第七十九号は、いずれも工事請負の契約案でありまして、提出された資料等に基づき慎重に審査を行なったのであります。特に、工期の問題につきましては、理事者から部内において十分検討の結果、工事の遂行に必要不可欠の日数であるとの説明があり、これを了としたのでありますが、当委員会といたしましては、

これらの工事の工期が厳守されるよう要望をいたしました。

なお、議案第五十七号中関係部分、議案第六十二号及び議案第六十五号の三議案につきましては、別段異議はありませんでした。

以上、総務衛生委員会に付託になりました関係議案に対する審査結果の報告といたします。よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

伊藤君。

〔教育民生委員長（伊藤信一君）登壇〕

○教育民生委員長（伊藤信一君） 教育民生委員会に付託になりました議案第六十号四日市市国民健康保険条例の一部改正についてに対する当委員会の審査結果をご報告申し上げます。

本改正案は、地方税法の一部が本年四月から改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでありまして、別段異議はなく、原案のとおり承認いたしましたのでございます。

以上、簡単ではありますが、よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 次に、産業水道委員長にお願いいたします。

山本君。

〔産業水道委員長（山本 勝君）登壇〕

○産業水道委員長（山本 勝君） 産業水道委員会に付託になりました議案第五十八号四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正については、新しい町として、三重県知

事より告示がなされた、羽津地区の霞一丁目を第一選挙区に、また、八郷地区及び大矢知地区のあかつき台一丁目、あかつき台二丁目、あかつき台三丁目及び南垂坂町をそれぞれ第二選挙区に加えようとするものでありまして、去る十九日委員会を開会し審査をいたしました。別段異議なく原案のとおり承認いたしました。

よろしくご審議のうえ、ご賛同賜わるようお願いを申し上げます。

○議長（山中忠一君） 次に、建設委員長にお願い申し上げます。

増山君。

〔建設委員長（増山英一君）登壇〕

○建設委員長（増山英一君） 建設委員会に付託になりました議案第五十七号昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算（第一号）中関係部分ほか六議案に対する当委員会の審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

まず、議案第五十七号昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算（第一号）中、歳出第八款土木費は、霞ヶ浦海没地埋立に要する土量の不足による工事費の補正でありまして、別段異議はなかったのでありますが、本事業の実施に当たって、山土採取の場合は、その沿道の交通安全対策並びに道路整備について十分配慮されるよう強く要望いたし、原案どおり承認をいたしました。

次に、議案第六十一号四日市都市計画事業浜田第二土地区画整理事業施行規程案は、土地区画整理法に基づき、本事業の実施に必要な事項を規定しようとするものであります。別段異議なく承認いたしました。

議案第六十三号財産の出資につきましては、現在の四日市船員会館の経営を抜本的に改善する財団法人組織にし、当該財団法人は、四日市港管理組合を主体として設立するもので、その理事会は、四日市港管理組合、県、市の関係者、その他海運関係役員等をもって構成されるものでありますが、その基本財産として、市有の四日市船員会館敷地

約二千九百三十五平方メートルのうち約六百六十一平方メートル、評価額にして七百万円相当額を出資したいとの理事者の説明があり、当委員会としては、四日市船員会館の経営主体が四日市港管理組合でなされる以上、県、市の出資割合は、四日市港管理組合に対する県、市の負担率を尊重すべきであるとの要望をいたし、これを了としたのであります。

次に、議案第六十四号土地の取得は、住宅金融公庫の査定により決定した価格をもって取得するものであり、また議案第六十七号及び議案第六十八号、議案第六十九号は、市道路線の廃止並びに一部を廃止しようとするもので、以上四議案いずれも別段異議なく原案どおり承認いたしました。

以上、簡単でございますが、当委員会の審査結果のご報告といたします。よろしくご審議のうえ、ご賛同賜わりますようお願いをいたします。

○議長（山中忠一君） 以上で、各委員長の報告は終了いたしました。

各委員長の報告に対して、ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご質疑はありませんか。

これをもって委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

おはかりいたします。これら二十三件につきましては、討論の通告もありませんので、直ちに採決を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。

これより議案第五十七号昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算（第一号）ないし議案第七十九号工事請負契約の締結についての二十三議案を一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

これら二十三件は、各委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 異議なしと認めます。よって、議案第五十七号昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算案（第一号）ないし議案第七十九号工事請負契約の締結については、原案どおり可決されました。

日程第二十四 議案第八十号固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第二十四、議案第八十号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 議案第八十号固定資産評価審査委員会委員、春木周生氏は、六月二十二日をもって任期満了となりますので、再び同氏を委員に選任したいと存じ、ここにご同意をお願いするものであります。なお同氏のご経歴につきましては、お手元に配布いたしました資料のとおりであります。

○議長（山中忠一君） ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。ただいま議題となっております議案第八十号については、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行ないたいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。

それでは議案の採決を行ないます。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、議案第八十号固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに決しました。

日程第二十五 発議第八号公有水面埋立についての意見について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第二十五、発議第八号公有水面埋立についての意見についてを議題といたします。

本件は、商港施設の拡充強化をはかるため、用地造成に関する公有水面の埋め立てについて、四日市港湾管理者の長から意見を求めてまいりましたので、本案のとおり通知しようとするものであります。工事の内容その他については、議案添付の申請書のとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 質疑なしと認めます。

おはかりいたします。ただいま議題となっており、発議第八号につきましては、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行ないたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、発議第八号公有水面埋立についての意見については、原案のとおり可決されました。

日程第二十六 委員会報告第五号、ないし

日程第二十八 委員会報告第七号

○議長（山中忠一君） 次に、日程第二十六、委員会報告第五号、ないし日程二十八、委員会報告第七号の三件を一括議題といたします。

ご質疑、ご意見がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 別段ご質疑、ご意見ありませんので、本件を各委員長の報告どおり決定いたしましてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、委員会報告第五号ないし委員会報告第七号は、各委員長の

報告どおり決定いたしました。

五					報告番号	件名	委員会	審査結果
六					請願・陳情番号			
陳情 第一四号	請願 第一五号	市立中瀬古町地の防 火用水池改修について	老人福祉センター建設 について	市立県小学校的改築に ついで	市立大池中学校校舎第 二期工事建設について	学校給食費の値上げ分 の市費補助について	高花平児童館設置につ いて	民生育
陳情 第一三号	請願 第一〇号	市立大池中学校校舎第 二期工事建設について	学校給食費の値上げ分 の市費補助について	高花平児童館設置につ いて	市立大池中学校校舎第 二期工事建設について	学校給食費の値上げ分 の市費補助について	高花平児童館設置につ いて	民生育

七					
陳情 第二〇号	請願 第九号	陳情 第二号	陳情 第二二号	陳情 第一八号	陳情 第一九号
学校給食費の値上げ分の市費補助について	南部地区排水計画の実施促進について	海蔵地内の蒲の川排水路改良とこれに伴う道路拡幅工事実施について	市内開栄橋より北側運河埋め立てについて	富田地内国道一号線一本松、豊栄橋間の道路改修について	四日市機械金属団地内道路の整備改善について
建設					
	採 択	不 採 択	採 択		

○議長（山中忠一君） なお総務衛生、産業水道、建設の各常任委員長から、目下委員会において審査中の件については、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにして、異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

陳情第一一号 北大谷墓地の分譲について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十五年六月二十二日

総務衛生委員会

委員長 大 谷 喜 正

四日市市議会議長

山中忠一 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

陳情第一号 県立四日市専修職業訓練校に対する建設費補助について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十五年六月二十二日

産業水道委員会

委員長 山 本 勝

四日市市議会議長

山中忠一 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

請願第一五号 近鉄電車の高花平乗り入れについて

陳情第一〇号 諏訪公園地下駐車場設置について

陳情第一六号 国道一号線路線変更について

陳情第一七号 内部川右岸改修について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十五年六月二十二日

建設委員会

委員長 増 山 英 一

四日市市議会議長

山中忠一 殿

○議長（山中忠一君） また、近鉄高架促進、広域行政、公営駐車場、公害対策、青少年対策の各特別委員長から、

目下委員会において調査中の件については、お手元に配布いたしました申出書のとおりで、閉会中の継続調査の申し出があります。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしていただきましてご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

閉会中継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について左記により閉会中もお継続調査すべきものと決定したから、会議規則第九十条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

近鉄名古屋線の市内高架化について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十五年六月二十二日

近鉄高架促進特別委員会

委員長 安 垣 勇

四日市市議会議長

山 中 忠 一 殿

閉会中継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について左記により閉会中もお継続調査すべきものと決定したから、会議規則第九十条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

行政区域の拡大について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十五年六月二十二日

広域行政特別委員会

委員長 岩 田 久 雄

四日市市議会議長

山 中 忠 一 殿

閉会中継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について左記により閉会中もお継続調査すべきものと決定したから、会議規則第九十条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

公営駐車場の設置について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十五年六月二十二日

公営駐車場特別委員会

委員長 北 村 与 市

四日市市議会議長

山 中 忠 一 殿

閉会中継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について左記により閉会中もお継続調査すべきものと決定したから、会議規則第九十条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

公害基本計画の策定及び公害防止のための緑化計画について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十五年六月二十二日

公害対策特別委員会

委員長 伊 藤 太 郎

四日市市議会議長

山 中 忠 一 殿

閉会中継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について左記により閉会中もお継続調査すべきものと決定したから、会議規則第九十条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

青少年健全育成のための施設整備計画及び組織機構について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十五年六月二十二日

青少年対策特別委員会

委員長 早 川 正 夫

四日市市議会議長

山 中 忠 一 殿

○議長（山中忠一君） 次に、監査委員より、監査結果報告について、並びに現金出納検査結果報告については、報告第十一号ないし報告第二十号の十件がまいっております。

お手元に配布いたしておりますので、これによってご了承願います。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午前十時二十六分休憩

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前十一時四十五分再開

この際、理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 先日、笠田議員よりご質問のありました、富田駅西側の道路の問題につきまして、土曜日の昼から笠田議員ともども私現地を調査をいたしました。現地の状況を十分認識いたしましたので、今後市長の答弁のように努力をいたしたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際ご報告申し上げます。

○議長（山中忠一君） 笠田君。

○笠田七衛君 了解。

日程追加 磯津沖の碎石除去についての緊急質問について

○議長（山中忠一君） この際おはかりいたします。磯津沖の碎石除去について、伊藤太郎君から緊急質問の通告があります。

伊藤太郎君の緊急質問に同意のうえ、この際日程に追加し、発言を許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、伊藤太郎君の緊急質問に同意のうえ、この際日程に追加し、発言を許すことに決しました。

伊藤君。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 私がお尋ねをする緊急質問に関連をいたしまして、非常にご配慮を賜っております、笠田、志積、服部、喜多野、六平、大島、松島、生川、小林喜夫、坪井、十議員を代表して質問を申し上げたいと考えます。

磯津沖の碎石の投棄についてでございます。

磯津漁業の中の、小漁の方およそ百十名余りあるんですが、その小漁の方は、長年の間不漁に悩んでいたのです。海底の汚染といいますが、あるいは海水の汚濁といいますが、いろいろな条件が複合しまして、魚類はくさいし、貝類は発生しないし、非常な生活上の脅威を長年磯津の方々は今までみえただけでございます。

ところが、いろいろ市をはじめ企業のいろいろな施策が実ったと申しましょうか、ようやく本年におきまして、希望の赤貝があの沖合い一帯に数多く繁殖してまいりました。小漁の方々は、小踊りして、これに大きな期待を持って、何とかしてこれで長年の不漁を取り戻したいということにわき立ったのでございます。

ところが、いよいよ漁を始めましたところ、昭和のあのシーバースから南方近い四千五百メートルのシーバースと、それからもう一つ沖の、五千五百メートルぐらいですか、そのシーバースのちょうど中間から南にかけて、三キロ、四キロにわたってたくさんの碎石が投げられておるのでございます。

ご承知のように、赤貝をとる漁具は、ちょうどくしの歯のような形をした漁具でありまして、長さ三メートル強でございます。それを、海の底を歩いて、貝を採取するんでございますが、たくさんの碎石が、小さいものでござい大ぐらい、大きなものであると十キロ、二十キロあるいは三十キロに及ぶものが無数にあそこに投げられておるのでございます。それまでもたびたびとその捨てている状況を見た方もございます。

これは、その石から見ても、鳥羽方面あるいは知多方面の島での割った石でございまして、これは霞ヶ浦の埋め立て

に使われたものでございます。その運搬船が持ってきた石を、陸揚げしまして、埋め立てに使用して、そうして、帰りにまた、ちょうどこの先ほどの場所を通るときに、掃除をしてすっかりせんことには、今度また積むときには、きめられた十トンなり二十トンなりを積むことができないので、全部そこですっかり掃除がてら捨てていくというのが常であつたらしいのでございます。

このために、ようやく生き返った漁場がすっかりそのために取られてしまい、漁具に入ってくるというのと、重くて三人や四人ではとても上げられない。漁具はこわれるがや、貝類は採取できないがや、そこでもうこのごろ中は百人内外の方々は、ただ手をこまねいて見ておるよりしかたがない。ちょうど宝の山を眼前に見ながら、一方に数多くの家族をかかえて、実に毎日苦しんでいられるのが小漁の方々の嘆きでございます。何とかこれを早急に除去して、久しぶりにわいたその海の宝を思う存分とれるようにしてやっていただきたい。これが今日市長にお願いする、お尋ねする根幹でございます。

何とかして、これが早く解決できないものか。もちろん、この件につきましては、管理組合あるいは霞ヶ浦埋立事業団、その両者に大きな関係があることは申すまでもないんでございますが、市民の大きな悩み、もうきょうもみな遊んでみえる、きのうもおとついても何ともならぬ、ただ手をこまねいてその除去を待っておるといふような、その姿を見るに忍びませんので、緊急の対策を講じられたく、ここにお尋ねする次第であります。

（拍手）

○議長（山中忠一君） 静粛にお願いします。
市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君）　ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

ご承知のように、四日市港開発事業団の事業は、この五月をもって一応の事業を終了したわけでございます。この、ただいまご指摘のございました石の工事は、昭和四十二年末から昭和四十三年の十月ごろまでこの石の護岸工事をやっておったわけでございまして、この三十八万坪の工事の護岸につきましては、大成建設が請負っておったわけでございます。大体先ほども、当時の工事の責任者を呼んで伺いましたところ、三十五万立米の石を使ったわけでございまして、この石は、まあ大小必要だったわけでございますが、護岸とサンドドレーンのための小さい石等も必要だったわけでございますが、石は主として愛知県の幡豆石材、鳥羽の菅島、あるいは尾鷲から購入をしておったわけでございまして、大体小さいもので産地で五百円、大きなもので千円、四日市の投石場に持ってきてまして千五百円から二千円でこれを仕切っておったわけでございます。

ご承知のように、この工事は非常に単価がきびしゅうございまして、現在千葉あるいは堺等で行なわれておる事業に比較いたしました、二分の一あるいは三分の一の安い造成費ででき上がっておるわけでございます。それだけに石の仕切り値段もたいへんきびしかったと、そういうのが事実でございまして、途中で捨てたというご指摘でございますが、当時のいろいろの関係者の話を聞いてみますと、このようにきびしい採算であったために、そんなに捨てる余裕は全くなかったというところでございます。まあ積み残しておけば、それだけ積みときに石をよけいに積まなくて助かるではないかということが、まあ業者の話でございまして、まあたとえは、十トン積んできて、八トンだけおろして二トン残っておれば、鳥羽なりあるいは幡豆へ帰っても、二トン残っておるから八トンだけ積みばよいという理屈があるわけでございまして、それだけ石の業者がもうけになるではないかということで、まあ捨てるということはなかなか考えにくいと。ことに、三キロにわたって捨てるということは、このようなきびしい工事の採算から見ても、非

常に問題が疑問に思われるわけでございます。

また、ご指摘のように、このシーバースの近くでございしますが、シーバースを建設するときにはいたしましたが、相当基礎工事の土砂を掘り上げて、そのシーバースの近くへ置いたということでございまして、それがまあ長年にわたって、砂だけ流れ去って石だけ残ったということも考えられますし、また四日市港管理組合の事業もやられておりますし、その他日本鋼管の津の造船所の工事もあったわけでございまして、余った石を、このような高価なものを、捨てるということは考えにくいというところでございます。

しかしながら、まあそういうご指摘がございしますので、関係方面に調査を依頼しなければならないと思いますが、四日市の工事につきましては、ご承知のように、四日市工事請負規則というのがございまして、この開発事業団の場合にいたしましたも、何と申ししましても事業団の責任で、監督責任がございしますので、請負契約を、この四日市の工事請負規則に準じて開発事業団でも請負契約を結んでおりますが、その第二十一条に、第三者に請負業者がこの事業によって損害を与えた場合には、請負業者がこの損害賠償をするという契約を結んでおりますので、そういうことも十分今後の問題として考えられるわけでございますが、一応管理組合、あるいは海上保安部等にも調査を依頼し、ご相談申し上げます、対策を講じていきたいと、さように考えておる次第でございします。

○議長（山中忠一君）　伊藤太郎君。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君　ただいま市長のご答弁をいただいたのであります。

要するに、捨てるはずはないと、高価な石やから捨てるはずはないと、こういうぐあいにおっしゃるんですが、いまおっしゃたような値段であり、私どもが実物を、あの玄関に置いてある実物を見ても、そんなに思われる

んでありますが、しかし、事実は事実でございますして、三キロ、四キロにわたって磯津のずうっと南のほうまで帯状に捨てられてあることが小漁の方が十分確認をしていらっしやるんであります。

だから、ひとつ現場について潜水夫なり、あるいは何かの方法を講じて、早急にあれをとにかく除去するようなことを業者とひとつ相談を願いたいと思いますが、どうでしょう。

それから、小漁の方は、先ほども申し上げましたように、宝の山を目の前に見て、しかも、ようやく三年、四年とかかってやっと海の何といいますかスラッジといいますか、海の下にもってあったまっ黒のものが、ようやく貝類の生存に適してやれやれと思ったそのとたんに、こういうような現状になされて放置されてあると。この小漁の方の漁業者の心持ちを十分ひとつお察しを願って、何とかしてこれを緊急に処置を講じていたきたいと、こんなに思っています。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

ただいまのご質問につきましては、すでにこの五月に終わってわけでございますが、その間、まあ四十四年度もそういういろいろの話も伺っておりませんし、まあ工事中につきましても、私はまあ不明にしてそういう事実を十分存じておりませんでしたので、また直接そういう話も、事業団に深刻な話が持ち込まれたという事態も聞いておりません。したがって、今後よく、先ほど申し上げましたように、関係者と相談申し上げます、対策を講じたいと、さように思います。

まあ赤貝の生息地域がどの程度に及び、またどのような阻害状況になっておるのかというようににつきまして

も、その節一応調べさせていただきたいと、さように考えております。

何ぶん海底のことでございますして、見たところではわかりませんし、いま伊勢湾台風のときにも、尾鷲あるいは愛知の幡豆石材等から、ずいぶんこの三重県の護岸には石を運んでおります。そういういろいろないろいろの関係がございますので、その投石があったにいたしましても、私は、先ほど申し上げましたように、事業団事業のみによってそこにそれだけ投石されるということとは、三キロにわたっても投石するということは、考えられないということでございます。

○議長（山中忠一君） 伊藤太郎君。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 ただいまご回答を得たわけですが、市長は、そういうようなことをいままで聞いていなかったと、三キロにもわたって投石があったとは考えられないと、こうおっしゃいますが、確かに、市長の、現在としてはそういうぐあいにお考えになると思いますが、私も小漁の方に聞いたのでは、これは、まず現場に行けば、私たちが案内をするから、とにかく落っしておる現状を、とって見てもらいますから、とにかく関係の方、責任の方、管理組合でありあるいは埋立事業団の方につぶさに来てもらいたい、来て現場をひとつ確認してもらいたい。これがその一つでございます。

それともう一つは、小漁の方は、いままであそこに貝があまりわかぬ、昔はもちろんあそこたくさんバカとかあるいはトリ貝とか赤貝がたくさんいた地点でございますが、もうこの海水汚濁が来てからはもうわかなくなった、だから比較的關係も薄かった。しかし、あそこに砕石が投げられておるということは、うすうすみな感じてみえられたことし初めて赤貝が多数な発生したということで、期待が大きかっただけに、それに対する失望が大きい、こういう

ようなことでございますので、ひとつ、何とか小漁については、早急に研究をしていただきたいと思います。百に余る方々の家族を含めての生活がここにかかっておりますので、ひとつ早急にひとつこの解決をお願いをするわけでございます。このままでいけば、あしたもあさっても、もう見ながらどうにもできないと、こういうような現状でございます。

なおまた、小漁の方は、いままで下請業者とか、あるいはそういういま市長のおっしゃったような請負者の方々ともいろいろ話し合いをしたところが、そこに帰りしなに船を軽くして、運ぶ回数をふやすために、あそこへ捨てられたということを現に認めていらっしゃるというようなことも確かなこととして聞いております。その場にそれを見た人もあるということも聞いておりますので、決してこれが白子やあるいは津とか御殿場のほうから流れてきたものではないし、また、そんな流れそうな軽いものではございません。大きなかたまりで、いま市長がおっしゃったように、一かたまり二千円もするぐらいかしらんと思われるような蛇紋石かと思われるりっぱな石でございますので、決してこれはよそからほうてきたとも流れてきたとも思えないのでございます。明らかにこれは、霞ヶ浦の埋め立てに関連したものであるということは歴然といたしておりますので、毎日ほんとうに手をこまねいて宝の山を見て涙にくれていらっしゃる漁民のために、早急にこの点のご処理をしていただきたいのであります。

突然のこととありますので、市長もいろいろお困りのことと存じますが、これだけはひとつ四日市の大きな公害問題につながる大きな切実な叫びでございますので、ぜひとも早急に解決をしていただくことを、くれぐれもお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和四十五

年六月四日市市議定会定例会を閉会いたします。

連日、ご熱心にご審議をいただきまして、まことにご苦労さまでした。

午後零時十分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

署 名 議 員	署 名 議 員	四日市市議会議長
訓 覇 也 男	志 積 政 一	山 中 忠 一